

復興フォローアップ委員会次第

日 時：平成 23 年 5 月 10 日(火)

15:00～17:00

場 所：兵庫県公館第 1 会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 復興フォローアッププロジェクトについて

専門委員会の活動状況報告

高齢者自立支援専門委員会報告

まちのにぎわいづくり専門委員会報告

(2) 今後の復興施策の推進方針について

阪神・淡路大震災 今後の復興施策の推進方針（案）の概要

(3) 東日本大震災の被災地復興に向けての委員会提言（案）について

4 報告事項

震災障害者及び震災遺児実態調査について

5 閉 会

[配布資料]

(資料 1) 平成 22 年度復興フォローアッププロジェクト報告

(資料 2) 阪神・淡路大震災 今後の復興施策の推進方針（案）

(資料 3) 東日本大震災の被災地復興に向けた提言について

(資料 4) 震災障害者及び震災遺児実態調査について

(参考資料 1) 震災障害者実態調査報告書

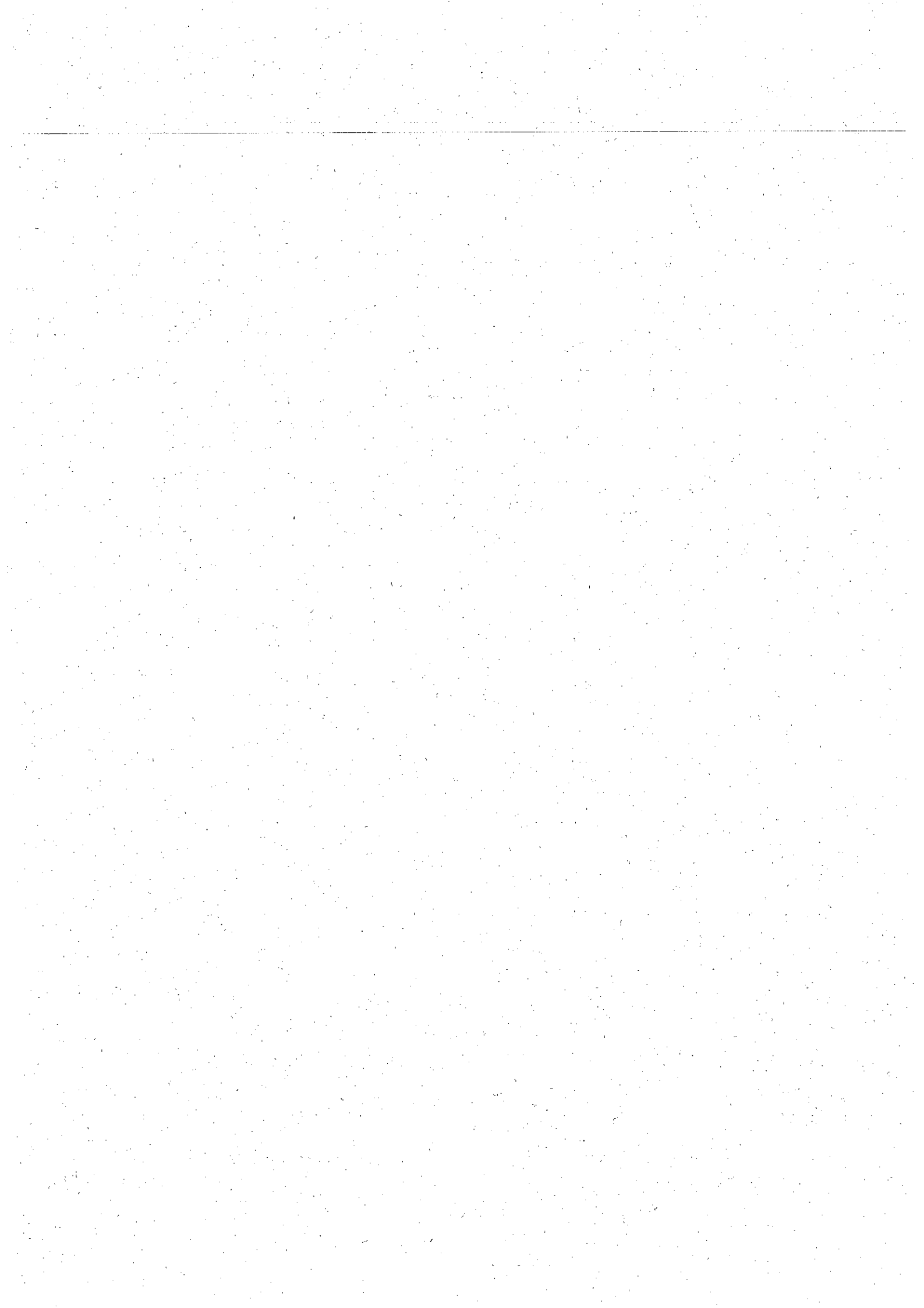
(参考資料 2) 震災遺児実態調査報告書

平成 22 年度

復興フォローアッププロジェクト (案)

- I 専門委員会の活動状況
- II 高齢者自立支援専門委員会
- III まちのにぎわいづくり専門委員会

平成 23 年



I 専門委員会の活動状況

高齢者自立支援専門委員会	まちのにぎわいづくり専門委員会
<p>6月24日(木)</p> <p>第1回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会 ○高齢者自立支援の取組、事例発表</p> <p>7月29日(木)</p> <p>第1回高齢者自立支援専門委員会 及び現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度高齢者自立支援専門委員会の進め方について ○ 今後の高齢者自立支援に関する課題について ◇ 現地調査 芦屋市 あじや喜楽苑 	<p>8月2日(月)</p> <p>第1回まちのにぎわいづくり専門委員会 及び現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度まちのにぎわいづくり専門委員会の進め方について ○ まちのにぎわいづくり一括助成事業の新制度の概要について ○ 今後のまちのにぎわいづくりに関する課題について ◇ 現地調査 神戸市 岡本商店街 (岡本商店街振興組合)
<p>9月10日(金)</p> <p>第2回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会 ○ 介護サービスについて</p>	
<p>11月26日(金)</p> <p>第3回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会 ○ コミュニティづくり</p>	
<p>12月2日(木)</p> <p>第2回高齢者自立支援専門委員会 及び現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者自立支援ひろば事業の平成22年度以降のあり方について ○ 22年度復興フォローアップ高齢者自立支援専門委員会中間報告(案)について ◇ 現地調査 神戸市北区 桜の宮住宅 	<p>12月3日(金)</p> <p>第2回まちのにぎわいづくり専門委員会 及び現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まちのにぎわいづくり一括助成事業の平成22年度採択結果について ○ 22年度復興フォローアップまちのにぎわいづくり専門委員会中間報告(案)について ◇ 現地調査 神戸市 元町商店街 (みなと元町タウン協議会)
<p>12月28日(火) 復興フォローアップ委員会</p>	
<p>3月3日</p> <p>第3回高齢者自立支援専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度復興フォローアップ高齢者自立支援専門委員会報告(案)について 	<p>3月9日</p> <p>第3回まちのにぎわいづくり専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 22年度復興フォローアップまちのにぎわいづくり専門委員会報告(案)について
<p>3月9日(水)</p> <p>第4回高齢者自立支援ひろばスタッフ研修会 ○ 認知症対策について</p>	
<p>5月10日(火) 復興フォローアップ委員会</p>	

平成 22 年度復興フォローアップ委員会

専門委員会委員名簿

高齢者自立支援専門委員会 [◎：委員長 ○：副委員長]

氏 名	所 属 ・ 職
鮎沢 慎二	ユープこうべ生活文化・福祉部 課長
○市川 禮子	社会福祉法人きらくえん 理事長
河合由紀子	わ・輪・Wa 尼崎 代表
神崎 初美	兵庫県立大学地域ケア開発研究所 教授
○佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 事務局長
豊田 俊	兵庫県医師会 常任理事
馬場 正一	兵庫県社会福祉協議会 地域福祉部長
◎松原 一郎	関西大学 教授
室崎 千重	県立福祉のまちづくり工学研究所 特別研究員

まちなのにぎわいづくり専門委員会 [◎：委員長 ○：副委員長]

氏 名	所 属 ・ 職
東 朋治	(有)協働研究所 取締役
大西 研	西宮商工会議所 常務理事
◎加藤 恵正	兵庫県立大学政策科学研究所 所長・教授
○角野 幸博	関西学院大学 教授
○小林 郁雄	阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク 代表
田中 まこ	神戸フィルムオフィス 代表
濱田 恵三	流通科学大学 教授
村上季実子	長田神社地域活性化協議会 事務局長
和田真理子	兵庫県立大学政策科学研究所 准教授

Ⅱ 高齢者自立支援専門委員会

1 高齢者を取り巻く現状

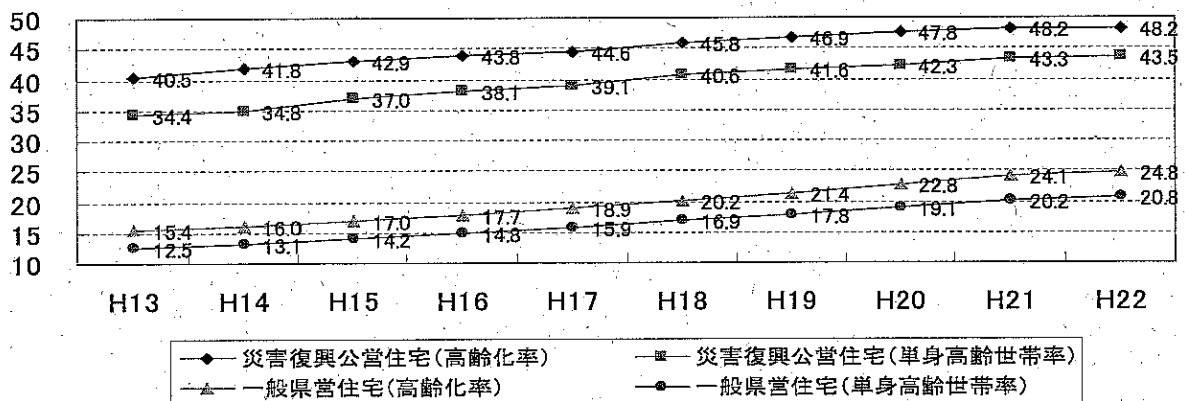
(1) 災害復興公営住宅の状況

① 高齢化の進展

災害復興公営住宅は、一般県営住宅に比べて著しく高齢化が進んでいる。平成22年11月時点で、災害復興公営住宅の高齢化率は48.2%、単身高齢世帯率は43.5%である。それに対して、一般県営住宅の高齢化率は24.8%、単身高齢世帯率は20.8%である。

認知症や精神疾患、閉じこもりの高齢者が増加するとともに、自治会活動などコミュニティの形成や維持の面でも支障が出ており、今後の加齢とともにこれらの課題の深刻化が懸念される。

図表 災害復興公営住宅の高齢化率及び単身高齢世帯数

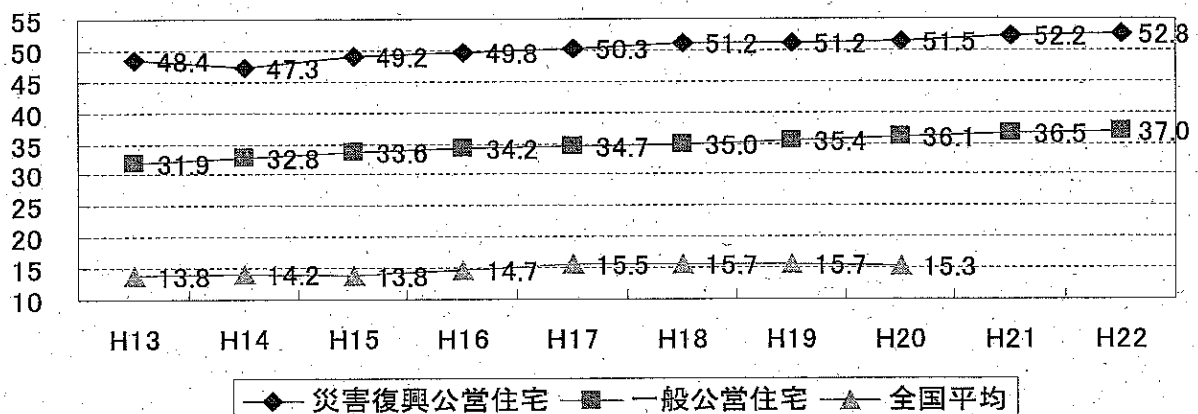


資料：兵庫県復興支援課調べ

② 単身高齢者の状況

災害復興公営住宅は、単に高齢化率が高いだけでなく、住宅内の高齢者に占める単身高齢者の多さも特徴といえる。単身高齢者の割合はいずれも増加傾向にあるが、平成22年では、一般県営住宅37.0%に対し災害復興公営住宅は52.8%であり、災害復興公営住宅では、はるかに高い水準で推移している。(全国平均については、平成20年度まで発表されている。)

図表 高齢者数に占める一人暮らし高齢者数の率



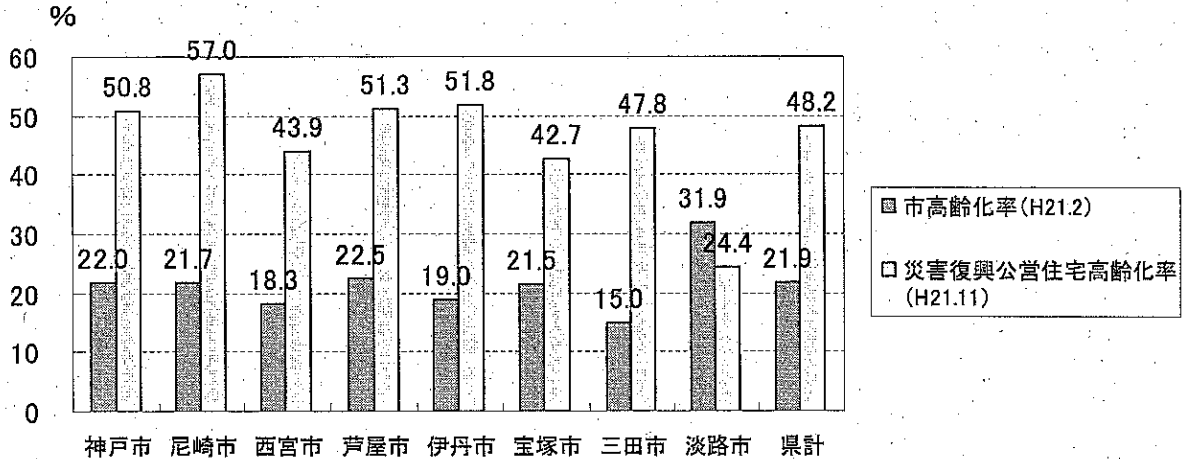
資料：国立社会保障人口問題研究所「人口統計資料集（2010年版）」

兵庫県復興支援課調べ

③ 各市の全体の高齢化率との比較

高齢者自立支援ひろばを設置している市ごとに市全体の高齢化率と災害復興公営住宅の高齢化率を見ると、ほとんどの市において、災害復興公営住宅の高齢化率が市全体の高齢化率の2倍以上となっている。

図表 高齢者自立支援ひろば設置市及び災害復興公営住宅高齢化率

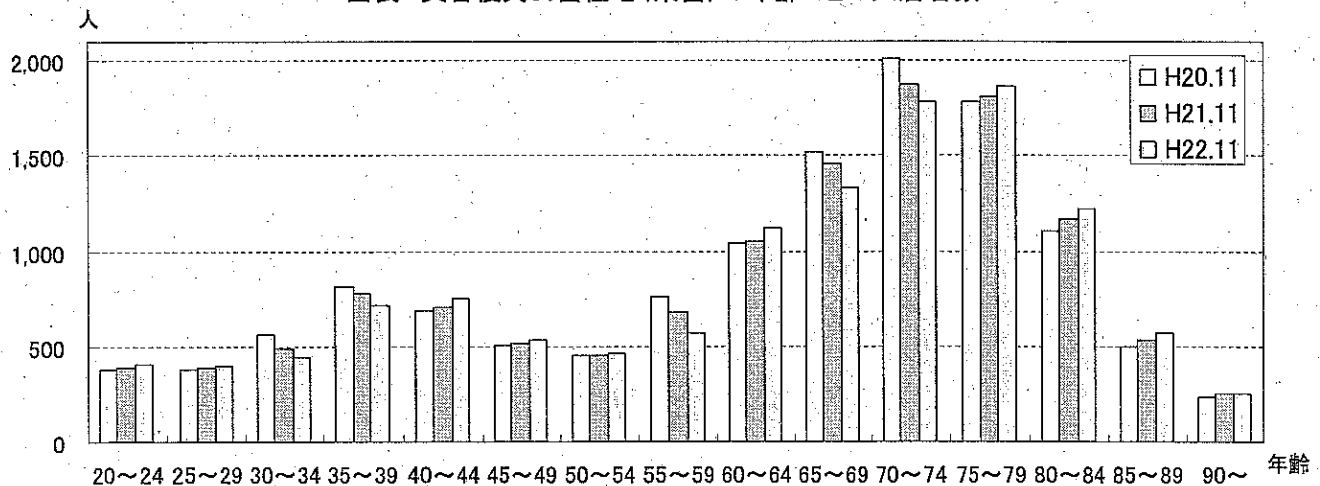


資料：兵庫県情報事務センター「厚生統計情報」、兵庫県復興支援課調べ

④ 住民の年齢構成の状況

災害復興公営住宅の年齢ごとの入居者数について、直近の3年間を比較すると、65～74歳までの前期高齢者は減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者は増加している。今後もこの傾向は続くと思われることから、災害復興公営住宅の高齢化の課題は、より深刻さを増していくことが懸念される。

図表 災害復興公営住宅(県営)の年齢ごとの入居者数



資料：兵庫県復興支援課調べ

2 高齢者の見守りに係る最近の動向

(1) 国の動向（地域包括ケアシステムの構築等）

高齢者所在不明問題をきっかけに家族や地域から孤立しがちな高齢者への支援の必要性が再認識されており、平成24年度の第5期介護保険事業（支援）計画策定の基本目標に、「孤立化の恐れがある高齢単身・夫婦のみ世帯の生活支援」を追加する総理指示がなされている。

また、地域における日常的な支え合い活動の体制整備のため、平成22年度予算で、200億円の「地域支え合い体制づくり事業」が追加補正されるとともに、菅総理の南芦屋浜におけるLSAによる24時間見守り体制の視察を踏まえ、地域包括ケアシステム推進のため、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業、集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合生活支援事業などを新年度予算案に盛り込んだ。

さらには、介護サービスの基盤強化を目的として、介護保険法の一部を改正しようとする動きもある。

これらの動きは、これまで県が復興施策として取り組んできた高齢者自立支援の方向と合致するものであり、超高齢社会を迎えた日本における高齢者施策として、国が評価してきたものと思われる。

○ 地域包括ケアシステム

「ニーズに応じた住宅の提供を基本とし、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援の場で適切に提供できるような地域での体制」を目指す。

①医療との連携強化、②介護サービスの充実強化、③予防の推進、④見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保や権利擁護、⑤バリアフリーの高齢者住宅の整備の視点で、包括的、継続的な取り組みを行う。

【参考】

1 地域包括ケアシステム推進事業

① 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。

② 集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合生活支援事業

24時間365日対応相談窓口を設置し、緊急時対応や相談援助等を行うとともに、介護保険外サービスを含めた関係事業者が連携し、総合的なサービスを提供する。

③ 地域包括支援センター等機能強化事業

24時間対応在宅サービスを含めた介護保険サービスや見守り活動等の介護保険外サービスなどの支援ネットワークの構築を目指し、コーディネーターを配置し、地域包括支援センターの機能強化を図り、包括的にコーディネートする事業を実施する。

2 介護保険法の改正趣旨

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを包括的に支援するため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設・・・以下省略・・・

(2) 県の動向（高齢者居住安定確保計画の策定等）

県では、昨年5月の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正を受け、住宅施策と福祉施策を連携させて総合的かつ計画的に施策展開を図り、高齢者の居住の安定確保を一層推進するため、平成23年度秋を目途に「兵庫県高齢者居住安定確保計画」の策定を進めている。

また、国による介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金200億円の補正予算に対応して、「地域支え合い体制づくり事業」を実施することとした。

3 高齢者自立支援の取り組み

(1) 高齢者見守りの状況

被災地内の見守り状況は、災害復興公営住宅では、高齢者自立支援ひろば、SCS及びLSAでのカバー率が約45%で、残りの約55%を市独自の見守り施策でカバーしており、一般の公営住宅においては、約90%が市独自の地域福祉で対応している。

種別	支援体制	災害復興公営住宅			見守り支援のカバー率	一般公営住宅			見守り支援のカバー率	
		県営	市営	合計		県営	市営	合計		
シルバーハウジング	LSA配置	32	37	69	LSA:23.9% ひろば:19.4% SCS:2.4% 市独自:54.3%	2	16	18	LSA:2.0% ひろば:7.9% SCS:0.8% 市独自:89.4%	
その他	ひろば・ランチ設置基準を満たす住宅	2	5	7		1	6	7		
	ひろば巡回	0	9	9		0	6	6		
	SCS巡回	0	2	2		0	1	1		
	各市独自対応	9	18	27		8	39	47		
	上記以外の住宅	ひろば常駐	3	7		10	3	15		18
		ひろば巡回	3	27		30	9	31		40
		SCS巡回	0	5		5	1	5		6
		各市独自対応	31	99		130	223	536		759

〔※ ひろば設置基準：高齢者が50人以上居住し、かつ高齢化率が40%以上の住宅〕
〔※ ブランチ設置基準：高齢者が50人以上居住し、かつ高齢化率が50%以上の住宅〕

(2) 高齢者自立支援ひろばの取り組み

被災高齢者の自立支援施策の軸は、平成18年度に巡回型の「SCS（高齢世帯生活援助員）」から常駐型の「高齢者自立支援ひろば」（以下「ひろば」という。）へとシフトした。それ以降、順調に新規開設が進められており、平成23年3月末現在で50箇所「ひろば」及び「ランチ」が設置されている。

○ ひろば活動状況（H22年度実績）

見守り対象世帯	13,710世帯
健康づくり事業の実施回数	497事業
コミュニティ支援事業の実施回数	902事業
プラットフォームの場としての活用	2,867日

(3) 集合住宅での総合支援モデル推進事業

国からの受託事業として、高齢化率の高い公営住宅において、居宅介護支援事業所が、見守り支援を行うモデル事業を実施し、その普及を図ることとしている。

【事業の概要】

実施主体：居宅介護支援事業者

実施住宅：県営姫路西庄鉄筋住宅（戸数：180戸）

実施期間：平成22年9月～平成23年3月

実施内容：(ア) 自治会活動リーダーの養成、活動支援

(イ) 活動リーダー会議の開催（月1回）

(ウ) 閉じこもり予防のためのふれあいサロン等交流事業の開催（月1回程度）

(エ) 高齢者なんでも相談会（月1回程度） 等

平成23年度は、モデル事業の成果の普及のため、県下5箇所で開催予定

(4) 地域支え合い体制づくり事業

国の補正予算に対応し、県では介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金を活用し、「地域支え合い体制づくり事業」として、公営住宅へのLSAの配置促進やLSAによる24時間配置モデル事業などを実施する。

【事業の概要】

① 公営住宅におけるLSA配置促進事業

〈シルバー仕様の公営住宅〉

配置基準：概ね30世帯あたり1人

配置場所：公営住宅のLSA室

配置人員：19名

〈高齢者のみ世帯が多い公営住宅〉

配置基準：概ね60世帯あたり1人

配置場所：地域包括支援センター等

配置人員：54名

② LSA24時間配置モデル事業

配置基準：概ね150世帯以上に5人

配置場所：公営住宅内のLSA室

配置箇所：4箇所

③ LSA24時間の配置促進に向けた支援

LSA24時間配置の効果研究及びセミナー開催等

④ 高齢者見守り隊の活動支援事業

市町の住民主体の見守り体制構築を支援

事業内容：安否確認、関係機関との連絡、住民相互の交流事業、情報発信・提供

活動内容：対象戸数 50世帯（高齢化率が高い公営住宅や地域）

訪問頻度 対象世帯を週1回

活動日数 250日/年

補助額：25万円/年・隊

⑤ 一人暮らし高齢者等の見守りの実施

ア 地域包括支援センターを核とした見守りネットワークの構築支援（10市町）

圏域健康福祉事務所が協力し、既存見守り組織の連携等によるネットワーク構築に向けたモデル事業を実施する。

イ 元気高齢者を活用した安否確認等を行う配食サービスのモデル実施（10市町）

独居高齢者等に対し、元気高齢者が、給食会社等を活用し、365日3食の食事を宅配するとともに、安否確認等を行うモデル事業を実施する。

(5) 被災各市の取り組み

① 地域に密着した高齢者見守りへの取り組み

被災市では、民生委員やボランティア、地域のネットワークなどによる見守り活動を展開している。

市名	要介護認定者数	民生委員数	民生委員訪問回数	独自の見守りシステム		緊急通報システム登録数
				対象登録数	制度名	
神戸市	67,700人	2,113人	642,672回	1,280世帯	見守り推進員	6,666世帯
				16,793人	友愛訪問	
尼崎市	21,326人	816人	100,932回	240人	地域福祉サポート事業	717世帯
西宮市	14,728人	620人	137,692回	17,806人	地域安心ネット	1,083世帯
芦屋市	3,943人	109人	13,936回	326人	安心確保事業	139世帯
伊丹市	5,930人	230人	30,201回	2,890世帯	小地域ネットワーク	737世帯
宝塚市	8,594人	273人	46,263回	130人	福祉電話	673世帯
淡路市	2,974人	162人	9,883回	161人	配食サービス	167世帯

② 地域包括支援センターの状況

地域における総合相談業務や包括的、継続的ケアマネジメント業務等を通じ、地域包括ケアを支えるサービスのコーディネートを行う地域包括支援センターが、被災地に194箇所（サブセンター、ランチ等を含む）整備されている。

4 「高齢者の自立支援」についての現時点における評価

(1) 高齢者自立支援ひろば事業の成果等の継承

- 高齢者自立支援ひろば事業は、超高齢社会に向けた先駆的取り組みとして評価されており、地域に根ざした「地域福祉」に継承していく必要がある。

(2) 認知症等困難事例への対応

- 認知症やその他精神疾患等の様々な問題を複合的に抱える困難事例が増えている。
- 社会福祉協議会・民生委員や配食サービスなどを提供するNPO・見守りボランティアなど、見守りを行っている主体は増えつつあるが、必ずしも各団体間の連携は十分ではなく、見守りを行う上で必要な情報が共有できていない。
- 見守り活動においては、見守りを拒否されるケースがある一方、対象者の依存心が強まりスタッフへ様々な依頼が持ち込まれ、スタッフが抱え込んでいるケースが見受けられる。迅速に適切なサービスにつなぐ必要がある。

(3) 支援団体等との連携

- 高齢者自立支援ひろばと支援団体等との関係をみると、行政、民生委員、社会福祉協議会及び地域包括支援センター等との連携はとれているものの、NPO、ボランティアとは、あまり連携はとれていない。医療機関や保健所とは、必要時だけの連携が多く、また、一般にあまり知られていない精神障害者相談員、身体障害者相談員との連携はとれていない状況である。

(4) 自治会等、住宅のコミュニティとの関係

- 住宅の高齢化の進展により、自治会役員への負担の増大や役員の後継者不足などにより自治会活動が低調化し、地域コミュニティの維持が困難となっているケースが増えている。
- 新旧の住民間や高齢世帯と若年世帯との意識のズレがあり、住民相互の意思疎通不足による自治会の弱体化が現れている。

(5) 周辺コミュニティとの関係

- 災害復興公営住宅の住民は周辺地域の住民との交流が希薄で、周辺コミュニティから孤立しがちである。
- 災害復興公営住宅内での活動も周辺地域に開かれておらず、自己完結となっており、交流が生まれにくい。
- 災害復興公営住宅の住民が、周辺住民の活動に参加・参画するなど、交流を深めながら、高齢者が安全で安心して暮らせる地域実現を図っていく必要がある。

(6) 先駆的取り組みの分析の必要性

- 全体的、将来的な事業展開を見据えた事業展開を考える時期に至っており、そのシステムづくりを検討するに当たり、現在先駆的に取り組んでいる「高齢者自立支援ひろば」の成果、課題や有効性についての分析が必要である。
- 高齢者自立支援ひろばにおける困難事例が多く報告されていることから、それらの困難事例の調査を実施が必要である。特に認知症及びその他に精神疾患については、大きな問題となっていることから、認知症等への対応状況の調査は欠かせない。

5 今後の「高齢者自立支援」の取り組みの方向性

取り組みの方向性

- 1 コミュニティの弱体化や困難事例の増加など高齢者自立支援ひろばが直面する課題に的確に対応するとともに、国の動向を踏まえながら、高齢者自立支援ひろばで培われたノウハウや成果を各市町が担っている地域に根ざした「地域福祉」に傳承し、持続可能な高齢者自立支援の実現を図る。
- 2 将来の施策につなげるため、これまで先駆的に取り組んできた高齢者自立支援ひろば事業の成果や課題の分析を行っていく。

【論 点】

1 ひろばの取り組みの普遍化

- ひろば事業をはじめとする復興施策は、主に震災により超高齢社会が一気に顕在化した災害復興公営住宅に対する施策であるが、同時に超高齢社会に向けた先駆的な取り組みでもある。これらの施策は、国の施策にも強い影響を与えていることから、その意義は大きいものとする。今後、ひろば事業で実践してきた取り組みを、他の公営住宅や住宅の周辺地域にも拡げていくべきである。

2 ひろばスタッフを地域のネットワークに

- 高齢者自立支援ひろばの少数のスタッフで高齢者の課題を全て抱えて解決することは不可能である。スタッフは地域のつなぎ役に徹し、高齢者のニーズ把握とともに、コミュニティ支援アドバイザーの作成する地域資源をまとめた「地域カルテ」を活用し、関係機関や専門家との連携に特化すべきである。
- 特に、困難事例の原因となることが多い「認知症」及びその他の精神疾患に関しては、精神保健福祉センターや精神保健福祉士の専門家や認知症の人と家族の会などとの連携が重要である。

3 周辺住民との連携強化

- 災害復興公営住宅のコミュニティが周辺地域から孤立しているケースがあり、今後、住宅の高齢者が周辺住民の諸活動に参加・参画できる対策を講じる必要がある。

4 市の地域福祉施策との融合

- ひろば事業で得たノウハウや成果について、国が進める「地域包括ケアシステム」等の動向を注視しつつ、各市町が担う地域福祉施策に融合させていく必要がある。
- 地域福祉施策との融合のためには、市町が策定する「地域福祉計画」に盛り込む必要があるため、復興部局だけでなく全県庁体制となり、福祉部局、住宅部局が連携して、積極的に働きかけていくことが求められる。

5 先駆的取り組みの分析

- 超高齢社会に向けた支援システムづくりの検討のため、これまで先駆的事例として取り組んできた「高齢者自立支援ひろば事業」の現状把握のため、状況調査を実施し、成果、課題や有効性についての分析を行う必要がある。
- また、「LSA 24時間配置モデル事業」等について、成果や課題、具体的な実施方法等の検証の上、国への提案を行い事業の制度化を図っていく。

【参考】

平成22年度 第1回 高齢者自立支援専門委員会の概要

調査の概要

- <日時>：平成22年7月29日（木） 15：30～17：00
<出席者>：高齢者自立支援専門委員 6名
県関係者 10名（防災企画局長・復興支援課長他）

取り組み状況

～あしや喜楽苑～

○ 住宅・LSAの概要

【喜楽苑～芦屋浜団地～】			
住戸数・人口	231戸・1,459人	設置場所	コミュニティプラザ
65歳以上人口	716人	運営団体	(社福)きらくえん
独居数	365人		

<LSAの24時間配置（夜間は2名体制）>

- ・ 生活相談、助言
- ・ 安否確認
- ・ 一時的な家事援助
- ・ 緊急通報への対応
- ・ 関係機関との連携

<自立支援事業>

- ・ 食事会（県・市各月2回）
- ・ リハビリ教室（県・市各月1回）

<配食サービス>

<地域支援事業>

- ・ すこやか体操教室（週1回）

<その他>

- ・ 行政や在宅介護支援センター職員と月2回のLSA連絡会を設け、課題の共有化を図っている



専門委員会での主な意見

- ひろば事業を地域福祉の風穴を開けるためのパイロット版にしたい。いつまでも震災復興の事業と思われているが、一般施策のパイロット版として発信している
- 一般施策化を目指し、3カ年推進方策の策定を通して、一般施策に繋ぐシナリオを作りたいと考えている。そのために、現在、各市でどのような地域ケアを進めているのかを調査している。
- 公営住宅は、自分の家を持つことができない人を支えてきた。これからは福祉サービスやコミュニティ支援などの住まい方への支援が求められる。
- 同じ住まいに住み続けることが大事で、住居という箱があれば良いというのではない。在宅での生活に不安を抱える高齢者は、「支える・見守っている」人がいるだけで施設に入らず暮らしていける安心を持てる。
- 芦屋市の山の上の方は買い物難民が生まれつつある。こういう部分も高齢者の自立支援を考えていかないといけない。

平成22年度 第2回 高齢者自立支援専門委員会の概要

調査の概要

- <日時>：平成22年12月2日（木） 16：30～17：10
 <出席者>：高齢者自立支援専門委員 5名
 県関係者 12名（防災企画局長・復興支援課長他）

取り組み状況

～神戸市営桜の宮住宅～

○ 住宅の概要

さくらルーム			
住戸数・人口	2,299戸・3,052人	設置場所	旧市営桜の宮幼稚園
65歳以上人口	1,300人(42.6%)	運営団体	(社)全国社会保険協会 連合会
独居数	546人(32.8%)		

〈見守り機能〉

対象世帯 7世帯

〈健康づくり機能〉

「いきいきはつらつ教室」を2月に1度開催

〈コミュニティ支援機能〉

「いきいきサロン」を月1度開催、
 子育て支援センターとの共同開催

〈プラットホーム機能〉

友愛訪問活動グループの連絡会
 民生委員、自治会、行政、社協及び事業所
 との情報意見交換会

〈取り組みの特徴〉

- ・ 非営利特定法人「北区子育て支援センター」が借り受けていた旧市営桜の宮幼稚園の一部に拠点を開設した。
- ・ このため子育て支援センターとの連携が可能となり、共同で行事を行い、高齢者と若い母親、幼児との世代間交流を実施している。



専門委員会での主な意見

- 従来はひろばの方向性を検討していたが、もうそういう段階では無くなっている。「ひろばにどれだけの効果があったのか」や「一般施策に展開する理屈」への裏付けが欲しい。「無縁社会」や「買い物難民」が言われているが、今の状況がどうなっているのか、ひろばを置くことで改善されたのかという説得力のあるデータが欲しい。
- ひろばのスタッフ研修会に出席したが、スタッフの役割が少し不明確。ひろば事業の内、交流事業などのプログラムを何のためにやっているのかが不明確な部分があるので、研修等で適切に指導する必要がある。
- 神戸市からのひろば事業の説明を聞いて、ひろばの役割と団地全体の地域としての役割分担をしていくと、ひろばが地域福祉の一翼を担うことが出来ると感じた。神戸市全部で出来ればと思う。
- 市営桜の宮住宅周辺の団地を見れば、まさに一般施策となっている。ひろばを一般施策に転換していく必要がある。

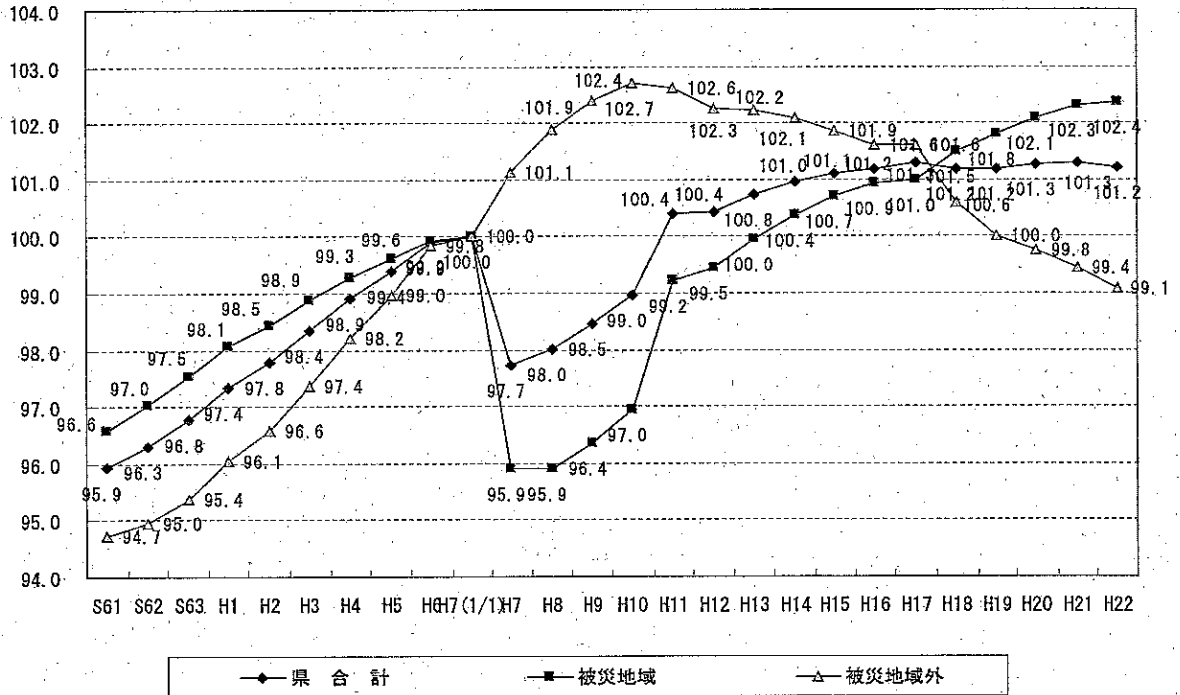
Ⅲ まちのにぎわいづくり専門委員会

1 まちのにぎわいを取り巻く現状

(1) 人口の状況

震災の影響により、県内人口、とりわけ被災地域の人口は大きく減少したが、兵庫県全体では平成11年、被災地全体では平成13年に震災前の水準に回復した。しかしながら、神戸市東灘区、中央区や西宮市などで、人口が大幅に伸びている一方、神戸市兵庫区、長田区、須磨区などでは、人口の回復が進んでおらず、地域差が鮮明になってきている。

H7.1.1=100



【市区別人口推移表】

市区名	震災前人口	平成7年10月	平成12年10月	平成17年10月	平成22年10月				
神戸市計	1,520,365	1,423,792	94%	1,493,398	98%	1,525,393	100%	1,538,840	101%
東灘区	191,716	157,599	82%	191,309	100%	206,037	107%	209,502	109%
灘区	124,538	97,473	78%	120,518	97%	128,050	103%	131,864	106%
中央区	111,195	103,711	93%	107,982	97%	116,591	105%	123,741	111%
兵庫区	117,558	98,856	84%	106,897	91%	106,985	91%	108,075	92%
北区	217,166	230,473	106%	225,184	104%	225,945	104%	227,058	105%
長田区	129,978	96,807	74%	105,464	81%	103,791	80%	101,218	78%
須磨区	188,949	176,507	93%	174,056	92%	171,628	91%	167,430	89%
垂水区	237,735	240,203	101%	226,230	95%	222,729	94%	220,377	93%
西区	201,530	222,163	110%	235,758	117%	243,637	121%	249,575	124%

市区名	震災前人口	平成7年10月		平成12年10月		平成17年10月		平成22年10月	
尼崎市	492,793	488,586	99%	466,187	95%	462,647	94%	461,659	94%
西宮市	424,101	390,389	92%	438,105	103%	465,337	110%	482,462	114%
芦屋市	86,862	75,032	86%	83,834	97%	90,590	104%	93,729	108%
伊丹市	189,767	188,431	99%	192,159	101%	192,250	101%	196,096	103%
宝塚市	206,641	202,544	98%	213,037	103%	219,862	106%	226,098	109%
川西市	143,588	144,539	101%	153,762	107%	157,668	110%	157,827	110%
明石市	283,668	287,606	101%	293,117	103%	291,027	103%	292,892	103%
三木市	85,511	86,562	101%	86,117	101%	84,361	99%	81,734	96%
洲本市	53,049	52,839	100%	52,248	98%	50,030	94%	47,052	89%
淡路市	53,646	53,235	99%	51,884	97%	49,078	91%	46,292	86%
南あわじ市	56,845	56,664	100%	54,979	97%	52,283	92%	49,658	87%

出典：兵庫県推計人口（兵庫県企画県民部政策室統計課）

（2）復興市街地整備事業の状況

被災市街地復興推進地域における面的整備事業（復興市街地再開発事業・復興土地区画整理事業）は、概ね順調に進捗しているものの、一部の地区では事業が現在も継続中である。残る新長田南地区の市街地再開発事業においては、今後、事業者による直接施行ではなく、特定建築者による施工事業が進められている。

被災市街地復興推進地域における面的整備事業の進捗状況

事業名	被災市街地復興推進地域数 (面積)	事業地区数	事業		管理処分決定率 仮換地指定率 (敷地面積比)
			事業中	完了	
市街地再開発事業	6 (33.4ha)	15	6※1	9	88%
土地区画整理事業	13 (255.9ha)	20	0	20※2	100%
計	19 (289.3ha)	35	6	29	—

※1 新長田駅南6地区（最終は、平成26年度以降の見込み）

※2 平成22年度末で完了

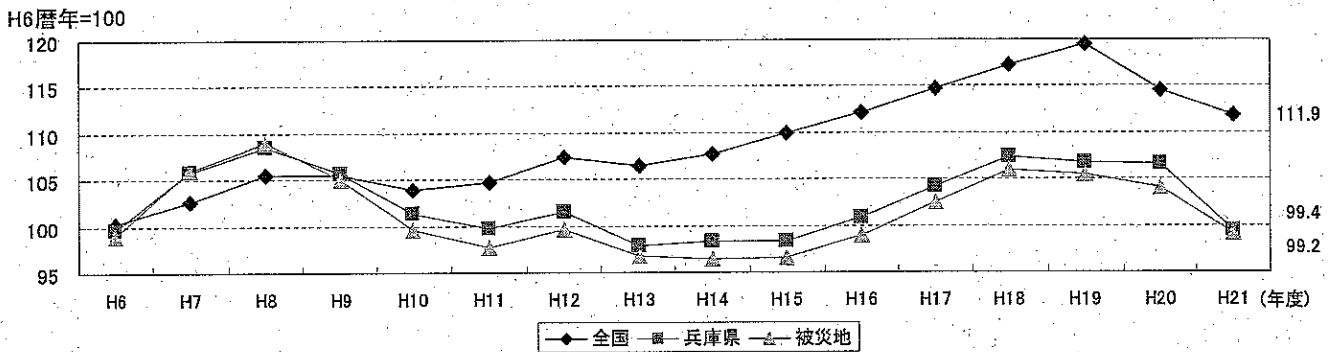
（平成23年3月末日現在・兵庫県県土整備部市街地整備課調べ）

(3) 産業の状況

全国、兵庫県、被災地の平成6年の値と比較したGDPの推移を見てみると、兵庫県、被災地のGDPの値は震災前の状況に一旦回復したものの、世界的な景気後退の影響を受け、震災前を下回る結果となった。なお、全国のGDPも下降傾向にあるものの、未だ111.9ポイントであり、県や被災地とは12ポイントもの大きな格差が生じている。

また、事業所・企業統計を見てみると、被災地においては、全国及び兵庫県の開業率、廃業率を比較しても、いずれも高い値を示しており、事業所の入れ替わりが他地域よりも激しいことが伺える。

全国、兵庫県、被災地のGDP（実質）の推移

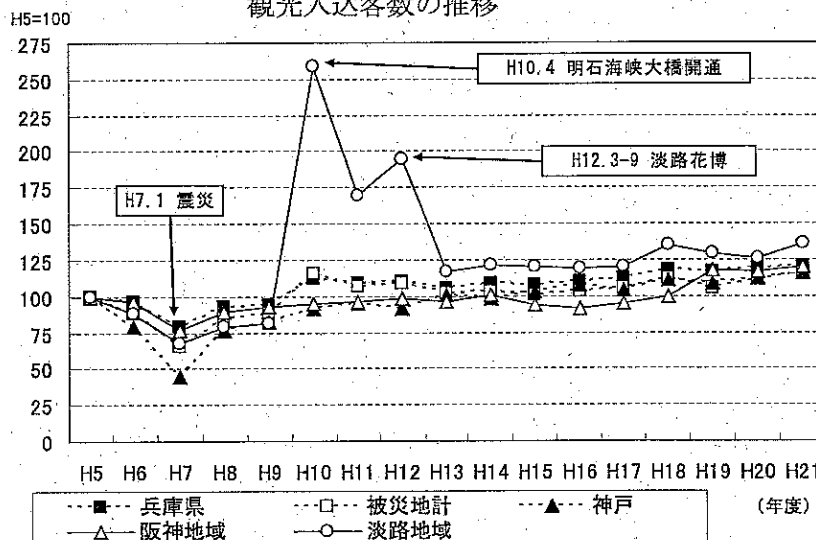


出典：県民経済計算、市民経済計算、国民経済計算年報

(4) 観光入込客の状況

平成5年度を100とした観光入込客の推移をみてみると、被災直後の平成7年度は、被災地で大きく減少したが、平成8～10年度にかけて回復し、平成10年度以降は、震災前の水準を上回る状況が続いている。平成21年度は「あいたい兵庫ディスプレイーションキャンペーン」などの効果により、兵庫県全体では過去最高の入り込み数となった。

観光入込客数の推移



出典：観光客動態調査（兵庫県産業労働部観光交流課）

(6) 地域再生・地域活性化に係る最近の動向

① 中心市街地活性化基本計画の認定状況

平成23年3月現在、全国で109市107件の中心市街地活性化基本計画が国から認定を受けており、補助金などの優遇措置を受けることが可能となっている。

兵庫県内では、21年度までに宝塚市、神戸市（新長田地区）、尼崎市、伊丹市の被災4市と丹波市、姫路市の6計画が認定されていたが、平成22年11月に明石市と川西市が新たに認定され、各市において計画に基づく取り組みがなされている。

② 総合特区制度にかかる提案

規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施する「総合特区制度」について、兵庫県からは以下の3つの提案を行っている。

総合特区創設法案は2月15日に閣議決定され、総合特区制度設計のため、昨年提案のあった450件を対象に追加調査が実施されている。

特区提案名	対象地域	提案概要
あわじ環境未来島構想	淡路地域	「国生みの島」の可能性を引き出し、日本が抱える社会的課題の解決策を示して、アジアの発展にも貢献する、地域主体の新しい持続成長モデルを提案。エネルギーと食料と水を自給自足する島、子どもから高齢者までが充実して生活を送れる島をめざす。
ひょうご神戸医療・サイエンス国際特区	ポートアイランド I期II期、空港島及び播磨科学公園都市	神戸ポートアイランド地区及び播磨科学公園都市に集積する最先端の研究機関（次世代スパコン、SPring-8・XFEL、発生・再生科学総合研究センター等）を活かして、ライフサイエンスや環境など国際的な研究開発や新産業創出の拠点形成を図る。
阪神港国際コンテナ戦略港湾総合特区	阪神港を中心とする大阪湾臨海部	「国際コンテナ戦略港湾」に選定された阪神港は、関西圏の社会経済活動にとって重要で、西日本の物流を支える総合コンテナ港湾である。阪神港国際コンテナ戦略港湾の計画書で提案した規制の特例措置や税制上の支援措置を実現し、阪神港の国際競争力の強化を図る。

2 県の取り組み

(1) 復興市街地整備事業地区内の支援

面的整備事業地区等における入居促進を図るため、利子補給や家賃補助及び店舗等の開設時の内装工事費補助などを行っている。

- ① 復興土地区画整理事業等融資利子補給
- ② 復興市街地再開発商業施設等入居促進事業

(2) 商店街等への支援

商店街等への支援として、共同施設整備への補助をはじめ、イベント助成や再生計画策定経費助成を、被災地内は阪神・淡路大震災復興基金を活用し、その他地域は一般施策として全県展開している。

- ① 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業
- ② 被災商店街にぎわい支援事業
- ③ 商店街・まち再生プランづくり事業 等

(3) 地域力の強化支援

まちのにぎわいに取り組む地域力の強化を図るため、まちのにぎわいづくり一括助成事業やまちづくり協議会への支援を継続している。

① まちのにぎわいづくり一括助成事業の制度

被災したまちのにぎわい創出に向け、住民の主体的・自主的な取り組みを、包括的に支援している。

本年度、より効果的な地域全体のにぎわいにつながる取り組みに助成できるよう、補助限度額・補助対象期間の拡充（1000万円⇒2000万円、2年⇒4年）、3段階の審査の導入等の見直しを行った。

【補助限度額及び補助対象期間等】

期	補助限度	補助対象期間
第一期(プランづくり期)	3,000 千円以内	1 年以内
第二期(アクション期)	7,000 千円以内	1 年以内
第三期(チャレンジ期)	10,000 千円以内	2 年以内

② 一括助成事業採択・実施状況

【平成 21 年度までの採択状況】

(平成 23 年 3 月末現在)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	合計
申請件数	27 件	15 件	12 件	9 件	63 件
採択件数	13 件	11 件	8 件	7 件	39 件
終了件数	13 件	11 件	8 件	3 件	35 件

【主な採択事業】

- 西宮中央商店街・にぎわい創出プロジェクト：えべっさんロードの再生
- 「水道筋×アメフト」コラボレーション・プロジェクト
- 福のあるまち～長田神社前プロジェクト（萬福グージー）
- くにうみ神話のまち“再発見”
- 神戸鉄人プロジェクトの活用による街の回遊性向上事業
- 酒文化が溢れるまちなか・伊丹ブランドの再構築

【平成 22 年度の取り組み状況】

第一期の事業として申請件数 26 件に対し 14 件の事業を採択した。

【第一期】

<300 万円補助：6 件>

- ・淡路の食材を活用した調理人ドラフト (南あわじ市)
- ・神戸鉄人プロジェクトによる「長田 PR 大作戦」 (神戸市長田区)
- ・「平清盛ゆかりのまち」発信事業 (神戸市兵庫区)
- ・元町高架下をアートストリート化 (神戸市中央区)
- ・くにうみ神楽創生と神楽ミュージアム (淡路市)
- ・笑いで育むコミュニティ (浜山寄席) (神戸市兵庫区)

<150万円補助：8件>

- | | |
|--------------------------|----------|
| ・有馬国際ゆけむり大学の開学 | (神戸市北区) |
| ・光のデッキ回廊 | (神戸市中央区) |
| ・三ノ宮南地域にぎわい創出(みなとのもり公園他) | (神戸市中央区) |
| ・西宮まち旅博覧会 | (西宮市) |
| ・尼崎横丁(食イベント) | (尼崎市) |
| ・北淡いかなご祭り | (淡路市) |
| ・湊川公園拠点整備とアート&手作り市 | (神戸市兵庫区) |
| ・美容院と飲食店をセットにしたまちなか周遊 | (川西市) |

【参考：「地域の魅力と元気づくり」の取組例】

1 地域再生拠点等プロジェクト支援事業 (予算額：10,500千円)

人口減少と高齢化が進む多自然地域で、平成22年度から「地域再生大作戦」として、廃校を利用した交流拠点づくりや特産品の開発など、住民主体の様々な取組が展開されている。

この取組をさらに広げ、雇用や賑わい創出、定住人口の増加などにつながる既存制度では対応困難な本格的プロジェクトを、ハード・ソフト両面から支援する。

- 第一段階：プロジェクト実施計画策定に対する支援(初年度)

補助率：定額(上限2,000千円)

- 第二段階：プロジェクト実施に対する支援(2～4年度)

補助率：県1/2 市町1/4(上限50,000千円)

2 あわじ環境未来島構想 (予算額：94,701千円)

国の総合特区の仕組みも活用し、地域ビジョンの一環として、住民、地域団体、NPO、企業等と協働し、持続可能な地域づくりを目指す「あわじ環境未来島構想」を推進する。

- あわじ環境未来島推進協議会(仮称)の設置・運営

- 淡路島特区構想推進委員会の設置・運営

- あわじ環境未来島セミナーの開催

- あわじ環境未来島構想の事業化推進

- 太陽光発電システム整備促進

- 電気自動車の導入促進

3 地域の夢推進事業費 (予算額：1,500,000千円)

現地解決機能の一つとして、各県民局が地域固有の課題解決に対応してきた「地域戦略推進費」は、ソフト事業に限定されていたため、この度、地域の夢を育てるため、県内各地の地域ビジョンや地域活性化の実現に向けた、県、市町、地域団体が取り組む事業を、ハード、ソフトの両面から支援する制度に拡充された。

4 大河ドラマ「平清盛」を活用した観光推進 (予算額：8,150千円)

大河ドラマ「平清盛」の放送を契機とし、清盛ゆかりの地に加え、県内の多彩な観光の魅力のPRを実施し、更なる誘客促進を図る。

- 「あいたい兵庫キャンペーン2011」を拡充し、観光PRプロモーションの実施

- ツーリズムバス(バス借り上げ補助)の実施

- 地域イベント助成事業

- 平清盛と源平合戦関連文化財群活用事業

3 「まちのにぎわいづくり」についての現時点における評価

(1) 復興市街地整備事業の進展

復興市街地整備事業で残るのは、新長田駅南地区のみとなり、その新長田エリアについても、鉄人28号モニュメントの完成による集客、経済効果の創出など、これまでの地域の取り組みがようやくその成果を現しつつある。

神戸鉄人プロジェクトの効果

1 休日の歩行者通行量の増加（神戸市調べ）

平成 18 年 36,000 人/日 ⇒ 平成 22 年 2 月 60,000 人/日

2 経済波及効果（大阪市立大学大学院調べ）

直接効果から間接一次効果及び間接二次効果を含めた生産波及効果は全体で 142 億 7000 万円 となり、そのうち神戸市内には 68 億 5800 万円 (48.1%) が生じている。

(2) まちの復興と都市構造の変化

被災地は、震災による被害に加えて、様々な社会・経済環境変化の影響を受け、「まち」も大きく変容しており、また、街中での基礎人口の定着は重要であるが、人々の住まい方も変化し、日本全体が人口減少期に突入した現在、人口が戻ることと「にぎわい」は、必ずしも一致しないのではないかと。今後は、どのような「まち」、どのような「にぎわい」を実現したいのか、地域の住民自らが自主的・主体的に考えることが、最も重要である。

(3) まちのにぎわいづくり一括助成事業の成果と課題

今年度、助成制度を大幅に見直したところであり、現時点で見直し後の制度を評価することは時期尚早であるが、本委員会が期待した、地域を大きく変革する斬新で大胆な発想の事業が実現されるよう、また、様々な特性や事情を抱える地域が自主性と主体性を発揮できるように、今後、制度の運用面でフォローアップしていくことが必要である。

(4) 一括助成事業の地域浸透

まちのにぎわいづくり一括助成事業は、地域の主体的・自主的な取組に対し、包括的に支援する事業であり、福祉、住宅、商業など様々な施策が関係する中、縦割りの行政から脱却しながら地域の中に浸透しつつある。

4 今後の「まちなにぎわいづくり」の取り組みの方向性

取り組みの方向性

- 1 地域住民自らが自分たちの地域の将来像を見つめ直し、行政からの支援に依存せず、地域が主体となって課題を解決する取り組みの定着を目指す。
- 2 未だににぎわいを取り戻せない地域は、住民の議論のうえに、既成概念にとらわれない大胆な発想で取り組む必要がある。

【論 点】

1 地域の自立新時代

- 高度成長時代が終わり、これまでの諸制度や仕組み、考え方もこれからの時代にふさわしいものに変えていくことが求められている。にぎわいづくりにおいても、所得等の経済的な豊かさだけでなく、成熟社会にふさわしい豊で質の高い生活の実現を目指すべきであり、そのためには地域が主体的に自立する必要がある。

2 まちなにぎわいづくり一括助成事業を通じて、地域が主体となった持続可能なにぎわい創出活動を支援する。

- 一括助成事業により、地域で主体的、継続的なにぎわいづくりを推進できる体制と環境の定着を進める必要がある。
- 地元の間人が一生懸命頑張ることが何よりも重要であり、そのような取り組みが行われている地域に対して重点的に支援するべきである。
- リスクを恐れずチャレンジを試みる取り組みにこそスポットを当てて支援を行う必要がある。

3 地域が有する資源や人材の活用

- 地域に存在する資源が地域資源として認識されず、有効に活用されていないケースや、優れた人材が埋もれているケースが見受けられる。
- 地域のにぎわいづくりを行うためには、実際に取り組みを担う人材の確保に加えて、取り組み全体を統括し人を指導する地域コーディネーターの育成も必要である。
- 事業の成功には、地域内外の様々な人の参画を促し、ネットワークを広げていくことが肝要である。

4 行政の適切な関与・支援

- まちなにぎわいづくりは、将来的には都市構造を変革するようなまちづくりに移行していく可能性を秘めている。地域を大きく変えていくには、福祉施策、住宅施策、商業施策など、様々な分野の施策が関係してくるため、地域の熱意だけでは取り組めない可能性がある。地域の主体性を尊重しつつ、より大きな事業展開へのステップアップを視野に、行政も縦割りを排し、地域の特性に応じた適切な関与・支援を続けるべきである。
- 県では、今年度から地域の活力が失われつつある多自然地域を中心に、地域の自主的・主体的な取組による賑わい創出や地域の活性化等を促進するため、全庁をあげて地域再生を総合的に支援する「地域再生大作戦」を展開するなど、地域の自主的・主体的な取り組みに対する支援策の全県展開に向けた取り組みを始めている。

【参考】

平成22年度 第1回 まちのにぎわいづくり専門委員会 現地調査の概要

1 専門委員会・現地調査の概要

日時：平成22年8月2日（月）

出席者：まちのにぎわいづくり専門委員 8名

県関係者 11名

（副防災監、復興支援課長ほか）



現地調査

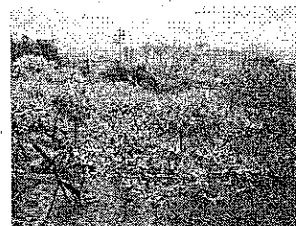
＜調査対象団体の取り組み概要＞

岡本商店街振興組合

「梅は岡本」ブランディング事業（梅による地域活性）

商店街エリア、商店街から保久良神社及び、保久良梅林から岡本梅林公園を結ぶ散歩道沿道を主な対象地区として、「梅のまち・岡本」を強くPRしていき、来街客数及び個店の売り上げ増加を図るため、地域団体と連携・協力のもと、梅の木、梅の花などを用いた魅力ある商品開発などを行い、岡本をブランディングすることを目的とする。

- 梅林間を結ぶ保久良西ルート沿道への植樹の実施し、「梅のまち・岡本」のシンボルとなる「梅ストリート」をつくりだし、散歩道として整備
- 梅をモチーフとした商店街のストリートプレートの整備
- 梅の散歩道案内板の整備し、梅林の説明や商店街イベント情報等を配信
- 近隣大学の協力を得て「梅のまち岡本オープンセミナー」を開催



岡本梅林

＜現地調査結果＞

- 住民との調整には結構時間がかかるが、それによって地域の人と関係が出来つつある。商店街がやることを住民に信用してもらえよう、汗をかいて取り組んで行こうと考えている。
- 梅の木を無料で配布し、ボランティアが剪定するというキャンペーンを行えば、地域住民も庭に梅を植えてくれるのではないかと。そういった取り組みが地域住民との交流のきっかけにもなる。

専門委員会での主な意見

- 新しい制度では、イベントを単にやりますというのではなく、地域そのものを変えていくという仕組みの提案や地域の人との関係性を見直すといった地域課題に対し根本から解決していく提案を期待する。
- 4年目以降補助金が切れれば、コンサルは関わらなくなる。そのときでも、地域住民が主体となって事業が継続されるような仕組みをそれまでにつくっておく必要がある。

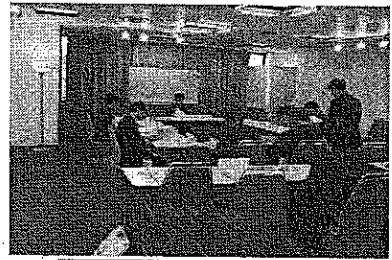
平成22年度 第2回 まちのにぎわいづくり専門委員会 現地調査の概要

1 専門委員会・現地調査の概要

日時：平成22年12月3日（金）

出席者：まちのにぎわいづくり専門委員 7名
県関係者 10名

（副防災監、復興支援課長ほか）



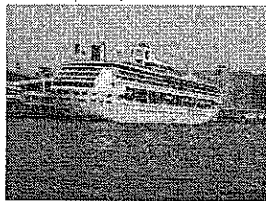
現地調査

<調査対象団体の取り組み概要>

みなと元町タウン協議会

みなと元町タウンの回遊性と新たなにぎわい創出プロジェクト

①国際性・異国情緒あふれ②生活文化観光地として③乙仲界限における店舗集積を図り④デザイン都市神戸らしい親しまれるまちなみ景観によるにぎわいを創出するとともに、各ゾーンとの回遊性を高め、みなと元町タウン全体のバランスある発展を目指す。



停泊する外国客船

- 外国船ウェルカムイベントを開催し、元町商店街や乙仲商店街への誘引
- 景観形成市民協定に基づき、元町商店街のファサード看板による「神戸元町まちなみコンテスト」の実施
- 神戸山手大と連携し歴史・文化・産業資源の発掘調査を行い、みなと元町タウン回遊マップを作成

<現地調査結果>

- 元町商店街は距離が長いため、歩き疲れる。途中休憩できるベンチやトラム（路面電車）のようなものがあれば便利で利用し易くなる。
- この取り組みを契機として、地域内で継続的な取り組みのための組織や話し合いの場の維持の機運が高まった。
- 個店の利益を追求するのではなく、地域全体に目を向けることにより、結果として、個店の利益に反映されることとなる。

専門委員会での主な意見

- 事業が終了する時点で、地域の人々が自立的に対応することは、大事なことであり、周辺で応援する人も作り上げることを考えておかねばならない。
- 震災前とイコールにしたいのか、そうでなく新しい形のにぎわいを目指すのか、どのようなにぎわいを作りたいのか、地元の人が声を大にしないとわからない。
- にぎわいを取り戻せない地域については、「地域が変わらなければ、その地域に未来はない」覚悟を持って、大胆な発想で住民自らが取り組む必要である。
- 地元の優秀な人材をまとめる地域プロデューサー、地域コーディネーターが必要である。

阪神・淡路大震災
今後の復興施策の推進方針(案)

- 復興の成果を県政に定着させる取り組みの着実な推進 -

平成23年

兵 庫 県

目 次

「阪神・淡路大震災 今後の復興施策の推進方針」の構成	1
第 章 推進方針の策定趣旨	2
第 章 基本方針	4
第 章 取組方針	
1 高齢者の自立支援	
(1) 基本的な考え方	5
(2) 課題と取組方針	
課題1 被災地公営住宅における高齢者の見守り	5
課題2 高齢化した住宅におけるコミュニティの維持	12
課題3 精神疾患、認知症等困難事例への対応	14
2 まちのにぎわいづくり	
(1) 基本的な考え方	16
(2) 課題と取組方針	
課題1 面的整備事業未完了地区の存在	16
課題2 まちのにぎわいの回復の遅れ	20
課題3 全国的な経済不振の影響	25
3 伝える・備える	
(1) 基本的な考え方	27
(2) 課題と取組方針	
課題1 震災を経験していない住民の増加	27
課題2 「伝える」ことができる人材の減少	29
課題3 新しい世代への継承	31
課題4 全国的・国際的な教訓情報の共有・発信	34
課題5 東南海・南海地震への備え	35
4 その他の課題	38
復興施策体系表	40

「阪神・淡路大震災 今後の復興施策の推進方針」の構成

「3か年推進方策」の総括のポイント
 「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」は取り組みの継続が必要
 復興の過程で生まれた先導的取り組みは県政の中に定着・発展している。
 震災の経験と教訓の持続的な継承・発信が必要

〔基本的な考え方〕復興の成果を県政に定着させる取り組みの着実な推進
 (施策展開の方向)
 「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」「伝える・備える」の3つの課題に積極的に取り組む
 住民の主体性発揮を支援し、地域社会の自立を促進
 復興施策の進捗状況を確認し、その成果の定着状況の評価

復興フォローアップ委員会提言
 「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」「伝える・備える」への取り組みが必要
 一般施策へのソフトランディングに向けた計画的推進
 国の施策なども積極的に活用し、総合的に取り組むことが重要

高齢者の自立支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる包括支援のしくみづくり
 - 地域に根付いた地域福祉システムと復興施策の融合

現状と課題		施策の方向性(主な施策)																	
1 被災地公営住宅における高齢者見守り 超高齢社会に対応した、持続可能な支援システムへの発展 (公営住宅におけるカバー率)		高齢者と地域福祉をつなぐ「高齢者自立支援ひろば」の展開 ・高齢者自立支援ひろば設置事業 地域支え合い体制づくりの推進 ・地域支え合い体制づくり事業(公営住宅におけるLSA配置促進事業、高齢者見守り隊活動支援事業、県・市実施事業) 国の地域包括ケア施策の動向に則した施策展開 ・地域支え合い体制づくり事業(地域包括支援センターを核とした見守りネットワークの構築支援)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>LSA</th> <th>ひろば</th> <th>SCS</th> <th>市独自</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害</td> <td>23.9%</td> <td>19.4%</td> <td>2.4%</td> <td>54.3%</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>2.0%</td> <td>7.9%</td> <td>0.8%</td> <td>89.4%</td> </tr> </tbody> </table>		LSA	ひろば	SCS	市独自	災害	23.9%	19.4%	2.4%	54.3%	一般	2.0%	7.9%	0.8%	89.4%			
	LSA	ひろば	SCS	市独自															
災害	23.9%	19.4%	2.4%	54.3%															
一般	2.0%	7.9%	0.8%	89.4%															
シルバーハウジング、コレクティブハウジングにおける超高齢化への対応 (県営シルバーハウジングの状況)		24時間見守り体制の整備 ・地域支え合い体制づくり事業(LSA24時間配置モデル事業) ・ガスメーター等を活用した高齢者見守りシステムの普及促進事業 ・夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>住宅数</th> <th>高齢化率</th> <th>LSA対応</th> <th>対応率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害</td> <td>32</td> <td>93.0%</td> <td>32</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>2</td> <td>92.2%</td> <td>2</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		住宅数	高齢化率	LSA対応	対応率	災害	32	93.0%	32	100.0%	一般	2	92.2%	2	100.0%			
	住宅数	高齢化率	LSA対応	対応率															
災害	32	93.0%	32	100.0%															
一般	2	92.2%	2	100.0%															
(県営コレクティブハウジングの状況)																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>住宅数</th> <th>高齢化率</th> <th>LSA等対応</th> <th>対応率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害</td> <td>7</td> <td>79.9%</td> <td>7</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table>		住宅数	高齢化率	LSA等対応	対応率	災害	7	79.9%	7	100.0%								
	住宅数	高齢化率	LSA等対応	対応率															
災害	7	79.9%	7	100.0%															
シルバー仕様の公営住宅における高齢者の見守り (県営シルバー仕様公営住宅の状況)		LSA配置促進による見守り体制の充実 ・地域支え合い体制づくり事業(シルバー仕様の公営住宅におけるLSA配置促進)																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>住宅数</th> <th>高齢化率</th> <th>ひろば対応</th> <th>対応率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害</td> <td>22</td> <td>90.3%</td> <td>10</td> <td>45.5%</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>30</td> <td>87.5%</td> <td>1</td> <td>3.3%</td> </tr> </tbody> </table>		住宅数	高齢化率	ひろば対応	対応率	災害	22	90.3%	10	45.5%	一般	30	87.5%	1	3.3%			
	住宅数	高齢化率	ひろば対応	対応率															
災害	22	90.3%	10	45.5%															
一般	30	87.5%	1	3.3%															
2 高齢化した住宅におけるコミュニティの維持 (ひろばの状況)		高齢者が安心して生活できるコミュニティの形成 ・コミュニティサポート連携促進事業 ・いきいき仕事塾(地域型)の開設 ・コミュニティ支援アドバイザー設置事業 ・復興住宅等コミュニティ連携促進事業																	
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>自治会活動が低調</td> <td>12ひろば</td> <td>44%</td> </tr> <tr> <td>自治会の後継者不足</td> <td>8ひろば</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>住民間の派閥等</td> <td>7ひろば</td> <td>26%</td> </tr> </tbody> </table>	自治会活動が低調	12ひろば	44%	自治会の後継者不足	8ひろば	30%	住民間の派閥等	7ひろば	26%									
自治会活動が低調	12ひろば	44%																	
自治会の後継者不足	8ひろば	30%																	
住民間の派閥等	7ひろば	26%																	
3 精神疾患、認知症等困難事例への対応 (主な困難事例)		地域と専門職が連携した高齢者の見守りの推進 ・ひろばのプラットフォーム機能の充実 ・まちの保健室設置事業																	
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>精神疾患・認知症</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>住民トラブル</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>金銭トラブル</td> <td>12%</td> </tr> </tbody> </table>	精神疾患・認知症	47%	住民トラブル	24%	金銭トラブル	12%												
精神疾患・認知症	47%																		
住民トラブル	24%																		
金銭トラブル	12%																		

まちのにぎわいづくり

地域特性に応じた多様な主体の参画による持続的なまちのにぎわいの創出
 - 地域の主体的な賑わいづくりへの移行

現状と課題		施策の方向性(主な施策)	
1 面的整備事業未完了地区の存在 (新長田地区の状況) ・土地区画整理事業 仮換地指定率:100% ・市街地再開発整備事業 管理処分計画決定率:81%		面的整備事業の早期完了 ・復興市街地再開発商業施設等入居促進事業 ・復興市街地再開発地域事業所開設支援事業 ・復興土地区画整理事業等融資利子補給	
2 まちのにぎわいの回復の遅れ (商店数の減少) ・H22年度の状況(H6=100) 長田区:38.6 東灘区:48.3 灘区:47.7 被災地外:71.8 (人口推移) ・H22年10月の状況(H6=100) 長田区:78.2 東灘区:109.8 灘区:107.2 被災地外:99.1		にぎわいづくりに取り組む地域力の強化 ・まちのにぎわいづくり一括助成事業 ・復興まちづくり支援事業 まちの構造転換に向けた取り組みの促進 ・商店街・まち再生プランづくり事業 新しいニーズに対応したにぎわいの場づくり ・商店街共同施設撤去支援事業 ・商店街新規出店・開業等支援事業 (地域交流促進施設等設置・運営支援事業)	
3 全国的な経済不振の影響 (総生産の推移) ・H21年度の状況(H6=100) 被災地:99.2 兵庫県:99.4 全国:111.9		全県施策への展開 商店街支援、専門家派遣など復興施策で培った手法を活かして、全県施策として展開	

〔その他の個別課題〕

1 未償還の貸付金等の対策 災害援護資金(未償還額:202億円) 生活福祉資金(震災特別貸付)(未償還額:40億円) 中小企業緊急災害復旧資金(未償還額:116億円)	2 県外居住被災者対策 (ひょうごカムバックコール&メール登録者:88人)	3 借上災害復興県営住宅の期限到来(返還期限の到来:H28年度~)
--	--	-----------------------------------

伝える・備える

復興の成果が社会に生き続ける「新しい災害文化」の確立
 - 中・長期的視野に立った継続的な取り組みの展開

現状と課題		施策の方向性(主な施策)	
1 震災を経験していない住民の増加 (震災未経験の住民の割合) ・神戸市:37.7%		実践と行動による「伝える・備える」活動の展開 ・ひょうご安全の日推進事業 ・神戸マラソンを活用した経験・教訓発信事業	
2 「伝える」ことができない人材の減少 (震災未経験の県職員の割合) ・26.1%		「伝え続ける」組織内継承の促進 ・ひょうご防災リーダーの育成 東日本大震災の被災地支援で得た経験と人材の活用 ・派遣職員の経験の取りまとめと活用	
3 新しい世代への継承 (人と防災未来センター入館者割合) ・小中学生:47.4% うち県内小中学生:15.1%		次代を担う子どもたちへの経験・教訓の継承 ・「兵庫の防災教育」の推進 ・1.17 防災未来賞「ぼうさい甲子園」顕彰事業	
4 全国的・国際的な教訓情報の共有・発信 (HAT神戸等の国際防災関係機関) ・18機関		関係機関の連携強化による情報発信力の強化 ・国際防災・人道協議会への支援	
5 東南海・南海地震への備え (住宅耐震化率) ・82.4%(H20) (家具転倒防止率) ・27.9%(H21)		阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓を活かした対策の充実強化 ・地域防災計画の見直し ・関西広域防災計画等の策定 安全安心をめざす県民運動の展開 ・防災力強化県民運動の推進 ・わが家の耐震改修促進事業 ・室内安全対策事業	

第 章 推進方針の策定趣旨

1 目的

「阪神・淡路大震災 今後の復興施策の推進方針～復興の成果を県政に定着させる取り組みの着実な推進」は、復興施策の現状や、復興フォローアップ委員会提言を踏まえながら、一般施策へのソフトランディングに向け、計画的に施策を展開していくため、今後の復興施策の方向性を示すとともに、現在も被災地が抱える課題を整理し、個々の課題ごとに取組方針と方策を示すものである。

2 経緯

被災地固有の課題解決を加速するとともに、復興の成果の全県施策への反映を図るため、平成 19 年 2 月に「復興の成果を県政に生かす 3 か年推進方策（以下「3 か年推進方策」という。）を策定し、事業を推進してきた。

震災 15 年となる平成 21 年度は、3 か年推進方策の最終年度となることから、3 か年推進方策に掲げる 71 課題に対する取り組みや達成状況について点検を行い、総括した。また、復興フォローアップ委員会から、今後の復興施策のあり方に関する提言を受けた。

3 3 か年推進方策総括のポイント

(1) 高齢者の自立支援

高齢者自立支援ひろばを中心に見守り体制が構築されており、高齢者を支えるための地域コミュニティづくりが進められているが、高齢者個人の個別課題の深刻化、コミュニティの維持などの課題が存在する。

(2) まちのにぎわいづくり

地域におけるにぎわいづくりに向けた動きが高まっているが、面的整備事業は継続されており、商店街を取り巻く厳しい環境への対応が迫られているなど、課題が残されている。

(3) 復興の過程で生まれた先導的取り組み

まちの保健室、こころのケアセンターの活動、県民ボランティア活動など、「復興の過程で生まれた先導的取り組み」の多くは、被災地外の地域でも展開されており、全県施策として定着・発展が図られている。

(4) 震災の経験と教訓の継承・発信

「1・17は忘れない」ための世代を超えた取り組みや、国内外への震災の経験と教訓の発信が積極的に展開されているが、震災の経験と教訓の風化が懸念されており、将来に渡って持続的に継承・発信していく必要がある。

4 復興フォローアップ委員会提言のポイント

(1) 3つの課題への取り組み

「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」「伝える・備える」の3つの課題について、引き続き積極的な取り組みが必要。

(2) 地域の自立をめざした施策展開

復興施策は、住民が主体性を発揮し、地域社会が自立できる状況に導くことが最大の課題であり、一般施策へのソフトランディングに向け、計画的に推進されるべき。

(3) 復興施策の評価と成果の活用

これまでの復興施策で生まれた先導的なしくみやノウハウは、全県的な課題の解決に向けて活用を図るべき。

(4) 復興の成果の継承

「新しい災害文化」を確立することにより、「安全で安心な兵庫」の実現を図るべき。

(5) 総合的取り組みの促進

復興施策だけでなく、一般施策、国の施策なども積極的に活用し、総合的に取り組むことが重要。

継続的な地域活動の中で、分野横断的に地域課題の解決を図る工夫が必要。

【阪神・淡路大震災「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」の概要】

1 目的

復興10年総括検証・提言等を踏まえて震災復興全般にわたる課題を整理し、高齢者の自立支援など被災地固有の課題解決を加速するとともに、復興の成果の全県施策への反映を図る。

【策定時期】 平成19年2月

【計画期間】 平成19～21年度

2 課題別推進方策（71方策）

被災地固有の個別課題への対応

高齢者の自立支援、まちのにぎわいづくり等 28方策

復興の過程で生まれた先導的取り組みの定着・発展

ボランティア活動などへの支援、こころのケア等 15方策

震災の経験と教訓の継承・発信

「1月17日は忘れない」ための取り組みの推進、国際防災協力の推進等 28方策

第 章 基本方針

1 基本的な考え方

復興の成果を県政に定着させる取り組みの着実な推進

阪神・淡路大震災における復興課題の多くは、将来わが国社会が直面する課題が先行して急激に表出したものであり、復興に向けた取り組みの過程で、未経験の課題に対する柔軟な行政対応、参画と協働による取り組み、地域の担い手の多様化など、課題の解決方策を示唆する貴重な経験を得た。

そこで、被災地・被災者を取り巻く諸情勢の変化を踏まえながら、全国・全県的な制度・施策との連携や整合性に留意しつつ、復興施策の普遍化、全県施策化に引き続き取り組む。

2 施策展開の方向

(1) 3つの課題への取り組み

「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」については、まだ課題が残されており、今後も被災地に対して特別な配慮が必要である。また、阪神・淡路大震災の被災地の責務として、経験と教訓の発信、減災対策の実行が求められている。

そのため、「高齢者の自立支援」「まちのにぎわいづくり」「伝える・備える」の3つの課題について、引き続き積極的に取り組む。

(2) 地域の自立をめざした施策展開

マクロで見た被災地は、震災前の状態におおむね回復したものの、全国平均から見ると経済面などで大きく立ち後れている。震災前の状態から更にステップアップするには、行政の特別な支援を受けた復興から脱却し、地域が自立して課題解決に取り組むことが重要である。

そのため、住民の主体性発揮を支援し、地域社会の自立を促進する。

(3) 推進方針のフォローアップ

この推進方針に基づき、毎年度、復興施策の進捗状況を確認し、その成果の定着状況を評価しながら、取り組みを進める。

第 章 取組方針

1 高齢者の自立支援

(1) 基本的な考え方

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる包括支援のしくみづくり
- 地域に根付いた地域福祉システムと復興施策の融合

震災以降、SCS（高齢世帯生活援助員）（1）やLSA（生活援助員）（2）の配置、コミュニティプラザ（3）の設置など、高齢者の見守りやコミュニティづくりに向けた先導的な施策を展開してきた。

現在、地域コミュニティで高齢者を支える体制の構築を目指し、巡回型のSCSから、常駐型の高齢者自立支援ひろばへの移行を進めている。

被災者の高齢化の進行や、自治会機能の低下などが課題となっているため、引き続き高齢者自立支援ひろば事業を展開するとともに、様々な地域の機関や人材をネットワークした高齢者包括支援のしくみづくりを推進する。

また、復興施策は、今後わが国が直面する超高齢社会への対応を示唆する先導的な取り組みとなっていることから、国の福祉施策の動向を踏まえながら、復興過程で培った手法やノウハウを、各市で取り組んでいる地域福祉システムに活かし、各種の行政計画等の中に具体的に位置づけることにより、高齢者が今住んでいる住まいで安心して生活し続けることができる地域づくりを進める。

(2) 課題と取組方針

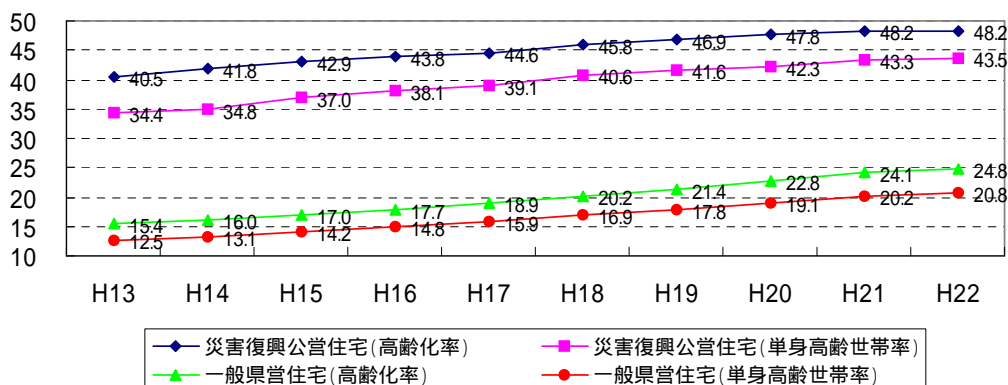
課題 1 被災地公営住宅における高齢者の見守り

超高齢社会に対応した、持続可能な支援システムへの発展

〔現状と課題〕

平成 22 年 11 月時点で、災害復興公営住宅の高齢化率は 48.2%、単身高齢世帯率は 43.5%で、一般県営住宅の高齢化率 24.8%、単身高齢世帯率 20.8%に比べて著しく高い水準にある。

（災害復興公営住宅の高齢化率及び単身高齢世帯率）



これに対し、SCS、LSA、高齢者自立支援ひろばに加え、各市において、地域包括支援センターを中心に、民生委員、社会福祉協議会、ボランティアや市独自の見守り体制などによって、概ね必要な見守りは行われていると考えられる。

しかしながら、復興基金による高齢者自立支援施策（高齢者自立支援ひろば等）は平成26年度までの見込みであり、基金事業終了後、どのように一般施策へ引き継いでいくかが大きな課題である。

（災害復興公営住宅の見守りの現状）

住宅区分	種別	見守り支援体制	計	
県営	シルバーハウジング	LSA配置	32	
	その他	高齢化率40%以上かつ高齢者数50人以上（ひろば設置基準）	ひろば常駐	2
			ひろば巡回	0
			SCS巡回	0
			各市独自対応	9
		上記以外	ひろば常駐	3
			ひろば巡回	3
			SCS巡回	0
	各市独自対応	31		
	小計			80
市営	シルバーハウジング	LSA配置	37	
	その他	高齢化率40%以上かつ高齢者数50人以上（ひろば設置基準）	ひろば常駐	5
			ひろば巡回	9
			SCS巡回	2
			各市独自対応	18
		上記以外	ひろば常駐	7
			ひろば巡回	27
			SCS巡回	5
	各市独自対応	99		
	小計			209
合計			289	

（被災地における一般公営住宅の見守りの現状）

住宅区分	種別	見守り支援体制	計	
県営	シルバーハウジング	LSA配置	2	
	その他	高齢化率50%以上かつ高齢者数50人以上（ランチ設置基準）	ひろば常駐	1
			ひろば巡回	0
			SCS巡回	0
			各市独自対応	8
		上記以外	ひろば常駐	3
			ひろば巡回	9
			SCS巡回	1
	各市独自対応	223		
	小計			247
市営	シルバーハウジング	LSA配置	16	
	その他	高齢化率50%以上かつ高齢者数50人以上（ランチ設置基準）	ひろば常駐	6
			ひろば巡回	6
			SCS巡回	1
			各市独自対応	39
		上記以外	ひろば常駐	15
			ひろば巡回	31
			SCS巡回	5
	各市独自対応	536		
	小計			655
合計			902	

（災害復興公営住宅・被災地の一般公営住宅の施策カバー率）

	LSA	ひろば	SCS	市独自
災害	23.9%	19.4%	2.4%	54.3%
一般	2.0%	7.9%	0.8%	89.4%

- 1) SCS：高齢世帯生活援助員（Senior Citizen Supporter）。シルバーハウジングのない災害復興公営住宅等の高齢者を巡回して見守りを行う。
- 2) LSA：生活援助員（Life Support Adviser）。シルバーハウジングに常駐して高齢者の見守りを行う。
- 3) コミュニティプラザ：入居者相互の交流や地域福祉の拠点として活用できる施設として災害復興公営住宅に整備

(地域に根付いた地域福祉の現状)

市名	要介護認定者数	民生委員数	民生委員訪問回数	独自の見守りシステム		緊急通報システム登録数
				対象登録数	制度名	
神戸市	67,700人	2,113人	642,672回	1,280世帯	見守り推進員	6,666世帯
				16,793人	友愛訪問	
尼崎市	21,326人	816人	100,932回	240人	地域福祉サポート事業	717世帯
西宮市	14,728人	620人	137,692回	17,806人	地域安心ネット	1,083世帯
芦屋市	3,943人	109人	13,936回	326人	安心確保事業	139世帯
伊丹市	5,930人	230人	30,201回	2,890世帯	小地域ネットワーク	780世帯
明石市	10,801人	362人	53,214回	3,258世帯	安否確認事業	737世帯

〔取組方針〕

ア 高齢者と地域福祉をつなぐ高齢者自立支援ひろばの展開

高齢者自立支援ひろばのしくみや機能は、今後の超高齢社会に対応する先導的な取り組みであることから、まず地域においてひろばを定着させ、現場が直面する諸課題に応じて、その機能の充実強化を図っていく。

その上で、ひろばスタッフが高齢者と地域社会をつなぐコーディネーターとしての役割を果たすことにより、高齢者自立支援ひろばを核に、社会福祉協議会、民生委員、身体障害者相談員、NPOなど、地域の様々な主体をつなぎ、地域の福祉システムの中で高齢者が安心して生活できるしくみの確立を図る。

将来的には、ひろばの成果を一般化、普遍化して市の地域福祉施策の中に活かしていく方法を模索する。

高齢者自立支援ひろば設置事業（復興基金）

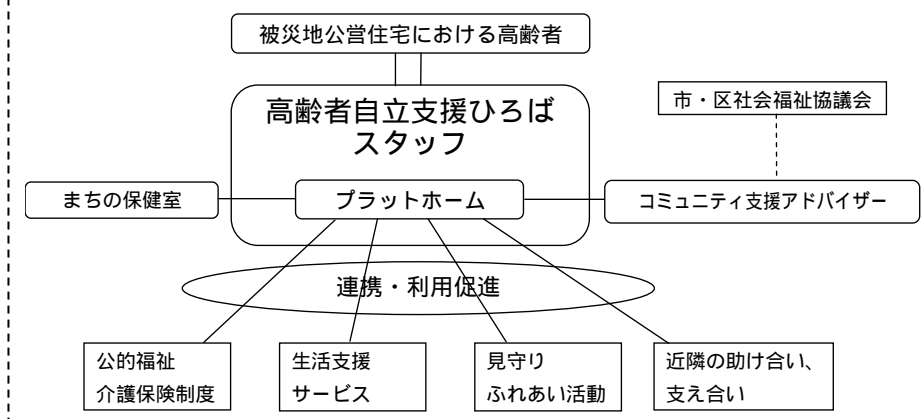
社会福祉法人等が、災害復興公営住宅等に活動拠点を置いて行う、地域の各種支援者と連携した常駐型の見守りや健康づくり活動、入居者等の交流事業などを支援する。

同様に、高齢化率の高い公営住宅におけるランチ設置を支援する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
高齢者自立支援ひろばの設置（うちランチ）	42か所 (4)	50か所 (9)	60か所 (19)	60か所 (19)	329,118

平成 26 年度まで事業延長

(ひろばのネットワークのイメージ)



イ 地域支え合い体制づくりの推進

国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、自治体、住民組織、NPO、介護サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活かしたネットワークの整備などの各種事業を展開することにより、地域社会における日常的な支え合い活動を行う体制を整備する。

地域支え合い体制づくり事業

- 公営住宅におけるLSA配置促進事業

シルバー仕様の公営住宅や高齢者のみ世帯が多い公営住宅におけるLSAの配置を促進する。

事業内容	配置基準	配置場所	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
				22年度	23年度	24年度	
シルバー仕様の公営住宅	30世帯あたり1人	公営住宅のLSA室	-	19人 (全県)	19人 (全県)	-	131,400
高齢者のみ世帯が多い公営住宅のLSA設置数	概ね60世帯(高齢者のみ世帯)あたり1人	地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等	-	54人 (全県)	54人 (全県)	-	

地域支え合い体制づくり事業 - 高齢者見守り隊の活動支援事業 (H23~)

市町が地域住民を主体とした見守り体制を構築することを支援する。

- ・ 事業内容：安否確認、関係機関との連絡、住民相互の交流事業、情報発信・情報提供
- ・ 設置数：230隊
- ・ 対象戸数：50世帯(高齢化率が高い公営住宅や地域)
- ・ 活動形態：訪問、交流事業等
- ・ 補助額：1隊あたり25万円/年

地域支え合い体制づくり事業 - 県・市実施事業

自治体、住民組織、NPO、介護サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活かしたネットワークの整備等の各種事業を展開し、地域社会における日常的な支え合い活動を行う体制を整備するため、県、市それぞれの取り組みに対して事業費を配分して支援する。

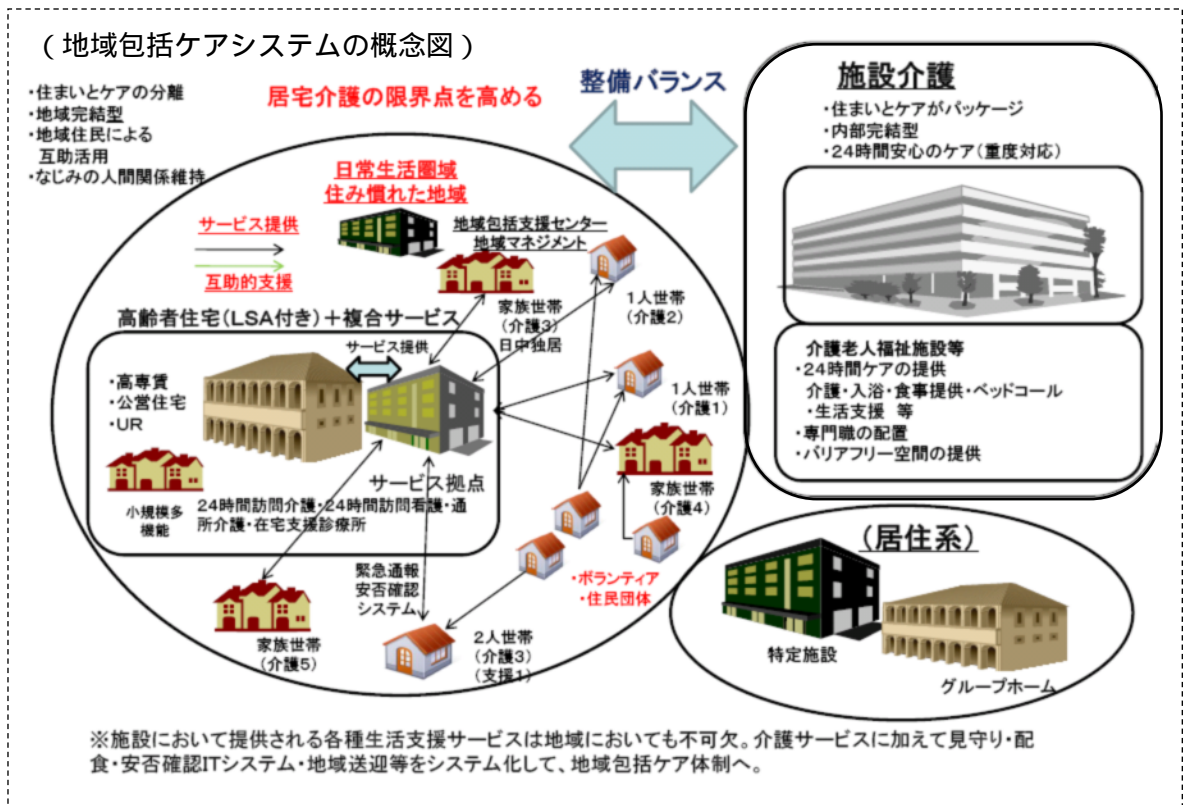
- ・ 県実施事業
 - 先進事例の収集・ノウハウの蓄積による情報提供や防犯カメラの設置に対する助成など、市町支援のための各種事業等を実施
- ・ 市実施事業
 - 各市からの提案に基づき、地域の実状に応じた事業を実施

ウ 国の地域包括ケア施策の動向に則した施策展開

入居者の介護保険制度活用を促進することにより、介護保険事業者も含めた見守り体制を構築するとともに、地域包括支援センターとの連携を強化し、国の地域包括ケア施策の動向に則した施策展開を図る。

地域支え合い体制づくり事業 - 地域包括支援センターを核とした見守りネットワークの構築支援（市実施事業）

既存の見守り組織が連携・情報共有できるよう、地域包括支援センターを核としたネットワーク構築に向けた事業を地域包括圏域で実施する。



シルバーハウジング、コレクティブハウジングにおける超高齢化への対応
〔現状と課題〕

シルバーハウジング(4)、コレクティブハウジング(5)にはすべてLSA又はSCSが配置されており、一定の見守り体制が確保されているが、これらの住宅は高齢化率が特に高く、自治会機能の維持が困難となっている住宅もあり、LSAの配置が平日昼間のみとなっていることがほとんどであるため、夜間・休日の見守りに不安が生じているところがある。

(県営シルバーハウジングの高齢化率)

区分	住宅数	入居者数	高齢者数	高齢化率	LSA 対応	施策対応率
災害	32	1,987人	1,848人	93.0%	32	100%
一般	2	51人	47人	92.2%	2	100%

(県営コレクティブハウジングの高齢化率)

区分	住宅数	入居者数	高齢者数	高齢化率	LSA・SCS 対応	施策対応率
災害	7	288人	230人	79.9%	7	100%

- 4) シルバーハウジング：住宅のバリアフリー化が図られた公営住宅。緊急時通報装置を備え、それに対応するL S Aルームを整備し、L S Aを常住させている。
- 5) コレクティブハウジング：リビングなど居住者同士が交流し、支え合う共同空間を備えた集合住宅。

〔取組方針〕

ア 24時間見守り体制の整備

南芦屋浜団地ではL S Aが24時間常駐して見守りを行っており、全国的にも注目されているが、財源的な問題もあり、他の団地への導入が進んでいないのが現状である。

国では、「単身・重度の要介護者」であっても、在宅を中心とする住み慣れた地域で、「尊厳と個別性」が尊重された生活を継続することができるような社会環境を整備することを目標に、「地域包括ケア」の仕組みを支える基礎的なサービスの一つとして24時間対応の在宅サービス等を推進しようとしていることから、国の施策や財源も有効に活用しながら、必要な体制の整備を促進する。

地域支え合い体制づくり事業 - L S A24時間配置モデル事業

公営住宅でのL S Aの24時間配置を促進するためモデル事業を実施し、その成果や課題、効果的な実施方法等の検証を行い、国に対してL S A24時間配置事業の制度化を提案する。

- ・ 配置基準：概ね150世帯に5人
- ・ 配置場所：シルバー仕様住宅内のL S A室

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
モデル設置箇所数	-	4地域	4地域	-	57,600

ガスメーター等を活用した高齢者見守りシステムの普及促進事業(復興基金)

高齢者自立支援ひろば等による見守り活動を補完するため、高齢者宅に設置した通信機能付ガスメーターや、熱センサー等からの情報で高齢者の生活を常時見守るシステムの普及を支援する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
ガスメーター設置数(累計)	1,374個	1,403個	1,483個	1,563個	7,500
熱センサー設置数(累計)	92個	128個	148個	168個	

平成26年度まで事業延長

夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業（復興基金）

高齢者等が夜間や休日に気軽に相談できる窓口として、フリーダイヤルによる「安心ほっとダイヤル」を開設する。

・開設時間：平日夜間 18:00～22:00 休日 9:00～22:00

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額（千円）
		22年度	23年度	24年度	
開設箇所数	4 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	3,687

平成 26 年度まで事業延長

シルバー仕様の公営住宅における高齢者の見守り

〔現状と課題〕

県では、県営住宅の一部をシルバーハウジング仕様で整備したが、緊急通報システム、安否確認システムや L S A 室が設置されているものの、市の財政状況の悪化に伴い、L S A の派遣が得られていない状況となっている。

これらの住宅は、シルバーハウジング並の高齢化率となっているが、一部高齢者自立支援ひろばが対応しているものの、ほとんどが市独自の見守り対応となっている。

（県営シルバー仕様公営住宅の状況）

区分	住宅数	入居者数	高齢者数	高齢化率	ひろば対応	施策対応率
災害	22	1,112 人	1,004 人	90.3%	10	45.5%
一般	30	969 人	848 人	87.5%	1	3.3%

〔取組方針〕

ア L S A 配置促進による見守り体制の充実

国の介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、L S A の配置を促進する。

また、現在、L S A 配置に係る経費は、主に介護保険制度の中の地域支援事業の「任意事業」に位置づけられ実施しているが、地域支援事業の経費を介護給付見込額の 3 % 以内とする枠の設定が、L S A 増員の妨げの一つとなっている。そのため、L S A 配置を地域支援事業の任意事業ではなく、別の事業として制度化すること、制度化までの間、3 % 枠を撤廃することを国に対して強く求めていく。

地域支え合い体制づくり事業

- シルバー仕様の公営住宅における L S A 配置促進事業〔再掲〕

シルバー仕様の公営住宅における L S A の配置を促進する。

- ・配置基準：概ね 30 世帯あたり 1 人
- ・配置場所：公営住宅の L S A 室

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額（千円）
		22年度	23年度	24年度	
シルバー仕様公営住宅における L S A 設置数	-	19人 （全県）	19人 （全県）	-	131,400

（*予算額は、高齢者のみ世帯が多い公営住宅における L S A 配置促進を含む。）

課題2 高齢化した住宅におけるコミュニティの維持

〔現状と課題〕

災害復興公営住宅は、他者とのかわりに消極的になりがちな高齢者や、住み慣れた場所を離れて入居する方が多く、もともと自治会活動などのコミュニティの形成や維持が懸念されたことから、これまでコミュニティプラザの運営や、高齢者自立支援ひろばの設置などにより、コミュニティづくりを支援してきた。

スタッフが常駐して交流事業等を行う高齢者自立支援ひろばの設置により、住民参加の見守り活動や、子育て支援NPOとの交流など、地域主体の高齢者自立支援システムの構築に一定の成果が上がりつつある住宅がある一方、入居者の高齢化等により、自治会等の活動が低調になり、高齢者を支えるコミュニティ活動の維持が困難になるケースが生じるなど、住宅によってコミュニティの状況に大きな相違が生じている。

さらに、災害復興公営住宅は建設から日も浅く、新しい住民が一時に入居してきたことなどから周辺地域との関係が希薄で、住宅のコミュニティそのものが孤立してしまいがちなことが、問題をさらに深刻にしている。

（高齢者自立支援ひろばが設置されている住宅の自治会の現状）

自治会活動が低調	12ひろば	44%
自治会の後継者不足	8ひろば	30%
住民間の派閥等	7ひろば	26%

〔取組方針〕

高齢者が安心して生活できるコミュニティの形成

地域コミュニティの状況を慎重に見極めつつ、高齢者の家族はもちろん、地域住民、LSAや民生委員等の公的支援者、NPOやボランティア等が見守り、支えるなかで、高齢者がコミュニティの一員として、安全で安心な生活を送れる環境の形成・維持を図る。

また、災害復興公営住宅等に限定せず、周辺地域の住民も含めた、より広い範囲における交流を促進することにより、コミュニティの再構成を図る。

地域コミュニティ支援事業（復興基金等）

災害復興公営住宅等におけるコミュニティの活性化を支援し、高齢者が安全で安心して暮らせる地域の維持を図る。

コミュニティサポート連携促進事業

高齢者自立支援ひろばにおいて、NPO等と連携した喫茶、セミナーや趣味の講座等の交流事業の実施を支援する。

いきいき仕事塾の開設

災害復興公営住宅等の周辺地域において、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりにつながる講座を開設し、住民間の交流促進とコミュニティの担い手発掘を図る。

コミュニティ支援アドバイザー設置事業

高齢者自立支援ひろばのコミュニティ支援の業務指導とスタッフの相談対応を行う専門職を配置し、ひろばにおけるコミュニティ支援機能の充実・強化を図る。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
コミュニティサポート連携促進事業実施数	-	2件	5件	5件	2,727
いきいき仕事塾受講者数	-	281人	240人	240人	9,655
コミュニティ支援アドバイザー設置数	-	12人	12人	12人	33,784

平成 26 年度まで事業延長

被災高齢者自立生活支援事業

災害復興公営住宅の入居高齢者に対し、LSA等が健康講座等の生きがい交流事業や近隣住民との連携等を通じ、良好なコミュニティを形成するとともに、生活相談や安否の確認等を行うことにより、高齢者が生きがいをもって安心して自立生活ができるよう支援する。

- ・補助限度額：1か所あたり917千円
- ・負担区分：国1/2、県1/4、市町1/4

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
被災地内における実施数	21事業	19事業	19事業	未定	11,984

いきいき県住推進員の設置

災害復興公営住宅等にいきいき県住推進員を配置し、団地管理業務に加え、自治会の運営支援を行う。平成23年度以降団地管理業務を行っている地区管理員に移行予定。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
推進員設置数	27人	21人	-	-	-

復興住宅等コミュニティ連携促進事業（復興基金）

災害復興公営住宅等の高齢者を地域で支え、コミュニティの中で安全で安心な生活が送れるよう、各種講座の実施や昔遊び伝承事業等、当該公営住宅と周辺コミュニティとの交流・連携の促進を図る地域コミュニティ活動に対して支援を行う。

- ・助成額：1団体あたり年間10万円×3年

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
助成団体数（累計）	-	-	57団体	135団体	18,000

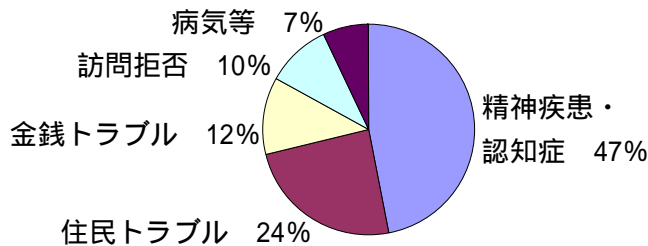
課題3 精神疾患、認知症等困難事例への対応

〔現状と課題〕

災害復興公営住宅の高齢者は、年齢を重ねるにつれ、認知症、ADL（日常生活動作）の低下などで、自立生活が困難な方が増加している。また、同一の高齢者が、経済的困窮や肉親との断絶、アルコール依存、精神疾患など、様々な課題を複合的に抱えている例が多く、対応を一層困難なものにしている。

高齢者自立支援ひろばでは、2名のスタッフで入居高齢者の相談も受けているが、それぞれの問題に対応できる専門家ではなく、人数的にも少ないことから、ひろばスタッフだけで困難事例に対応することは困難な状況が生じている。

（高齢者自立支援ひろばにおける困難事例の内訳）



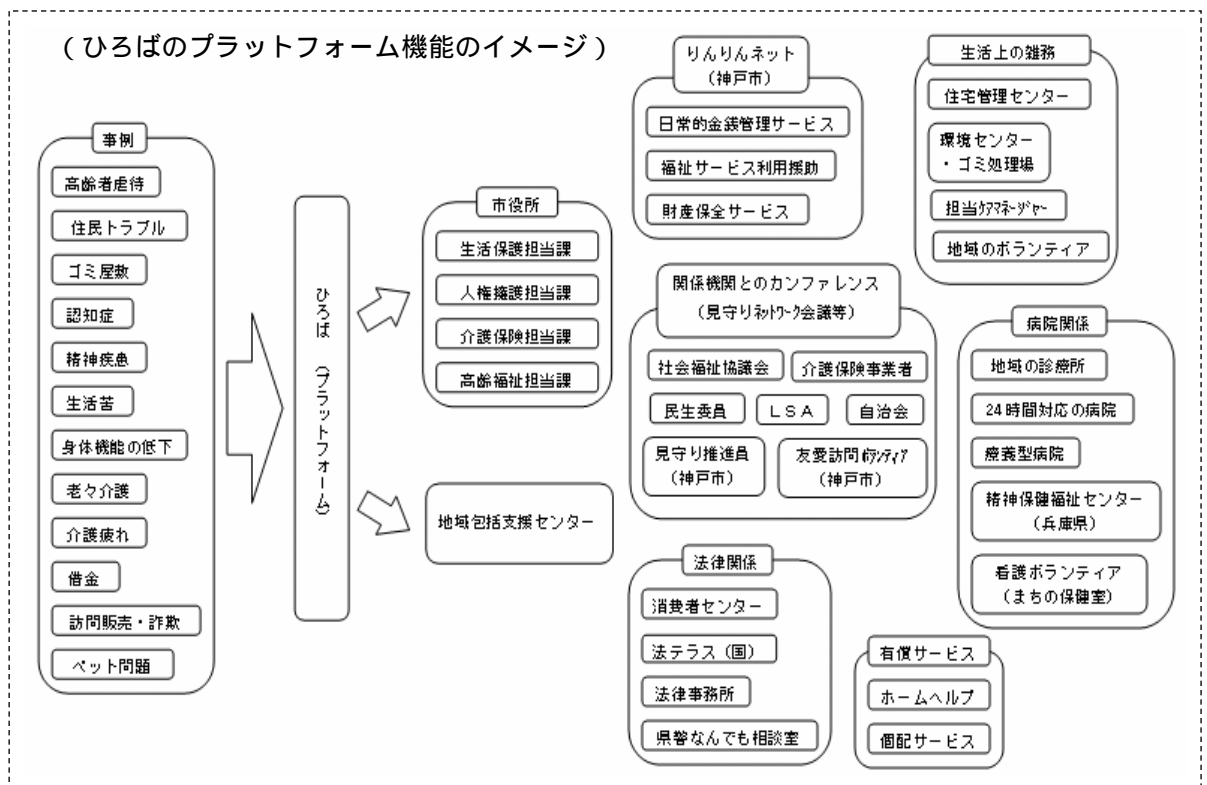
〔取組方針〕

地域と専門職が連携した高齢者の見守りの推進

高齢者自立支援ひろばのプラットフォーム機能の充実

各分野の専門窓口、ボランティア、NPOなどの地域資源をまとめた地域カルテを活用し、ひろばのスタッフが住民と専門家をつなぐ橋渡し役を担う環境の整備を図る。

（ひろばのプラットフォーム機能のイメージ）



まちの保健室設置事業（復興基金等）

災害復興公営住宅の高齢者等が健康上の悩みや不安について、身近なところで気軽に看護師等に相談できる場を開設する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
災害復興公営住宅における「まちの保健室」開設数	20か所	20か所	20か所	20か所	17,230

復興基金事業は、平成 26 年度まで事業延長

L S A 活動強化事業

L S A が複雑・多岐化する相談に対応できるよう最新の知識や情報に関する研修を行うとともに、専門相談や情報交換を実施する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
専門相談会（回数）	4 回	4 回	4 回	4 回	598
研修・交流会（回数）	2 回	2 回	2 回	2 回	

【その他関連する一般施策】

民生委員・児童委員等活動促進事業

民生委員・児童委員等が取り組む活動を促進するため、各種研修の実施や活動費用等の助成を行う。

地域における認知症高齢者の支援体制の推進

認知症疾患医療センターの整備（神戸、阪神南、阪神北等 8 か所）や認知症の専門性を備えた介護職員の育成等を図る。

24 時間訪問サービスの導入支援

厚生労働省において、平成 24 年度から新制度としての 24 時間定期巡回・随時訪問サービスの導入が検討されており、23 年度からは市町モデル事業も実施されることから、県においても介護・看護連携のもと、県内で新制度が円滑に導入されるよう支援する。

老人クラブ活動強化推進事業

単位老人クラブが取り組む地域における見守り活動等に対して助成を行う。

介護予防事業支援事業

高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに可能な限り地域において自立した日常生活を継続することを目的として介護予防事業を実施する市町を、先進事例の紹介や研修会の開催等により支援する。

2 まちのにぎわいづくり

(1) 基本的な考え方

地域特性に応じた多様な主体の参画による持続的なまちのにぎわいの創出
- 地域の主体的なにぎわいづくりへの移行

復興市街地の面的整備事業を進めるとともに、商店街活性化事業や復興まちづくり支援事業、まちのにぎわいづくり一括助成事業などによって、まちのにぎわい創出に向けた取り組みを支援してきた。

被災地は面的整備事業が新長田駅南地区、新長田駅北地区を残すのみとなり、新長田駅前の鉄人28号モニュメント、三国志プロジェクトを中心とした交流人口の増加、長田神社前商店街のマスコット「グージー」を核とした商店街の活性化など、一部ではあるが地域住民が主体となったにぎわいづくりが成果を収めつつある。

今後も、自分たちのまちをどうするのか、地域住民自らが将来像を考え、主体的にまちのにぎわいづくりに取り組む活動を支援し、その定着を図る。

(2) 課題と取組方針

課題1 面的整備事業未完了地区の存在

〔現状と課題〕

被災地では、復興市街地再開発事業の一部に遅れが生じているほか、人口構成や土地利用等の地域構造の変化などから、市街地に有効に活用されていない空き地や空き床が多く残されており、にぎわい回復の妨げとなっている。

とりわけ、新長田地区については、復興市街地再開発ビルの商業床の空室率は13.9%と空きが目立つ状況となっている。

【復興都市計画における面的整備事業の状況】

復興土地地区画整理事業

平成23年3月に残る新長田駅北地区の換地処分が完了した。

事業地区	決定地区	仮換地指定開始地区	工事着工地区	工事完了事業地区
20	20	20	20	20

地区名	計画面積	仮換地指定率	換地処分完了
新長田駅北	59.6ha	100%	H23.3

復興市街地再開発事業

新長田駅南地区を残すのみとなっている。

事業地区	事業計画決定地区	管理処分決定地区	建築工事着工地区	工事完了事業地区
15	15	14	14	9

地区名	計画面積	事業計画決定率	管理処分計画決定率	最終建築工事完了
新長田駅南	20.1 ha	99%	81%	H26.3

〔取組方針〕

面的整備事業の早期完了

復興市街地再開発事業の完成を急ぐとともに、事業完了後の入居促進、商業機能再生への支援を図る。

復興市街地再開発商業施設等入居促進事業（復興基金）

復興市街地再開発事業の未完了地区において、空き区画を取得又は賃借し、商業施設等として利用する者に対して利子補給、家賃補助等を行うことにより、再開発ビルの保留床の利用促進を図る。

利子補給制度

利子補給率：2.5%以内

利子補給期間：当初5年間

家賃補助制度

補助額：面積規模に応じた一定単価に入居面積を乗じた額（実賃料の1/2以内）

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
利子補給	2件	1件	0件	0件	94,969
家賃補助	174件	251件	206件	203件	

平成24年度末まで受付

復興市街地再開発地域事業所開設支援事業（復興基金）

新長田中心市街地活性化基本計画の対象地域内に事務所・店舗等を開設する場合に要する経費を補助する。

・補助額：内装工事費等の1/2以内（限度額3,000千円）

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
事業所開設経費補助	25件	27件	13件	13件	58,420

平成24年度末まで受付

被災者住宅購入支援事業補助（復興基金）

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等を利用して住宅を購入する被災者に対して利子補給を行う。

平成19年度以降は面的整備事業区域に限定して受付を継続している。

・利子補給期間：原則5年間

・利子補給率：2.5%以内

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
住宅購入に対する利子補給	281件	92件	42件	13件	4,624

平成24年度末まで受付

被災者住宅再建支援事業補助（復興基金）

住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等を利用して住宅を建設する被災者に対して利子補給を行う。

平成 19 年度以降は面的整備事業区域に限定して受付を継続している。

- ・利子補給期間：原則 5 年間
- ・利子補給率：2.5%以内

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
住宅建設に対する利子補給	175件	69件	22件	2件	3,347

平成 24 年度末まで受付

住宅債務償還特別対策（復興基金）

既住宅債務の償還を行いながら、住宅金融支援機構の災害復興住宅資金融資等を利用して県内に住宅を建設・購入・補修しようとする被災者に対して助成する。

平成 19 年度以降は面的整備事業区域に限定して受付を継続している。

- ・補助期間：5 年間（借入 6 ～ 10 年目）

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
住宅建設・購入・補修に対する助成	429件	150件	29件	9件	9,794

平成 24 年度末まで受付

復興土地区画整理事業等融資利子補給（復興基金）

復興土地区画整理事業及び復興市街地再開発事業を円滑に推進するため、清算金等を徴収されることとなった権利者に対し、利子補給を行う。

- ・利子補給率：3.0%
- ・利子補給期間：5 年間

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
利子補給件数	158件	196件	993件	1,475件	3,445

平成 24 年度末まで受付

高齢者住宅再建支援事業補助（復興基金）

住宅再建にあたり、高齢のために融資等が受けられず、自己資金で住宅を建設・購入または補修した被災者に対して助成する。

平成 19 年度以降は面的整備事業区域に限定して受付を継続している。

・補助額：建設等に要した費用 100 万円につき 5 万円

・補助対象限度額：建設・購入の場合 1,140 万円

補修の場合 830 万円

事業内容	21年度 実績	年度別計画			23年度当 初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
住宅の建設・購入に対する助成	1件	2件	1件	1件	570

平成 24 年度末まで受付

課題2 まちのにぎわいの回復の遅れ

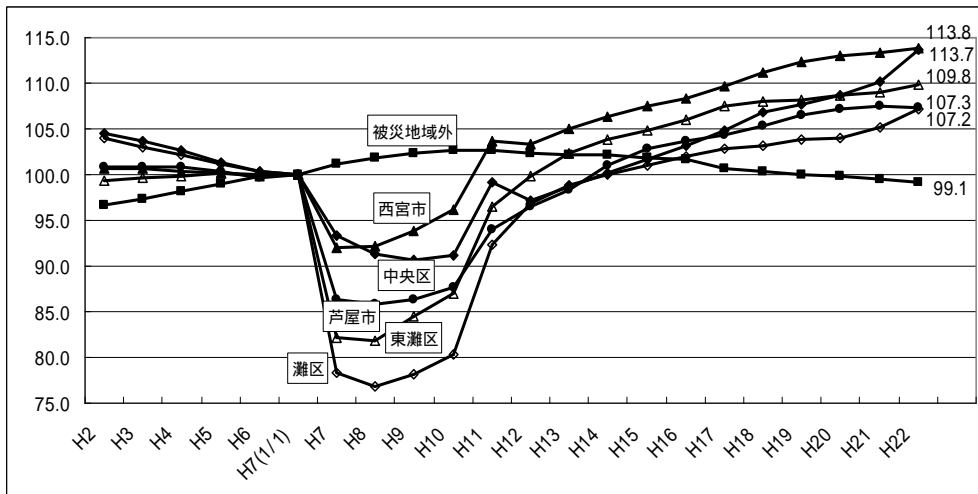
〔現状と課題〕

震災後の都市構造やライフスタイルの変化、現在の経済情勢を考えると、震災前の「まちのにぎわい」をそのまま取り戻すことは困難となっている。

ハードの復興がほぼ完了した被災地において、目指すべき「まちのにぎわい」のあり方を地域で共有し、住民主体のにぎわいづくりを推進していく必要がある。

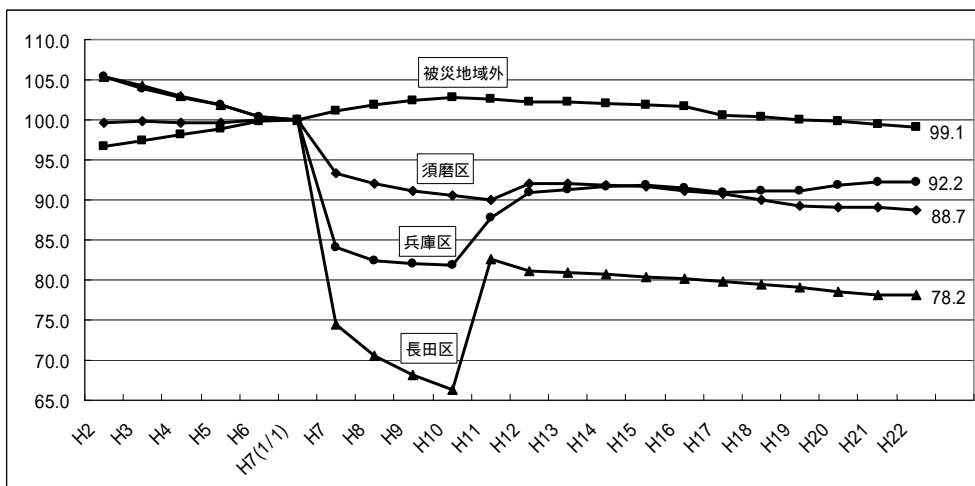
(被災地における人口推移)

(東灘区、灘区、中央区、西宮市、芦屋市)



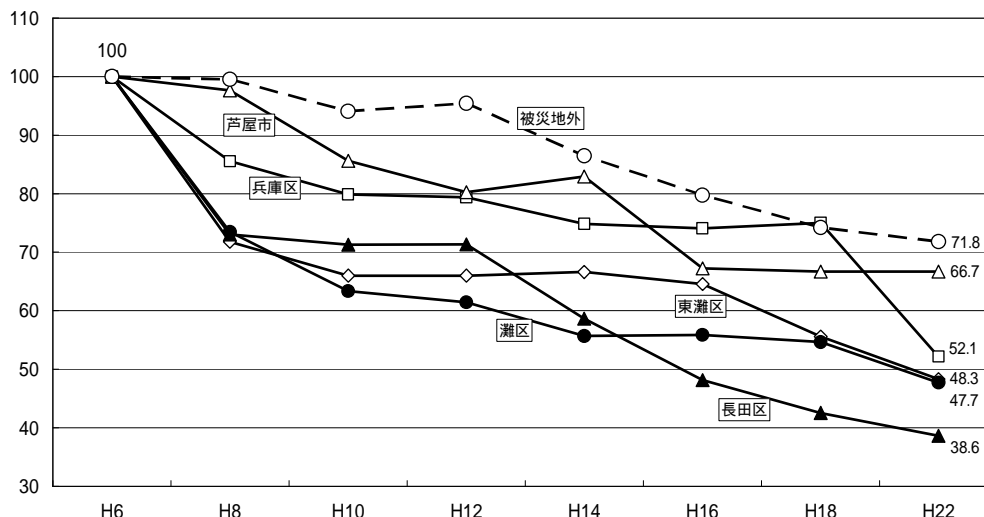
東灘区、灘区、中央区、西宮市、芦屋市については、震災後5～8年程度で震災前の人口を回復し、その後は被災地外の人口の伸びを上回る人口増が続いており、全県的に見ても人口集積が進んでいる地域である。

(兵庫区、長田区、須磨区)



これに対し、長田区、兵庫区、須磨区は震災前の人口を回復することができず、特に長田区は震災前の人口の80%を切り、現在も人口減少が続いている。

(商店数の減少)



商店数を見ると全県的に減少傾向にある中、とりわけ長田区、東灘区、灘区の減少が大きくなっている。

長田区は人口、商店数ともに減少していることになり、にぎわい回復という面では遅れが目立つ状況となっている。

〔取組方針〕

にぎわいづくりに取り組む地域力の強化

まちのにぎわいづくり一括助成事業やまちづくり協議会への支援を通して、自分たちの地域をどうしたいのかを考え、行動する機会を提供することにより、地域で主体的、継続的ににぎわいづくりを推進できる体制の定着を図る。

まちのにぎわいづくり一括助成事業（復興基金）

被災したまちのにぎわい創出に向け、地域におけるにぎわいづくりにつながる集客事業や交流事業等、多様な取り組みを、包括的に支援する。

〔補助限度額及び補助対象期間〕

期	補助限度	補助対象期間
第一期（プランづくり期）	3,000千円以内	1年以内
第二期（アクション期）	7,000千円以内	1年以内
第三期（チャレンジ期）	10,000千円以内	2年以内

各期ごとに審査を行い、補助事業を決定

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
新規採択件数	7件	第一期	14件	10件	10件
		第二期	-	5件	5件
		第三期	-	-	2件
					83,984

平成24年度末まで受付

復興まちづくり支援事業（復興基金）

市街地復興のまちづくり活動を行う住民団体等に、まちづくり専門家の派遣、広報や計画案作成等、まちづくり活動に要する経費の助成などを行う。

- ・まちづくりアドバイザー派遣：上限延べ15人/地区
- ・まちづくりコンサルタント派遣：上限1,500千円/地区
- ・まちづくり活動助成：上限3,000千円/地区

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
復興まちづくり支援事業の実施	アドバイザー派遣 6件 コンサルタント派遣 13件 活動助成 31件	復興まちづくり支援事業の継続			48,900

平成 24 年度末まで受付

被災商店街にぎわい支援事業（復興基金）

被災地の商店街・小売市場が集客とにぎわいを取り戻すため実施するイベント事業に対し助成する。

- ・補助率：定額（補助対象事業費3,000千円以上）
- ・限度額：2,000千円

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
被災商店街にぎわい支援事業	117件	53件	45件	45件	90,000

平成 24 年度末まで受付

まちの構造転換に向けた取り組みの促進

居住者の減少などまちの空洞化が進み、食品スーパーの撤退など、高齢者等の生活拠点機能も低下しつつある商店街などについては、商業施設だけでなく、集合住宅の整備なども含めたまちづくりを視野に入れた取り組みを促進する。

商店街・まち再生プランづくり事業（復興基金等）

まちづくりと一体となった商店街の再生を推進するため、商店街・まち再生のプランづくりを支援する。

コンサルタント等の専門家派遣

- ・対象者：商店街・小売市場、まちづくり会社 等
- ・内 容：商店街診断、市場調査 等
- ・補助率：3 / 4
- ・限度額：525 千円

再生計画策定支援

- ・対象者：商店街・小売市場、まちづくり会社 等
- ・内 容：商店街・まち再生プランづくり
- ・補助率：3 / 4
- ・限度額：4,500 千円

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
専門家派遣	-	16件	16件	16件	8,400
再生計画策定支援	-	2件	2件	2件	9,000

平成 24 年度末まで受付

商店街・まち再生整備事業（復興基金等）

商店街、まちづくり会社等が、商店街や再開発ビルの空き店舗、空き地等を借り上げて行う建物等の再整備によるテナント導入、駐車場整備を支援する。

- ・補助対象事業：店舗等転貸事業、駐車場等整備事業
- ・補助率：2 / 3 以内
- ・限度額：店舗等転貸事業 20,000 千円
駐車場等整備事業 2,000 千円

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
店舗等転貸事業	-	20,000 (1件)	20,000 (1件)	20,000 (2件)	20,000
駐車場等整備事業	-	2,000 (1件)	2,000 (1件)	2,000 (1件)	2,000

平成 24 年度末まで受付

新しいニーズに対応したにぎわいの場づくり

社会経済情勢が大きく変革しつつあるなか、商業集積としての機能を失った商店街や、地域コミュニティの核としての機能を失った商店街に対し、商店街のアーケード等を撤去することにより商店街を住宅街に転換する取り組みや、商店街における地域住民の交流や商店街のコミュニティ機能の向上を図る施設の整備などを支援し、時代や地域のニーズにあったまちづくり、商店街活性化を推進する。

商店街共同施設撤去支援事業（復興基金等）

老朽化したアーケード等の共同施設の撤去を支援することにより、空洞化した商店街を開放的な空間に変え、空き店舗等の住宅転換を促進する。

- ・補助率：2 / 3 以内
- ・補助限度額：10,000 千円

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
商店街共同施設撤去支援事業	-	10,000 (1件)	10,000 (1件)	10,000 (1件)	10,000

平成 24 年度末まで受付

商店街新規出店・開業等支援事業（復興基金等）

商店街の空き店舗等を活用した新規出店、商店継承や、子育て・高齢者支援施設など地域住民の交流、商店街のコミュニティ機能向上を図る施設の設置、運営を支援する。

個店等の出店・開業支援事業

- ・補助率：1 / 3
- ・補助限度額：1 年目 1,500 千円、2 年目 500 千円

地域交流促進等施設設置・運営支援事業

- ・補助率：1 / 2
- ・補助限度額：1 年目 3,000 千円、2 年目 1,000 千円、3 年目 500 千円

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
個店等の出店・開業支援事業	-	7件	7件	7件	12,000
地域交流促進等施設設置・運営支援事業	-	3件	3件	3件	4,000

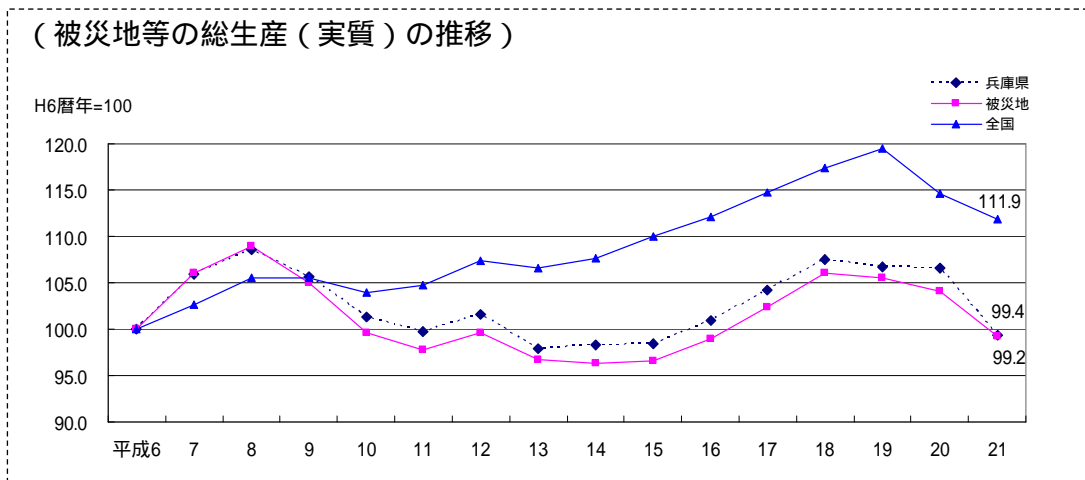
平成 24 年度末まで受付

課題3 全国的な経済不振の影響

〔現状と課題〕

被災地の総生産は震災前の水準をほぼ回復しているが、近年の世界的な景気後退等の要因もあり、全国平均に比して低迷している。

被災地経済の落ち込みは全県の経済状況と同じ傾向にあるため、被災地に特別な対策を講ずるより、全県的な対策が必要である。



〔取組方針〕

全県施策への展開

商店街支援、専門家派遣など復興施策で培った手法を活かして、平成25年度以降は全県施策として展開

新産業立地促進賃料補助(復興基金等)

産学集積群(クラスター)の形成や地域産業の高度化等の促進を図るため、新産業創造拠点地区及び産業集積促進地区における新産業分野の企業に対し、オフィス賃貸料を補助する。

- ・補助率：1 / 2 以内
- ・補助額：1,500 円 / m²・月
- ・補助期間：入居から 36 か月以内
- ・補助限度額：200 万円 / 年

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
認定件数	-	16,000 (26件)	36,000 (45件)	53,000 (59件)	36,000

平成24年度末まで受付

商店街・小売市場共同施設建設費助成事業（復興基金等）

商店街・小売市場の共同施設整備を支援する。

- ・補助対象事業：アーケード・街路灯等の共同施設建設事業
- ・補助率：1 / 3 以内
- ・限度額：8,000 千円

事業内容	21年度 実績	年度別計画			23年度当 初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
商店街・小売市場の共同施設 建設費助成事業	47,812 (28件)	30,000 (15件)	30,000 (15件)	30,000 (15件)	30,000

平成 24 年度末まで受付

商業施設魅力アップ支援事業（復興基金等）

店舗ショーウィンドーのシースルー化等、商店街の美観形成や夜間の回遊性向上に寄与する商店街等店舗の改装を支援する。

- ・補助率：1 / 4 以内
- ・補助限度額：2,500 千円

事業内容	21年度 実績	年度別計画			23年度当 初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
商業施設魅力アップ支援事 業	-	5,000 (2件)	5,000 (2件)	5,000 (2件)	5,000

平成 24 年度末まで受付

商店街・まち再生プランづくり事業（再掲）

商店街・まち再生整備事業（再掲）

商店街共同施設撤去支援事業（再掲）

商店街新規出店・開業等支援事業（再掲）

【その他関連する一般施策】

地域再生拠点等プロジェクト支援事業

人口減少と高齢化が進む多自然地域で、平成 22 年度から「地域再生大作戦」として、廃校を利用した交流拠点づくりや特産品の開発など、住民主体の様々な取組が展開されている。

この取組をさらに広げ、雇用や賑わい創出、定住人口の増加などにつながる既存制度では対応困難な本格的プロジェクトを、ハード・ソフト両面から支援する。

- ・第一段階：プロジェクト実施計画策定に対する支援（初年度）
補助率：定額（上限 2,000 千円）
- ・第二段階：プロジェクト実施に対する支援（2～4 年度）
補助率：県 1/2 市町 1/4（上限 50,000 千円）

地域の夢推進事業費

現地解決機能の一つとして、各県民局が地域固有の課題解決に対応してきた「地域戦略推進費」はソフト事業に限定されていたため、この度、地域の夢を育てるため、県内各地の地域ビジョンや地域活性化の実現に向けた、県、市町、地域団体が取り組む事業をハード、ソフトの両面から支援する制度に拡充された。（予算額 1,500,000 千円）

3 伝える・備える

(1) 基本的な考え方

復興の成果が社会に生き続ける「新しい災害文化」の確立
- 中・長期的視野に立った継続的な取り組みの展開

阪神・淡路大震災から16年が経過する一方、年々東南海・南海地震の発生が近づきつつあるため、復興のステージから、経験と教訓の継承と、次なる大災害への備えに重点を置くステージへの移行を意識する必要がある。

これまで、「1・17は忘れない」ための取り組みを進めるとともに、防災力強化県民運動、「兵庫の防災教育」を推進するなど、震災の経験と教訓を継承、発信に積極的に取り組んできた。

これらの活動の中・長期的に継続するほか、防災・減災に加えて、復興の過程で培ってきた数々の手法やノウハウを社会システムの中に組み込み、「新しい災害文化」として確立、定着を図る。

(2) 課題と取組方針

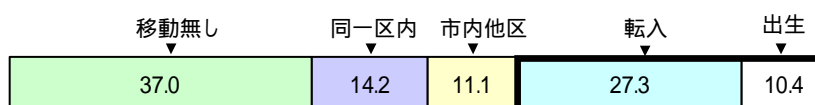
課題1 震災を経験していない住民の増加

〔現状と課題〕

震災後16年が経過し、既に中学生以下の子どもたちは全員震災後に生まれた子どもたちである。また、人口の移動に伴い震災を経験していない住民の割合が増加している。

被災地の住民が震災経験者と未経験者に二分化された結果、被災地においても慰霊行事など震災体験の共有を前提とした「伝える」活動では、全住民一律の教訓の継承が困難となっている。

(神戸市における震災を経験していない住民の割合：37.7%)



〔取組方針〕

実践と行動による「伝える・備える」活動の展開

「ひょうご安全の日のつどい」について、防災・減災を前面に出した部分を増やすなど、震災経験者と未経験者が価値観を共有し、共に参加できる活動を展開する。

また、被災地支援などを通じて、震災の経験と教訓を伝えつづける。

さらに、大震災の経験と教訓をベースにしながら将来の災害に備える取り組みとして日常生活の中に防災・減災や復興の成果が息づく「新しい災害文化」の定着、発展を図る。

ひょうご安全の日のつどい

「ひょうご安全の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、震災の経験と教訓を忘れることなく、安全で安心な社会づくりを推進する取り組みとして、メモリアルウォーク、1.17のつどい(追悼行事)等の「1.17は忘れない」行事を県民の参画のもとで実施する。

ひょうご安全の日推進事業(助成金)

震災の経験と教訓を発信し、災害への備え及び減災に寄与するため、県民、民間団体等による防災訓練や、安全・安心をテーマにしたシンポジウムの開催など、住民の防災・減災に資する取り組みに対して助成する。

- ・助成額：助成対象経費の1/2以内
- ・限度額：地域事業(概ね1つの県民局管内からの参加に限られる事業) 50万円
全県事業(複数の県民局管内からの参加が見込まれる事業) 100万円

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額(千円)
		22年度	23年度	24年度	
採択件数	252件	158件	150件	150件	69,300

住宅再建共済制度の推進

阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、助け合いの精神に基づき、被害を受けた住宅の再建・補修等を支援するための仕組みである兵庫県住宅再建共済制度の定着を図る。

震災の経験・教訓発信事業(復興基金)

震災の経験や教訓を発信する重要な事業、または復興を象徴するイベント等に対して補助を行う。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額(千円)
		22年度	23年度	24年度	
実施件数	-	2件	2件	2件	10,000

平成26年度末まで受付

神戸マラソンを活用した経験・教訓発信事業

震災の経験や教訓を国内外に発信するとともに、支援をいただいた方々に感謝の意を表す機会となる神戸マラソンにおいて情報発信を行う。

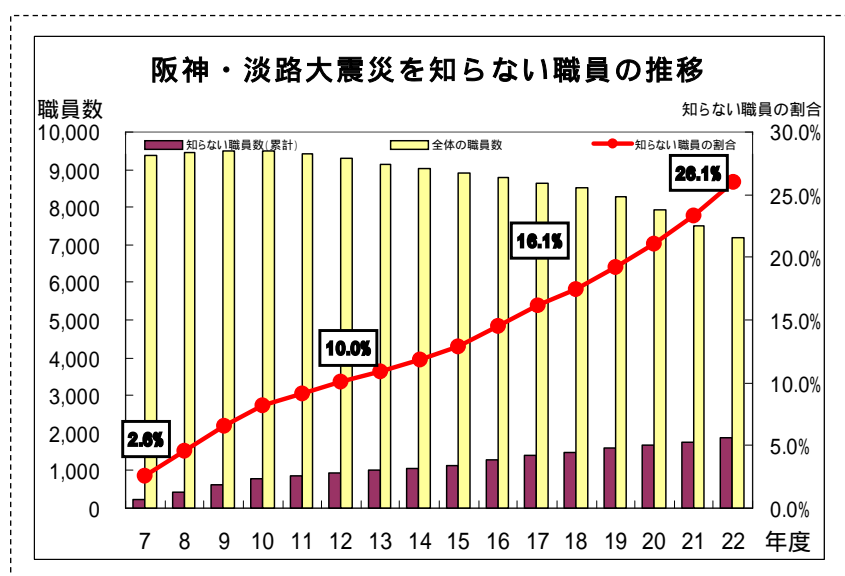
事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額(千円)
		22年度	23年度	H24年度	
神戸マラソンにおける情報発信	検討委員会の設置	・実行委員会の設置 ・基本計画、実施計画の策定	第1回大会実施	第2回大会実施	125,000

課題2 「伝える」ことができる人材の減少

〔現状と課題〕

被災者はもちろん、人と防災未来センターの語り部や追悼行事を実施している団体の構成員など、経験と教訓を伝えてきた人たちの高齢化が進んでいる。

また、震災当時、対策の中核を担った行政の職員も退職する年齢を迎えつつあり、組織内でノウハウを伝えることが困難になりつつある。



〔取組方針〕

「伝え続ける」組織内継承の促進

震災の経験と教訓を伝える人の発掘・育成に努め、行政、警察、消防、教員、自治会等民間団体など組織内での継承の仕組みの構築を図る。

また、県職員については、階層別職員研修等において防災や危機管理に関する科目を継続的に実施し、震災の経験・教訓の継承をはじめ、危機管理・災害対応能力の向上を図るほか、各所属災害対応マニュアルを活用してのOJT、県職員OB等と連携した伝承活動の実施等についても検討する。

ひょうご防災リーダーの育成

地域防災力の向上を支援するため、自主防災組織のリーダー等地域防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を学ぶ研修を実施する。

平成23年度は広域防災センターに加え、西播磨、但馬、淡路地域においても実施する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
研修受講者数	129人	120人	270人	120人	9,289

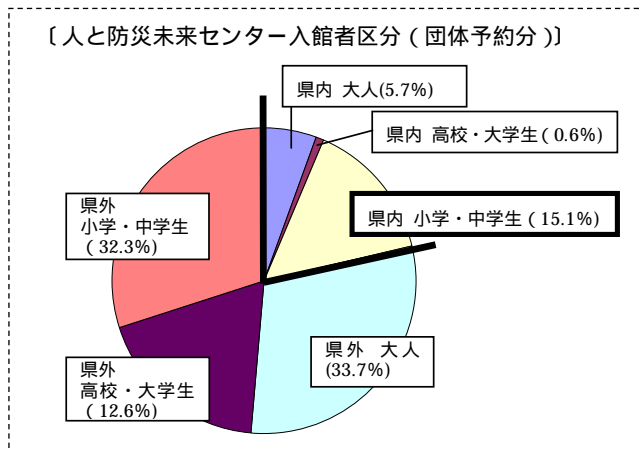
東日本大震災の被災地支援で得た経験と人材の活用

東日本大震災の被災地支援に派遣した職員は、短期間ではあるが現場で阪神・淡路大震災を超える被害を目の当たりにし、震災対策の一部を経験していることから、その活動を記録に残すとともに、本県での大規模災害発生時にその経験の活用を図る。

課題3 新しい世代への継承

〔現状と課題〕

平成22年4月で小学生、中学生は全員震災を経験したことのない子どもたちになるなど、これまで以上に子どもたちへの経験・教訓の継承を進める必要がある。



人と防災未来センターの団体入館者数を見ると、県外小学・中学生が修学旅行で訪れる場合が多く、32.3%を占めているのに対し、県内小学・中学生は15.1%にとどまっている。

〔取組方針〕

次代を担う子どもたちへの経験・教訓の継承

次代を担う子どもたちへ継続的に経験・教訓を継承していく仕組みを維持、充実する。

「兵庫の防災教育」の推進

阪神・淡路大震災の教訓を生かした「兵庫の防災教育」を一層推進する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	H24年度	
副読本等を活用した防災教育の実施	小中学校 978校	1,132校	1,150校	1,150校	1,053
地区別防災教育研修会の実施	各地区 2回	各地区 2回	各地区 2回	各地区 2回	

(*予算額は、震災・学校支援チーム(EARTH)の運営を含む。)

震災・学校支援チーム(EARTH)の運営

学校の教育復興支援及び防災教育についての専門的知識と実践的対応能力に関する研修を積んだ教職員による組織「震災・学校支援チーム(EARTH)」の取り組みを一層推進する。

県立大学防災ユニットの設置

大学の有する特色ある教育資源や防災関連機関が集積する兵庫の特色を生かした防災教育を推進する。平成 23 年度は、共通科目を充実し、平成 24 年度からは、学部を横断して総合的・体系的に科目が履修できるユニット方式による専門教育を開始する。

- ・対象：県立大学全学部生
- ・定員：1 学年あたり 30 名程度（2～4 年次）
- ・科目：共通教育（23 年度～） - 5 科目程度
専門教育（24 年度～） - 25 科目程度
- ・場所：人と防災未来センター等

1.17 防災未来賞「ぼうさい甲子園」顕彰事業

自然への畏敬の念といのちの尊さや、ともに生きる「共生」の大切さを考える防災教育を推進するため、全国の子どもや学生が主体的に取り組む先進的、独創的な防災教育に係る活動を顕彰する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
応募数	80件	101件	100件	100件	4,000

人と防災未来センターの取り組みの充実

阪神・淡路大震災の経験と、そこから学んだ防災の重要性等の教訓を後世に継承するとともに、その経験と教訓を生かし、防災に関する知識及び技術の普及を図ることにより、地震等の災害による被害の軽減に貢献する。

災害メモリアルK O B E の開催

近い将来に発生することが危惧されている東海・東南海・南海地震を見据え、県民の防災力を高め、減災対策に資するため、県民、ボランティア、研究者、行政等多様な主体が「次世代の育成」「世代間交流による語り継ぎ」などをテーマに講演やパネルディスカッション等を実施する。

防災力強化による地域子育て支援事業

子どもたちを対象としたDVD・教本を作成し、講義を実施することにより、災害に対応する知識を伝承し、子どもを核として、家族、学校、地域の防災力強化を図り、安全・安心に子どもたちが育つことができる地域づくりを支援する。

震災の教訓を語り継ぎ、生かす兵庫の防災教育推進事業（復興基金）

教育復興担当教員及び阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員の成果やノウハウを生かした災害時等における「児童生徒の心のケアに係る研修プログラム」防災教育副読本を作成し、兵庫の防災教育の更なる推進を図る。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	H24年度	
「児童生徒の心のケアに係る研修プログラム」の作成 教員研修の実施 防災教育副読本の作成	-	「児童生徒の心のケアに係る研修プログラム」の作成	・教員研修の実施 ・防災教育副読本の作成、配布	・教員研修の実施 ・防災教育副読本の作成、配布	31,670

防災力強化県民運動ポスターコンクールの実施

県民一人ひとりが災害に備える行動に取り組む「防災力強化県民運動」を啓発するため、県内の小学生及び中学生・高校生を対象に防災をテーマとした作品を募集し、顕彰する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	H24年度	
防災力強化県民運動ポスターコンクール	応募数 999作品	554作品	500作品	500作品	720

課題 4 全国的・国際的な教訓情報の共有・発信

〔現状と課題〕

神戸東部新都心に立地集積している国際的な防災・人道支援関係機関の国内外への情報発信力を維持・強化するとともに、各機関の研究成果を共有する取り組みをさらに進める必要がある。

また、大学等の研究機関との有機的な連携により、相乗効果を上げるとともに、成果の発信・活用を図る必要がある。

併せて、関西広域連合が発足したことから、広域防災の分野においても震災の経験と教訓を生かす取り組みが必要である。

〔取組方針〕

関係機関の連携強化による情報発信

神戸東部新都心に立地・集積している人と防災未来センターや国連人道問題調整事務所（UNOCHA）神戸、アジア防災センター（ADRC）、国際防災復興協力機構（IRP）、国連国際防災戦略（UNISDR）兵庫事務所、JICA国際防災研修センターなど、国際防災・人道支援機関との間で有機的な連携を図り、情報発信を促進する。

また、関西広域連合においても東日本大震災の被災地支援や広域防災計画の策定等を行い、「伝える・備える」取り組みの共有を図る。

ひょうご防災プラットフォーム(仮称)の整備・運営

神戸東部新都心に集積した大震災の資料、国際防災関係機関等、災害にかかる知見を活用し、防災研究に取り組む大学等のサテライト研究室を人と防災未来センターに誘致し、連携による高度な防災研究を推進する。

国際防災復興協力機構への運営支援

国内外の災害被災地への支援活動を展開する国際防災復興協力機構（IRP）の運営支援を行う。

国際防災・人道支援協議会への支援

神戸東部新都心を中心に立地している防災、環境、保健、医療等の18国際防災関係機関により結成されている「国際防災・人道支援協議会」の活動支援を行う。

国際防災研修センターへの支援

県の支援の下、国際協力機構（JICA）が設置した国際防災研修センター（DRIC）と連携し、神戸東部新都心に集積する国際防災関係機関の持つ知見を最大限活用した国際的な防災専門研修への取り組みを推進する。

課題5 東南海・南海地震への備え

〔現状と課題〕

今世紀前半の発生が懸念される東南海・南海地震は、東海から九州にかけて広域的な被害の発生が予想され、本県においても津波や長周期地震振動による被害が発生するおそれがある。

そのため、直下型の阪神・淡路大震災の教訓に加え、戦後最大の被害となったプレート型の東日本大震災の教訓からも学び、東南海・南海地震対策の充実・強化を図る必要がある。

併せて、県民自らが「伝える・備える」活動を実践し、生活の中に震災の教訓を生かす取り組みを続ける必要がある。

名称	マグニチュード	今後30年以内の発生確率
南海地震	同時	60%程度
東南海地震	8.5前後	70%程度

平成23年1月1日 地震調査研究推進本部

〔住宅耐震化率〕 82.4% (H20)

〔家具転倒防止率〕 27.9% (H21)

〔取組方針〕

阪神・淡路大震災、東日本大震災の教訓を活かした対策の充実強化

巨大津波の襲来など、阪神・淡路大震災とは異なる被害の様相を見せる東日本大震災から積極的に学び、その教訓を活かして東南海・南海地震対策の充実・強化を図る。

地域防災計画の見直し

東日本大震災の津波被害、原子力発電所事故等を踏まえ、地域防災計画の見直しを検討する。

関西広域防災計画等の策定

東日本大震災の被災地支援を実施するとともに、東南海・南海地震や近畿圏直下地震等の発生による広域災害に対し、関西がとるべき対応方針等を定めた関西広域防災計画や広域連合が実施する広域応援及び受援の手順を取りまとめた関西広域応援・受援実施要綱などを作成する。

安全安心をめざす県民運動の展開

ひょうご安全の日推進県民会議を中心に、防災に関する実践活動呼びかけ、県民、学校、企業など様々な主体が行動する防災力強化県民運動を引き続き推進する。

防災力強化県民運動の推進

防災力強化県民運動の指針となるひょうご防災アクション 2010～2014 を策定し、県民に、住宅の耐震化、室内安全対策（家具の転倒防止等）、地域・学校における防災学習の推進、実戦的な防災訓練の実施等の実践を呼びかける。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	H24年度	
防災力強化県民運動の推進	県民運動 大会参加者数 300人	200人	200人	200人	845

ひょうご防災特別推進員の派遣

自治会、学校等からの依頼に応じて、ひょうご防災特別推進員（建築士、防災士、ひょうご防災リーダー等）を派遣し、家具の転倒防止や住宅の耐震化等の防災対策に関する講義や防災訓練の企画・運営指導を行い、地域や家庭における防災対策の実践を促進する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	H24年度	
ひょうご防災特別推進員の派遣	-	50回	50回	50回	1,677

住宅耐震改修支援事業（復興基金等）

阪神・淡路大震災による被災地域における住宅の耐震化による「減災」の取り組みを一層促進するため、住宅の耐震改修工事に要する経費の一部を補助する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	H24年度	
旧耐震基準（S56年5月以前）で建てられ、耐震診断の結果、安全性が低いと判断された住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助	戸建 290戸 共同 105戸	戸建 260戸 共同 175戸	戸建 388戸 共同 845戸	戸建 260戸 共同 600戸	246,600

簡易耐震診断推進事業

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、既存民間住宅の耐震化を推進するため、簡易耐震診断に要する経費の一部を補助する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	H24年度	
旧耐震基準(S56年5月以前)で建てられた住宅の簡易耐震診断に要する費用の一部を補助	4,625戸	5,500戸	5,500戸	5,500戸	37,125

わが家の耐震改修促進事業

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、住宅の耐震改修工事を意図する県民に対して、耐震診断・改修計画の策定及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	H24年度	
計画策定	521戸	1,400戸	500戸	500戸	272,171
改修工事	469戸	500戸	500戸	900戸	

室内安全対策事業

地震発生時における固定していない家具の危険性を啓発し、家具固定をはじめ、屋内の避難路の確保など室内安全対策を促進する。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
アドバイザーの派遣	-	-	30か所	-	12,402

4 その他の課題

(1) 未償還の貸付金等の対策

貸付金の名称	貸付実績	未償還額等	償還率
災害援護資金	5.6万件 1,309億円	1.3万件 202億円	84%
生活福祉資金(震災特例貸付)	5.9万件 103億円	2.6万件 40億円	60%
中小企業緊急災害復旧資金	3.4万件 4,222億円	0.16万件 116億円	97%

災害援護資金の償還対策

災害援護資金は、災害弔慰金法に基づき、世帯主の負傷、住居が損傷した世帯へ貸付を行ったものであるが、貸付実績 56,422 件 1,309 億円に対し、41,033 件 1,068 億円が償還されている(償還率 84%、償還免除を除く)。

また、国に対する償還期限の3年間の再延長が認められ、県から国への履行期限は平成 26 年 5 月以降となった。

未償還金については、市における償還を引き続き促進するとともに、国に対して免除要件の拡大などの要望を行う。

生活福祉資金(震災特例貸付)の償還対策

生活福祉資金(震災特例貸付)は、県社会福祉協議会を実施主体として、被災により生活に困窮している世帯等に貸付を行ったものであるが、貸付実績 59,116 件 103 億円に対し、30,997 件 60 億円が償還されている(償還率 60%、償還免除を除く)。

また、死亡、自己破産、生活保護受給など償還が困難なケースが多いため、平成 22 年 3 月に「貸付金の返還の免除に関する条例」を改正し、県社会福祉協議会への貸付金の返還免除を行えることとした。

未償還金については、借受人の死亡、行方不明などの免除要件に該当する債権の整理を進めるとともに、県社会福祉協議会に償還指導員を配置し、償還を促進する。

中小企業緊急災害復旧資金の償還対策

中小企業緊急災害復旧資金は、被災中小企業の資金需要に応えるために、兵庫県・神戸市・国が実施した協調融資であるが、貸付実績 33,551 件 4,222 億円に対し、31,992 件 4,106 億円が償還されている(償還率 97%)。

また、中小企業の返済負担の軽減を図るため、最終償還期限を平成 24 年 2 月～7 月末から 3 年間延長することとした。

未償還金については、未償還企業に対する相談、融資条件の変更、借換貸付の活用などにより、円滑な償還を促進する。

(2) 県外居住被災者対策

県外居住被災者に対しては、兵庫県に戻るための取り組みを支援するため、電話訪問相談員による相談・情報提供や、県営住宅の募集要項の送付等を行う「ひょうごカムバックコール&メール事業」を実施しているが、県外生活が長期化・安定化し、事実上帰県が困難な事例が増えていることから、県外居住被災者の状況調査を通じて、帰県希望等の意向を確認し、対応を検討する。

(ひょうごカムバックコール&メール登録者の状況)

区分	H20.3	H23.3
登録者(電話・送付)	147人	88人
電話訪問のみ	45人	41人
県住案内送付のみ	115人	99人
計	307人	228人

ひょうごカムバックコール&メール事業(復興基金)

帰県を希望する県外被災者に対し、電話訪問相談員によるきめ細やかな相談・情報提供や住宅情報の送付を行う。

事業内容	21年度実績	年度別計画			23年度当初予算額 (千円)
		22年度	23年度	24年度	
電話訪問相談員配置数	1人	1人	1人	1人	2,696

(3) 借上災害復興県営住宅の期限到来

借上災害復興県営住宅は、独立行政法人都市再生機構(旧住宅・都市整備公団。UR)から県が賃借して災害復興公営住宅としたもので、平成28年度から32年度にかけて契約期限が到来する。

新たなコミュニティが既に形成されていることや、高齢者が多いことから、入居者の意向確認調査の結果を踏まえて対応を検討する。

(H22年度末の状況)

	団地数	借上戸数	高齢単身世帯率	高齢化率
部屋借り	28	1,493	-	-
棟借り	9	741	-	-
計	37	2,234	50.1%	56.2%

復興施策体系表
(H22年度 計57事業 2,673,319千円、H23年度 計61事業 3,062,912千円)

	H22年度 予算額(含補正) (単位:千円)	H23年度 当初予算額 (単位:千円)	担当課室
高齢者の自立支援に関する施策 (②13事業 ③14事業)	493,637	901,682	
課題1 被災地公営住宅における高齢者の見守り			
高齢者自立支援ひろば設置事業[復興基金]	312,610	329,118	(復興支援課)
地域支え合い体制づくり事業(公営住宅におけるLSA配置促進事業)	16,000	131,400	(高齢社会課)
地域支え合い体制づくり事業(高齢者見守り隊活動支援事業)(H23~)	-	57,500	(高齢社会課)
地域支え合い体制づくり事業(県・市実施事業)	54,470	220,899	(高齢社会課)
地域支え合い体制づくり事業(地域包括支援センターを核とした見守りネットワークの構)	-		
地域支え合い体制づくり事業(LSA24時間配置モデル事業)	2,000	57,600	(高齢社会課)
ガスメーター等を活用した高齢者見守りシステムの普及促進事業[復興基金]	7,500	7,500	(復興支援課)
夜間・休日「安心ほっとダイヤル」開設事業[復興基金]	7,820	3,687	(復興支援課)
課題2 高齢化した住宅におけるコミュニティの維持			
コミュニティサポート連携促進事業[復興基金]	2,727	2,727	(復興支援課)
いきいき仕事塾(地域型)の開設[復興基金]	9,655	9,655	(復興支援課)
コミュニティ支援アドバイザー設置事業	16,735	33,784	(復興支援課)
被災高齢者自立生活支援事業	15,405	11,984	(高齢社会課)
いきいき県住推進員の設置	30,450	-	(住宅管理課)
復興住宅等コミュニティ連携促進事業[復興基金](H23~)	-	18,000	(復興支援課)
課題3 精神疾患、認知症等困難事例への対応			
高齢者自立支援ひろばのプラットフォーム機能の充実	(-)	(-)	(復興支援課)
まちの保健室設置事業[復興基金]	17,600	17,230	(健康増進課)
LSA活動強化事業	665	598	(高齢社会課)
まちのにぎわいづくりに関する施策 (②17事業 ③17事業)	506,489	534,453	
課題1 面的整備事業未完了地区の存在			
復興市街地再開発商業施設等入居促進事業[復興基金]	112,585	94,969	(復興支援課)
復興市街地再開発地域事業所開設支援事業[復興基金]	37,420	58,420	(復興支援課)
被災者住宅購入支援事業補助[復興基金]	5,109	4,624	(住宅政策課)
被災者住宅再建支援事業補助[復興基金]	3,754	3,347	(住宅政策課)
住宅債務償還特別対策[復興基金]	10,539	9,794	(住宅政策課)
復興土地区画整理事業等融資利子補給[復興基金]	8,870	3,445	(復興支援課)
高齢者住宅再建支援事業補助[復興基金]	1,140	570	(住宅政策課)
課題2 まちのにぎわいの回復の遅れ			
まちのにぎわいづくり一括助成事業[復興基金]	80,992	83,984	(復興支援課)
復興まちづくり支援事業[復興基金]	49,680	48,900	(都市政策課)
被災商店街にぎわい支援事業[復興基金]	90,000	90,000	(経営商業課)
商店街・まち再生プランづくり事業[復興基金]	17,400	17,400	(経営商業課)
商店街・まち再生整備事業[復興基金]	22,000	22,000	(経営商業課)
商店街共同施設撤去支援事業[復興基金]	10,000	10,000	(経営商業課)
商店街新規出店・開業等支援事業[復興基金]	12,000	16,000	(経営商業課)
課題3 全国的な経済不振の影響			
新産業立地促進賃料補助[復興基金]	10,000	36,000	(立地推進室)
商店街・小売市場共同施設建設費助成事業[復興基金]	30,000	30,000	(経営商業課)
商業施設魅力アップ支援事業[復興基金]	5,000	5,000	(経営商業課)
商店街・まち再生プランづくり事業[復興基金]	(再掲)	(再掲)	(経営商業課)
商店街・まち再生整備事業[復興基金]	(再掲)	(再掲)	(経営商業課)
商店街共同施設撤去支援事業[復興基金]	(再掲)	(再掲)	(経営商業課)
商店街新規出店・開業等支援事業[復興基金]	(再掲)	(再掲)	(経営商業課)

	H22年度 予算額(含補正) (単位:千円)	H23年度 当初予算額 (単位:千円)	担当課室
「伝える・備える」に関する施策(㉔22事業 ㉔25事業)	1,655,584	1,604,313	
課題1 震災を経験していない住民の増加			
ひょうご安全の日のつどい	9,500	9,200	(復興支援課)
ひょうご安全の日推進事業(助成金)	69,300	69,300	(復興支援課)
住宅再建共済制度の推進	159,165	133,423	(復興支援課)
震災の経験・教訓発信事業[復興基金]	10,000	10,000	(復興支援課)
神戸マラソンを活用した経験・教訓発信事業	20,000	125,000	(スポーツ振興室)
課題2 「伝える」ことができる人の減少			
ひょうご防災リーダーの育成	1,062	9,289	(防災計画課)
東日本大震災被災地派遣職員の経験の取りまとめと活用	(-)	(-)	(防災部局)
課題3 新しい世代への継承			
「兵庫の防災教育」の推進	1,170	1,053	(教育企画課)
震災・学校支援チーム(EARTH)の運営			
県立大学防災ユニットの設置(H23~)	-	23,134	(大学室)
1.17防災未来賞「ぼうさい甲子園」顕彰事業	4,000	4,000	(復興支援課)
人と防災未来センターの取り組みの充実	558,175	553,190	(防災企画課)
災害メモリアルKOBЕの開催	1,383	1,349	(防災企画課)
防災力強化による地域子育て支援事業	9,000	-	(防災企画課)
震災の教訓を語り継ぎ、生かす兵庫の防災教育推進事業[復興基金]	5,185	31,670	(教育企画課)
防災力強化県民運動ポスターコンクールの実施	720	720	(防災企画課)
課題4 全国的・国際的な教訓情報の共有・発信			
ひょうご防災プラットフォーム(仮称)の整備・運営(H23~)	-	14,428	(防災企画課)
国際防災復興協力機構への運営支援	27,138	24,282	(防災企画課)
国際防災・人道支援協議会への支援	476	405	(防災企画課)
国際防災研修センターへの支援	21,648	19,050	(防災企画課)
課題5 東南海・南海地震への備え			
地域防災計画の見直し	(-)	(-)	(防災計画課)
関西広域防災計画等の策定	(-)	(-)	(広域企画室)
防災力強化県民運動の推進	570	845	(防災企画課)
ひょうご防災特別推進員の派遣	2,000	1,677	(防災企画課)
住宅耐震改修支援事業[復興基金]	54,615	246,600	(建築指導課)
簡易耐震診断推進事業	8,392	37,125	(建築指導課)
わが家の耐震改修促進事業	692,085	272,171	(建築指導課)
室内安全対策事業(H23~)	-	12,402	(防災計画課)
室内安全対策モデル事業[復興基金](H23~)	-	4,000	(復興支援課)
その他の個別課題(㉔5事業 ㉔5事業)	17,609	22,464	
災害援護資金償還対策	10,037	13,586	(社会援護課)
生活福祉資金(震災特例貸付)償還対策	4,754	6,182	(社会援護課)
中小企業緊急災害復旧資金償還対策	(-)	(-)	(地域金融室)
ひょうごカムバックコール&メール事業[復興基金]	2,818	2,696	(復興支援課)
借上災害復興県営住宅の返還対策	(-)	(-)	(住宅管理課)

[〃 は復興基金事業 (-)は既定経費対応等の事業]

東日本大震災の被災地復興に向けた提言について

1 趣 旨

戦後最大の災害となった東日本大震災の発生から2か月となり、国や被災自治体では、復興に関する議論が始まった。被害状況が大きく異なる部分もあるが、16年間の阪神・淡路大震災からの復興の取り組みを、中長期的な観点から東日本大震災の復興に向けた施策検討の参考にしていただければと考え、提案するものである。現地のニーズに照らして必要な部分を活用頂ければ幸いである。

2 提言先

国、復興に取り組む被災自治体、復興構想会議等

3 基本的な考え方

「伝える - 阪神・淡路大震災の教訓」をベースに、5分野程度に絞った骨太の内容とする。

国においては復興構想会議が設置され、被災地復興の基本方針に関する議論が始まり、被災自治体においても復興計画策定の作業が進められていることから、中長期的な視点に立った復興に関する内容とする。

東日本大震災は、阪神・淡路大震災とは被害の様相がかなり異なるため、参考になる部分があれば活用いただく。

4 構成案

(1) メッセージ

(2) 提言

復興の担い手・住民パワーの結集

ア 地域コミュニティの維持・活性化

イ 地域の復興を住民自らが考え、提案できるしくみの導入

ウ 現場のニーズを的確に把握し、迅速に施策化するしくみの導入

エ 被災者を支える人や団体のネットワーク化

ふるさと再生と交流

ア 魅力あるふるさとの復興

イ 地域のポテンシャルを引き出す支援の実施

ウ 被災地のイメージ回復と観光振興

エ 地域の核としての商店街の復興

被災者の自立と元気を引き出す生活再建支援

ア 生活の拠点となる住まいの確保

イ 自立できるしごとと収入の確保

ウ 生きがいづくりによる生活再建

エ 高齢社会を先導する見守り活動の推進

オ 高齢者が安心して暮らせるコミュニティの形成・維持

被災地の自立的な経済・雇用回復の促進

ア 震災特需の地域経済への取り込み

イ 漁港、農業施設等の早期復旧と競争力の強化

ウ 中小企業の早期開業支援と起業支援

エ 総合特区制度を活用した経済再建の加速

オ 産学官連携による新産業の創造

安全・安心なまちづくり

ア 100年先を見据えた新しい未来地域像の具体化

イ 住民主体の復興まちづくりの推進

ウ 愛着と誇りを持てる地域の再生

エ 命を守る災害文化の育成・定着

阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会提言

- 東日本大震災の被災地復興に向けて -

平成23年5月

阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、3万人に迫る死者・行方不明者を出し、その津波はまちを跡形もなく押し流してしまいました。

震災により犠牲となられた方々に対し、深く哀悼の意を表すとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

阪神・淡路大震災で、私たちは現代技術の粋を集めた近代都市のもろさを思い知らされました。今また私たちは、東日本大震災によって、改めて人知では計り知ることのできない自然の存在を痛感させられると同時に、自然とともに生きることの大切さを教えられました。

今こそ、国をあげて被災者の救援と被災地の復旧・復興を急がねばなりません。とりわけ、未だに避難所での厳しい生活を余儀なくされている被災者への支援が急がれます。国や地方公共団体の危機管理体制、消防・警察・自衛隊の活動、自治体間の広域応援やボランティア活動支援、各種の被災者支援策など、阪神・淡路大震災後に充実・強化された災害対策の成果が問われています。

阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会は、阪神・淡路大震災からの復興をフォローアップするとともに、「伝える - 阪神・淡路大震災の教訓」の編集などを通して、阪神・淡路大震災の経験と教訓を発信してきました。

東日本大震災は、被災地域が広く分布していること、地震動に加えて津波や原子力発電所の事故が重なっていること、住まい、しごと、行政機能などの生活基盤すべてを失った地域が多いこと、農林水産業と関連製造業が大きな被害を受けていることなど、阪神・淡路大震災とは様相が大きく異なっていますが、創造的復興の実現に取り組んできた阪神・淡路地域の教訓のなかで、東日本の復興に多少なりとも役立つことがあればと、中長期的な復興の視点でいくつかピックアップしました。

阪神・淡路の経験と教訓のエッセンスをまとめた「伝える - 阪神・淡路大震災の教訓」とともに、国や被災自治体で始まっている復興に向けた取り組みの手がかりにいただければ幸いです。

被災地では、これから応急仮設住宅期、恒久住宅移行期、本格復興期と復興のステージが進むにつれ、様々な課題に直面することと思います。それらを一つひとつ乗り越え、復興に向けてともに歩んでいきましょう。私たちは、今後も支援を続けてまいります。

平成23年5月11日

阪神・淡路大震災

復興フォローアップ委員会

座長 室崎 益輝

東日本大震災の復興に関する提言

復興フォローアップ委員会は、阪神・淡路大震災の教訓を国内外に発信し、未来に伝承するため、平成21年に特に重要な教訓100項目を抽出し、分かりやすく整理した「伝える - 阪神・淡路大震災の教訓」を取りまとめた。

本提言は、東日本大震災の被災地復興に関する議論が国や被災自治体で始まったことを踏まえ、このたびの被害の様相や被災地の地域特性を考慮しつつ、「伝える - 阪神・淡路大震災の教訓」をベースに中長期の復興過程において課題となることが予想される点をピックアップしたものである。

東日本大震災の被害実態に照らして、参考になるとと思われる部分を活用いただければ幸いである。

なお、各項目の末尾には、阪神・淡路大震災の復興において実施した施策や課題となった事例を参考として記載した。

1 復興の担い手・住民パワーの結集

地域の特性を生かした復興を進めるには、そこに住む住民が積極的に議論に参加し、主体的に復興に取り組むことが重要になる。既に地域での取り組みが一部報道されているが、そのような取り組みが被災地の復興を先導されることを期待する。

(1) 地域コミュニティの維持・活性化

被災地復興には住民の主体的な参画が不可欠であることから、住民の自主性・自発性を促す助成その他の支援を講じることを提案する。また、住民の活動を震災復興の一時的な取り組みに終わらせず、地域社会のしくみとして広げていくことができれば、一般的な課題を住民主体で解決していくことも可能になると考えられる。

阪神・淡路では、まちづくり協議会や自主防災組織など、地域の主体的な取り組みが進められ、行政は専門家の派遣などにより、住民の活動を支援した。一方で、直面する課題が消滅すると、活動が低調となり、持続的な活動に展開できなかった組織・団体も少なくない。

(2) 地域の復興を住民自らが考え、提案できるしくみの導入

被災地の復興を進めるには、住民の復興への様々な思いを一つにまとめ、住民自らが行動することが重要である。そのためには、日常的な生活圏域の単位でまちづくりを議論する組織を作り、そこでの議論を積み上げて合意形成を図り、アイデアを形にしていく手法が有効である。

従来の都市計画では整備区域単位にまちづくり協議会を設立するが、阪神・淡路では地区内に複数の小規模な組織が生まれ、合意形成とまちづくり提案の積み上げが進められた。その中から、地域産業であるケミカルシューズ産業の復興を長田地区のまちづくりと一体的に進める「シューズギャラリー構想」や、まちづくり計画に沿った環境や景観をつくるための景観形成市民協定「いえなみ基準」などが実現した。

(3) 現場のニーズを的確に把握し、迅速に施策化するしくみの導入

東日本の被災地は多くの都県にまたがり、それぞれ被害の様相も地域特性も異なる。そのため、行政がグランドデザインを示すとともに、避難所、応急仮設住宅、復興公営住宅、仮設商店、仮設工場などの現場に赴いてニーズを把握し、それに合ったきめ細かい支援を迅速・的確に提供するしくみが必要である。このため、様々な主体が参画する「復興支援会議」や現場で復興を細やかにサポートする「地域復興支援員」の設置を提案する。

阪神・淡路では、被災者と行政の間に立つ第三者機関である被災者復興支援会議や県・市町生活支援委員会が被災者の意見を聴きながら行政、専門家、NPO等が議論し施策化したものをみんなが実行していくスタイルをとった。被災者復興支援会議のメンバーが被災地に赴いて住民の意見を直接聴く「いどばた会議」は10年間で251回に及ぶ。そこでの提言は、復興基金を活用することで迅速かつ弾力的に実現された。

新潟県では、地域復興のネットワークづくりや被災者の見守り、訪問活動等を行う地域復興支援員を置いた。

(4) 多様な主体のパートナーシップによる被災者支援

創造的復興を成し遂げるためには、内外の周知を集めることが必要となることから、行政や地域住民だけでなく、各種の専門家や民間企業、大学、NPOやボランティアなど、多様な主体のパートナーシップによって、被災者支援を進めることを提案する。その際には、被災地だけでなく、全国さらには世界のNPO、ボランティア、各種団体などと積極的に手をつないでいくことが望ましい。このことが民間の知恵を活かすことになる。

阪神・淡路では、県民、各種団体、ボランティアグループ等が参加した生活復興県民ネットが設立され、被災地復興を被災自治体や被災者自身の努力に委ねるのではなく、広く県民による生活復興の運動として展開された。

(5) 復興施策を支える裁量性の高い財源の確保

地域が主導する復興を進めるにあたり、地域特性や復興ステージによって異なるニーズにきめ細かく対応できる施策を実施するため、柔軟かつ機動的に対応できる復興基金を被災県ごとに創設することを提案する。

阪神・淡路では、「阪神・淡路大震災復興基金」(9,000億円)を活用して、これまで116事業約3,607億円の事業を実施してきた。

2 ふるさと再生と交流

面的整備事業が完了し、復興公営住宅が完成しても、十分なしごとや快適で愛着の持てる生活環境を用意できなければふるさは再生せず、人口減少も止まらない。住まい、生活、しごとを含めた中長期的なまち全体のグランドデザインと、そこに住む住民の、地域づくりへの積極的な参画が必要である。

(1) 魅力あるふるさとの復興

震災によって流出した人口が戻らなければ過疎化を加速することになりかねない。そのため、一刻も早くふるさとに戻れる環境を取り戻すことはもとより、住まいと働きがいのある就労の場の確保、医療施設、文教施設、社会福祉施設などの社会基盤の整備、地域の核となる商店街の回復、地域行事や伝統芸能の復活を通じた地域コミュニティの再生など、長くふるさとを離れた人たちも戻りたくなる、魅力ある地域社会づくりを総合的に進めていくことを提案する。

阪神・淡路では、被災地人口が震災直前と比べて95.9ポイントまで減少し、震災前の水準を取り戻すのに8年を要した。市区別に見ると現在も震災前の水準に達していない市区もあり、地域のあり方が変わることも考えられる。市街地再開が進む新長田では、住民主導で整備された「鉄人28号モニュメント」を核にまちづくりが進められているほか、商店街のマスケットキャラクターを作成して差別化を図るなど、地域ごとに特色ある取り組みが進められている。

(2) 地域のポテンシャルを引き出す支援の実施

地域の復興には、そこに住む住民の自律的な取り組みが不可欠であることから、住民自身が地域特性を深く認識し、愛着の持てるふるさとを取り戻すための目標と質を十分議論し、共有するための活動を積極的に支援していくことを提案する。

阪神・淡路では、分野別の縦割りを排した「まちのにぎわいづくり一括助成事業」などで住民の主体的・自主的な取り組みを促進している。また、まちづくり協議会に対する活動助成や専門家派遣により地域でのまちづくりに対する取り組みを支援してきた。

(3) 被災地のイメージ回復と観光振興

全国的な観光自粛は被災地だけでなく東北全体の観光産業に大きな打撃を与え、しかも長期間影響が続く恐れがある。可能な限り早期に各種のキャンペーン活動を展開し、被災地の復旧はもとより被災地以外の観光地や交流拠点が健在であることをアピールするなど、早急なイメージ回復を図ることを提案する。

被災した観光施設は、被害の最も大きかった神戸市でも平成7年8月には約8割が営業を再開したが、交通事情の影響や観光自粛で観光客数はなかなか回復しなかった。観光自粛は全県に広がり、兵庫県の観光産業は大打撃を受けた。

全国縦断キャラバンや「淡路花博」の開催、「See 阪神・淡路キャンペーン」の実施などのほか、「神戸ルミナリエ」「野島断層保存館」「人と防災未来センター」などの震災関連イベント・施設を展開してきた。

(4) 地域の核としての商店街の復興

地域経済やコミュニティの核となってきた商店街については、被災者の生活を支えるためにも、早急な事業再開、施設復旧が望まれる。そのため、イベント補助などの従来型の支援に加えて、新しいまちづくりと一体となった商店街の再生、子育て・高齢者支援施設や交流施設の設置による新しいにぎわいの場の創出など、少子高齢化や消費行動の変化などを踏まえた複数の選択肢を用意し、地域住民のニーズにマッチした形での復

興を提案する。

阪神・淡路では、被災地域内の半数近くが被害を受け、商圏人口の減少、経営者の高齢化などから商店数は激減した。共同仮設店舗の建設、集客イベント助成、事業再開支援、入居促進事業などで商業振興を図ったが、再開発ビルの空き床や既存商店街の空き店舗の解消は進まなかった。

まちの再生プランづくりに助成するなど、まちの構造転換に向けた取り組みを支援するとともに、共同施設撤去や地域交流施設整備に対する助成など、新しいニーズに対応する支援メニューを用意している。

3 被災者の自立と元気を引き出す生活再建支援

復興を加速するには、支援金の給付や人的支援の提供などの「与える支援」だけでなく、被災者の自立と元気を引き出す支援が重要である。被災者の生活維持と被災地の地域特性を視点を据えつつ、被災者の生活再建支援策をきめ細かく展開していく必要がある。

とりわけ高齢者については、応急仮設住宅、復興公営住宅と移転する度に地域コミュニティが破壊され、高齢者を地域で支える旧来のシステムを維持することが困難になることから、初期の段階から中長期的な視点をもって対策を講じておくことを提案する。

(1) 生活の拠点となる住まいの確保

膨大な数の被災世帯に恒久住宅としての生活拠点を確保するには、災害復興公営住宅の建設のみでは不可能であるため、被災者の自力再建に対する支援、民間賃貸住宅の活用を合わせて行うことを提案する。

阪神・淡路では、「ひょうご住宅復興3カ年計画」を策定し、2万5千戸の災害復興公営住宅を供給したほか、民間賃貸住宅に入居した被災世帯に対して復興基金で家賃補助を行った。

(2) 自立できるしごとと収入の確保

震災により多くの企業が操業困難となり、被災地住民の雇用と生活に大きな影響が出ているが、自律的な復旧・復興を進めるためには、公的な資金貸付や給付だけでなく、住民自らが働いて生活を維持できる状態を早期に回復することが重要である。

とりわけ、農地や船舶、事業所などの生活基盤を失った個人事業者に対しては、早期の事業再開を支援するとともに、それまでの間のしごとの確保が求められる。

そのため、助成金などによる雇用維持対策や離職者雇用促進、ワークシェアリング、さらには緊急雇用制度などを利用した軽易な復旧作業などでの被災者雇用などの対策を提案する。

阪神・淡路では、操業停止中の企業の従業員の賃金保障、応急仮設住宅の中高齢被災者を雇用する「被災地しごと開発事業」などが行われた。「生きがいしごと」という言葉が強調され、「生きがいしごとサポートセンター」を設置して起業、就業を支援した。

(3) 生きがいづくりによる生活再建

家族や友人を亡くし、住まいを失った被災者の中には、さまざまなつながりを失い、生きる意味や意欲さえ見失う人も出てくることから、しごとやボランティア活動などで暮らしに生きがいを見つけられるよう、各種講座や相談などのきっかけづくりの支援を行うことを提案する。

阪神・淡路では、震災復興の過程で芽生えた地域づくりの活動を「生きがいしごと」と捉え、「生きがいしごとサポートセンター」を設置してコミュニティ・ビジネスの起業、就業を支援している。シルバー人材センターを活用した就業機会の提供、高齢者向けの各種講座を用意した「いきいき仕事塾」によるボランティア活動へのきっかけ作りなどによって社会参加を促進した。

(4) 次代を担う子どもたちの育成支援

大震災の被害を目の当たりにしたり、不幸にして身近な人を失った子どもたちは、この辛い経験乗り越え、被災地の未来を切り開く貴重な人材である。そのため、奨学資金を設けるなど、子どもたちの教育環境の充実を図るとともに、こころのケアを早急にかつ中長期的に提供することを提案する。専門家によるケアだけでなく、ボランティアが提供するイベントや、同じ境遇の人たちが語り合える場の提供なども効果的である。

また、遺児については、早急に所在を把握し、必要な保護を行うとともに、就学支援など、自立するまでの息の長い支援を用意することを提案する。

阪神・淡路では、被災地の小中学校に教育復興担当教員、スクールカウンセラーを配置した。また、兵庫県教育委員会は現在も遺児育英資金を支給中である。あしなが育英会のレインボーハウスや民間の寄付による浜風の家などのこころのケア活動や、桃・柿育英会の遺児育英資金など、民間団体による支援活動も行われた。

(5) 高齢社会を先導する見守り活動の推進

高齢化への対応は全国的な課題であることから、東日本での対応が今後の福祉施策のスタンダードになる可能性が高い。能動的に地域社会と関われなくなった高齢者に対する生活支援について、地域包括ケアシステムなどの一般施策との整合性、一般の高齢者との公平性にも配慮しながら、中長期的な視点に立った先導的な施策の立案・実施を期待する。

たとえば、避難所から応急仮設住宅、恒久住宅へと移っても、同様の支援が受けられるような一貫した支援体制の構築や、加齢による身体的な弱体化、認知症などの課題に備えた福祉、医療、防災・防犯等制度横断的に様々な専門職が連携して支援する体制づくりなどが考えられる。

また、障害者、子どもなどその他の要支援者に対しても、現行制度の枠にとらわれず、同様の配慮を行うことをあわせて提案する。

阪神・淡路では、SCS（高齢世帯生活援助員）や24時間見守り・相談体制の整備など、当時は一般的でなかった施策を復興基金によって先導的に導入した。一方で、復興基金にも限りがあるため、一般施策への移行が課題となっている。

(6) 高齢者が安心して暮らせるコミュニティの形成・維持

既存コミュニティを壊さない形での応急仮設住宅、災害復興公営住宅への入居など、できる限り今までの社会関係が維持できるような仕組みが望ましい。NPOやボランティア、社会福祉協議会など、多様な主体と連携したコミュニティ支援策をあわせて講じていくことを提案する。その中で、高齢者が復興の担い手として活躍する機会や場の提供を検討する必要がある。

阪神・淡路では、災害復興公営住宅等にスタッフを常駐させる「高齢者自立支援ひろば」などにより、コミュニティ支援を続けているが、入居者の高齢化等により自治会活動が難しい住宅も多くなっている。

(7) 障害者や高齢者など災害時要援護者に対するきめ細かな支援の実施

障害者や高齢者など、いわゆる災害時要援護者は、復旧・復興の過程で環境変化などの影響を強く受けるため、在宅の方も含めて通常以上に注意を払い、一人ひとりにふさわしい適切なケアをきめ細かく提供し、自立を促すことを提案する。

また、震災による負傷が後遺障害として固定する震災障害者の発生が予想されるため、こうした方々を早期に把握し、相談窓口の利用等を促すことを提案する。

阪神・淡路では、震災障害者を把握することができず、震災後15年を経てようやくその実態を把握することができた。

4 被災地の自立的な経済・雇用回復の促進

被災の経済・雇用は膨大な復興需要によって急速に回復するが、特需は数年間しか続かないため、その後長い不況に悩まされる恐れがある。復興需要の恩恵がある間に、被災地の経済・雇用が自立的に回復できるよう、将来を見据えた対策を講じておくことを提案する。

(1) 復興特需の地域経済への取り込み

大規模な復旧・復興事業により被災地には膨大な需要が生まれるが、県外の大企業に発注が集中すると、被災地企業に資金が回らず、結果的に経済復興が遅れることになるため、復旧・復興のスピードとのバランスに配慮しつつ、地元企業への優先発注、被災者の優先雇用などに取り組むことを提案する。

阪神・淡路では復興特需を地元企業で吸収できず、復興需要の9割が県外に流出したとも言われている。また、特需は震災後2年間程度に集中し、その後被災地の経済・雇用は長期的に低迷した。

(2) 漁港、農業施設等の早期復旧と競争力の強化

壊滅的な打撃を受けた沿岸部の漁港、水産加工産業や農地の復興にあたっては、単に元に戻すだけでなく、過疎化・高齢化・担い手不足などの地域課題にも対応できるよう、

競争力を確保し、発展性を有した地域経済への転換が求められると考えられる。そのため、これまでの産業のあり方を見直し、土地利用の大規模化、法人化や共同化による経営体制の強化、最新設備の導入など、新しい時代に対応した投資を行うことを提案する。

震災前には入港船舶数、コンテナ取扱個数日本一を誇っていた神戸港は水際線の大部分が被害を受け、物流機能が一時的に壊滅状態となって取扱貨物量は激減した。既に国際的な港間競争が激化しており、景気の低迷等も相まって、施設復旧後も神戸港の入港船舶数、取扱貨物量は震災前のレベルに回復しなかった。

(3) 中小企業・地場産業の早期開業と新しい雇用の創出

被災地の経済回復や被災者の生活再建の促進には、地域を基盤に活動している事業所の再開が重要な条件となるため、仮設賃貸工場の建設や事業再開支援、きめ細かな融資制度の創設などにより、特に中小企業や地場産業の操業・営業の早期再開を支援することを提案する。また、被災地は高齢化率が高い地域でもあることから、今後の高齢社会も見据えた福祉分野での雇用開発や、新規事業に果敢に挑む者に対する起業支援による新しい雇用の創出も重要である。

兵庫県内の製造業は、震災で事業所数、従業員数ともに大幅に減少し、10年以上経過しても震災前の水準を回復できなかった。また、震災以前から産業構造の転換を迫られ、長期的な苦境に立たされていたケミカルシューズ、清酒、粘土瓦などの地場産業は、より大きな打撃を受けた。

(4) エンタープライズ・ゾーンの設定による経済再建の加速

甚大な被害に直面する被災地の経済復興を加速するためには、従来の制度や仕組みでは限界があると考えられることから、被災地にエンタープライズ・ゾーンを設定し、法人税の一定期間の免除又は軽減、設備投資の即時償却など、規制緩和と税制・財政・金融の多面的な支援で他地域との差別化を図って国内外からの投資や企業誘致を促進することにより、被災地の経済再建を加速することを提案する。

阪神・淡路では、規制緩和や税の優遇措置等を求める「エンタープライズ・ゾーン構想」の提案を行ったが、「一国二制度」につながるとして国の理解が得られなかった。

(5) 産学官連携による新産業の創造

被災地の経済は工場・事業所に対する直接的被害に加え、取引先喪失、人口流出などにより中長期的に低迷する恐れがある。被災地の経済を回復させるには、既存の工場、事業所等の再建に加え、新しい産業を創造していくことが重要である。このため、ものづくりに関する世界的な中核拠点である東北大学など、産学官の総力を結集して新産業創出支援を担う仕組みを早期に立ち上げ、新産業の創造に取り組むことを提案する。

阪神・淡路では、県、神戸市、民間企業等により財団法人新産業創造研究機構（NIRO）を設立し、産官学の連携等により、大学や企業が持っている、活用されていない技術等を活用した事業化などを推進したほか、産学官の連携によって高度医療技術の研究・開発拠点を整備する「神戸医療産業都市構想」を進めている。

(6) 行政、企業、NPO等のパートナーシップによる雇用の回復

産業の壊滅的な打撃により、その復興過程において産業構造が大きく変化し、雇用のミスマッチが生じて雇用回復がなかなか進まなくなることも予想される。

このため、行政だけでなく、民間企業やNPO等とも強力に連携し、全国規模でパートナーシップを構築することにより、雇用のミスマッチを起こさない仕組みをつくることを提案する。その際、今後の高齢化の進展に鑑み、高齢者福祉の分野での雇用を創出することも重要と考える。

阪神・淡路では、平成7年から9年までに6万件を超える雇用相談が寄せられた。復興特需後の平成9年度から被災地の有効求人倍率は下降し、11年度には0.30を記録した。

5 安全・安心なまちづくり

東日本の復興は、未来の日本の国づくりを先導することになる。その中で最も求められることは、安全と安心が実感できるまちづくりにほかならない。まちづくりにあたっては、中長期的な地域のあり方まで視野に入れた地域の未来像を描き、地域の住民と共有したうえで復興を進めることを提案する。

(1) 被災地域の新しい未来像をめざす創造的復興の実現

被災地は津波で跡形もなくなっていることから、地域のランドデザインを早期に示し、目標を共有することにより被災地一丸となって復興に取り組むことを提案する。

その際には、被災地を元に戻す発想ではなく、長期的な視点に立って、地域の歴史や文化、景観や産業などを総合的に考慮した「創造的復興」が推進されることを期待する。

阪神・淡路では、高齢社会への対応、共同溝の導入、阪神高速道路の地下化やエンタープライズ・ゾーンなど、画期的な構想がいくつも提案されたが、原形復旧の原則や財政的・時間的制約などで実現できなかったものが少なくない。

(2) 住民主体の復興まちづくりの推進

まちを復興するには、そこに住む住民の、まちづくりに向けた熱い思いと主体的な行動が求められる。まちづくりに関わる様々な主体が思いを共有するため、これらが集まって知恵を出し合い、地域の将来像を語り合うしくみやプロセスの構築を提案する。

そのためには、いわゆる2段階都市計画を導入することにより、骨格部分のデザインを行政が示しつつ、住民の意見を反映し、円滑に適切なまちづくりを進めることが考えられる。

阪神・淡路では、震災の2か月後には都市計画が決定されたが、多くの住民が避難しており、行政の説明が届きにくかったこともあり、住民の反発と混乱を招いた。行政主導の計画ではなく、住民の意見を集約したまちづくりを進めるため、まちづくり協議会が100以上設置された。

(3) 愛着と誇りを持てる地域の再生

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の手法を用いて復興を進めると、画一的なまちなみになりがちになる。住民の復興へのエネルギーを高めるためにも、地域の風土・歴史・アイデンティティを大事にしたまちのデザインを描き、まちづくりを進めることを提案する。

復興市街地再開発事業等の計画策定では、総じて景観の観点が重視されなかったため、大規模店舗や高層マンションの建設、在来工法による住宅の減少などにより、それまで住民が慣れ親しんできた生活風景を喪失し、コミュニティのきずなを失う一因ともなった。

(4) 命を守る災害文化の育成・定着

自然の力は人知を超え、最新技術を結集してもハードによる防災には限界があることが明らかとなった今、次の災害に備えて改めて「津波てんでんこ」のような命を守る災害文化の育成、定着を図ることを提案する。

阪神・淡路では、震災が発生した1月17日を「ひょうご安全の日」と条例で定め、「1.17は忘れない」を合い言葉に震災を語り継ぐ様々な取り組みを進めている。

兵庫県復興フォローアップ委員会名簿

室崎 益輝	関西学院大学総合政策学部教授
磯辺 康子	株式会社神戸新聞社編集委員
市川 禮子	社会福祉法人きらくえん理事長
加藤 恵正	兵庫県立大学政策科学研究所所長・教授
角野 幸博	関西学院大学総合政策学部教授
小林 郁雄	神戸山手大学教授・阪神大震災復興まちづくり支援ネットワーク代表世話人
佐藤 寿一	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会事務局長
立木 茂雄	同志社大学社会学部教授
地主 敏樹	神戸大学大学院経済学研究科教授
野崎 隆一	特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所理事兼事務局長
牧 紀男	京都大学防災研究所准教授
松原 一郎	関西大学社会学部教授
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員
中村 三郎	神戸市副市長
本井 敏雄	西宮市副市長
河田 恵昭	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター長
新野幸次郎	財団法人神戸都市問題研究所理事長
野尻 武敏	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構顧問

震災障害者・震災遺児実態調査について

阪神・淡路大震災に起因する障害者（震災障害者）遺児（震災遺児）については、その実態が十分把握されていなかったが、昨年度、復興フォローアップ委員会から「震災障害者、震災遺児の実態把握や将来の災害に備えとなる教訓の抽出を図るべき」との提言があったことを踏まえ、兵庫県、神戸市合同で実態調査を行ってきた。

昨年12月には、アンケート調査をもとに中間集計を行ったが、この度、さらに分析を加え報告書を作成した。

1 アンケート調査

クロス分析、他の調査等との比較等を行い、分析を加えた（別紙1、別紙2参照）。

(1) 震災障害者

調査対象

身体障害者手帳交付申請書(H7.1～H22.3、約32万件)の内容を確認し、次の条件に合致する328人を震災障害者として特定した。

障害者手帳交付申請書添付の医師の診断書・意見書の原因欄に「震災」の記載があること

発生年月日が平成7年1月17日で、場所が被災地内であること。

調査方法等

対象者に郵送でアンケートを行った。死亡者については、ご遺族へのアンケートを試みた。

【調査期間】 平成22年11月22日～12月3日

【回収率】 発送数：269人 回収：90人 回収率：33.5%

(2) 震災遺児

調査対象

阪神・淡路大震災遺児等育英資金受給者（419人）

その保護者（324人）

調査方法等

対象者に郵送でアンケートを行った。

【調査期間】 平成22年11月22日～12月3日

【回収率】 本人 発送数：410人 回収：74人 回収率：18.0%

保護者 発送数：324人 回収：79人 回収率：24.4%

2 面接調査

震災障害者、震災遺児本人及び震災遺児の保護者に面接調査の意向確認を行い、了解をいただいた方に対して訪問し、ヒアリングを実施した。

訪問調査実施数

(単位：人)

		人 数
障害者	本 人	27
遺 児	本 人	7
	保護者	12
合 計		46

3 精神障害者・知的障害者の取扱い

(1) 対象者の特定

保健福祉手帳申請書類等の内容を確認し、原因等に「震災」の記載がある者 153 人を抽出したが、精神科医及びこころのケアセンターの医師から意見を伺ったところ、申請書等に「震災がきっかけで」と書かれていても、診断内容から震災などの外的要因と結びつくとは考えられないケースが多く、震災との因果関係が認められるケースは少ないということから、最終的に 21 人が震災が原因との判定結果となった。

(2) 今後の対応

以下の課題が専門家から指摘されている。

調査することにより障害者本人に心的負担を与え、症状の悪化を招きかねない。希望される方に面接調査を行ったとしても、かなり偏った症例の検討としての意味しかなく、全体の実態把握につながらない。

症例が少なく、個人が特定されてしまう恐れがある。

以上のことから、これ以上の調査は行わないこととする。

4 今後のスケジュール

本報告書を東日本大震災の被災県等に送付する。

面接調査の内容については、引き続き、分析を加えて別途報告書として取りまとめるとともに、誰もが見やすいように整理し、本人の同意を得たうえで全文を公表する。

震災障害者実態調査の概要

1 障害等級分布

本調査で特定した震災障害者のうち、障害等級 1 級の人 は 16.5% (54 人) であつた。「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害障害見舞金の支給要件は労災 1 級に相当する者に限られていることから、震災障害者の大部分の人は災害障害見舞金を受給できなかったことになる。

そのため、障害見舞金の支給要件の緩和が必要と考えられる。

2 身体障害者手帳の取得時期

今回特定した震災障害者は、44.8% (147 人) が平成 6 年度、7 年度に障害者手帳を取得していたが、取得までに長期間を要する人も多く、震災障害者の把握を一層困難なものにしている。

そのため、申請書類に記載するなどの方法で震災障害者を把握する必要がある。なお、障害等級と手帳取得時期との間には明確な関係は見いだせなかつた。

3 現在の健康状態と生活

(1) こころの健康状態

健康関連の指標を使って、震災障害者の現在の健康状況を調査したが、障害等級と精神的健康状態との間の関係性が薄く、住まいの確保状況や同居家族の有無、震災での失業等、被災による生活変化が影響している可能性が強いことが分かつた。

そのため、震災時には、震災障害者を被災者に対するこころのケアの対象として対応する必要がある。

(2) 他の原因による障害者の生活との比較

「神戸市障がい者生活実態調査 (平成 22 年)」の結果と比較したところ、震災障害者との間に大きな違いは見いだせなかつた。

このことから、現時点においては震災障害者に対する特別の支援の必要性は少ないと考えられる。

〔神戸市調査との比較項目〕

年齢構成	住まいの形態	家族構成	就労の有無
就労形態	年収	介助の状況	相談先

4 被災時の状況

(1) 負傷原因

53.3% が家屋倒壊、10.0% が家具転倒により負傷していることが判明した。

震災障害者を減らすためには、住宅耐震化、室内安全対策が重要であることが示された。

(2) 救助の状況

救助者

「近所の人」が 52.2%、「家族」が 34.4% などとなっており、消防・警察・自衛隊の公的救助機関は 22.2% であつた。

人命救助には自主防災が重要であることが示された。

救助までに要した時間

被災後救出までにかかつた時間が 3 時間までの人はわずか 24.4% であり、48 時間以上を要した人も 4.4% あるなど救出までに長時間を要していた。

しかしながら、救出までの時間と障害等級との間には明確な関係は見いだせなかった。

(3) 治療の状況

搬送方法・搬送時間

最初の病院への搬送が救急車によるものは 22.2%にとどまり、自家用車、担架など私的手段による搬送は 67.8%となっている。1 時間未満で搬送された人は 25.6%にとどまり、6 時間以上かかった人が 18.3%にのぼった。

しかしながら、搬送方法・搬送時間と障害等級との間には明確な関係は見いだせなかった。

入院の状況

31 日以上入院していた人が 47.6%を占めているが、入院期間と障害等級との間には関係性は見いだせなかった。

(4) 相談窓口の利用

相談窓口を利用した人は全員早期(震災後 3 年程度)に障害者手帳を取得し、福祉サービスを受けていたが、57.8%の人が震災復興総合相談センターや市町の相談窓口を知らず、62.2%が利用していなかった。

総合相談窓口の設置とその周知が重要であることが示された。

5 自由記載の回答内容

(1) 震災当時必要だった支援

「もっと目を向けてほしかった。」などの意見が多かった。

そのため、震災障害者の人数の把握、情報提供のあり方等を災害対策として認識して対応する必要があると考えられる。

仮設住宅の抽選に当たらなかった等、住宅確保や経済的支援に関する記述も多かったが、いずれも震災障害者特有の課題ではないと考えられる。

(2) 震災当時、相談したかったこと

「情報に目をやる余裕がなかった」などの意見があり、相談したかった内容は、医療、住まい、仕事、学校など多岐にわたっていた。

そのため、単なる障害者向けの相談窓口ではなく、被災者に対する総合相談窓口が必要で、情報提供方法にも工夫が求められていると考えられる。

(3) 震災による障害を防止し、あるいは軽減するために重要だと思うこと

住宅の耐震化、家具固定をあげる人が多かった。

「もっと早く救出してもらっていれば」など、救助・救急段階での改善を望む記入も多かった。負傷してから治療まで、平時では考えられない長時間を要した例が多いことは事実であり、今回のアンケート調査では救助されて障害が残らなかった人との比較などの分析は行っておらず、救助・救急が障害の一因になったことを否定するものではないことから、引き続き、迅速な救助・救急体制の充実を図る必要があるものと考えられる。

(4) 将来、災害で障害者になられた方に必要と考えるサービス

「相手が天災であるだけにぶつけるところがない」など、災害によって障害を負ったことに対するこころのケアの必要性をあげる人が多かった。

経済的支援を求める声も多かったが、震災障害者特有のニーズは見いだせなかった。

震災遺児実態調査の概要

1 遺児の住所地

アンケート回答者の震災時の住所をみると、被害がほとんどなかった加古川市、小野市にも遺児が存在した。また、遺児の育英資金支給時の住所は 16.7%が県外で、全国に分布していた。

そのため、遺児の把握、支援の提供には、学校ルートを使うなど、被災地外にも目を配る必要がある。

2 遺児の保護者

今回の調査対象者 419 人はほとんどが親族に引き取られており、施設庁や里親などが保護者になっている人は 7 人 (1.6%) であった。

3 遺児のこころの状態

専門家による「こころのケアや癒し」を必要だと思ったことのある遺児は 43.2%で、そのうち実際に治療やカウンセリングを受けた人は 43.8%であった。

現在の遺児の健康状態を表す指標をみると、震災当時、12 歳以下だった人の精神的健康状態を表すスコアが特に低い傾向にあった。

被災後の児童・生徒に対するこころのケアの重要性が示されたと考えられる。

4 現在の生活と健康状態

(1) 就学状況

遺児の既卒者の最終学歴は、大学・大学院・短大・高専 63.8%等となっており、全国の大学進学率と比較して遜色のないレベルにあった。

(2) 就業・収入の状況

求職中の人もおられたが、割合的には全国の失業率と同レベルであった。

世帯収入も、全国平均と比較して大きく見劣るということはない。

5 保護者の状況

(1) 世帯収入

震災遺児保護者の世帯収入は、全国の母子・父子世帯の収入と大きな差はなかったが、全国の平均世帯収入よりかなり低く、遺児育英資金の意義は大きいと考えられる。

(2) 遺児の養育に関する悩み

「教育・進学」が 45.6%でほぼ半数を占めており、保護者にとって、遺児の教育問題が最大の悩みであったことが示された。

6 震災遺児支援に対する評価（自由記載）

(1) 受けた支援・役に立った支援

遺児、保護者の回答とも奨学金等が最も多く、あしなが育英会のことろのケアなどの活動も多かった。県の育英資金への評価、感謝の声が多かった。

震災遺児に対する遺児育英資金や学費免除が大きな効果を発揮したことが示された。また、あしなが育英会の活動に対する評価が高いことから、今後の災害では連携を強める必要があると考えられる。

(2) 必要だった行政の支援

遺児、保護者とも資金援助が最も多かった。

保護者の回答の中には、親に対することろのケアや育児相談などを求める声が複数あった。また、応急仮設住宅の優先入居等に父子世帯に対する支援がなかったことを指摘する声もあった。

災害時の相談窓口に関する情報提供や、父子家庭に対する支援のあり方の再検討が必要と考えられる。

(3) 将来の大災害で必要となる支援

遺児、保護者とも回答では育英資金等経済的な支援を求める声が最も多く、ことろのケアがそれに続いている。

阪神・淡路大震災
震災障害者実態調査報告書

平成 2 3 年

兵庫県・神戸市

目 次

1 震災障害者

はじめに ----- P 1

調査方法 ----- P 1

障害者手帳申請書類から判明した内容 ----- P 3

アンケート調査から判明した内容 ----- P 9

アンケート調査から判明した課題 ----- P 44

訪問調査の概要 ----- P 46

(参考)

インタビューアーのためのガイドライン ----- P 57

はじめに

阪神・淡路大震災による重症者数は 10,683 人（兵庫県内 10,494 人）であるが、このうち障害が残った方が何人おられるか、具体的なデータは存在しない。

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「弔慰金法」という。）第 8 条に基づく災害障害見舞金が支給された障害者は、兵庫県内で 61 名となっているが、その支給対象者は、労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）施行規則別表第一・障害度等級表の第 1 級（障害補償年金の最高額の受給資格）に相当する者に限られる。

身体障害者手帳の交付は障害を負った原因によって行われるものではなく、申請書に添付する身体障害者診断書・意見書の「原因となった疾病・外傷名」の欄には「震災」「自然災害」等の例示がないため、障害者手帳申請書類で震災による障害者を区分することも困難な状況である。

そのため、今回、障害者手帳申請書類を基にして、阪神・淡路大震災で障害を負った方（以下「震災障害者」という。）の実態の把握を試みた。

なお、本調査結果は、アンケート調査データの一次分析結果であり、今後、さまざまな理論モデルとの照合による二次分析によって、さらに多次元の視点から震災障害者の実態とニーズの理解に資するものと考えられる。

また、今回の直接インタビューに基づく質的調査は、インタビュー終了が 2011 年 3 月 31 日となり、データ分析は、インタビュー参加者の基本属性と遺児の養育、震災遺児への支援で必要なことの要約にとどまっている。今後、内容分析（質問項目を念頭に置いた内容のコード化と集約 実践的及び政策的示唆の抽出 アンケート調査結果との照合 最終的な提言のまとめ）を深めたうえで、別途公表する予定である。

調査方法

1 調査対象

行政が保有する公的書類で、震災障害者を特定する唯一の手立ては、障害者手帳申請書類であることから、今回の調査では、兵庫県で身体障害者手帳を申請された方を対象とした。

今回の調査では、身体障害者手帳の申請書類を基に震災障害者の特定を進めたが、障害者手帳の申請は住所地で行われるため、県外に転居された方については兵庫県では把握できない。また、申請書類には、障害の原因欄に「災害」「震災」等の区別がなく、医師によっては原因を診断書に記入していない場合もあるため、震災障害者のごく一部を特定できたに過ぎないと考えられる。現に NPO 法人よろず相談室では、今回の調査で対象とならなかった、県外の障害者 3 人、県内 1 人の障害者を把握している。このような方々に対するフォローとともに、災害による障害者を確実に把握するためのしくみを検討する必要がある。

なお、本調査では精神障害者、知的障害者は対象としていない。

2 調査方法

(1) 震災障害者の特定

兵庫県内で平成 7 年 1 月から平成 22 年 3 月の間に申請された身体障害者手帳の申請書類約 32 万件のうちから、申請書、診断書に阪神・淡路大震災が原因で障害を負

ったことが明記されている人、大震災当日の平成7年1月17日に被災地で外傷を負い、震災が原因である蓋然性が高い人を拾い出し、震災障害者とした。

(2) 郵送アンケート

申請書類で特定した人を対象に、郵送でアンケートを実施した。死亡者についてはご遺族へのアンケートを試みた。

【調査期間】 平成22年11月22日～12月3日
【回収率】 発送数：269人
(既に亡くなっており、ご遺族がない方を除いた。)
回収：90人(回収率33.5%)
(本人75人、遺族12人、無回答3人)

(3) 面接調査

震災障害者本人に面接調査の意向確認を行い、了解をいただいた人に対してヒアリング調査を行った。

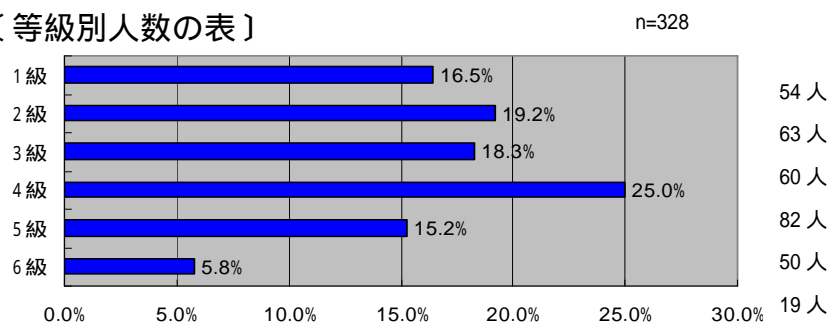
【調査期間】 平成23年2月1日～
【対象者】 27人

障害者手帳申請書類から判明した内容

1 障害等級分布

1級が54人で、2級以下が274人（83.5%）を占めており、現行の弔慰金法に基づく災害障害見舞金支給要件では、約8割の震災障害者が支給要件を満たさないことがわかる。

〔等級別人数の表〕

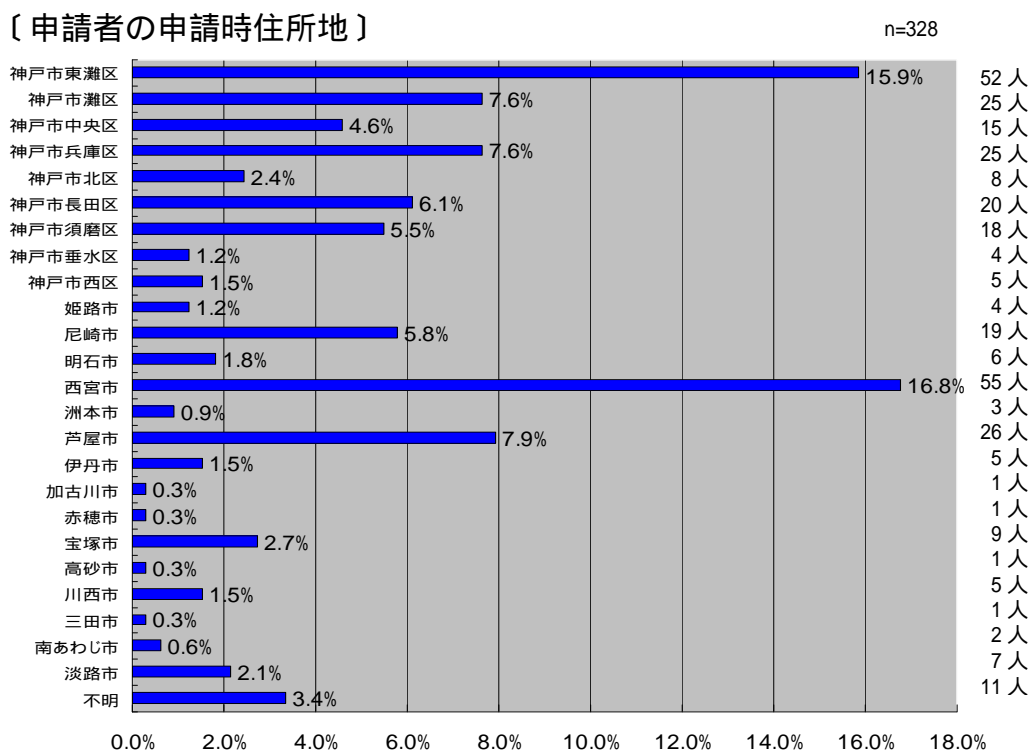


2 地域分布

申請書類には、負傷した場所は記載されていないため、判明したのは申請時の住所地である。全県に分布しており、被災地（旧10市10町）外で申請した人の住まいは次のようになっている。

三田市1（老人ホーム）、加古川市1（一般住宅）、高砂市1（県営住宅）、姫路市4（一般住宅1、雇用促進住宅1、仮設住宅1、不明1）、赤穂市1（一般住宅）

〔申請者の申請時住所地〕



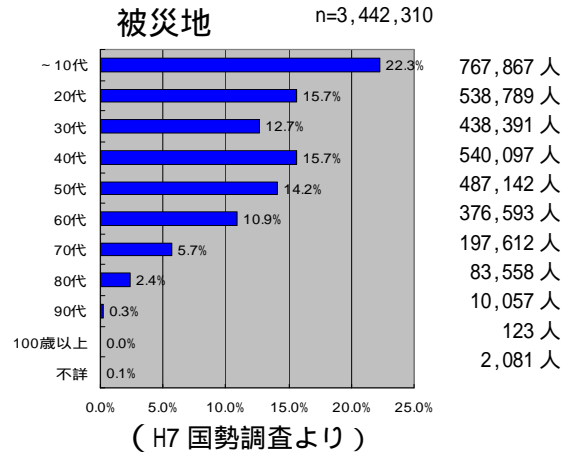
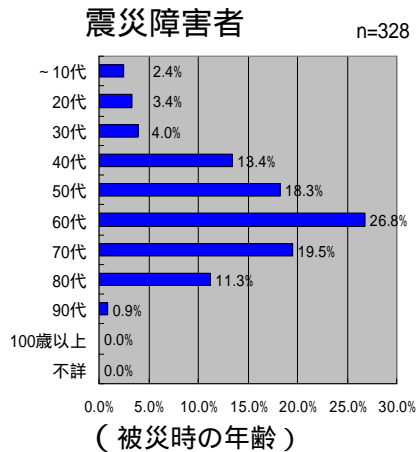
（%は、四捨五入の関係で100.0%にならない場合あり。以下同じ。）

3 男女・年齢分布

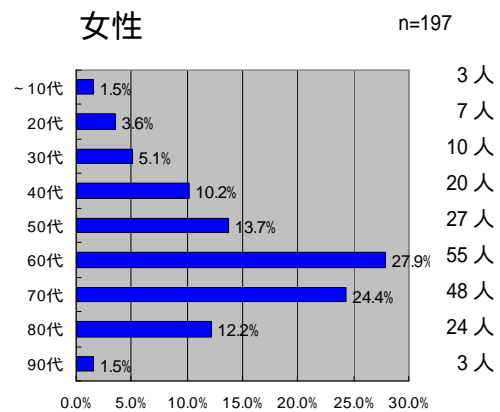
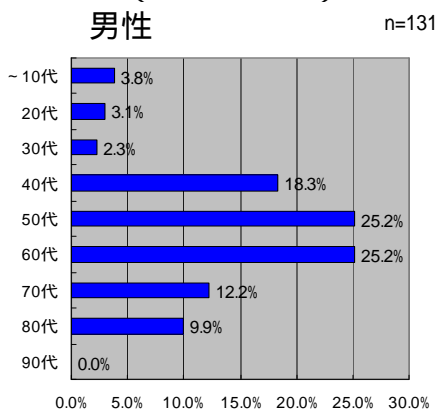
震災障害者の被災時の年齢分布は 60 歳以上の高齢者が多く（192 人 58.5%）、これは震災当時の被災地の構成人口比（19.4%）と比べて非常に多い。

平均年齢は男性は 57.7 歳、女性は 62.5 歳で、年齢分布に明らかな男女差は見られない。

〔年代（被災時）〕



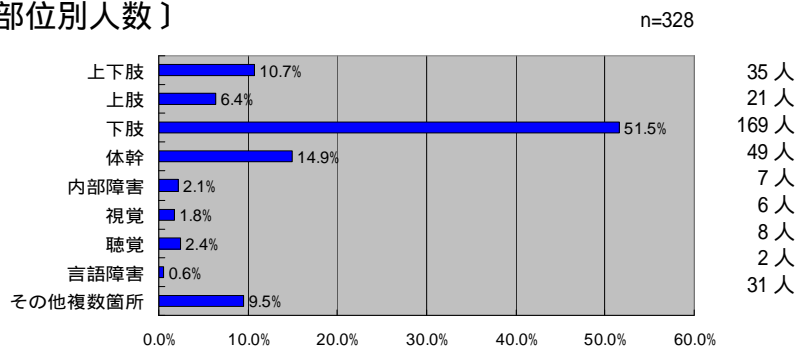
〔性別（男女別年代）〕



4 障害部位別の内訳

障害部位を見ると、下肢が 169 人（51.5%）を占めている。

〔障害部位別人数〕

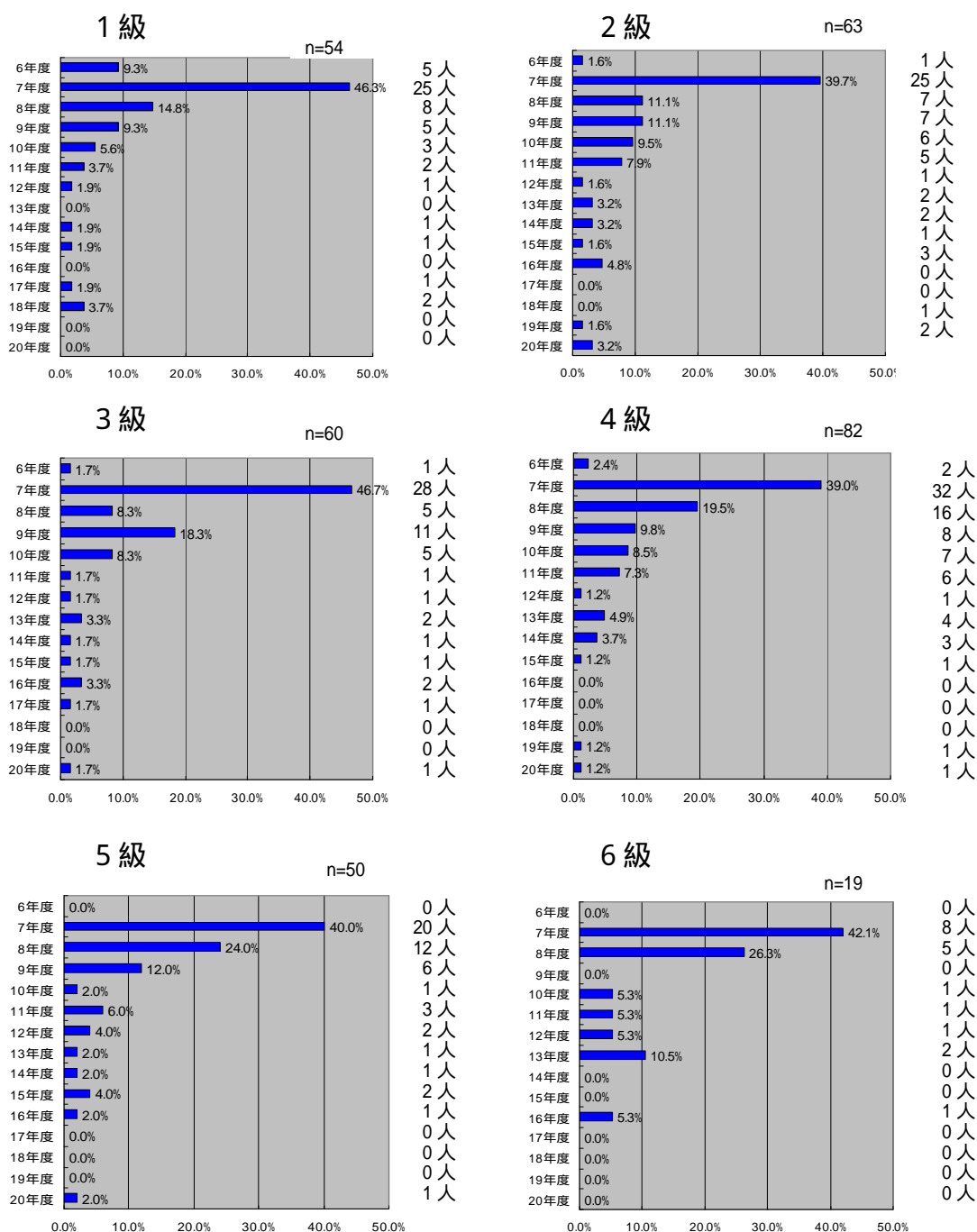


5 障害者手帳交付年度の分布

(1) 障害年齢・等級との関係

平成6年度、7年度の申請が147人で44.8%を占めるが、20年度まで申請が続いている。障害等級の程度と手帳取得年度には関係は認められず、年齢別に交付年度を見ると、申請に時間を要した人は、高齢層に少し偏りが見られる程度であり、申請書類からは、申請に時間を要した原因を特定することはできなかった。

〔手帳交付年度別人数〕



〔年齢別交付年度〕（年齢は手帳交付時の年齢）

申請年度	年齢									総計	割合
	～10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代		
6年度	1	2		1	1	1	1	2		9	2.7%
7年度	2	3	10	21	26	32	25	17	2	138	42.1%
8年度	1	2	1	7	13	12	9	8		53	16.2%
9年度	1	2	2	2	4	12	6	6	2	37	11.3%
10年度					1	10	6	4	2	23	7.0%
11年度		1		2		7	4	3	1	18	5.5%
12年度			1		1		1	4		7	2.1%
13年度				1	1	3	4	1	1	11	3.4%
14年度		1			1	2	3		1	8	2.4%
15年度			1		2	2	1			6	1.8%
16年度					1	2	2	2		7	2.1%
17年度								1	1	2	0.6%
18年度							1		1	2	0.6%
19年度							2			2	0.6%
20年度					1		3	1		5	1.5%
総計	5	11	15	34	52	83	68	49	11	328	

(2) 申請書類の内容による分析

申請書に添付されている診断書の記載内容は受診医療機関により様々で、統一性はないが、具体的な記述の中に申請に時間を要した理由を推測させるものが見られる。たとえば、「阪神大震災の頃から腰背部痛が起こる。平成14年エックス線撮影により骨折による変形が認められる。」（17年度新規交付）といった、診断そのものの遅れ、疾病との重複があるものや、「震災のときに頸と腰を痛める。治療を受けるも悪化傾向をしめしてきた。」（16年度新規交付）といった、経年による症状悪化、「阪神大震災で家屋の下敷きとなり、頸部・腰部に障害を受け、・・・以後も疾病が加わり・・・リハビリ加療にても改善しない。」（平成15年度新規交付）といった、長期間にわたるリハビリテーションの実施を経た後の申請などがある。障害等級の認定は、障害の原因に関係なく、診断時の機能障害の程度で判断されるため、申請までに長期間を要した方については、疾病、ケガなど他の要因が重なっている可能性が高まると推測される。

これらの例を見る限り、申請に長期間を要した方については、震災との関連性は否定できないものの、別の要因も加わり、震災を原因とする障害のみを切り分けるのは困難であるように思われる。

一般の障害者支援は、申請時の障害の程度に応じて提供されるため、障害原因の重複や申請に要した期間等は問題にならないが、弔慰金法に基づく災害障害見舞金については、その「見舞金」という性格上、長期かつ進行性の障害に対応することができるかどうか問題がある。また、災害障害見舞金の支給要件は、「両下肢をひざ関節以上で失ったもの」等、労働災害1級相当の非常に重い障害となっており、症状が固定している人が多いが、障害の程度が軽い場合には、障害の固定に時間を要し、障害の確定に時間を要する例が多くなってくる可能性がある。

(参考) 災害障害見舞金の支給状況

阪神・淡路大震災においては、兵庫県内で61人に甲慰金法に基づく災害障害見舞金を支給している。災害障害見舞金の適用障害は下記のとおりであるが、この要件は、労災法の障害種別第1級に準じたものになっている。

〔災害障害見舞金の適用障害〕

- | | |
|---|---|
| 一 | 両眼が失明したもの |
| 二 | 咀嚼及び言語の機能を廃したもの |
| 三 | 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの |
| 四 | 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの |
| 五 | 両上肢をひじ関節以上で失ったもの |
| 六 | 両上肢の用を全廃したもの |
| 七 | 両下肢をひざ関節以上で失ったもの |
| 八 | 両下肢の用を全廃したもの |
| 九 | 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの |

〔兵庫県における受給者の内訳〕

兵庫県における受給者の内訳は次のとおりである。

(1) 男女比

男性28人、女性33人

(2) 申請時の住所地

神戸市43人、尼崎市3人、西宮市10人、芦屋市3人、伊丹市1人、川西市1人

(3) 障害の内容

肢体不自由43人、内部疾患4人、精神障害14人

(4) 被災時の年齢

	男	女	計
0～9歳	1人		1人
10歳代	1人	1人	2人
20歳代	2人	1人	3人
30歳代	1人	2人	3人
40歳代	3人	5人	8人
50歳代	5人	1人	6人
60歳代	3人	6人	9人
70歳代	5人	11人	16人
80歳代	6人	5人	11人
90歳～	1人	1人	2人
計	28人	33人	61人

最年少 0歳(男)

最年長 92歳(女)

アンケート調査から判明した内容

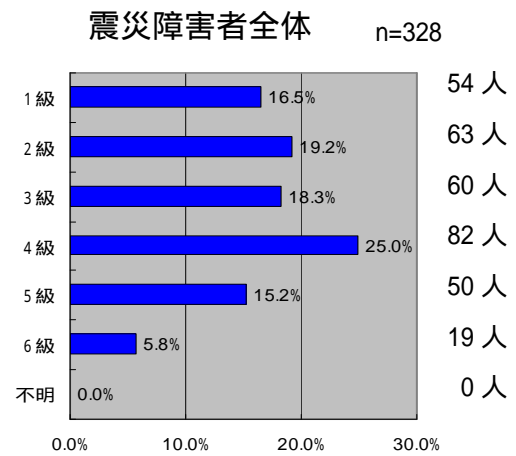
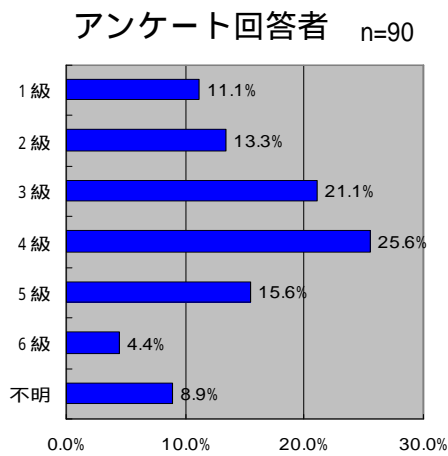
1 震災障害者の現況

(1) 障害の状況

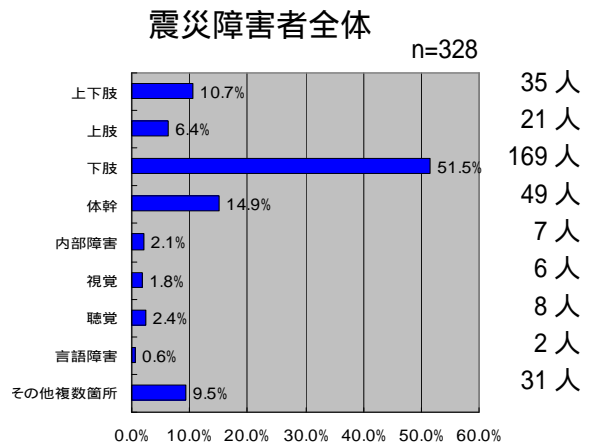
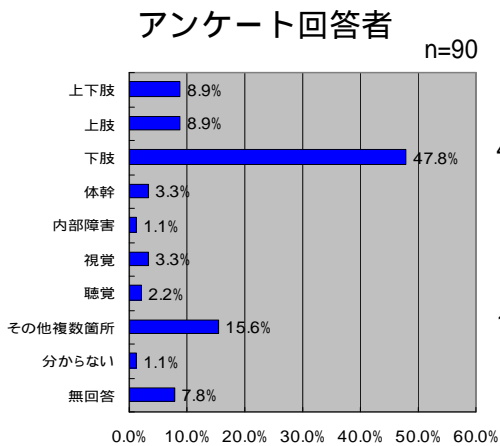
障害の等級別では、1級 10人 11.1%、2級 12人 13.3%などとなっている。

障害の部位別では、43人 47.8%の人が下肢に障害を負っている。この結果は、申請書類の集計結果（下肢に障害：169人 51.5%）とほぼ同様の傾向である。

〔障害等級〕

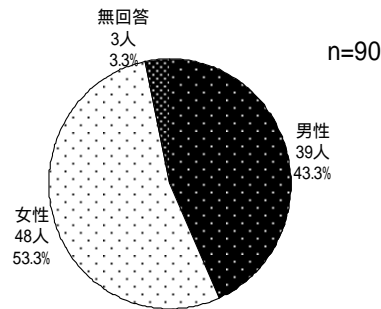


〔主たる障害の部位〕



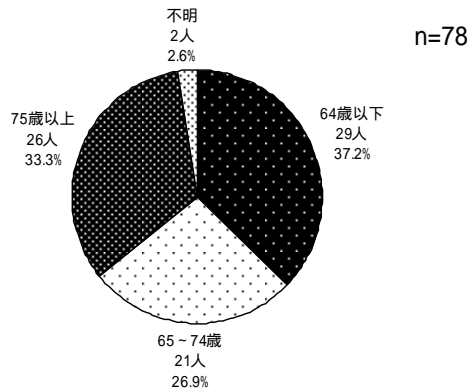
(2) 性別

回答者のうち、男性は39人43.3%、女性は48人53.3%だった。



(3) 現在の年齢構成

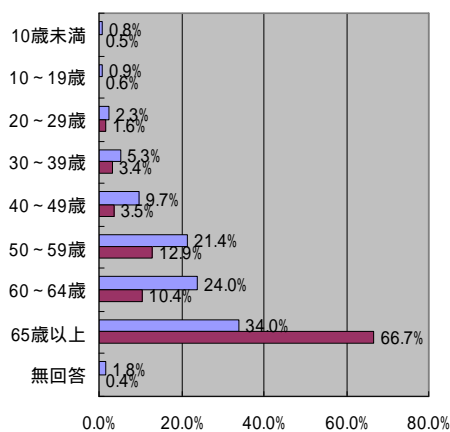
65歳以上の高齢者は60.3%、75歳以上の、いわゆる後期高齢者は33.3%で、これは、災害復興公営住宅の高齢化率（平成22年、48.2%）に比べても高い。



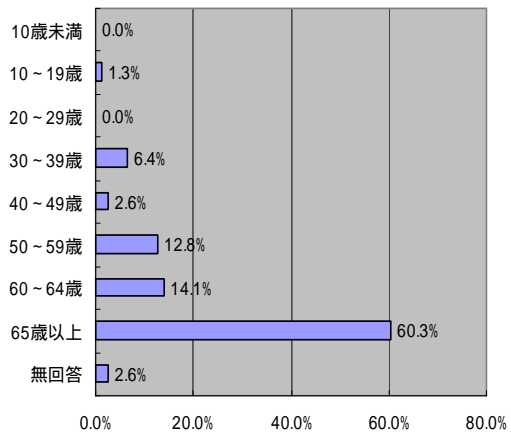
〔神戸市調査との比較（年齢）〕

神戸市障がい者生活実態調査【単独障がい児・者】（平成22年）（以下「神戸市調査」という。）の結果と比べると、障害者全体の年齢構成とほぼ同様であった。

神戸市調査

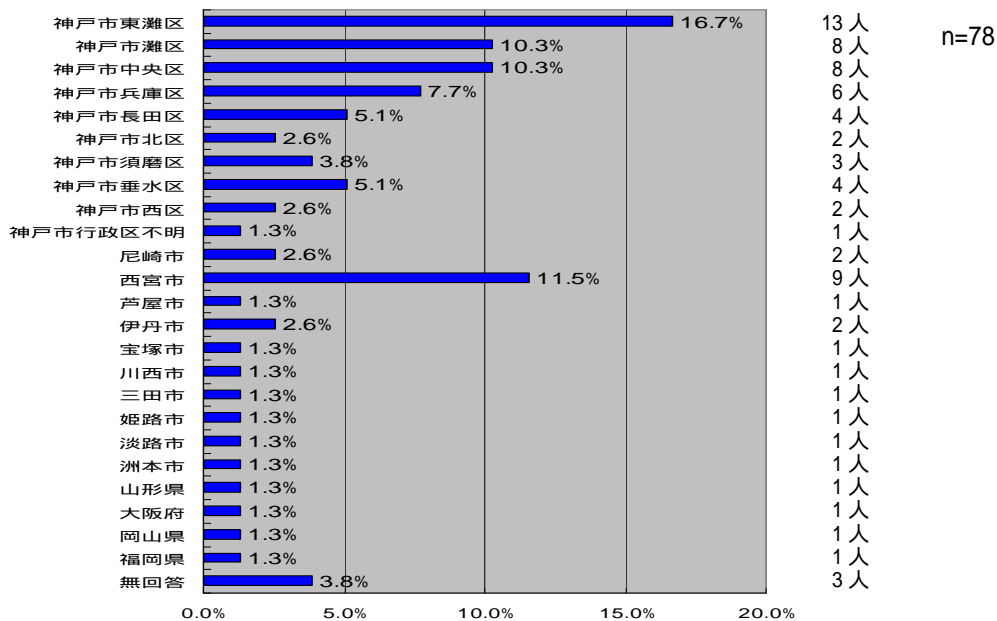


今回調査



(4) 現住所

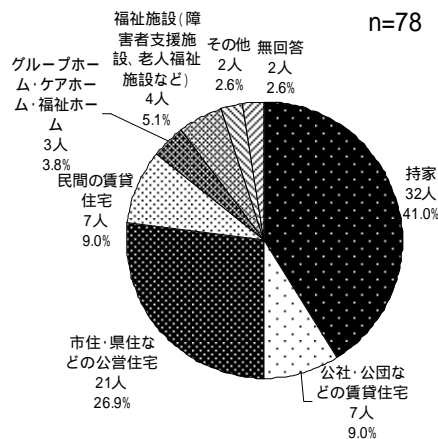
神戸市内が 65.4%、西宮市 11.5%などとなっている。



(5) 住まいの状況

住まいの種類

持ち家が 41.0%、公社・公団・公営住宅の入居者は 35.9%である。



〔被災地外、県外の人々の住居形態内訳〕

三田市 1 (福祉施設)、姫路市 1 (持家)、山形県 1 (福祉施設)、大阪府 1 (公社・公団などの賃貸住宅)、岡山県 1 (民間の賃貸住宅)、福岡県 1 (福祉施設)

震災前に持家だった人は 35 人で、このうち現在も持家なのは 19 人 54.3%であった。逆に、賃貸住宅に住んでいた 38 人のうち、13 人 34.2%は現在は持家に住んでいる。

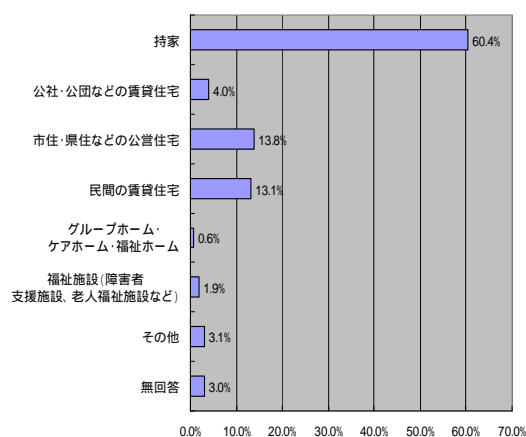
〔震災前の住まいと現在の住まいの関係〕

		現在の住まい							合計
		持家	公社・公団などの賃貸住宅	市営住宅、県営住宅	民間賃貸住宅	グループホーム等	福祉施設	その他	
震災前の住まい	持家	19	4	3	4	2	3		35
	公社・公団などの賃貸住宅								0
	市営住宅、県営住宅	2		1	1				4
	民間賃貸住宅	11	3	16	2	1	1		34
	グループホーム等								0
	福祉施設								0
	その他			1				2	3
	合計	32	7	21	7	3	4	2	76

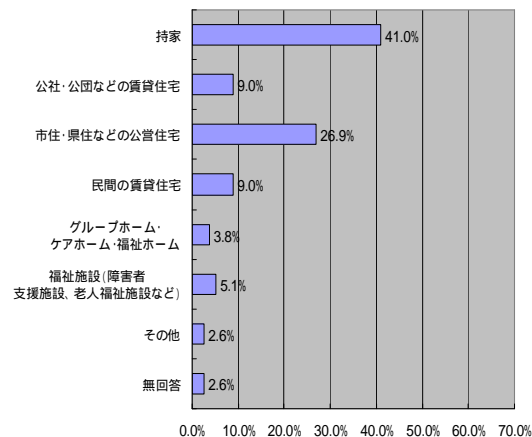
〔神戸市調査との比較（住まいの形態）〕

神戸市調査の結果と比べると、震災障害者は公営住宅の入居者の割合が2倍以上ある。震災で住まいを失い、災害復興公営住宅等に入居した人が多いせいではないかと考えられる。

神戸市調査



今回調査

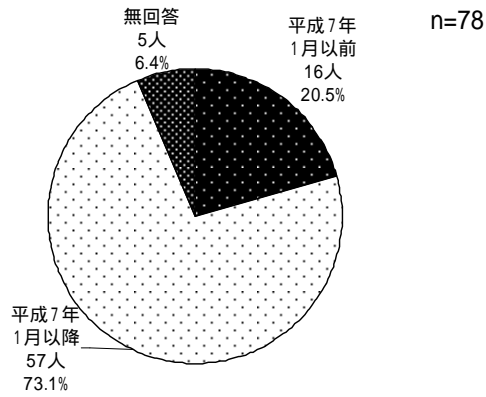


住み始めた時期

現在の住まいにいつから住んでいるかを聞いたところ、平成7年1月以前から住んでいる人はわずか16人20.5%で、ほとんどの人が震災後に転居したことが分かる。

平成7年1月以前から住み続けている人について見ると、自宅が全半壊した人は13人、現在持家に住んでいる人が13人であり、自宅を再建したのだろうと思われる。

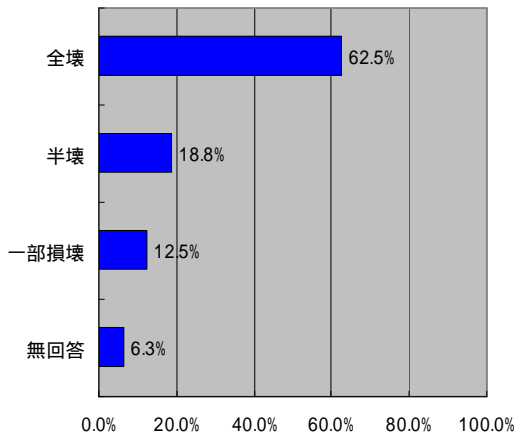
〔現在の住まいに組み始めた時期〕



〔平成7年1月以前から住み続けている人について〕

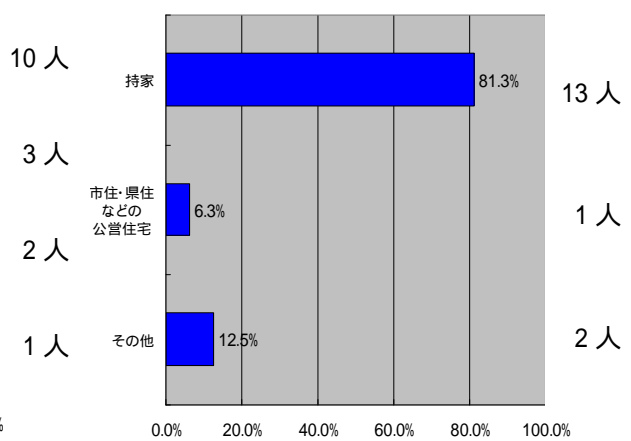
自宅の被害状況

n=16



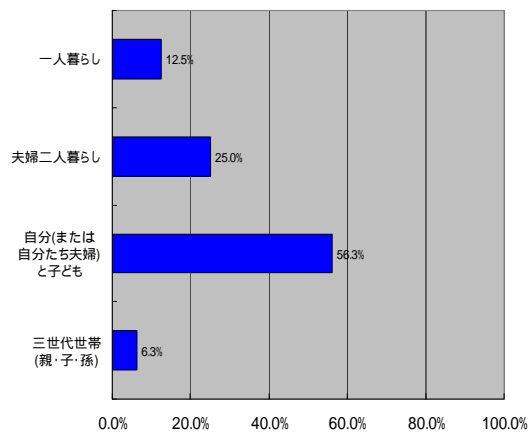
現在の住居形態

n=16



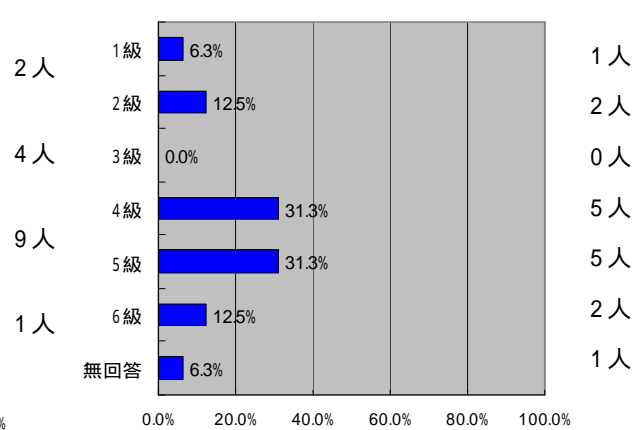
同居家族の状況

n=16



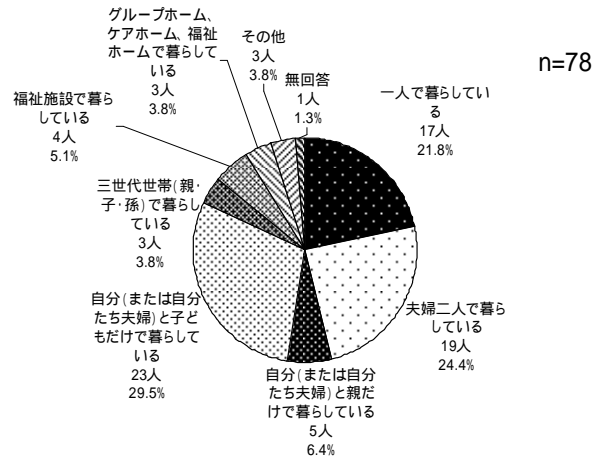
障害等級

n=16

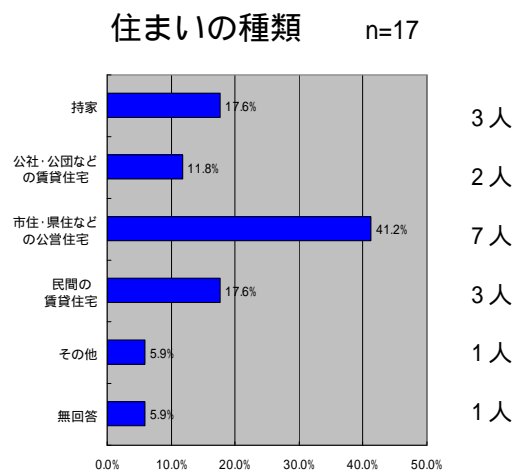
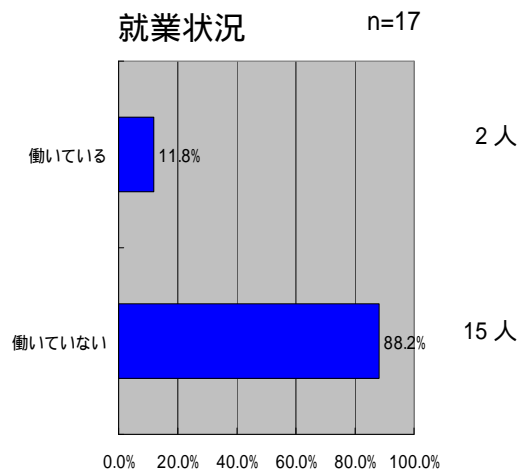
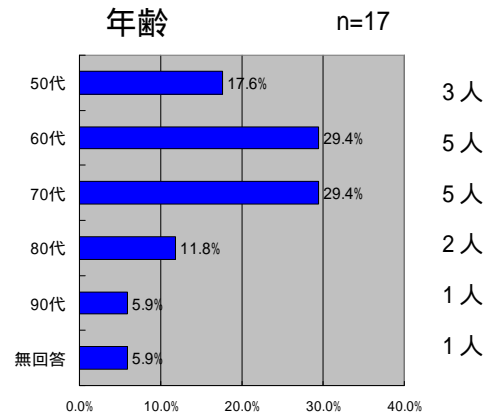
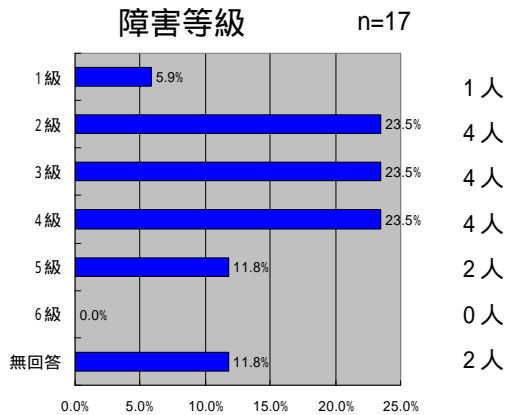


同居家族の状況

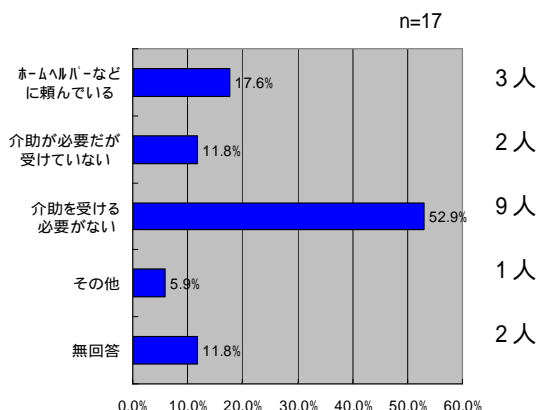
21.8%の方が一人暮らしである。一人暮らしの人について見ると、障害等級1級、2級の方が5人 29.4%おられる。13人 76.5%が60歳以上であり、15人 88.2%の人が就業していない。



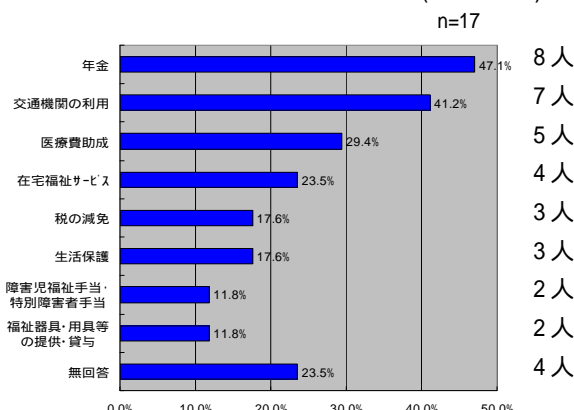
〔一人暮らしの人について〕



通院の介助の状況



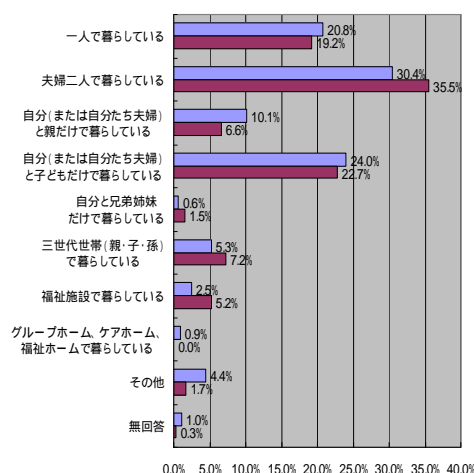
現在受けている福祉サービス(複数回答)



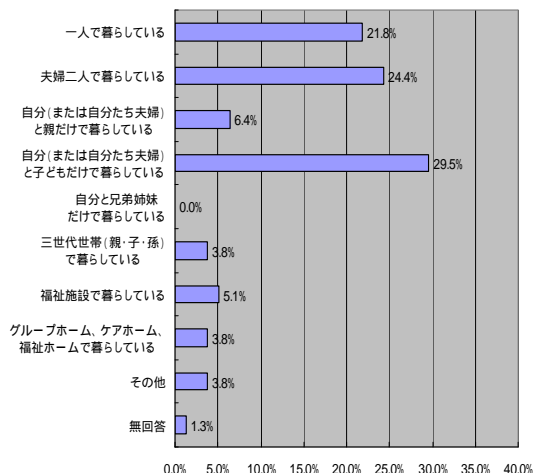
〔神戸市調査との比較(家族構成)〕

神戸市調査の結果と比べると、家族構成に大きな違いはなかった。

神戸市調査



今回の調査



(6) QOL指標を使った分析

今回の調査では、震災障害者の健康状態を測るため、健康関連QOL指標であるSF-8を用いた分析を試みた。SF-8は、8項目の質問で、回答者が自身の現在の健康状態をどう感じているかを8つの指標で測定するものであるが、国民の性、年齢、地域、都市規模等の分布と同じくなるようにサンプリングして行った全国調査から得られた、SF-8の平均値である国民標準値が設定されている。ある対象から得られたSF-8の結果を評価する際に、国民標準値を基準にして、それよりどの程度高いか低いかを検討することで、その対象の健康状態を評価することができる。

震災障害者の身体の状態

記入のあった61人について、身体の状態を知るために、身体的サマリースコア(PCS)を使った分析を試みた。PCSの平均値は36.81

で、国民標準値（49.84）よりかなり低い数値となっている。50 を超える人は1人だけで、40未満と低いスコアの障害者が62.3%を占める。

障害等級との関係を見ると、高齢者はPCSが相対的に低い傾向があり、震災による障害が現在の身体の健康状態に直接の影響を及ぼしている証拠は見いだせなかった。

〔障害等級とPCSの関係〕

		PCS スコア					合計	40未満割合
		10以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満		
障害等級	1級		4	2			6	100.0%
	2級	1	1	5	2		9	77.8%
	3級			7	5		12	58.3%
	4級	1	1	8	4		14	71.4%
	5級	1		4	6	1	12	41.7%
	6級				4		4	0.0%
	合計	3	6	26	21	1	57	61.4%

〔現在の年齢とPCSの関係〕

		PCS スコア					合計
		10以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満	
年齢	20歳未満				1		1
	30～39歳			2	2		4
	40～49歳				2		2
	50～59歳			5	4		9
	60～69歳	1	1	10	6	1	19
	70～71歳	1	3	9	3		16
	80～81歳	1	1	3	4		9
	90歳以上		1				1
合計	3	6	29	22	1	61	

震災障害者の精神の健康状態

ア 障害等級との関係

精神の健康状態を知るために、精神的サマリースコア（MCS）を使った分析を試みた。MCSの平均値は45.83で、国民標準値（50.09）と比べてPCSほどの乖離は見られなかった。

障害等級別に見ると、同一等級であってもスコアにばらつきがあり、4級以下の比較的障害の度合いが低い人の中にもMCSが低い人が存在するなど、障害等級とMCSスコアとの間には明確な関係性は見られなかった。

〔障害等級とMCSの関係〕

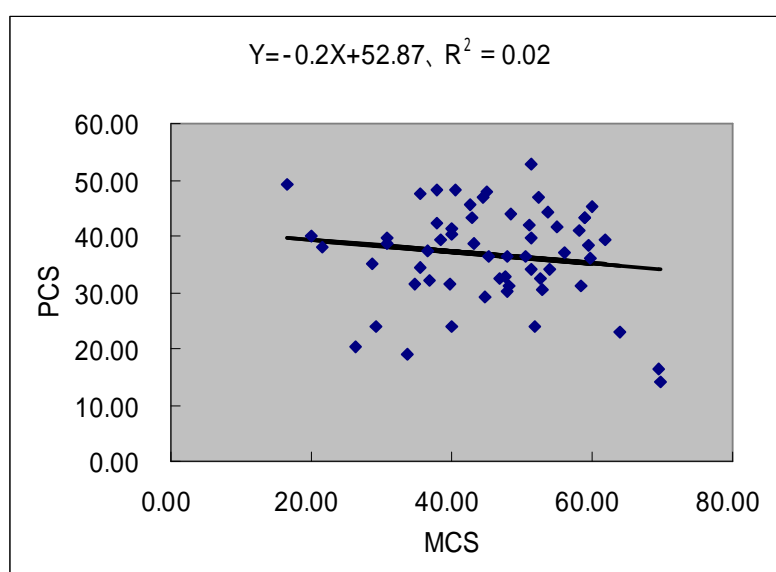
		MCS スコア					合計	
		10以上20未満	20以上30未満	30以上40未満	40以上50未満	50以上60未満		60以上
障害等級	1級		1	1	1	2	1	6
	2級		2	2	3	2		9
	3級			3	5	4		12
	4級		1	5	1	5	2	14
	5級			2	3	6	1	12
	6級	1		1	2			4
	合計	1	4	14	15	19	4	57

大阪大学医学部附属病院救急部による調査研究（「集団災害医療マニュアル」（2000年）、以下「阪大調査」という。）では、震災での受傷3年後に、震災時に入院した患者386人を対象にアンケート調査を行った結果を掲載しているが、それによると、「平時の外傷患者では身体的機能障害の程度と精神的障害の程度は極めて強い相関を示すが、震災外傷例では、身体的機能障害と精神的障害間には緩やかな相関しかなく、震災のような災害で受傷した外傷例では、身体的な機能障害以外に精神的な障害の程度に影響を与える要因があることを示唆している」としている。

今回の調査は、阪大調査と比べてサンプル数がかなり少なく、使用する尺度も異なるが、受傷後15年目の身体的機能障害と精神的機能障害との関係をPCSとMCSを用いて確認した。

PCSとMCSの相関を見ると、相関は認められなかった。

〔MCSとPCSとの関係〕



イ 年齢との関係

阪大調査では、60歳未満の就労年齢層において精神的障害の程度が強いことが示されているが、震災障害者の現在の年齢とMCSの関係を見ると、年齢が上がるほどスコアの平均が下がる傾向があり、現在就労年齢層にいるかどうかは関係がなかった。多くの震災障害者が加齢により就労年齢を超えていることから、震災による影響が認められなくなっている可能性がある。

〔震災障害者の現在の年齢とMCSの関係〕

	人 数	MCS平均
20歳未満	1	44.4
30～39歳	2	52.6
40～49歳	4	52.5
50～59歳	9	47.2
60～69歳	19	45.2
70～79歳	17	45.4
80～89歳	9	42.4
90歳～	1	44.7

ウ 就労との関係

現在の就業状況や年収とMCSとの間には関連性は見いだせなかったが、震災当時就業していた人の就業状況に対して震災の被害が与えた影響とMCSの関係を見ると、仕事を失った人はMCSが低い傾向があった。

このことは、年齢よりも震災によって仕事を失ったことによる精神的なダメージが大きかったことを示すものと考えられる。

〔震災による負傷が仕事に与えた影響とMCS〕

	人 数	MCS平均
仕事を失った	19	45.2
仕事を休んだ	17	51.0
雇用形態が変わった	2	49.1
影響はなかった	2	49.1
その他	5	41.4

エ 被害状況との関係

被害状況とMCSの関係を見ると、「家族に死亡者があったかどうか」「家屋被害」について、被害があった人の方が、被害がなかった人より若干MCSの平均値が低い程度であった。

〔「家族に死亡者があったかどうか」とMCSの関係〕

	人 数	MCS平均
家族に死亡者があった	20	44.6
家族に死亡者がなかった	42	45.3

〔住家の被害状況とMCSの関係〕

	人 数	MCS平均
全壊	48	45.7
全焼	2	45.2
半壊	7	46.8
一部損壊	2	38.3
被害なし	1	59.1

オ 住まいとの関係

現在の住まいに住み始めた時期とMCSとの関係を見ると、震災前（H7.1）から住んでいる人は49.5であったが、震災後に住み始めた人のスコアは総じて低かった。

阪大調査では、仮住まいでの生活者には精神的な障害が強く残存していることが示されているが、今回の調査では、震災前からの住まいで暮らすこと、早期の住宅再建が中長期的な精神的健康に影響を与えていることを示唆していると考えられる。

〔住み始めた時期とMCSの関係〕

		MCSスコア						MCSスコア平均	
		10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上 60未満	60以上		合計
住み始めた 時期	震災前		1	2	4	3	3	13	49.5
	震災後	1	4	11	11	17	2	46	44.9
	合計	1	5	13	15	20	5	59	

現在の住まいの状況とMCSとの関係を見ると、持ち家の人のMCSの平均は50を超えているが、公営住宅等賃貸住宅に住む人は40台となっている。持ち家の人27人については、一人暮らしが3人で、夫婦2人暮らしが6人、あとの18人は家族で住んでいた。一方、公営住宅に住む人17人については、一人暮らしが6人で、夫婦2人暮らしが8人、他の家族と住んでいる人は1人などであった。

現在の同居家族の状況とMCSとの関係を見ると、一人暮らしの人のスコアは低く、同居家族、特に異世代と同居している人のスコアが高かった。

一人暮らしの人は全員が自宅が全壊・全焼である。この人たちは震災で体の機能を失い、家も失い現在も一人暮らしであることから精神的に負担が重かったであろうことは容易に想像がつく。

しかしながら、被災者全体についてのスコアがなく、比較できないため、住まいによる差異が震災障害者に特有の現象であるとは断定できない。

〔現在の住まいとMCSの関係〕

	人数	MCS平均
持ち家	27	50.2
公社・公団などの賃貸住宅	7	40.7
市住・県住などの公営住宅	17	42.9
民間の賃貸住宅	6	45.1
グループホーム・ケアホーム・福祉ホーム	1	61.8
福祉施設（障害者支援施設、老人福祉施設など）	2	36.8
その他（入院中）	1	20.0

〔現在の同居家族とMCSの関係〕

	人数	MCS平均
一人で暮らしている	15	37.9
夫婦二人で暮らしている	17	44.9
自分（または自分たち夫婦）と親だけで暮らしている	4	51.0
自分（または自分たち夫婦）と子どもだけで暮らしている	18	48.5
三世帯世帯（親・子・孫）で暮らしている	2	49.5
福祉施設で暮らしている	2	36.8
グループホーム、ケアホーム、福祉ホームで暮らしている	1	61.8
その他（友人等）	3	46.3

カ 心のケアの必要性

これらのことから、震災障害者の精神の健康状態は、震災後の「住まい」の確保状況や現在の同居家族の状況、震災の影響で仕事を失ったかどうかなど、被災で受けた生活環境の変化が影響している可能性が強いことがわかった。

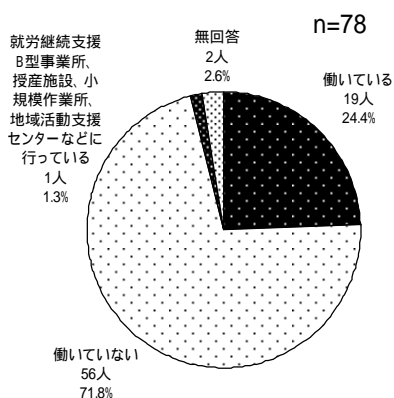
このことは、震災障害者に対しては、障害者としてだけでなく、被災者としての立場を考慮したところのケアを提供していく必要性を示唆していると考えられる。

(7) 就業状況

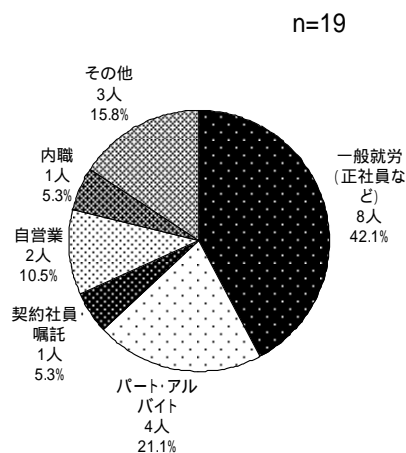
現在働いている方は 19 人 24.4%で、そのうち一般就労者は 8 人 42.1%である。

年収は 500 万円以上 4 人 21.1%、400～500 万円 3 人 15.8%、200～300 万円 2 人 10.5%、150～200 万円 3 人 15.8%などとなっている。

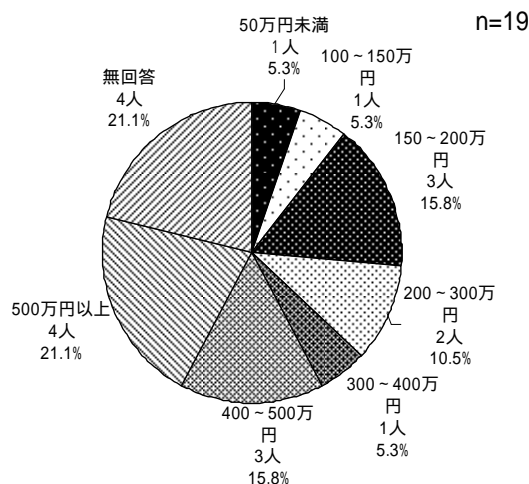
〔就業状況〕



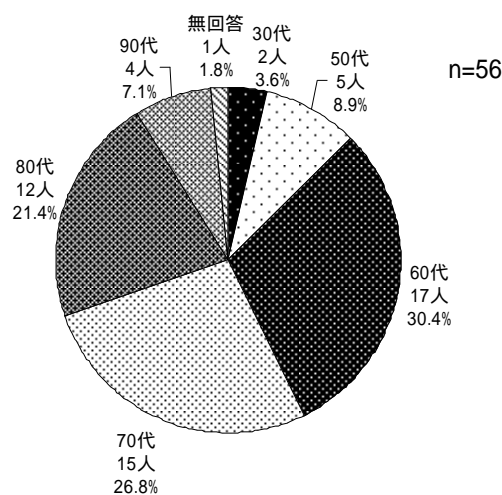
〔就業形態〕



〔収入の状況〕



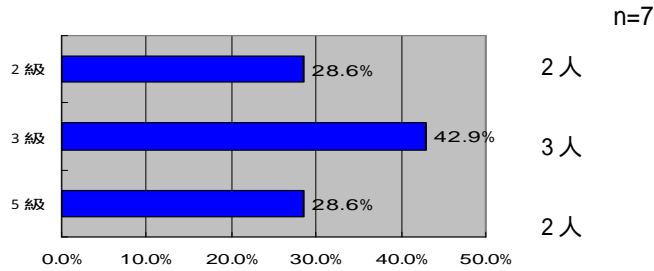
〔就労していない人の年齢構成〕



現在働いている人は19人24.4%であるが、「働いていない」と回答した56人について見ると、一般の退職年齢である60歳以上の方が48人85.7%を占めている。60歳未満の7人について見ると、4人は女性で家族と同居、1人は男性で障害等級2級で福祉施設に入居していた。

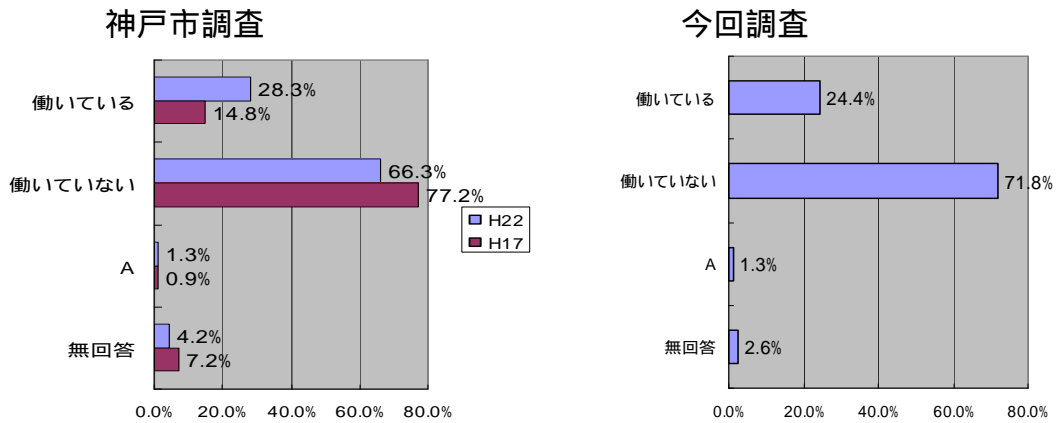
	20歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70~79歳	80~89歳	90歳以上	無回答	合計
働いている		2	2	5	6	3			1	19
働いていない		2		5	17	15	12	4	1	56
授産施設等で働いている		1								1
合計	0	5	2	10	23	18	12	4	2	76

〔就労していない60歳未満の人の障害等級〕



〔神戸市調査との比較（就労の有無）〕

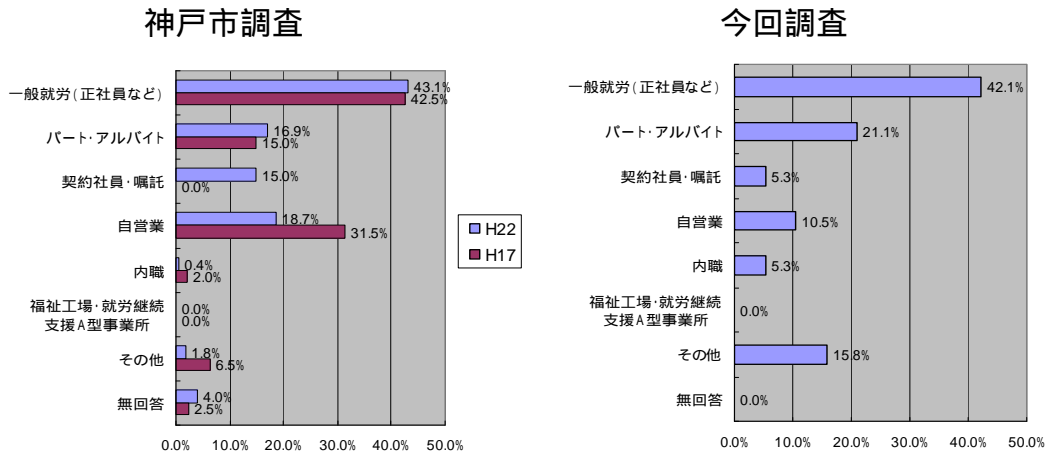
神戸市調査の結果と比べると、就労の有無については大きな違いはなかった。



(A：就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模作業所、地域活動支援センターなどに行っている)

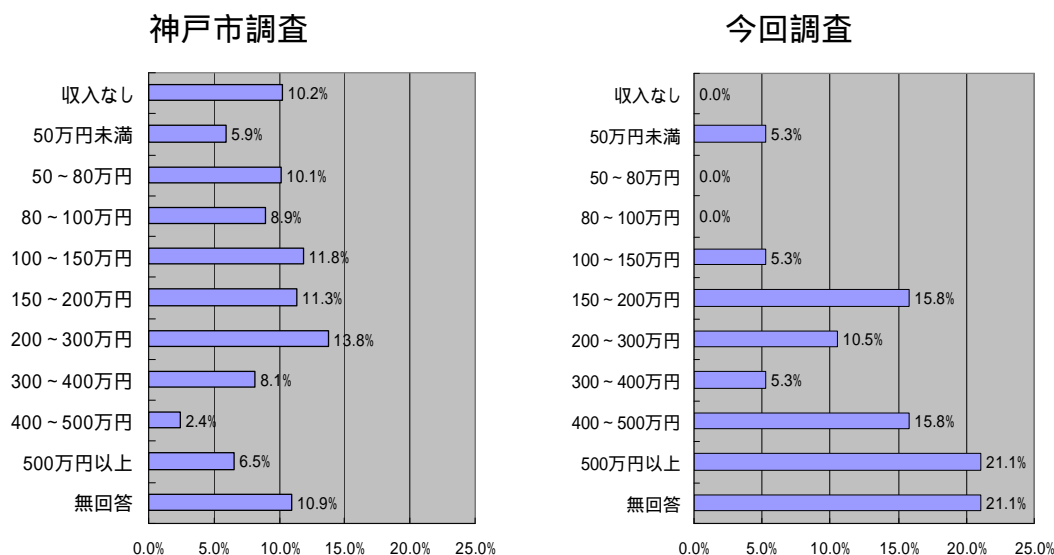
〔神戸市調査との比較（就労形態）〕

神戸市調査の結果と比べると、就労形態の割合はほぼ同様の傾向であった。



〔神戸市調査との比較（年収）〕

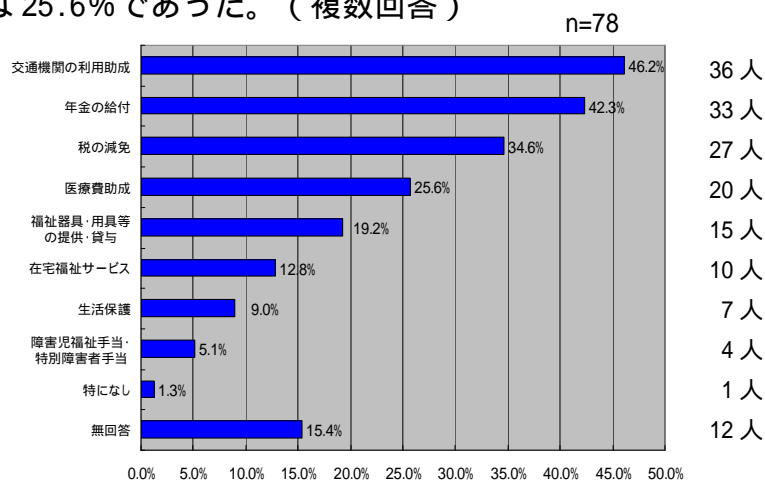
神戸市調査の結果と比べると、年収は震災障害者の方がむしろ収入額が多い人の割合が高かった。



(8) 現在受けている福祉サービス等

現在受けている福祉サービス

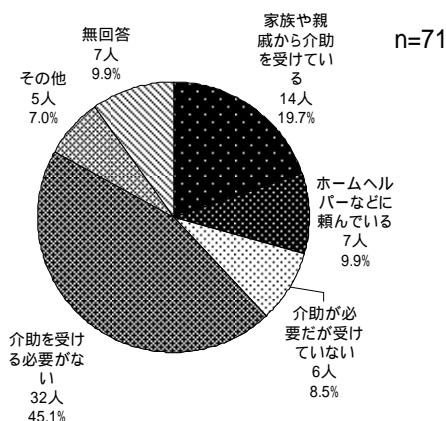
交通機関の利用助成 46.2%、年金の給付 42.3%などであり、医療費助成は 25.6%であった。（複数回答）



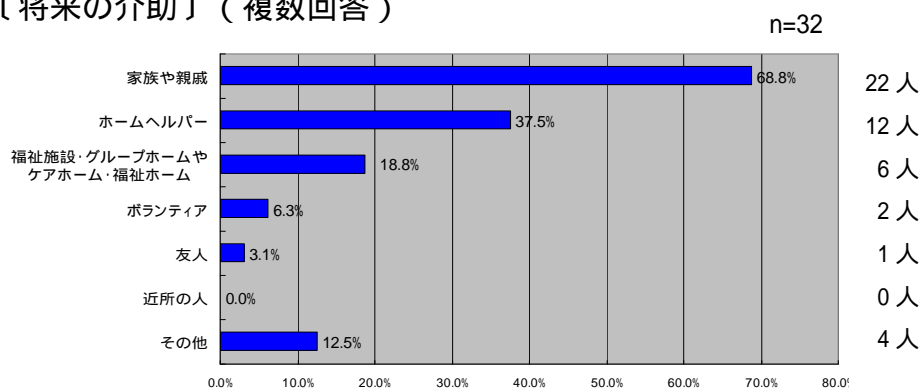
介助の状況

家族・親戚以外の方の介助を受けている人は7人 9.9%である。介助の必要がない方は32人 45.1%で、そのうち22人 68.8%の方は将来介助が必要となった場合は家族や親戚に介助を頼むと答えている。

〔 介助の状況 〕



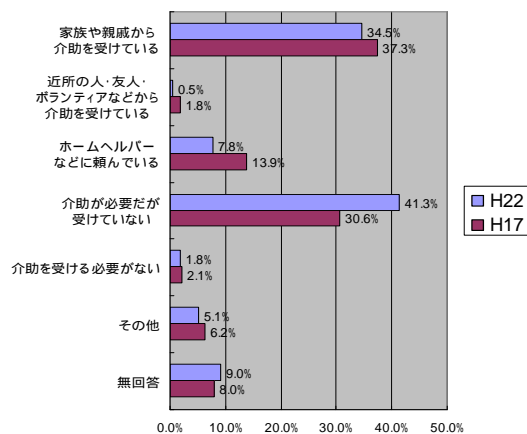
〔 将来の介助 〕 (複数回答)



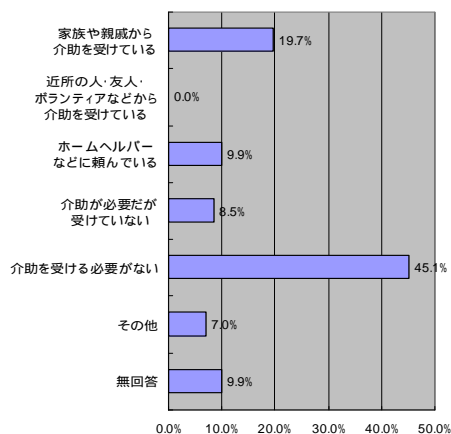
〔 神戸市調査との比較 (介助の状況) 〕

神戸市の調査と比べると、震災障害者は「介助を受ける必要がない」と答えた人が多く、「介助が必要だが受けていない」人の割合が非常に小さい。

神戸市



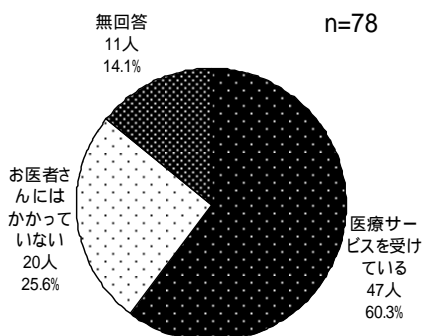
今回調査



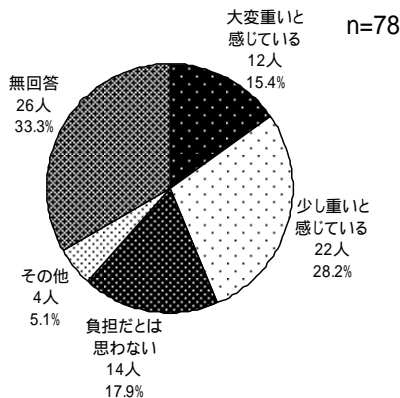
医療の状況

病院にかかっている方は半数を超えており、全体の 43.6%は医療費の負担が重いと感じているが、障害等級の違いによる傾向はなく、障害と関係しない医療費の割合が高い。医療費を年齢別に見ると、高齢になるほど医療費が増大しており、高齢化が主な原因ではないかと考えられる。

〔現在の通院状況〕

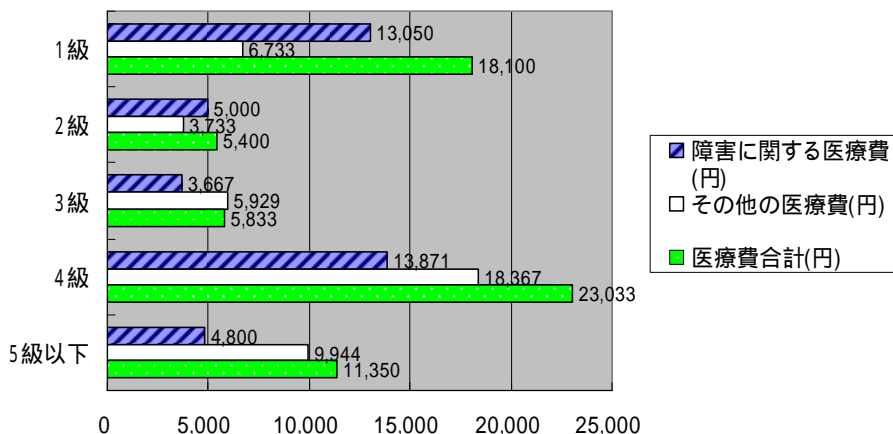


〔医療費の負担感〕

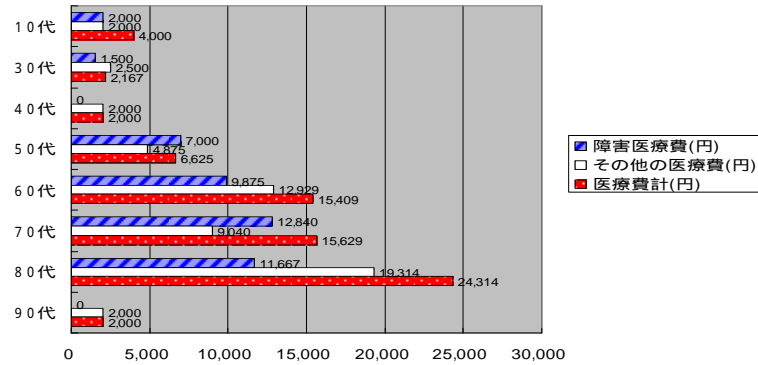


〔等級別 1 ヶ月の医療費〕

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級以下	合計
障害に関する医療費	4 人 平均13,050円	1 人 平均5,000円	3 人 平均3,667円	7 人 平均13,871円	5 人 平均4,800円	20人 平均9,465円
その他の医療費	3 人 平均6,733円	3 人 平均3,733円	7 人 平均5,929円	6 人 平均18,367円	9 人 平均9,944円	28人 平均9,736円
合計	4 人 平均18,100円	3 人 平均5,400円	9 人 平均5,833円	9 人 平均23,033円	10 人 平均11,350円	35人 平均13,197円



〔年齢別1ヵ月の医療費〕



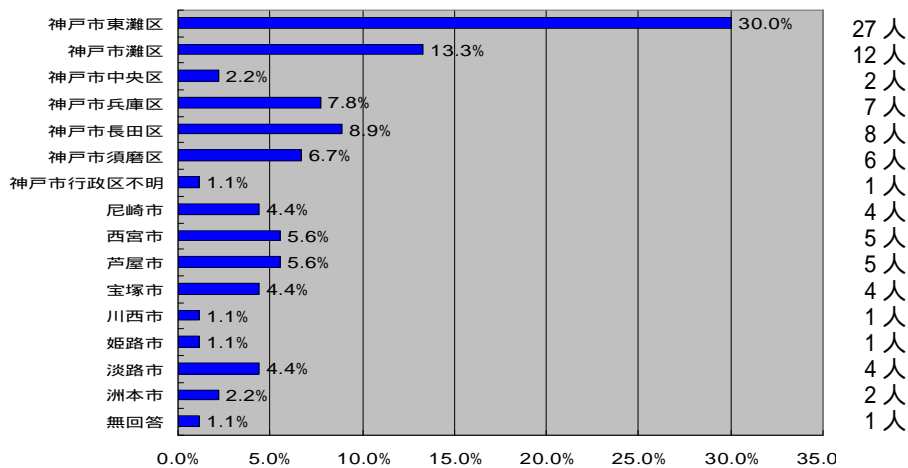
2 被害の状況

(1) 被災地

70.0%の方が神戸市内で被災しており、東灘区が30.0%である。障害等級と被災地との間には関係性は認められなかった。

〔被災地グラフ〕

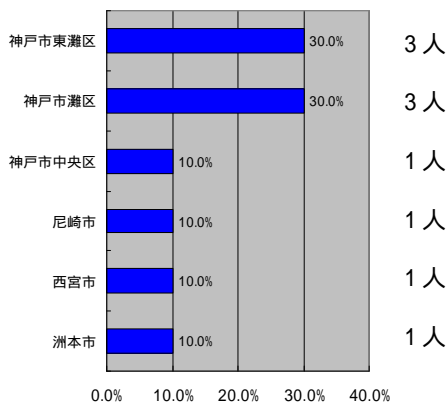
n=90



〔等級別被災地〕

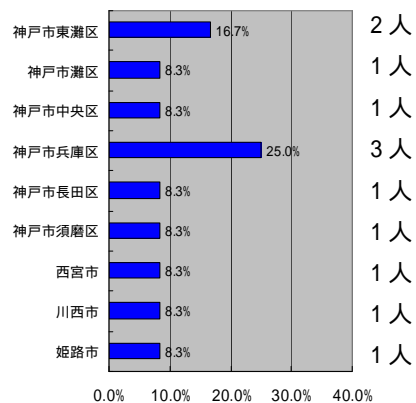
1級

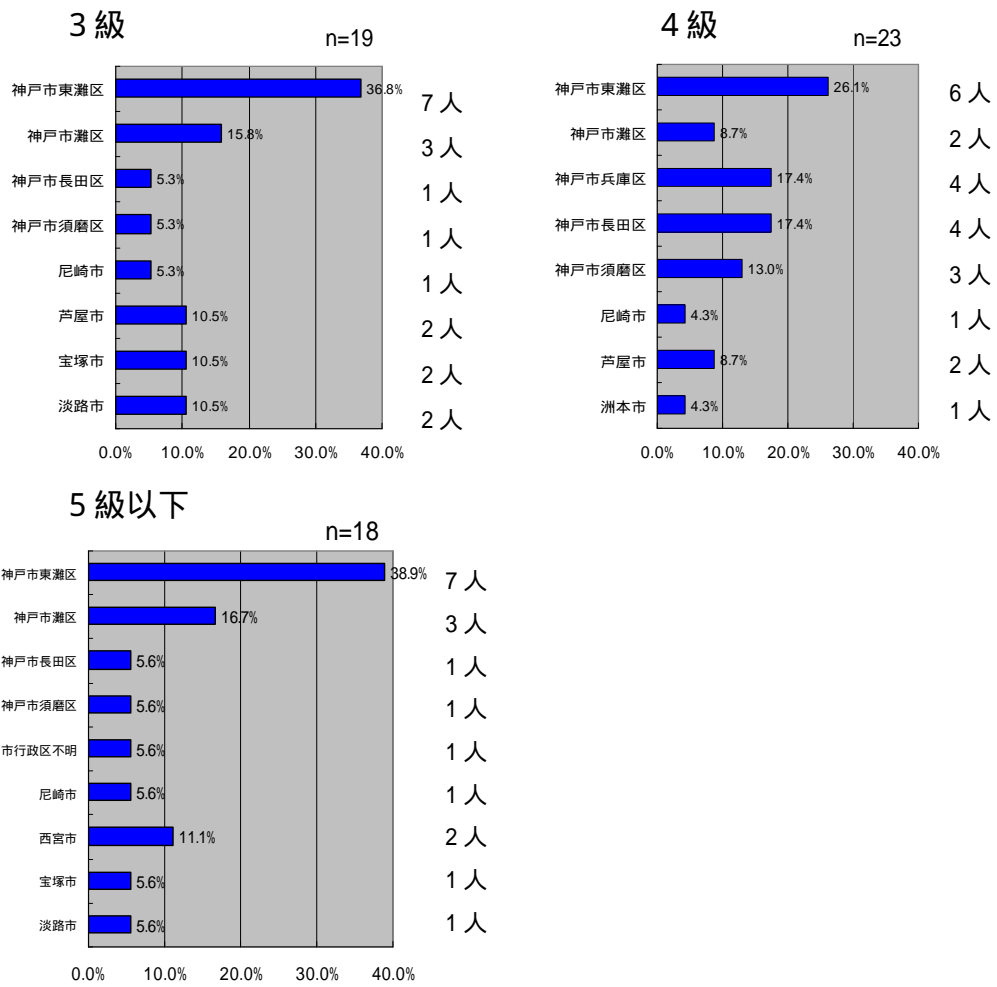
n=10



2級

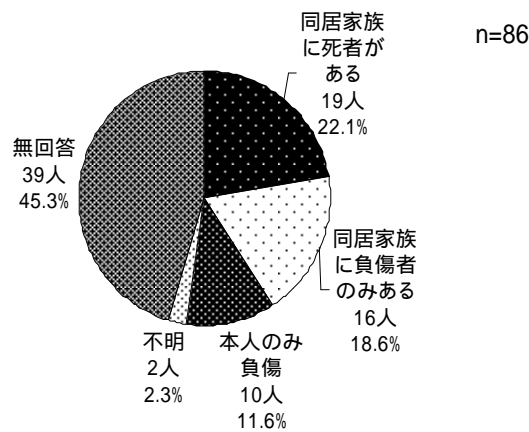
n=12





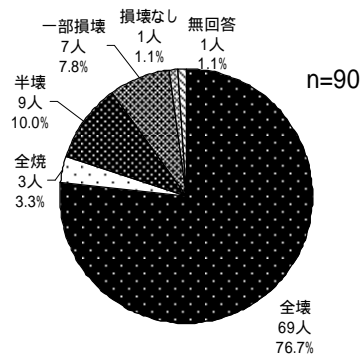
(2) 同居家族の人的被害

同居家族が死亡した人は 19 人 22.1%である。

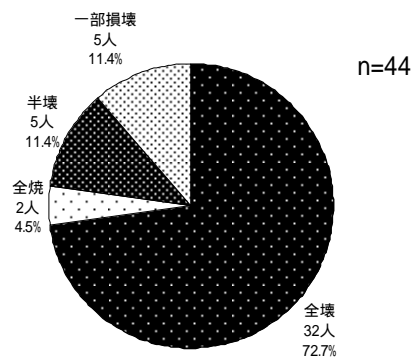


(3) 住宅の被害

全壊が 76.7%、全焼が 3.3%で、約 8 割の方が住まいを失っている。



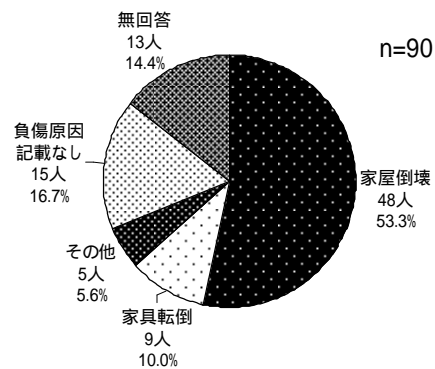
〔持家の人の住宅被害〕



(4) 負傷時の状況

48 人 53.3%が家屋倒壊、9 人 10.0%が家具転倒である。減災には家屋の耐震化、室内安全対策が極めて重要であることを裏付ける結果となった。

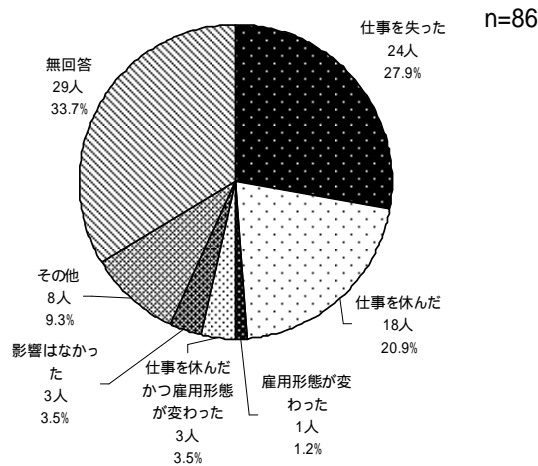
また、「塀の下敷き」「台所で油をかぶって火傷」「高速道路から転落」など、少数ではあるが別の原因による負傷者がおり、地震の発生時刻によってはこれらを原因とする人的被害が多くなる可能性もあると考えられる。



その他内訳：塀の下敷き 1、やけど 1、高速道路から転落 1、交通事故 1、ベッドから転落 1

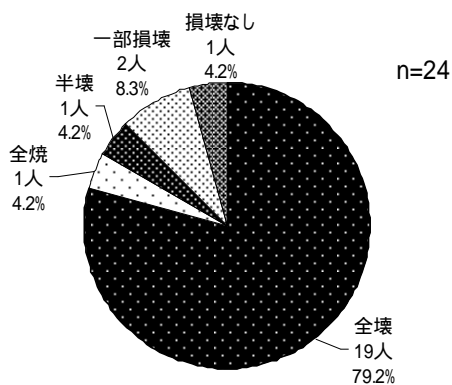
(5) 仕事への影響

46人 53.5%の人について、震災で負傷したことによって、仕事を失うなどの影響が生じている。仕事を失った人24人のうち、家屋の被害や家族の死亡などが重複している人は5人であった。

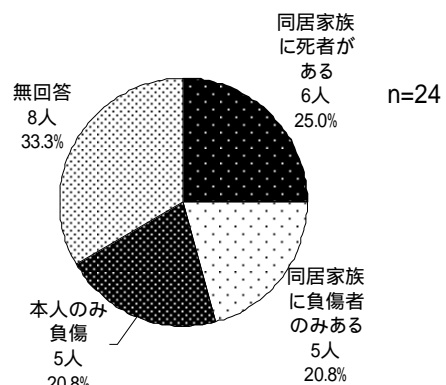


〔仕事を失った人24人についての分析〕

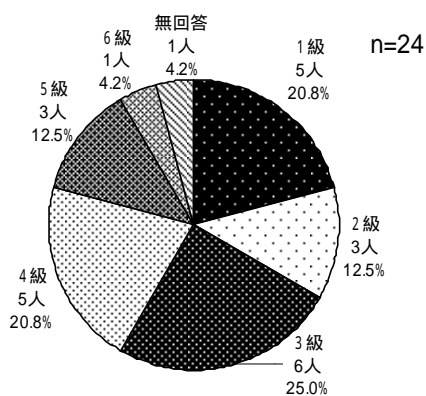
家屋の被害状況との関係



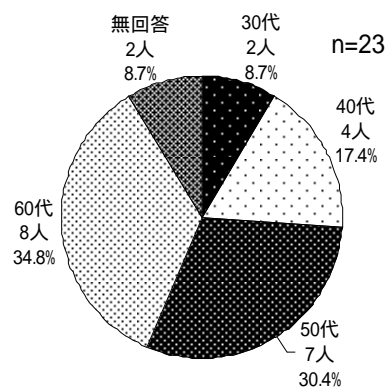
家族の人的被害との関係



障害等級



震災時の年齢



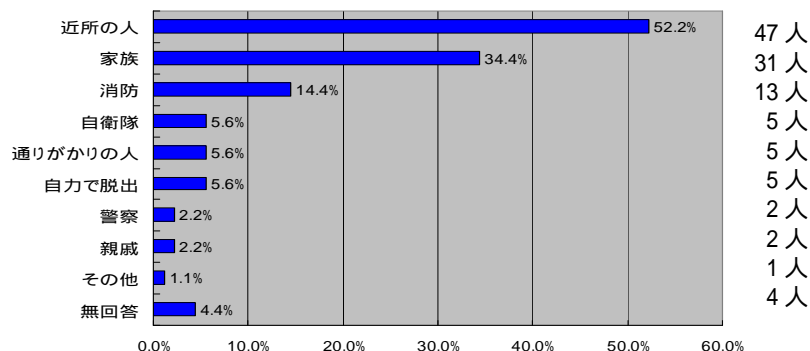
3 救助・医療の状況

(1) 救出してくれた人

「近所の人」が52.2%、「家族」が34.4%などとなっており、消防、警察、自衛隊の公的救助機関は22.2%であった。共助の重要性を示すものと考えられる。

〔救出してくれた人〕（複数回答）

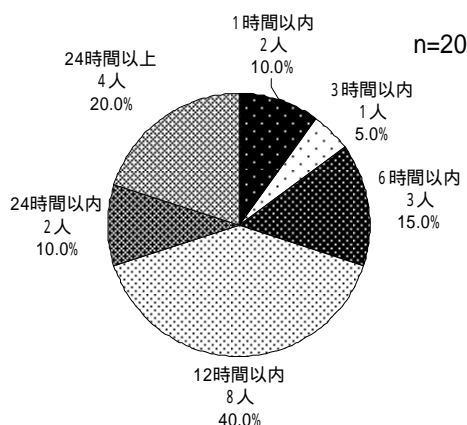
n=90



〔公的救助機関に救出された人について〕

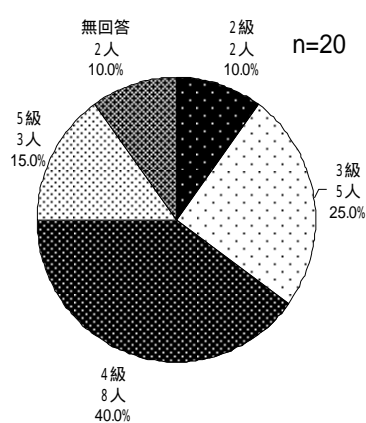
救出までの時間

n=20



障害等級

n=20

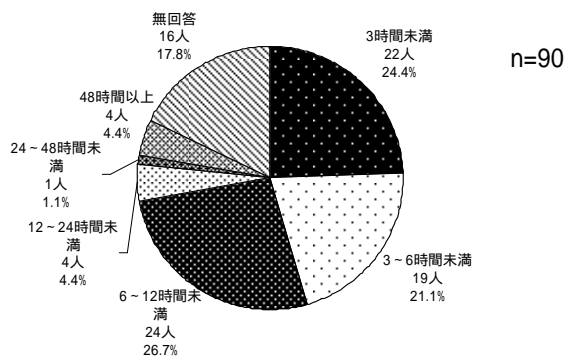


(2) 救出までにかかった時間

救出までの時間が、クラッシュ症候群のリスクが高まると言われる3時間までの人は24.4%であり、48時間以上を要した人も4.4%あるなど、救出に長時間を要した人が多い。

救出までの時間と障害等級との間には明らかな関係は見い出せなかった。

〔救出までにかかった時間〕



〔障害等級と救出までの時間との関係〕

	障害等級							1級の割合	2級以上の割合	
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計			
救出時間	3時間未満	2	3	4	6	3	2	20	10.0%	25.0%
	3~6時間未満	2	2	6	5	2	1	18	11.1%	22.2%
	6~12時間未満	3	3	5	7	4		22	13.6%	27.3%
	12~24時間未満			1		3		4	0.0%	0.0%
	24~48時間未満					1		1	0.0%	0.0%
	48時間以上	1	1	1	1			4	25.0%	50.0%
合計	8	9	17	19	13	3	69			

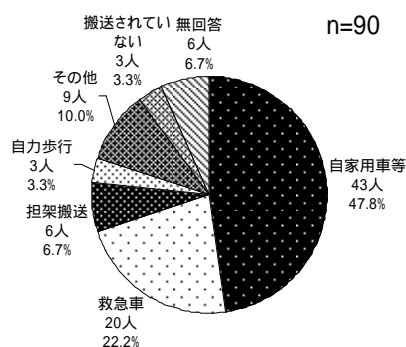
(3) 最初の病院への搬送方法、搬送先病院の所在地、搬送時間

救急車による搬送は20人22.2%にとどまっており、一方、自家用車等が43人47.8%、担架搬送6人6.7%など、私的手段による搬送合計は全体の67.8%となっている。

最初の搬送先病院はほとんどが被災地内であるが、1時間未満で搬送された人は21人25.6%にとどまり、6時間以上かかった人が15人18.3%いた。

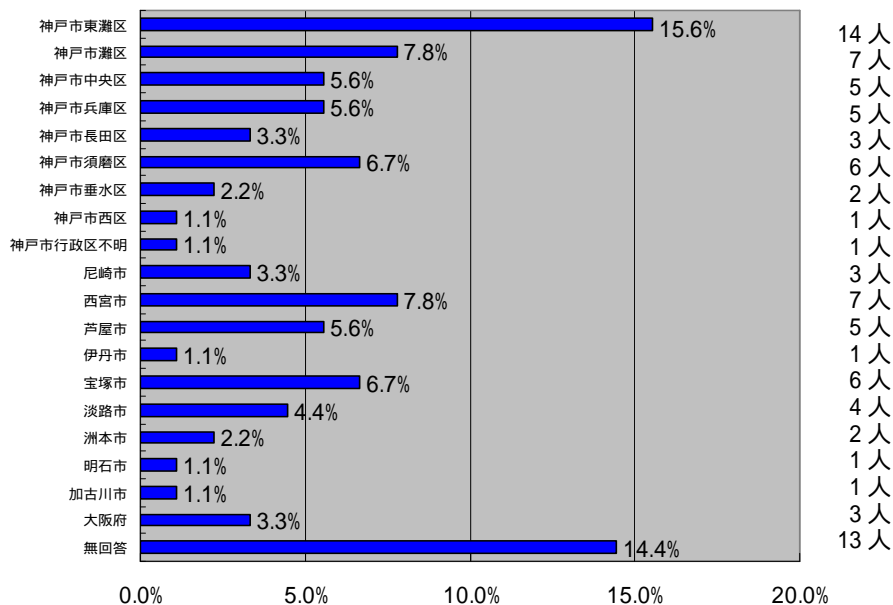
搬送後、治療までの時間を聞いたが、半数の方が無回答である。はっきり覚えていない人や、なかには最初の搬送先病院では治療を受けられなかった場合もあるものと考えられる。

〔搬送方法〕



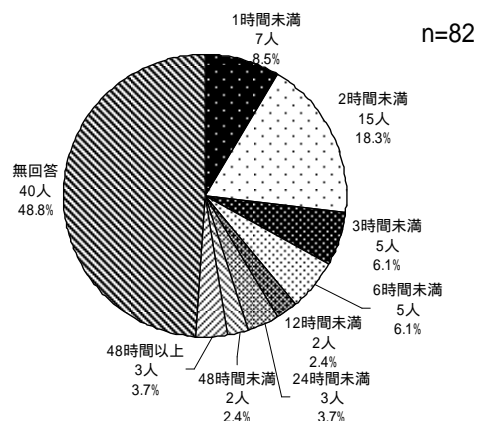
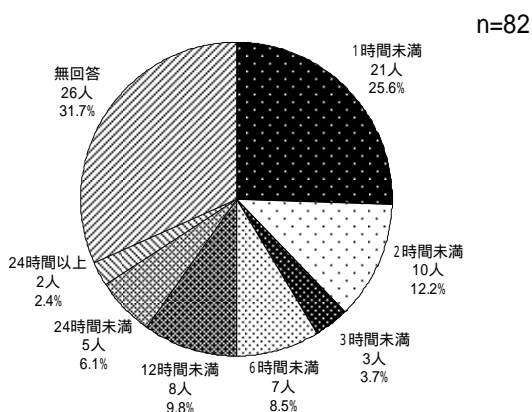
〔最初の搬送先病院の所在地〕

n=90



〔最初の搬送先病院への搬送時間〕

〔搬送後、治療までの時間〕



(4) 転院の状況

47人 69.1%の人が転院を経験している。1回目の転院では、「病院にキレツが入り危険のため」など、病院自体の被災や、「水が止まっており手術できない」などライフライン停止による病院機能のマヒ、「重傷患者を優先のため、整形外科に入院」「被害者が多かったため」といった、患者殺到による診療能力超過など、ほとんどのケースが被災地における病院の混乱が転院の理由となっている。

2回目の転院では危篤に陥って大学病院に転送された例など緊急の治療のための転院がある一方、救急病院から一般病院への転院、居所に近い病院への転院など、主な治療が完了して回復を待つためと思われる例が多く

なっている。

3回目の転院では、再手術を受けるため、専門医の治療を受けるためなど、命の危険を脱したものの、より高度な治療が必要となって転院した例がある一方、リハビリテーションのための転院が多くなっている。

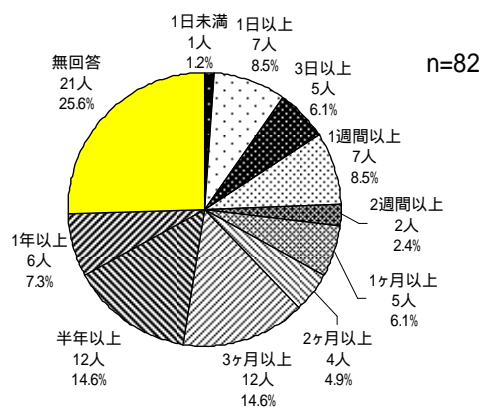
〔転院の回数とその理由〕（複数回答）

n=68

転院理由	1回目	2回目	3回目
病院の被災（病院にキレツ、倒壊、半壊状態等）	6人		
ライフライン不通（レントゲンが撮れない、透析できない等）	4人		
病院容量超過（順番待ちで入院等）	3人		
治療・手術（妊婦、手術、骨盤骨折、救命センター等）	17人	5人	
一般病院へ（回復したので転院）	1人	1人	
住まい近隣への転院（家の近くに行くため等）	3人	11人	2人
専門医の治療（脳外科のある病院、手の専門医の治療等）		1人	2人
再手術		1人	1人
リハビリのため		1人	3人
その他（親族の医師の治療を受けるため）	1人		
未記入	12人	6人	3人
合計	47人	26人	11人

(5) 入院期間

31日以上の入院を要した方は39人47.6%である。入院期間と障害等級との間に関連性は見い出せなかった。

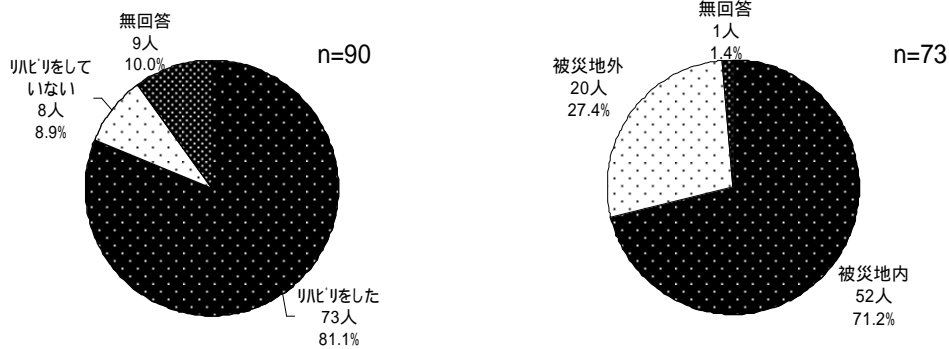


〔障害等級と入院期間との関係〕

		障害等級						合計	1級の割合	2級以上の割合
		1級	2級	3級	4級	5級	6級			
救 出 時 間	10日以内	2	2	3	7	3	1	18	11.1%	22.2%
	11日から20日以内	1	1	1				3	33.3%	66.7%
	21日から30日以内		1	3				4	0.0%	25.0%
	31日から50日以内				2			2	0.0%	0.0%
	51日から100日以内	1	1	2	3	3		10	10.0%	20.0%
	101日以上	2	3	5	3	6	2	21	9.5%	23.8%
	合計	6	8	14	15	12	3	58		

4 リハビリテーションの状況

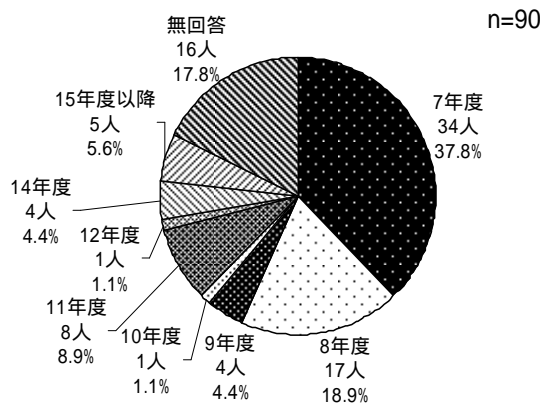
リハビリテーションを行った方は73人で、そのうち71.2%の方は被災地内でリハビリテーションを受けている。転院の状況から見て、回復期に自宅周辺の病院でリハビリを受けた人が多いものと考えられる。



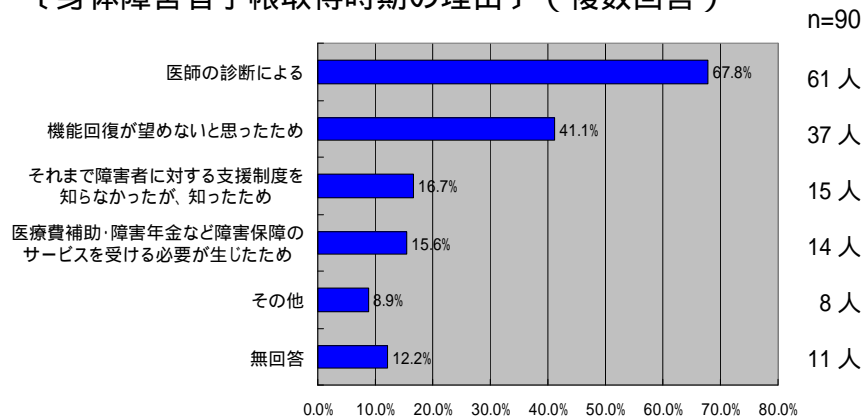
5 障害者手帳の取得状況

平成7年の取得は33.3%、平成8年23.3%などとなっている。取得がその時期になった理由を聞いたところ、「医師の診断による」と答えた人が61人67.8%で、障害等級との間には明らかな関係は見られなかった。

〔身体障害者手帳の取得時期〕



〔身体障害者手帳取得時期の理由〕（複数回答）



〔障害等級と手帳取得時期の関係〕

		障害等級							合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答	
手帳取得年度	7年度	5	3	9	9	7		1	34
	8年度	1	1	4	5	2	4		17
	9年度		1	2		1			4
	10年度				1				1
	11年度	1	3	1	2	1			8
	12年度	1							1
	14年度		1		2	1			4
	15年度	1				2			3
	19年度				1				1
	20年度			1					1
	無回答	1	3	2	3			7	16
合計	10	12	19	23	14	4	8	90	

一方、相談窓口を利用した人15人は全員が平成9年度までに手帳を取得しており、平成10年度以降の取得者は全員相談窓口を利用しなかった人になっている。取得までに5年以上を要している人10名について見ると、「支援制度を知らなかったため」と答えた人が3名で、33.3%を占めている。

これらのことから、障害の固定に時間を要したという要因の他に、障害者支援策に関する情報が伝わらず、手帳申請が遅くなった面もあるのではないかと考えられる。

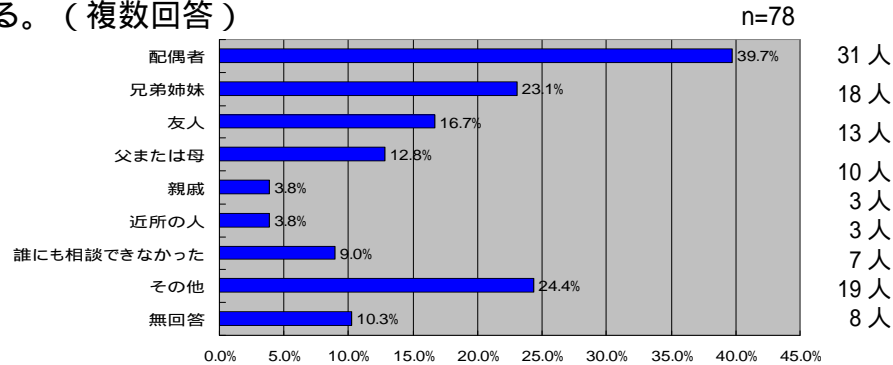
〔相談窓口利用の有無と手帳取得時期の関係〕

		相談窓口利用の有無			合計
		相談窓口を利用した	相談窓口を利用しなかった	無回答	
手帳取得年度	7年度	9	20	5	34
	8年度	5	9	3	17
	9年度	1	3		4
	10年度		1		1
	11年度		5	3	8
	12年度			1	1
	14年度		4		4
	15年度以降		5		5
	無回答	2	9	5	16
	合計	17	56	17	90

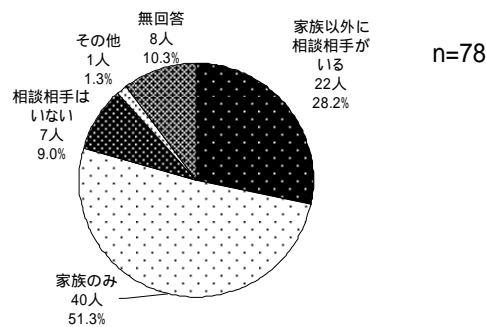
6 相談

(1) 相談相手

配偶者 39.7%、兄弟姉妹 23.1%など、家族がほとんどで、誰にも相談できなかった人も加えると、家族以外の人に相談相手がいない方の割合は 60.3% になる。(複数回答)



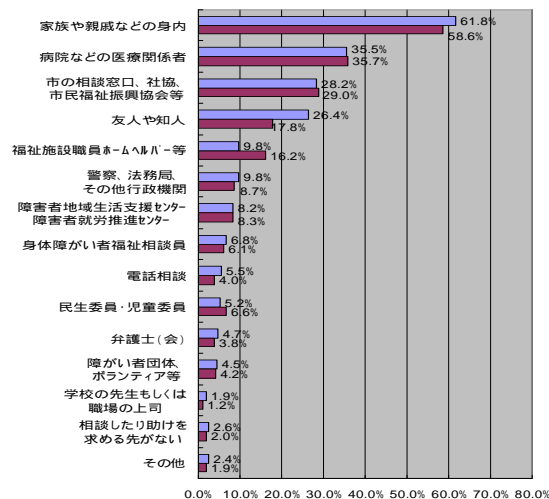
〔家族以外に相談相手がいるか〕



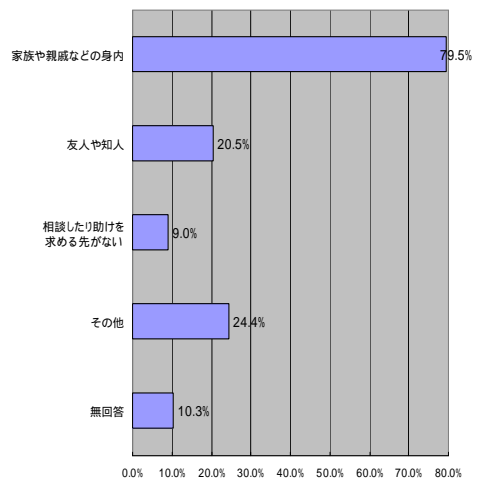
〔神戸市調査との比較（相談先）〕

神戸市調査の結果と比べると、震災障害者の方が「家族や親戚などの身内」「相談したり助けを求める先がない」が若干多いが、概ね同様の傾向である。

神戸市調査



今回調査



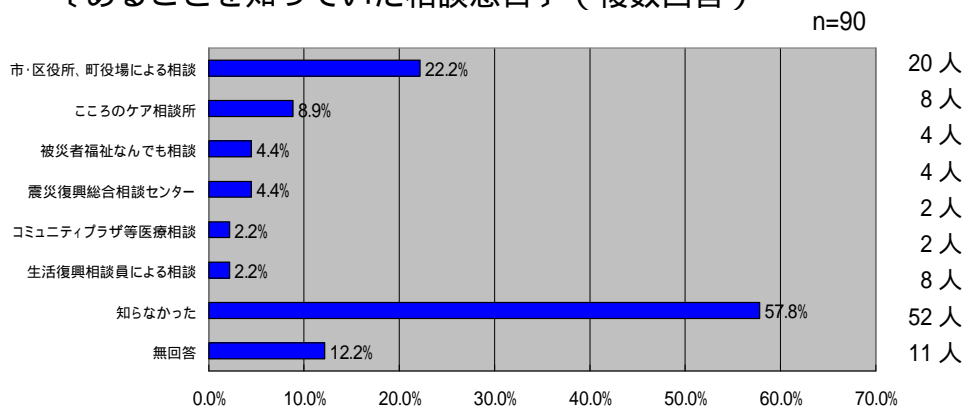
(2) 行政の相談窓口の利用

兵庫県では、震災直後の平成7年1月24日に「福祉なんでも相談」を開設し、高齢者や障害者とその家族が直面する困難、介護や福祉施設の利用、車いす介護・福祉機器の利用など福祉に関する相談を受け付けた。3月15日には震災復興総合相談センターに各種相談窓口を一元化し、ワンストップで相談できる体制を整備した。また、被災市町の市・区役所、町役場でも各種の相談を受け付けた。

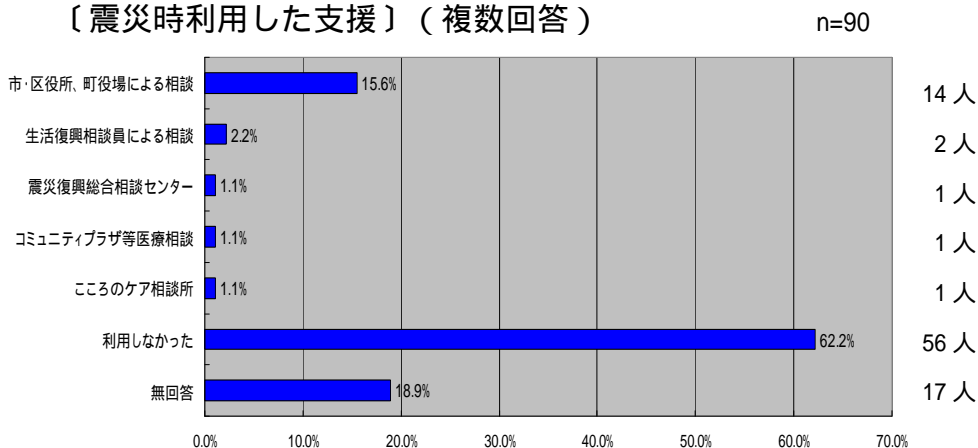
また、こころのケアに関しては、震災直後、精神科救護所を10か所設置したほか、平成7年6月には、「こころのケアセンター」を設立して保健所と連携して活動を展開した。

しかしながら、アンケートの結果では、震災当時、行政の相談窓口を知らなかった人が57.8%にのぼっており、実際に62.2%の人は利用していない。データ上は、入院先の被災地内外の別、転院回数と相談窓口を知らなかった人、利用しなかった人との関係性は明らかではなかったが、後述の自由記載では、窓口の利用が事実上困難であったことが明らかとなったため、相談窓口の設置・周知に加えて、病院を通じた情報提供など、負傷者に直接情報を届ける方策を検討するべきである。

〔あることを知っていた相談窓口〕（複数回答）



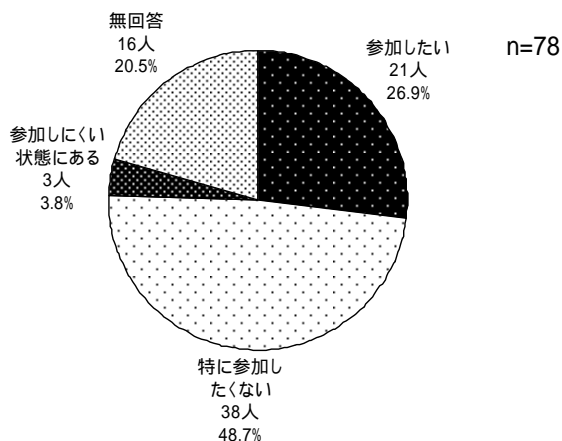
〔震災時利用した支援〕（複数回答）



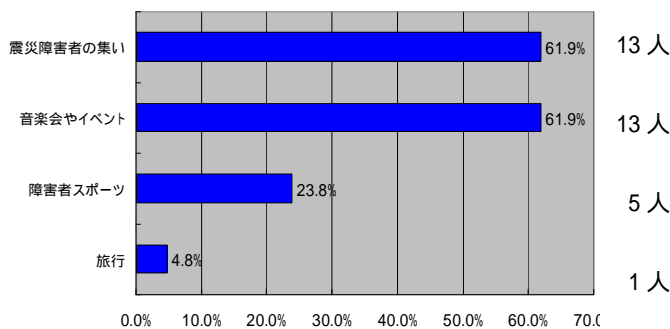
7 関連行事等への参加意向等

(1) 震災障害者関連行事等への参加意向

「震災障害者関連行事等に参加したい」と答えた人は21人26.9%であった。このうち西宮市5名、県外1名のほか全員が神戸市内在住であった。

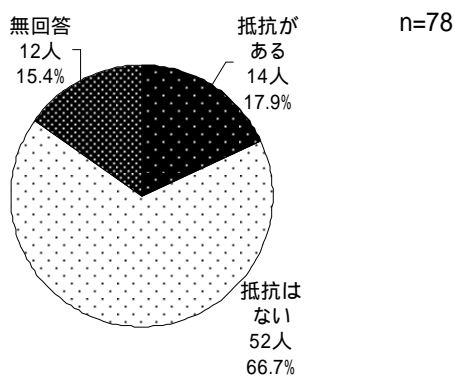


〔具体的に参加したい企画〕（複数回答） n=21



(2) 震災障害者と呼ばれることに抵抗があるか

14人17.9%の人が震災障害者と呼ばれることに「抵抗がある」と答えており、具体的な理由に記載があったものは下記のとおりである。



〔「抵抗がある」と回答した理由の主なもの（記述回答）〕

- ・ 震災時は現職中で、健常者より働かなければならなかったため、自分自身に言い聞かせて障害者と言うのを払拭して生活してきた。
- ・ （「震災障害者」という言葉は）震災で大きなケガをして後遺症が残った・・・ということを一言で表す言葉であると納得するが、その背景は複雑である。本人はじめ家族、知人、友人、そして家や地域、まわりが一瞬にして変わった中で受けた障害をすぐには受け入れられない。震災障害者と障害者との違いは何か？と問われるが、重い背景がある。しかし、障害者となった以上、今ある障害者制度（障害者自立支援法等）の中で支援を受けて生きていくことになるので最終的には違いなどない。「震災障害者」という言葉がひとり歩きしないでほしいと思う。
- ・ 特別あつかいは望まない。

8 今後の大災害に備えて

(1) 震災当時必要だった支援

「あなたにとって、震災当時必要だった支援は何ですか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

	回答者数	割合
住居確保	9	10%
経済的支援	7	8%
直後の支援（食糧等）	7	8%
医療・治療	6	7%
相談窓口	5	6%
震災障害者への配慮	2	2%
その他（助け合い、つながり、ヘルパー等）	13	14%
特になし	2	2%
無回答	49	54%
計	90	

被災直後の支援

救助時、「着の身着のまま家を出た。」「パジャマ姿で運ばれた」ということで、「衣類」を挙げる方がおられた。「食料・水」を挙げる人もおられ、直後の厳しい状況が伺える。

住居確保

「すべてを無くし、本当にゼロからの出発でした。」という記述に代表されるように、住居確保を挙げる人が多かった（9人）。応急仮設住宅については、高齢者のみの世帯、障害者がいる世帯などを第1順位、高齢者のいる世帯等を第2順位にするなど、各世帯の状況によって優先

順位を付けて募集を行ったが、「被災により負傷した者」は第3順位であった。総じて市街地等に多くの申込みがあるなど希望に偏りがあり、たとえば、神戸市の第1次募集では2,080戸の募集に対し、第1順位だけで21,581人の応募があり、抽選となっている。

このような状況のもと、「(応急仮設住宅に)何回希望してもあたらず。」「5回以上はずれ結局入れなかった。(母が入院している病院に毎日看病に通うため)何度も市役所をお願いに行きましたが、聞いてもらえなかった。その人にあつたきめこまかい支援をしてほしかった。」などの意見があつた。

震災当時の混乱の中、大量の応急仮設住宅を迅速に供給する必要があつたため、画一的な基準での抽選、入居決定が行われたことはやむを得ない面があつたとはいえ、震災障害者やご家族に非常なご苦勞を強いることになつたことは否定できない。

経済的支援

「現金」「生活一時金」「1年近く入院していたための入院費」など、経済的な支援の必要性を挙げる人も多かつた。震災障害者は家を失い、人によっては家族も失い、さらに障害のために職も失つた人もおられることを考えると、当座のお金がないと生活が苦しかつたであろうことは容易に想像できる。

また、「住宅再建支援」「どれだけの人が2重ローンで苦しんでいるか誰もわかっていない。」との記述もあり、住宅再建に苦勞された様子も伺える。

相談窓口、医療・治療

相談窓口を挙げた方は5人、医療・治療を挙げた方は6人であつた。具体的な分析は別項に譲る。

介助等

「身のまわりのことがまったくできなく」「身のまわりの生活」「車いすの移動の手伝い」など、介助を求める意見が見られた。「他に身内がおらず、介護をサポートしてくれるヘルパーさんが一番必要でした。有料の付き添いをお願いする金銭もなし、とにかく手助けしてくれる人がほしかった。これも市に言いに行きましたが、断られた。(ご遺族の方)」との意見があるように、障害認定がなされる前の段階なので、家族に大きな負担がかかつたものと考えられる。

その他

今回初めて調査を行ったことを受け、「震災でケガをした人たちにもっと目を向けてほしかった。」「ケガ人のことが語られることはなかつ

た。ひとり、取り残された感が強く生きるすべを無くした。亡くなられた方々を追悼し、数を確認する一方で、なぜ私たちのような人々に気づき「頑張って早く良くなって」とエールは送られなかったのか？何かしてほしい・・・の支援ではなく、当時は「応援している」「忘れていない」と公から心を寄せてほしかった。」との意見があった。ご遺族の方からは、「何で今頃。もっと生きている間にいろいろ相談にのってほしかった。」との厳しいご意見もあった。

(2) 震災当時、相談したかったこと

「震災当時、もし、震災障害者の総合相談窓口があれば、どのような相談がしたかったですか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

	回答者	割合
医療相談	8	9%
支援内容	3	3%
住宅	3	3%
経済的支援	2	2%
震災障害者の集まり	2	2%
福祉施策	2	2%
仕事	1	1%
教育	1	1%
考える余裕がなかった	3	3%
その他（ヘルパー、収容施設等）	4	4%
特になし	6	7%
無回答	59	66%
計	90	

相談窓口

「皆さんに相談窓口があることを知らせてもらった。私はこのサービスでなにもかも知りました。」という声がある一方で、「自力歩行もできず、窓口があったとしても、行けない状態だった。」「いろいろなことを考える余裕などありませんでした。」「必死に毎日を過ごしていたため、情報に目をやるゆとりがなくいろいろなことを知らないまま時間が過ぎてしまいました。」「県外の仮設住宅だったため、本音で相談する場所がなかった。」などの声があり、支援情報が十分行き渡っていなかった可能性が示されている。

「病院に窓口があったので、特に不自由は感じなかった。」「当時は頭がパニックになっているので、相談する余裕もなく病院に頼っていた。」との声があるほか、治療を受けた病院でリハビリテーションを受ける病院の紹介等を受けた人も多いことから、転送先の病院を通じた情報提供が一つの有効な方法として考えられる。

相談内容

医療・リハビリテーションに関する相談が8人と最も多く、リハビリの相談、使いやすい器具の紹介や、当時一般にあまり知られていなかった、クラッシュ症候群に関する情報などが求められていた。また、「震災障害者の窓口ではなく、ケガをした人の窓口がほしかった。」「ケガをしてもその日から障害者になるわけではなく、長い治療期間があるので、その間の支援情報」との意見もあった。また、住まいや、仕事、学校に関する相談にのってほしかった、との意見もあった。

(3) 震災による障害を防止し、あるいは軽減するために重要だと思うこと

「あなたは、震災を原因とする障害を防いだり軽減するためには、何が重要だと思いますか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

	回答者数	割合
迅速かつ正確な救助・医療体制	11	12%
丈夫な家	8	9%
室内安全対策（家具の固定・安全な配置）	7	8%
天災は防げない・いつ起こるか分からないから対策できない	4	4%
その他（健康管理、判断力、地域の連携等）	9	10%
分からない	1	1%
無回答	55	61%
計	90	

住宅の耐震化、家具固定

障害の原因の多くが住宅の倒壊、家具の転倒であったことを反映し、このどちらかを挙げておられる人は8名である。

救助・医療体制

最も多かったのは、住宅の耐震化、家具固定を押さえて救助・医療体制の11名であった。「もっと早く救出してもらっていれば足に障害が残ることはなかったと思うから、救出作業がスムーズに行えるようにしてもらいたい。」という意見に代表されるように、救出時間の短縮、早い段階での搬送などの記入が多く、初期に迅速・適切な治療を受けることができなかったとの思いを持つ人が多い。

(4) 将来、災害で障害者になられた方に必要と考えるサービス

「将来、大災害が発生した場合、その災害で障害者になられた方に対して必要と考えるサービスは何ですか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

	回答者数	割合
こころのケア	16	18%
医療体制（体調のケア）	10	11%
経済支援（医療費の支援、生活支援等）	8	9%
相談窓口	6	7%
身のまわりの介助	4	4%
その他	11	12%
無回答	51	57%
計	90	

こころのケア

「こころのケア」等と答えた方が16名と最も多く、「生への回帰の手段」「自殺することがないように」「相手が天災であるだけにぶつけるところがない」など、ご本人が精神的に非常に辛い思いをされたことをうかがわせる表現が目立った。「同じ境遇者どうしの出会える場所」との回答もあった。

「あなたにとって、震災当時必要だった支援は何ですか。」との問いに対しては、「こころのケア」と答えた方が1名しかおられないのとは対照的な結果となっており、震災当時は目の前の問題への対応に追われ、その後障害者として生きてこられた過程で精神的な助けが必要になったのではないかと推測される。

経済的支援等

「社会復帰までの経済的支援」「再手術の際の支援」「災害後6ヵ月したあとが一番苦しい」など、中長期的な経済的支援を求める意見があった。また、「リハビリ費用の補助」「リハビリ機器の貸与」「動けない時手助けしてくれる人」「現在のサービスをもう少し拡充していただければいいと思う。」「福祉全般にかかわること」「身のまわりの生活支援」など、必ずしも震災障害者特有のニーズを示していないと思われる記述も多い。

これらの問題の多くは、医療保険、障害者福祉施策で措置されているものであり、障害者一般にあてはまることでもあると考えられる。

アンケート調査から判明した課題

1 災害障害見舞金の対象範囲

現行の「災害弔慰金の支給等に関する法律」では、災害障害見舞金の支給は労災1級相当の障害が要件とされており、対象となる障害程度の拡大等、支給要件を緩和するべきである。

2 総合相談窓口の設置及び周知

被災者は、住まい、福祉、医療、雇用等複数の課題を抱えている場合が多いことから、発災直後からワンストップで各種被災者支援、一般福祉施策等を総合的に相談できる窓口を開設するとともに、その存在を周知する必要がある。

また、アンケートから、多くの震災障害者は複数の病院間を転院した経験を持つことがわかった。病院は被災地の外に位置することが多いため、応急仮設住宅や生活支援など再建にかかわる被災地情報にアクセスできず、孤立感を深めた可能性がある。遠隔地の病院に入院している負傷者に対して、リハビリ、障害者手帳の申請、各種被災者支援の情報を病院を通じて提供することも検討すべきである。

3 障害発生の防止

負傷の原因が、主に家屋倒壊、家具転倒であったことから、住家の耐震化、室内安全対策を推進するべきである。

4 震災障害者に関する情報の発信

震災障害者については、その実態が十分に把握されていなかったことから、これまでその存在が知られておらず、災害対策上の課題として十分認識されてこなかった。

そのため、調査結果を人と防災未来センターで閲覧できるようにするなど震災障害者に関する情報を発信する必要がある。

5 震災障害者の把握

障害者手帳の申請書類には、障害の原因欄に「災害」「震災」等の記載欄がないため、震災障害者の把握が難しくなっている。

そのため、申請書に添付する診断書に「震災」等の記入欄を設けるか、病院に呼びかけて、診断書に震災が原因であることを記載してもらうなどの対応が必要である。

6 救助・救急システムの充実

アンケートは、受傷から治療に至るプロセスに甚大な遅れが生じたことを

物語っている。今回の調査結果からは明確なデータは得られなかったが、交通網の遮断と人的物的資源の不足による周辺都市への搬送の遅れが医療へのアクセスを阻み、震災障害者固有の障害あるいは後遺症の固定化に結びついた可能性は否定できない。震災後、我が国の災害医療は長足の進歩を遂げたが、今後とも、大規模災害後の救助・救急システムの充実が求められる。

7 震災障害者への対応

家族の死や家屋の全壊など、複合的喪失体験とともに身体に障害を負ったことが、震災障害者の固有の問題として浮き彫りになった。今後、これら複合的な震災障害者の心理社会的ニーズに対するこころのケアなどの支援体制、行政サービスのあり方を再検討する必要がある。

8 今後の研究課題

今後の研究課題として今回調査することが出来なかった、精神保健に関する情報、たとえば不安、抑うつ、心的外傷後ストレス障害(Posttraumatic Stress Disorder: PTSD)、無力感、複雑性悲嘆などの項目や、生きがいや孤立感の状態、さらに被災に伴う苦難の対処スタイル(コーピング・メカニズム)やレジリエンス、さらに外傷後成長(posttraumatic growth)(Tedeschi & Calhoun, 1998)なども全人的な視野から把握していく必要がある。これらデータと他の中途障害者、戦争被害者などに関する研究結果を比較例証によって分析し、詳細な震災障害者固有の問題を明らかにしていく段階が今後求められる。

訪問調査の概要

1 目的

阪神・淡路大震災で障害を負った方に対して、被災直後の状況、医療やリハビリテーションの状況など、各々の経験を聞くことにより、記録を残すとともに、将来の災害における被害軽減や生活再建など、災害対策に役立てる教訓を導き出すために行った。

2 主な質問項目

被害を受けたときの状況（ケガの原因、部位など）
救助されたときの状況、リハビリの状況
震災障害者にとって必要と思われること など

3 対象者数

アンケート調査対象者のうち、主に県内で生存されている方（176人）に対して、訪問調査の同意を求める依頼文を送付し、27人から意見を伺った。

（内訳）

(1) 男女内訳 男性 12人、女性 15人

(2) 平均年齢 72.4歳

(3) インタビュアー

池埜 聡（関西学院大学人間福祉学部教授）

阪本真由美（人と防災未来センター研究員）

牧 秀一（NPO法人よろず相談室理事長）

松本聡子（NPO法人よろず相談室）

玉井光恵（神戸市こころの健康センター主査）

(4) インタビュー時間

県：1時間～2時間30分（平均：1時間40分）

(5) インタビュー場所

区役所、自治会館、自宅 など

(6) ヒアリングボリューム

1訪問あたり（逐語ベース）：35ページ、約28,000語

兵庫県-1		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	83
被災状況	被災場所	芦屋市精道町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	妻：無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	3時間
	診断	右股関節脱臼骨折
	障害の程度	4級
	搬送・転院などの経緯	西宮中央病院に入院後、箕面市民病院に転院し手術
仕事の変化		退職後
震災障害者にとって必要なこと		特になし

兵庫県-2		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	88
被災状況	被災場所	西宮市森下町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	同居の友人：無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	5時間
	診断	左下肢圧挫症候群
	障害の程度	6級
	搬送・転院などの経緯	西宮渡辺病院で受診するが治療せず。だいぶ日にちがたってから再受診。
仕事の変化		無職（自治会長等を務めていた）
震災障害者にとって必要なこと		特になし

兵庫県-3		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	68
被災状況	被災場所	神戸市東灘区岡本町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	夫・子：無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	4時間
	診断	網膜中心動脈閉塞症（下肢熱傷もあり）
	障害の程度	6級
	搬送・転院などの経緯	東灘区住吉の病院から奈良県大淀病院に転院
仕事の変化		無職
震災障害者にとって必要なこと		（夫から）他県避難者に対する就職支援の充実

兵庫県-4		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	63
被災状況	被災場所	西宮市西田町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	夫・子：無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	—
	診断	脊随損傷、頸椎症性脊随症、脊随変性症
	障害の程度	2級
	搬送・転院などの経緯	平成8年の夏に体調不良になり受診
仕事の変化		警備業（震災後も継続）
震災障害者にとって必要なこと		特になし

兵庫県-5		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	61
被災状況	被災場所	西宮市北昭和町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	子：無事（1人）、死亡（1人）
負傷の状況	救出されるまでの時間	12時間
	診断	左下腿コンパートメント症候群
	障害の程度	5級
	搬送・転院などの経緯	県立西宮病院に搬送されるも3日間治療なし。その後、北海道の病院に入院。
仕事の変化		震災前に勤めていた3か所の仕事はなくなった
震災障害者にとって必要なこと		特になし

兵庫県-6		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	76
被災状況	被災場所	神戸市東灘区北青木
	家屋被害	全壊
	家族の状況	夫：死亡
負傷の状況	救出されるまでの時間	周りが薄明るくなってから
	診断	左肩関節、左上腕骨の骨折（3か所）（障害名：左上腕骨偽関節）
	障害の程度	3級
	搬送・転院などの経緯	自宅近所の大きい総合病院から垂水の病院へ搬送され入院しギプス固定のみ施された後、鳥取県の病院で手術を受けた。
仕事の変化		自営（縫製）：ただし小遣い程度の収入
震災障害者にとって必要なこと		外傷に応じた適切な医学的治療

神戸市-1		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	79
被災状況	被災場所	東灘区田中町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○妻、子どもに無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○8時間
	診断	○右下腿腓骨神経麻痺
	障害の程度	4級
	搬送・転院などの経緯	○K病院で2日間入院。 ○六甲アイランドの病院に転院し、40日間入院。
仕事の変化		○怪我の影響で6月まで仕事ができなかった。
震災障害者にとって必要なこと		○県主催の安山市（大連）でのリハビリ生活（約1ヶ月）はよかった。

神戸市-2		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	78
被災状況	被災場所	東灘区本山町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○夫死亡
負傷の状況	救出されるまでの時間	○覚えていないが、その日中
	診断	○右下肢挫滅
	障害の程度	4級
	搬送・転院などの経緯	○尼崎の病院で、1年強入院。
仕事の変化		○なし
震災障害者にとって必要なこと		○特になし。

神戸市-3		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	75
被災状況	被災場所	東灘区北青木
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○妻、息子は無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○すぐに自力脱出
	診断	○大腿骨頸部骨折
	障害の程度	4級
	搬送・転院などの経緯	○自力でK病院へ（治療なし） ○大阪の病院を経てS病院へ5月転院・手術
仕事の変化		○定年後、マンション管理人を始めたばかりだった。会社に理解があり、リハビリ後11年間勤めた。
震災障害者にとって必要なこと		○特になし。

神戸市-4		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	66
被災状況	被災場所	東灘区本山中町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○妻、子3人ともに無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○まもなく近所の人に救出される
	診断	○左坐骨神経麻痺○骨盤の骨折
	障害の程度	5級
	搬送・転院などの経緯	○近くの整形外科では対処してもらえず、K病院に運び込まれた。○数日後からは、大阪の病院で治療を受け、1ヵ月半ほど経ってから尼崎の病院に転院6ヶ月ほど入院した。
仕事の変化		○会社員。9月復帰までは、給料カット。その後、定年まではおれず、退職。
震災障害者にとって必要なこと		○特になし。

神戸市-5		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	93
被災状況	被災場所	東灘区田中町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○夫は、無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○不明
	診断	○多発性腰椎圧迫骨折
	障害の程度	3級
	搬送・転院などの経緯	○仮設住宅入居後、往診した医師から紹介された整形外科に診断された
仕事の変化		○なし
震災障害者にとって必要なこと		○特になし。

神戸市-6		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	80
被災状況	被災場所	灘区大和町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○息子は無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○約60時間
	診断	○両坐骨・左大腿神経麻痺○右下肢カウザルギー○両臀部圧挫創
	障害の程度	3級
	搬送・転院などの経緯	○H病院（治療なし）○6ヶ月後Y病院へ転院1年9ヶ月入院
仕事の変化		○飲食店店員だったが退職
震災障害者にとって必要なこと		○すぐ治療できていたら後遺症がなかったかも。ただし、あの状況では仕方ないと思う。

神戸市-7		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	85
被災状況	被災場所	東灘区御影中町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○1人住まい
負傷の状況	救出されるまでの時間	○8~9時間後
	診断	○両耳感音性難聴
	障害の程度	3級
	搬送・転院などの経緯	○実家の浜松に移動し、浜松の日赤病院に入院（3月末頃まで） ○避難所から大阪医科大学の耳鼻科に1年半通院
仕事の変化		○なし。
震災障害者にとって必要なこと		○特になし。

神戸市-8		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	77
被災状況	被災場所	灘区
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○次男の義母と孫が死亡
負傷の状況	救出されるまでの時間	○不明（震災後すぐの様子）
	診断	○右手の指の怪我○脳出血による左片麻痺（当日中）
	障害の程度	1級
	搬送・転院などの経緯	○同日5時頃K病院（神戸①）へ運ばれ縫ってもらった。気分が悪くなり病院の2階ベッドで寝た。 ○同日8時頃娘が病院、左手足がおかしいと気付く。11時頃娘夫婦が帰宅。翌日の午後8時頃K病院（大阪）の救急車で娘が来院しK病院（大阪）へ。 ○K病院（大阪）でレントゲンを撮った後、関西医大に搬入、夜10時ごろ手術。2月8日退院しK病院（神戸②）へ入院。
仕事の変化		○震災前は自営業であったが、震災で廃業
震災障害者にとって必要なこと		○病院間の連携（大阪の病院では、神戸からたくさんの方が来ると待機していたのに来なかったと大阪の医者が言っていた。） ○情報提供のあり方（被災者は心の余裕がなく、広報誌や避難所での掲示等だけでは十分な情報を入手できない。） ○仮設の入所が地域単位でなく、入所後に少しずつコミュニティができたが、その間心細い思いをした。

神戸市-9		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	66
被災状況	被災場所	灘区（JR六甲道沿線）
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○妻は無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○自力で避難。
	診断	○膀胱瘻
	障害の程度	4級
	搬送・転院などの経緯	○震災後トイレをがまんしていたため罹病したもの。
仕事の変化		○病気が悪化したため仕事（建築業）をやめた。
震災障害者にとって必要なこと		○特になし

神戸市-10		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	70
被災状況	被災場所	東灘区御影
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○妻子は無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○18時間
	診断	○右足の挫滅症候群
	障害の程度	5級
	搬送・転院などの経緯	○救出後、H病院（神戸）、Y病院（尼崎）を経て、T（大阪）病院に搬送。○その後、K病院（神戸）に転院し、5ヶ月入院。
仕事の変化		○喫茶店を自営していたが経営不能となった。
震災障害者にとって必要なこと		○救出後における適切な医療○支援に関する情報

神戸市-11		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	76
被災状況	被災場所	東灘区御影
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○夫は旅行中
負傷の状況	救出されるまでの時間	○3日
	診断	○右挫滅神経損傷○右臀部圧挫症候群
	障害の程度	1級（先天性聾啞あり）
	搬送・転院などの経緯	○S病院に1ヶ月間入院。○その後中央市民病院に転院し、1年間ほど入院し、リハビリを行う。
仕事の変化		○店が全壊したため、夫が理客店をやめる
震災障害者にとって必要なこと		○特になし

神戸市-12		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	63
被災状況	被災場所	兵庫区（大開駅）
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○3人の子供の内2人が死亡
負傷の状況	救出されるまでの時間	○不明（震災後すぐの様子）
	診断	○右足親指の腱の断絶
	障害の程度	4級
	搬送・転院などの経緯	○避難所に行く前に自分で神大へ行き縫ってもらった。
仕事の変化	○ガードマンをし、生活保護も受けていた。震災後もガードマンや掃除婦等をしてしながら生活保護を受給	
震災障害者にとって必要なこと	○特になし	

神戸市-13		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	77
被災状況	被災場所	北区鈴蘭台
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○妻は無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○震災後すぐ自力で這い出た
	診断	○変形性頸椎症
	障害の程度	1級
	搬送・転院などの経緯	○仮設住宅に入った後に、診断を受ける。
仕事の変化	○震災時から生活保護	
震災障害者にとって必要なこと	○特になし	

神戸市-14		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	46
被災状況	被災場所	須磨区前池町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○一人住まい
負傷の状況	救出されるまでの時間	○7～10時間後ぐらい
	診断	○挫滅症候群（両足間接）
	障害の程度	5級
	搬送・転院などの経緯	○救出後、Y病院で注射。○その日にS病院で点滴。○翌日、明石のM病院に1週間いたが、対応できないということで加古川のF病院へ。○人工透析が必要とのことで、姫路のS病院へ運ばれ、そこで透析を受け3月入院。○S病院退院後、神戸中央市民病院に自分で行き、4月にアキレス腱を手術。
仕事の変化	○震災前は仕事をしていたが、震災後生活保護を受給	
震災障害者にとって必要なこと	○特になし	

神戸市-15		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	66
被災状況	被災場所	長田区海運町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○道路向かいのアパートで娘夫婦と孫2人が死亡
負傷の状況	救出されるまでの時間	○覚えていないが昼頃
	診断	○右腕骨折
	障害の程度	3級
	搬送・転院などの経緯	○娘等の葬儀を優先させたため、6月にS病院で手術
仕事の変化	○右手が使えなくなったため、社内で職場も変わったが、結局(平成12年ごろ)会社を辞めた。○年金生活	
震災障害者にとって必要なこと	○震災後の火災で自己の証明ができず、娘等の死亡診断書等の入手に困った。臨機応変な対応が必要。○公園などのトイレの整備(女性のため)○飲み水や消火用の水の確保○高層ビルのガラス破損防止	

神戸市-16		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	63
被災状況	被災場所	東灘区魚崎北町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○妻は無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○18~19時間後に自衛隊救出
	診断	○両下腿コンパートメント症候群○左足関節骨折○両腓骨神経麻痺○左麻痺性外反母趾
	障害の程度	4級
	搬送・転院などの経緯	○救出されたのは18日0~1時頃。近くの開業医(医師不在)から救急車でH病院(神戸)に搬送された。 ○18日の夜中に救急車で大阪の府立病院に搬送。道路事情が悪かったが、救急車だったので3~4時間で到着できた。 ○3回ほど足の手術を受けた。腎臓機能は回復したため透析には至らずに済んだ。5月20日に仮退院。 ○いところが福岡市の病院の整形外科の勤務医だったので8月の盆過ぎに福岡に入院し、手術、最初から数えて6~7回手術。7か月入院。
仕事の変化	○工房を自営。震災後、一度閉鎖したが、回復後再開	
震災障害者にとって必要なこと	○障害者に向けた広報による情報提供	

神戸市-17		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	77
被災状況	被災場所	東灘区の弁当屋（調理場）
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○夫、子2人ともに無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○自力で病院へ
	診断	○両下肢3度熱傷
	障害の程度	3級
	搬送・転院などの経緯	○ヒッチハイクで東灘区の消防署まで行き、救急車で神戸の病院まで向かったが、受け入れがなく尼崎の病院へ行った。
仕事の変化	○経営していたお好み焼き屋をたたむことになった。○夫が経営していたクリーニング店も全壊し、閉店した。	
震災障害者にとって必要なこと	○特になし	

神戸市-18		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	79
被災状況	被災場所	須磨区衣掛町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○一人住まい
負傷の状況	救出されるまでの時間	○まもなく近所の人に救出される
	診断	○多発性脊椎圧迫骨折
	障害の程度	3級
	搬送・転院などの経緯	○当時、けがの自覚はなかったが、地震から3～4か月後に避難所で診てくれた福岡の医師から脊椎骨折を指摘され、6か月ほど入院。
仕事の変化	○生活保護が開始になって3年。	
震災障害者にとって必要なこと	○特になし	

神戸市-19		
項目		内容
基本属性	性別	女
	年齢	93
被災状況	被災場所	長田区（市住）
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○一人住まい
負傷の状況	救出されるまでの時間	○不明（震災後すぐの様子）
	診断	○肋骨3本、右手左足骨折
	障害の程度	4級
	搬送・転院などの経緯	○午後8時頃救急車でK病院に運ばれたが助からないといわれた。○身内にS病院の医師がおり、○病院の救急車でS病院に1年間入院。その間手術及びリハビリを受けた。
仕事の変化	○震災後年金と生活保護	
震災障害者にとって必要なこと	○特になし	

神戸市-20		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	44
被災状況	被災場所	灘区大石東町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○父死亡、母は無事
負傷の状況	救出されるまでの時間	○翌日 8時半頃
	診断	○外傷（右足関節）
	障害の程度	5級
	搬送・転院などの経緯	○郵便局の配送車でK病院へ。2ヶ月入院するが生活費のことがあり手術せず。○2年後、再度入院しアキレス腱を手術。8ヶ月入院。
仕事の変化		○震災前はガソリンスタンドに勤めていたが、平成12年から生活保護。今は、警備員もしている
震災障害者にとって必要なこと		○避難所や仮設をたくさん作ること。

神戸市-21		
項目		内容
基本属性	性別	男
	年齢	63
被災状況	被災場所	兵庫区前原町
	家屋被害	全壊
	家族の状況	○単身（別居の息子有）
負傷の状況	救出されるまでの時間	○6時間程度
	診断	○肋軟骨骨折○変形性脊椎症
	障害の程度	2級
	搬送・転院などの経緯	○近くの病院でみてもらえず須磨の赤十字病院へ搬送。
仕事の変化		○ガードマンをしていたが、できなくなった。
震災障害者にとって必要なこと		○生活の状況を確認・サポートしてくれる人

兵庫県・神戸市による震災障害者・震災遺児に対する聞き取り調査
調査実施者（インタビューアー）のためのガイドライン

調査アドバイザー座長・関西学院大学

池埜 聡

1. 調査デザイン

帰納的かつ探索的な目的に基づく質的調査デザインを採用する。実際には、書面にて了承を得ている本人、遺族、家族に対する一対一の直接インタビューによって聞き取り調査を実施する。インタビューは、半構造面接のスタイルを踏襲する。あらかじめ定められた質問について回答を求めつつ、基本的には対象者の自由な回答が優先される。各質問項目への回答を聴取することが第一義の目的ではない。質問項目はいわばインタビューを深めていく道具として位置づける。質問に固執しすぎない、ある程度自由度の確保されたインタビューの実践が求められる。

半構造面接を方法として採用する理由は、震災障害者及び震災遺児とも、行政による長期にわたるフォローアップ調査は初めてのことであり、研究調査の蓄積がないことから、探索的な目的が主眼となるため、できるかぎり対象者の被災経験、日ごろの思い、これまでの人生経験について広く深く聞き取る必要があるためである。対象者の自由な語りを紡ぐ半構造的なインタビューが妥当と判断される。倫理的配慮を重視し、二次的な負の影響を与えないよう、両被災者の語りを記録にとどめ、今後の被災者支援への教訓に活かすべく、慎重な実施が求められる。

2. データ収集法：総論

了承を得ている震災障害者、震災遺児、ご遺族、ご家族とアポイントメントをとり、対象者のもっとも都合のいい時間と場所を設定する。もし場所について、自宅以外の場所を希望される場合、兵庫県・神戸市管轄の施設等を活用し、できるかぎり対象者の負担にならない配慮を行う。アポイントメントの取り方については、別途定める。

インタビューアーは、原則2名のチームによって実施される。あらかじめ、メインにインタビューを進める役割と補助の役割を決めておき、補完的な役割遂行をもって効果的にインタビューを実施する。補助のインタビューアーは、1) インタビュー内容を深めるために補完すべき質問項目がないかどうか、2) 対象者の心身の状態に変化はないかどうか、そして3) その他倫理的配慮で抜け落ちているところはないかどうか、などを確認し、インタビューを支える役割を担う。

インタビュー時間は、1回90分を目安にするが、厳密に定められるものではない。短縮、延長はケース・バイ・ケースで対応する。対象者の身体的・情緒的状态に気を配り、インタビューが対象者の心身に負の影響を与えないかどうか、最大限配慮しつつ、インタ

ビューアーの時間的制約も考慮し、インタビュー時間を決定する。

インタビューは、録音することを原則とする。録音機器は、調査チームよりICレコーダーが貸し出される。録音されたインタビュー記録は、逐語録化され、質的データとして分析対象となる。録音については、インタビュー冒頭において、対象者に理解をもとめ、同意を得ることが必須となる。ICレコーダーは管理する担当者をあらかじめ決めておき、紛失等がないよう、細心の注意を払って取り扱う。録音データは、所定のUSBメモリスティックにダウンロードし、バックアップをとる。個人のPC等に無断でダウンロードを行わない。ICレコーダーとUSBメモリスティックは、調査終了後、事務局に返却する。

インタビューの実施場所は、できるかぎり静寂とプライバシーが保たれるところが望ましい。飲食店などでのインタビューはできる限り避ける。どうしても飲食店などでインタビューを実施する必要がある場合、調査責任者に相談の上、決定すること。

半構造面接によるインタビューのため、1回のインタビューで基本的な質問項目についてカバーできないことも考えられる。インタビュー回数は特に定めない。必要であれば、2回以上のインタビュー実施も可能である。この件は、対象者に事前説明が必要であり、対象者の同意がなによりも優先される。

3. データ収集法（各論）

1) アポイントメントの取り方は、以下の段階を経ることを原則とするが、県復興支援課及び神戸市障害福祉課は震災障害者及び震災遺児の「訪問調査可能者リスト（仮）」を作成し、インタビューアー及び補助者に提供する。

- 補助者は、インタビューアーが訪問することができる日時を把握する。
- 連絡に当たっては、自己紹介（名前、所属、連絡先）をし、電話の目的、訪問する者の名前を告げる。その後、日時を調整し、場所については自宅に限らず、原則、対象者の希望の場所とする。
- 対象者から、その日の中で都合のいい日を聞き取り、週2～3人程度の訪問計画を立てる。
- 親子、兄弟、保護者と遺児など同居の家族等が同時に訪問を希望している場合、一度に済ませるのではなく、日時を変えるなどして個々にヒアリングを行うよう計画を立てる。
- 対象者に連絡するときは、早朝、深夜、休日等は避ける。
- 開始時間と所要時間を必ず確認する。

2) インタビューは、以下の段階を経ることを原則とする。

第一段階：導入

- 自己紹介・協力への感謝

- 簡潔な調査目的の説明
- インタビュー方法の説明
 - ◇ 時間的設定・回数の説明
 - ◇ 二人の役割
 - ◇ 自由な回答の要請
- 倫理的配慮の説明
- 録音の許可

第二段階：インタビューの実際

第三段階：終結

- 心身の変化、不調がないかどうかの確認
- 心身の不調がある場合、あるいは今後生じた場合の連絡先の確認
- 質問の受付
- 次回のアポイントメントについて確認。(必要な場合のみ)
- お礼とあいさつ

3) 温かさ、尊重、思いやり、非審判的態度といった基本的態度は非常に重要である。事情聴取のような「情報ありき」にならないよう、配慮してほしい。そのうえで、探索的インタビューとして、「閉ざされた質問」と「開かれた質問」を使い分けながら、できるだけ対象者の自由な語りを聴きとっていく。5W1Hの質問、また「(そのとき)、どのように対処したのか(コーピング・クエスチョン)」も利用していく。さらに、対象者の状態を考慮しつつ、「どのように感じましたか?」「どんなお気持ちになりましたか?」といった感情を確かめることも課題としてインタビューに臨んでほしい。

4. 倫理的配慮

今回の聞き取り調査は、震災障害者、震災遺児ともに被災体験を想起していただきながら、深い洞察に触れる内容となる。そのため、倫理的配慮は特段注意しなければならない。基本的な配慮項目は以下にまとめられる。

- あらゆるプライバシーに関わる事項(名前、固有な名称、所属など)は秘密厳守によって、許可なしに公表されることはない。
- インタビューは分析のため許可を得た上で録音させていただくが、調査者以外には公表されない。
- 録音テープ・記録は厳重に保管され、調査者以外にはアクセスできない。
- 録音テープ・記録は分析が終わり次第、原則破棄される。ただし、アーカイブ(証

言記録)として保存する場合、別途相談の上、保存方法を検討する。

- インタビューの間、参加者の意志で中断・中止していただいかまわない。
- インタビューの間、インタビュー実施者の判断によって、中断・中止することもある。(参加者の心身への配慮、その他)。
- インタビューの分析結果には、プライバシーに関わる事項や固有の名称などは一切公表されない。
- 希望に準じて、分析結果を郵送あるいは口頭で参加者に報告する。

対象者への尊重と配慮を第一の課題として倫理的配慮を重視する。服装、言葉遣い、挨拶、礼儀等について最大限の配慮を行う。

5. 緊急ケースへの対応

インタビュー中、あるいはインタビュー直後に対象者に心身の不調が確認された場合、すぐにインタビューを中止し、その対応を優先しなければならない。急激な変化の場合は、救急対応も含め、躊躇せず、対象者の安全を最優先すること。急激な変調ではないが、相談する場所を打診された場合は、以下の連絡先について対象者に情報開示すること。

(兵庫県)

兵庫県こころのケアセンター

(住所) 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2

(電話番号) 078-200-3018

兵庫県立身体障害者更生相談所

(住所) 〒651-2134 神戸市西区曙町1070

(電話番号) 078-927-2727

(神戸市)

神戸市こころの健康センター

(住所) 〒652-0897 神戸市兵庫区駅南通5丁目1-2-300

健康ライフプラザ3階

(電話番号) 078-672-6500

神戸市障害者更生相談所

(住所) 〒652-0802 神戸市兵庫区水木通2-1-10

心身障害福祉センター内

(電話番号) 078-512-4453

(各市窓口)

別紙1のとおり

逆に、インタビューアー側に不調が生じたり、身の危険を感じるような状況を経験する場合、インタビューの中断・中止の判断をする。いかなる理由であれ、インタビューの中断、中止が生じた場合、その状況について、事務局に電話連絡を入れること。

6. フェースシート記入のお願い

インタビューアーは、インタビュー実施後、毎回インタビューを振り返って記録(メモ)を残してほしい。この記録は、インタビュー逐語録とは別のものである。別紙インタビュー・フェースシートの記載が主になる。インタビュー日時、インタビュー時間、インタビュー場所、対象者のID・年齢・性別、対象者の簡単な被災状況、インタビューの感想(インタビュー内容に対する感想とインタビュー方法に対する感想)といった項目について記載し、事務局に提出してほしい。提出方法は、別途定める(電子メールは使用しないこと)。個人名は記載されないが、念のため管理には細心の注意を払うこと。

この記録は、インタビューの基本情報になるだけでなく、インタビューの質問項目、方法を修正することにも役立ち、さらにインタビューアーの感想や思いを把握することで、質的データの質的確保や分析方法にも活かされる。

別紙2のとおり

7. その他

- アポイントメントの約束時間と場所についてあらかじめ詳細に把握しておき、遅刻等がないよう準備をする。もし緊急の事態でインタビュー実施が困難になる場合、ただちに事務局に連絡を入れる。
- インタビュー中、対象者から答えられない質問や要求が寄せられた場合、あくまでもインタビューアーのみの役割を担っていることを伝え、追って事務局あるいは適切な担当者から連絡を入れる旨、返答する。そのやりとりについて、インタビュー終了後、ただちに事務局に連絡を入れる。
- 食事、贈答品等のオファーが対象者から寄せられた場合、「規則として受け取れない」という旨を明確に伝え、辞退するようにする。
- ICレコーダーの使用法に熟知し、トラブルを避ける。できればバックアップ用の1台を加えた2台で臨むことが望ましい。
- インタビューアーの個人情報(電話・携帯アドレス等)は、開示しない。

8. 連絡先

緊急ケース、その他、本調査における連絡先は、以下の通りである。

(障害者)

課 名：兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

担当者名：萩野

住 所：神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話番号：078-362-3192

課 名：神戸市保健福祉局障害福祉部障害福祉課

担当者名：木下

住 所：神戸市中央区 6-5-1

電話番号：078-322-6579

(遺 児)

課 名：兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課

担当者名：松原

住 所：神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話番号：078-362-4335

各市町障害福祉担当課一覧

	市町名	担当課名	電話番号	郵便番号	住所
1	姫路市	障害福祉課	079-221-2454	670-8501	姫路市安田4丁目1番地
2	尼崎市	障害福祉課	06-6489-6352	660-8501	尼崎市東七松町1丁目23番1号
3	明石市	障害福祉課	078-918-1344	673-8686	明石市中崎1丁目5番1号
4	西宮市	障害福祉課	0798-35-3767	662-8567	西宮市六湛寺町10番3号
5	洲本市	福祉課	0799-22-3332	656-0027	洲本市港2番26号
6	芦屋市	障害福祉課	0797-38-2043	659-8501	芦屋市精道町7番6号
7	伊丹市	障害福祉課	072-784-8032	664-0853	伊丹市千僧1-1
8	相生市	社会福祉課	0791-22-7167	678-8585	相生市旭1丁目1-3
9	豊岡市	社会福祉課	0796-24-7033	668-0045	豊岡市立野町12-12
10	加古川市	障がい者支援課	079-427-3626	675-8501	加古川市加古川町北在家2000
11	たつの市	地域福祉課	0791-64-3204	679-4192	たつの市龍野町富永1005番地1
12	赤穂市	社会福祉課	0791-43-6833	678-0292	赤穂市加里屋81
13	西脇市	福祉総務課	0795-22-3111(代)	677-8511	西脇市郷瀬町605
14	宝塚市	障害福祉課	0797-71-1141内線2541	665-8665	宝塚市東洋町1番1号
15	三木市	障害福祉課	0794-82-2000	673-0492	三木市上の丸町10番30号
16	高砂市	高年・障害福祉課	079-443-9027	676-8501	高砂市荒井町千鳥1-1-1
17	川西市	福祉推進室	072-740-1178	666-8501	川西市中央町12-1
18	小野市	社会福祉課	0794-63-1011	675-1380	小野市王子町806-1
19	三田市	障害福祉課	079-559-5075	669-1595	三田市三輪2丁目1番1号
20	加西市	社会福祉課	0790-42-8725	675-2395	加西市北条町横尾1000番地
21	篠山市	地域福祉課	079-552-7102	669-2397	篠山市北新町41番地
22	養父市	福祉課	079-662-3162	667-8651	養父市八鹿町八鹿1675番地
23	丹波市	生活支援課	0795-74-0222	669-4192	丹波市春日町黒井811番地
24	南あわじ市	福祉課	0799-44-3002	656-0192	南あわじ市広田広田1064番地
25	朝来市	社会福祉課	079-672-6123	669-5292	朝来市和田山町東谷213-1
26	淡路市	社会福祉課	0799-64-2510	656-2292	淡路市生穂新島8番地
27	宍粟市	介護福祉課	0790-63-3101	671-2593	宍粟市山崎町中広瀬133番地6
28	加東市	社会福祉課	0795-43-0409	673-1493	加東市社50
29	猪名川町	福祉課	072-766-8701	666-0292	川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1
30	多可町	健康福祉課	0795-32-5151	679-1114	多可郡多可町中区岸上281-51
31	稲美町	健康福祉課	079-492-9137	675-1115	加古郡稲美町国岡1-1
32	播磨町	福祉グループ	079-435-2361	675-0182	加古郡播磨町東本荘1丁目5-30
33	神河町	健康福祉課	0790-32-2421	679-2414	神崎郡神河町粟賀町630番地
34	市川町	健康福祉課	0790-26-1010	679-2392	神崎郡市川町西川辺165-3
35	福崎町	健康福祉課	0790-22-0560(代)	679-2280	神崎郡福崎町南田原3116-1
36	太子町	社会福祉課	079-277-1013	671-1592	揖保郡太子町鶯1369番地1
37	上郡町	健康福祉課	0791-52-1114	678-1292	赤穂郡上郡町大持278番地
38	佐用町	健康福祉課	0790-82-0661	679-5380	佐用郡佐用町佐用2611-1
39	香美町	福祉課	0796-36-1964	669-6592	美方郡香美町香住区香住870-1
40	新温泉町	福祉課	0796-82-5620	669-6792	美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

インタビュー・フェースシート

(記載者氏名:

【インタビュー・補助者】)

項目		内容
インタビュー	1 日時	平成 23 年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
	2 時間	時間 分
	3 場所	(自宅・その他【具体的に: _____】)
対象者情報	4 I D	(震災障害者 ・ 震災遺児)
	5 年齢	満 歳
	6 性別	(男 ・ 女)
	7 被災状況 (簡単に)	
感想	8 インタビュー内容	
	9 インタビュー方法	

阪神・淡路大震災
震災遺児実態調査報告書

平成 23 年

兵庫県・神戸市

目 次

1 震災遺児

はじめに ----- P 1

調査方法 ----- P 1

遺児育英資金申請書類から判明した内容 ----- P 3

アンケート調査（本人）から判明した内容 ----- P 7

アンケート調査（保護者）から判明した内容 ----- P 23

アンケート調査から判明した課題 ----- P 35

訪問調査の概要 ----- P 36

（参考）

インタビューアーのためのガイドライン ----- P 47

はじめに

阪神・淡路大震災で保護者を失った、いわゆる震災遺児について、兵庫県では平成7年1月21日に中央児童相談所に被災児童対応本部を設置し、被災児童福祉相談を開始した。この時には、県内市町において、高校生までの遺児253世帯、400人が確認されたが、保護者に引き取られ、あるいは施設への入所が決まるなど、遺児の処遇が決まった後のフォローは行われていない。

また、兵庫県教育委員会は、震災遺児に対して高校卒業まで阪神・淡路大震災遺児等育英資金を支給しているが、全国の教育委員会を通じて受給希望者を募集しており、震災当時に福祉部局が把握した震災遺児とはリンクしていない。

行政におけるこれらの動きとは別に、あしなが育英会では独自にローラー調査で震災遺児の把握を図り、大学生までの震災遺児337世帯573人を確認している。あしなが育英会では、平成7年度と平成8年度に「震災遺児家庭の震災体験と生活実態」、平成12年度に「震災遺児の心と生活にかんする調査」「震災遺児家庭の心と生活にかんする調査」を実施しているが、その後の遺児の状況はフォローされていない。

震災から15年が経過し、震災遺児は高校生以上になったことから、本調査では震災遺児本人を対象に調査を行い、その経験やこれまでの思いを明らかにするとともに、震災遺児を育てるにあたってどのような課題があったのかを知るために、震災遺児を養う立場にあった保護者に対する調査もあわせて実施した。

なお、本調査結果は、アンケート調査データの一次分析結果であり、今後、さまざまな理論モデルとの照合による二次分析によって、さらに多次元の視点から震災障害者の実態とニーズの理解に資するものと考えられる。

また、今回の直接インタビューに基づく質的調査は、インタビュー終了が2011年3月31日となり、データ分析は、インタビュー参加者の基本属性と遺児の養育、震災遺児への支援に必要なことの要約にとどまっている。今後、内容分析（質問項目を念頭に置いた内容のコード化と集約 実践的及び政策的示唆の抽出 アンケート調査結果との照合 最終的な提言のまとめ）を深めたうえで、別途公表する予定である。

調査方法

1 調査対象

今回の調査では、兵庫県教育委員会の阪神・淡路大震災遺児等育英資金の受給者419人及びその保護者324人を対象とした。

本育英資金は、毎年全国の教育委員会を通じて募集を行っているため、被災地外に居住する震災遺児もカバーされているが、基本的に申請に基づく支給であるため、すべての震災遺児を網羅しているとは限らない。

2 調査方法

(1) 郵送アンケート

対象者のうち、記録されている住所が応急仮設住宅であるなど、現住所が不明な方を除き、郵送でアンケートを実施した。

【調査期間】 平成22年11月22日～12月3日

【回収率】

対象者	発送数	回答数	回収率
本人	410	74	18.0%
保護者	324	79	24.4%

(2) 面接調査

県内在住の遺児本人及び保護者に面接調査の意向確認を行い、了解をいただいた方に対してヒアリング調査を行った。

【調査期間】 平成 23 年 2 月 1 日 ~

【対象者】

対象者	発送数	面接調査実施人数
本人	341	7
保護者	274	12

遺児育英資金申請書類から判明した内容

1 遺児育英資金支給時の遺児の住所

遺児育英資金は平成7年度から支給を開始しており、記録に残っているのは支給時の住所である。全国に広く分布している。

〔震災遺児住居所在地〕

(兵庫県内)

(単位：人)

区分	人数	区分	人数	区分	人数
神戸市	215	尼崎市	6	播磨町	2
東灘区	59	西宮市	53	三木市	2
灘区	27	芦屋市	12	小野市	1
中央区	15	伊丹市	5	加東市	2
兵庫区	26	宝塚市	10	姫路市	5
北区	10	川西市	1	豊岡市	1
長田区	26	三田市	2	朝来市	2
須磨区	30	明石市	12	洲本市	1
垂水区	9	加古川市	7	淡路市	7
西区	13	稲美町	3		

(県外・海外)

(単位：人)

区分	人数	区分	人数	区分	人数
大阪府	27	京都府	4	福岡県	6
大阪市	9	滋賀県	2	大分県	5
堺市	4	三重県	3	長崎県	3
茨木市	3	鳥取県	4	鹿児島県	2
吹田市	5	広島県	2	海外	1
豊中市	2	徳島県	4		
八尾市	1	長野県	1		
箕面市	1	山梨県	1		
門真市	1	東京都	3		
柏原市	1	千葉県	2		

小計 349

小計 70

2 受給者と亡くなった方の続柄

父 194 人、母 188 人と片方の親を亡くしたケースが圧倒的に多く、両親とも失った人は 33 人であった。

〔受給者と亡くなった方の続柄〕

亡くなった保護者	父親		母親		両親		祖父		祖母		組数 総計	人数 総計
	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数	組数	人数		
震災遺児孤児 (兄弟・姉妹)組数・人数												
(兄弟・ 姉妹) 遺児孤児の 数・組数	1人	77	77	101	101	13	13	2	2		193	193
	2人	36	72	32	64	10	20			1	79	158
	3人	9	27	5	15						14	42
	4人	2	8	2	8						4	16
	5人	2	10								2	10
合計	126	194	140	188	23	33	2	2	1	2	292	419

3 受給者と保護者の続柄

片方の親を亡くしたケースが多かったことから、父か母が保護者となっている場合が多い。その他の場合も、祖父母や叔父など、親族が保護者となっている場合が多く、施設長や里親など、親族でない者が保護者となっているケースは7人と非常に少なくなっている。

阪神・淡路大震災では、身寄りがまったくない遺児は少なく、必要な保護はなされたと考えられる。

〔受給者と保護者の続柄〕

区 分	人 数	区 分	人 数
父親	155	友人	1
母親	194	施設長	1
兄	2	養父	1
姉	6	後見人	1
叔父	8	里親	1
伯父	14	親権代理人	2
叔母	2	祖父	22
伯母	3	祖母	6

<参 考>

【阪神・淡路大震災時の要保護児童に係る対策】

(「大震災と児童相談所 - 児童相談所1年間の活動記録」より)

兵庫県の児童相談所(現こども家庭センター)は、西宮児童相談所が機能麻痺状態になったが、中央児童相談所(明石市)の被害は軽微であった。

平成7年1月19日に被災児童福祉相談を開設。1月21日、「児童相談所兵庫県南部地震被災児童対策本部」を中央児童相談所に設置。24時間体制で相談に対応するとともに、一時保護所の受け入れ体制を整え、震災遺児の把握に努めた。

被害の状況から、多数の要保護児童の発生を予想したが、予想に反して要保護児童の出現が少なかったことから、震災後2週目ごろから被災児童のこころのケアに活動の重点を移した。

【中央児童相談所が把握した震災遺児の状況】

兵庫県の中央児童相談所では、各市町を通じて震災遺児の把握を行っており、その結果は次のとおりである。

総数は400人、253世帯となっており、遺児育英資金受給者より若干少なくなっている。

(1) 震災孤児・遺児数

(単位:人)

区 分	孤 児		遺 児		孤児・遺児の 合 計 (+ =)
	父母が死亡し、孤児 となった児童		母が死亡し新たに父 子家庭となった児童	父が死亡し新たに母 子家庭となった児童	
神戸市	(32世帯) 42		(78世帯) 112	(50世帯) 100	(160世帯) 254
尼崎市	0		(1世帯) 4	(2世帯) 3	(3世帯) 7
西宮市	(14世帯) 19		(28世帯) 48	(19世帯) 27	(61世帯) 94
洲本市	(1世帯) 1		0	0	(1世帯) 1
芦屋市	(3世帯) 3		(7世帯) 11	(5世帯) 7	(15世帯) 21
伊丹市	0		(1世帯) 1	(1世帯) 1	(2世帯) 2
宝塚市	(1世帯) 3		(4世帯) 7	0	(5世帯) 10
北淡町	0		(3世帯) 5	(1世帯) 2	(4世帯) 7
姫路市	0		0	(2世帯) 4	(2世帯) 4
合 計	(51世帯) 68		(122世帯) 188	(80世帯) 144	(253世帯) 400
		小 計	(202世帯) 332		

調査方法 ・兵庫県：児童相談所、家庭児童相談室調査による数字
 ・神戸市：市民生局児童家庭課調査による数字

(2) 震災孤児処遇状況 (単位：人)

区 分	引 取 先		施 設 入 所	自 宅 生 活
	親 族	知 人		
児童数	60	2	1	5

(3) 震災遺児処遇状況

父子家庭

(単位：人)

区 分	引 取 先		施 設 入 所	自 宅 生 活
	親 族	知 人		
児童数	28		1	159

母子家庭

(単位：人)

区 分	引 取 先		施 設 入 所	自 宅 生 活
	親 族	知 人		
児童数	28	1		115

父子家庭の施設入所は、震災以前から施設に入所していたもの

【義援金配分における震災遺児の数】

兵庫県南部地震災害義援金の2次配分において、震災により保護者を失った児童に対し、「被災児童特別教育資金」を児童1人当たり100万円支給した。その際の支給人数は462人であるが、昭和51年4月2日から平成7年1月17日までに生まれた者が対象となっており、震災時19歳の者まで対象とされていることから、育英資金受給者、児童相談所把握の数より多くなっている（内訳不明）。

【あしなが育英会が把握した震災遺児の数】

あしなが育英会では、震災遺児の把握のため、学生ボランティアが中心となって「遺児調査」ローラー調査を実施した。調査対象が大学生等を含んでいるため、総数は兵庫県が把握した人数より多くなっている。

（「七色の虹が架かるまで - 阪神大震災遺児とレインボーハウスの10年誌」より）

〔世帯別内訳〕

区 分	人 数	割 合
母子世帯	174人	34.5%
父子世帯	227人	45.0%
両親死亡孤児	103人	20.5%
計	504人	

〔就学別内訳〕

区 分	人 数	割 合	備 考
就学前	57人	11.3%	高校生まで 368人
小学生	105人	20.8%	
中学生	87人	17.3%	
高校生	119人	23.6%	
大学生・専門学校生	101人	20.0%	
不明	35人	7.0%	
計	504人		

(平成7年3月時点)

アンケート調査（本人調査）から判明した内容

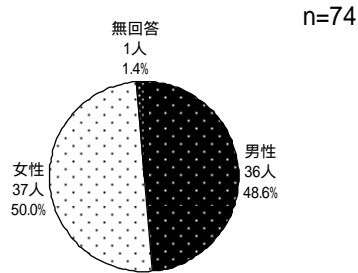
1 回答者の内訳

回答者の属性は次のとおりである。

(1) 男女比

回答者の男女比はほぼ同数であった。

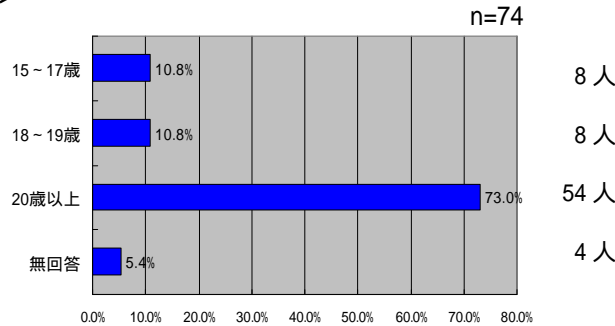
〔男女〕



(2) 現在の年齢

遺児育英資金の支給対象者は小中学生、高校生で、震災時に妊娠していた者を含むため、回答者の最年少は15歳、最年長は33歳であった。

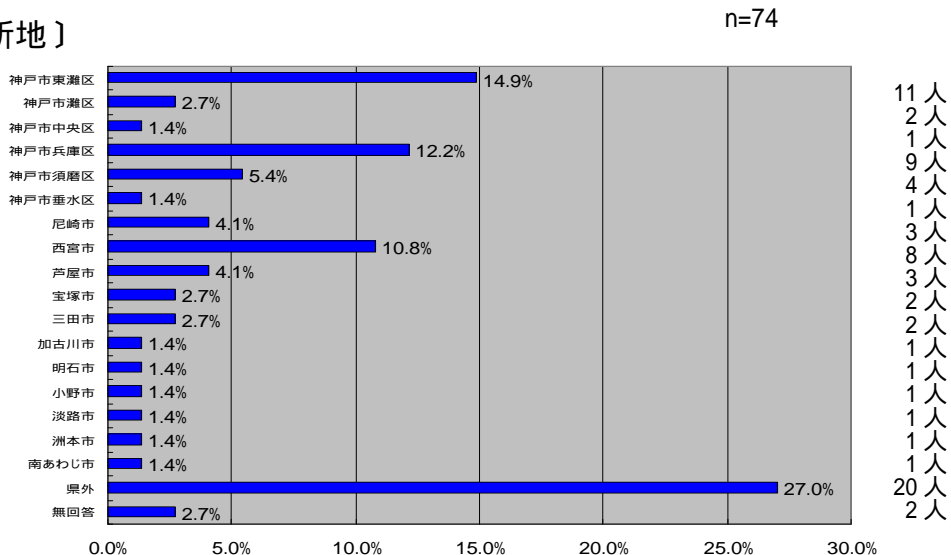
〔現在の年齢〕



(3) 現在の住所地

20人27.0%は県外の在住である。

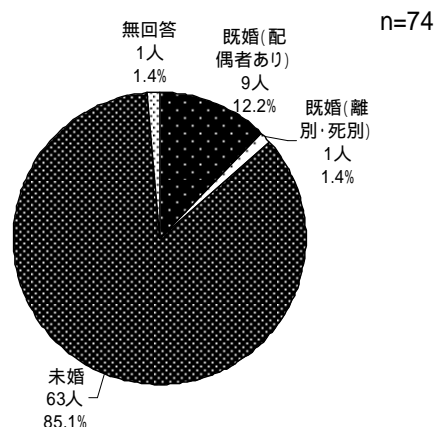
〔住所地〕



(4) 結婚の有無

既婚者は 10 人 13.6%であった。

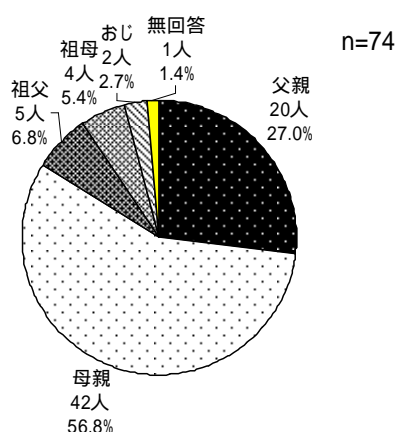
〔結婚の有無〕



(5) 震災後の保護者

父親が 20 人 27.0%、母親が 42 人 56.8%で、約 8 割が片方の親が保護者となっており、回答者全員が親族に保護されている。

〔震災後の保護者〕



2 被害の状況

(1) 震災当時の住所

遺児の震災当時の住所は、神戸市東灘区 17 人 23.0%、西宮市 13 人 17.6%などとなっており、市区町別の全壊棟数と一定の相関があるが、強いものではなく、むしろ加古川市、小野市など被災地（旧 10 市 10 町）外の地域に住む子どもが遺児になっているケースが複数存在することに留意する必要がある。

災害統計では、人的被害のカウントは被災地主義を採っているため、死亡者がいない市町村に遺児が発生する可能性は十分ある。保護者調査の回答を見ると、勤務先等自宅外で被災したことが記述されている例があり、そのようなことが原因ではないかと考えられる。

従って、被災直後に遺児の有無を調査する場合には、被災地だけでなく、死亡者の住所を確認してその市町村に当たる必要がある。また、支援対象を被災地に住所を置く者に限定すると、被災地外に住む遺児に支援が当たらない可能性もある。

兵庫県では、全国の教育委員会を通じて制度の情報提供を行い、遺児の住所にかかわらず育英資金を支給しており、今後の災害でもこのような配慮は不可欠である。

〔阪神・淡路大震災における遺児の発生状況と全壊建物数との関係〕

震災当時の遺児の住所				全壊棟数		
住所		人数	割合	棟数	割合	
被災地	神戸市	東灘区	17	23.0%	13,687	12.5%
		灘区	3	4.1%	12,757	11.6%
		中央区	0	0.0%	6,344	5.8%
		兵庫区	7	9.5%	9,533	8.7%
		長田区	6	8.1%	15,521	14.2%
		北区	4	5.4%	7,696	7.0%
		須磨区	4	5.4%	1,176	1.1%
		垂水区	0	0.0%	436	0.4%
		西区	0	0.0%	271	0.2%
	尼崎市	4	5.4%	5,688	5.2%	
	西宮市	13	17.6%	20,667	18.9%	
	芦屋市	4	5.4%	3,915	3.6%	
	伊丹市	0	0.0%	1,395	1.3%	
	宝塚市	2	2.7%	3,559	3.2%	
	川西市	0	0.0%	554	0.5%	
	明石市	1	1.4%	2,941	2.7%	
	三木市	0	0.0%	25	0.0%	
	洲本市	1	1.4%	203	0.2%	
	南あわじ市	0	0.0%	181	0.2%	
	淡路市	4	5.4%	3,076	2.8%	
被災地外	加古川市	2	2.7%	0	0.0%	
	小野市	1	1.4%	0	0.0%	
無回答		1	1.4%			
計		74	100.0%	109,625	100.0%	

神戸市の全壊棟数には商業施設を含む。

%は、四捨五入の関係で100.0%にならない場合あり。以下同じ。

(2) 大震災で亡くなられた家族

父親を亡くした遺児は42人56.8%、母親を亡くした遺児は25人33.8%、両親とも亡くした遺児は3人4.1%であった。

両親を含めて複数の家族を亡くした人は18人24.3%である。

〔亡くなった家族の内訳〕

死亡保護者			亡くなった家族の内訳	
父親	42人	56.8%	父親のみ	36人
			父親ときょうだい	2人
			父親と祖父母	4人
母親	25人	33.8%	母親のみ	16人
			母親ときょうだい	9人
両親	3人	4.1%	父と母ときょうだい	3人
祖父母	3人	4.1%	祖父母のみ	3人
未記入	1人	1.4%		
合計	74人			

(3) 当時の年齢と亡くなった親の記憶

震災時の遺児の年齢を見ると、6歳以下の就学前が24人32.4%、小学生31人41.9%などとなっている。

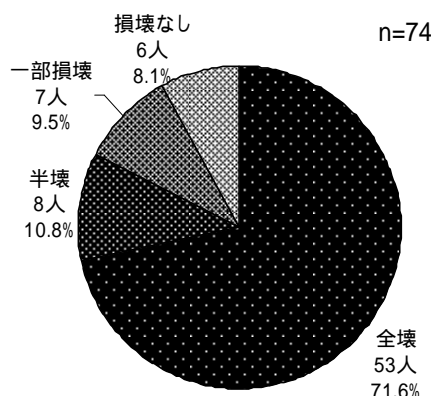
40人54.1%の遺児が亡くなった親のことを「よくおぼえている」と答えているが、「まったくおぼえていない」と答えた遺児も13人17.6%いた。震災当時の年齢と比較してみると、3歳くらいまでは「まったくおぼえていない」人がほとんどであり、逆に6歳以上（小学生以上）になると「よくおぼえている」人がほとんどになっている。

	震災当時の年齢（歳）																	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
まったくおぼえていない	3	2	4	2		1										1		
わずかにおぼえている			1	3	2	1	4	1	3	1	2	1						
よくおぼえている							1	5	3	5	1	5	4	6	1	4	4	1

(4) 自宅の被害状況

全壊が53人71.6%を占めており、多くの遺児が親と自宅を失ったことがわかる。

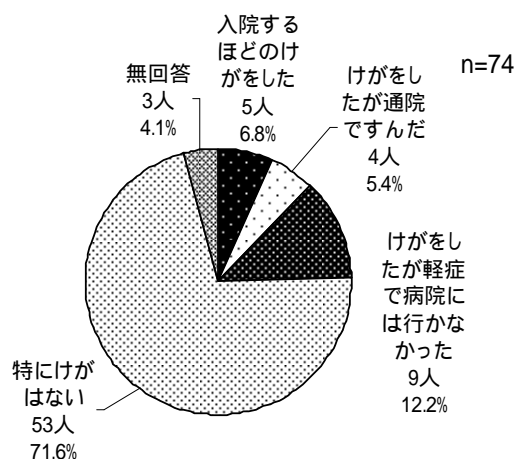
〔遺児の自宅の被害状況〕



(5) 遺児本人の負傷の状況

「入院するほどのけがをした」と答えたのは5人6.8%であった。自宅が全壊した遺児が53人であることに比べると、遺児本人の負傷は非常に少ない。

〔遺児本人の負傷の状況〕



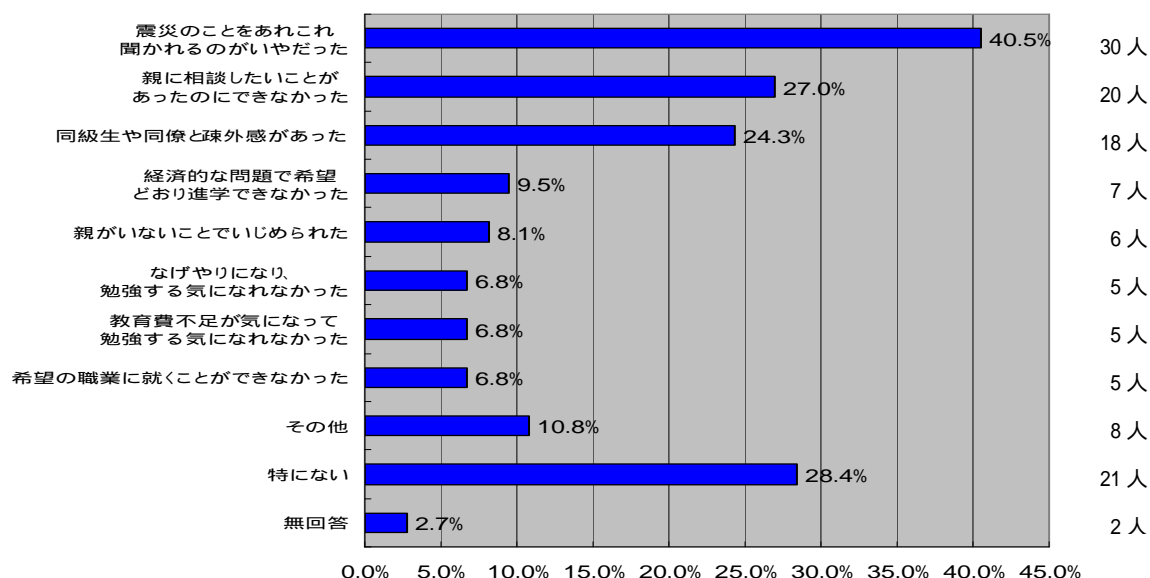
3 遺児のこころの状況

(1) 震災遺児であることが原因で困ったこと

「震災のことをあれこれ聞かれるのがいやだった」と答えた人が 30 人 40.5%あり、「その他」の中にも「家族のことを聞かれるのもいやでした。」との回答があるなど、震災の辛い記憶に触れられるのをいやがる人が多かった。「親に相談したいことがあったのにできなかった」20 人 27.0%など、他の原因で親を亡くした遺児でも起こりうる出来事に比べて特徴的である。

「経済的な問題で希望どおり進学できなかった」(7 人 9.5%)、「教育費不足が気になって勉強する気になれなかった」(5 人 6.8%)などの意見も少数ながらあり、遺児の進路選択に経済的な問題が影響していることが示されている。

〔震災遺児であることが原因で困ったこと〕(複数回答)



(2) 将来に対する気持ち

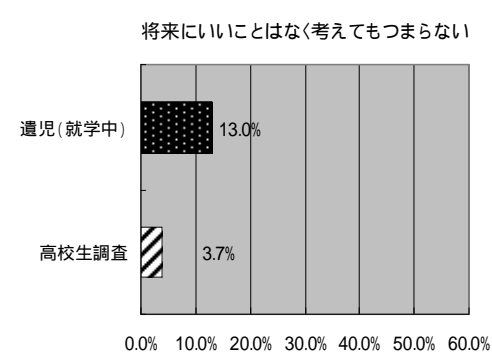
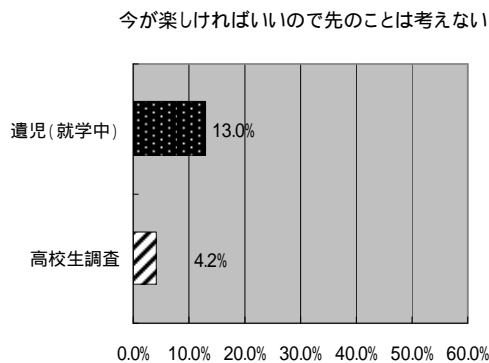
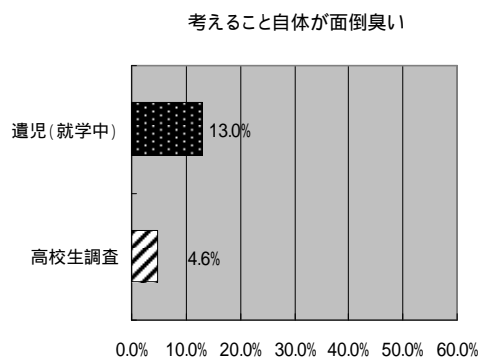
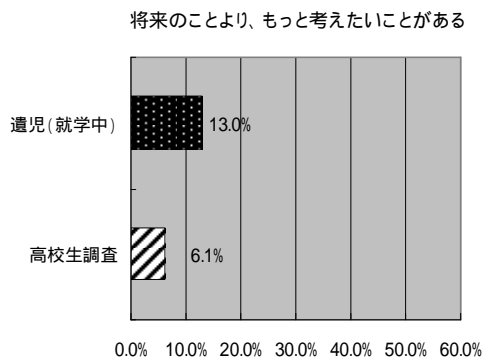
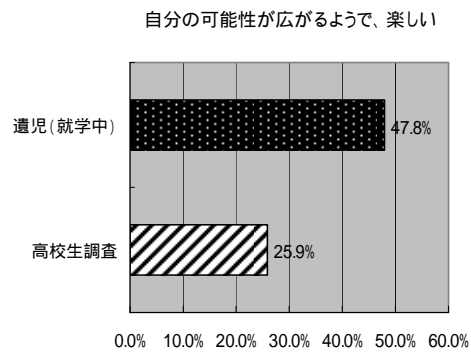
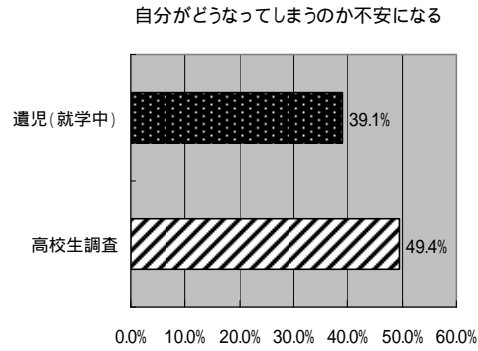
「あなたは、ご自分の将来に対して、どのようなお気持ちを持っていますか。」との質問に対しては、「自分がどうなってしまうか不安になる」が 36.5%ある一方、「自分の可能性が広がるようで、楽しい」が 28.4%ある。

高校生対象の調査であるが、「高校生と保護者の進路に関する意識調査」(2009 年(社)全国高等学校 P T A 連合会等)の同様の質問に対する回答は、「自分がどうなってしまうか不安になる」が 49.4%、「自分の可能性が広がるようで、楽しい」が 25.9%ある。就学中の遺児に限定すると、「自分の可能性が広がるようで、楽しい」との回答が 47.8%であり、一般の高校生より良い状況にあると考えられる。

〔将来に対する気持ち〕(複数回答)

	遺児全体	遺児(就学中)	遺児(既卒)	高校生調査
自分がどうなってしまうのか不安になる	36.5%	39.1%	40.9%	49.4%
自分の可能性が広がるようで、楽しい	28.4%	47.8%	22.7%	25.9%
将来のことより、もっと考えたいことがある	12.2%	13.0%	13.6%	6.1%
考えること自体が面倒臭い	5.4%	13.0%	2.3%	4.6%
今が楽しければいいので先のことは考えない	10.8%	13.0%	11.4%	4.2%
将来にいいことはなく考えてもつまらない	8.1%	13.0%	6.8%	3.7%
その他	8.1%	4.3%	6.8%	3.1%

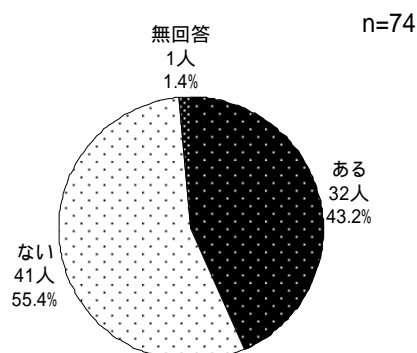
〔高校生調査と遺児（就学中）の比較〕



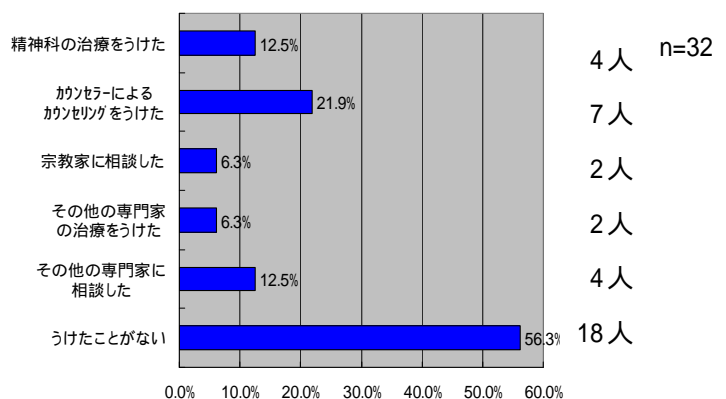
(3) 専門家による「こころのケアや癒し」

専門家による「こころのケアや癒し」を必要だと思ったことのある遺児は 32 人 43.2% で、そのうち実際に治療、相談等を受けた遺児は 14 人 43.8% であった。

〔こころのケアの必要性〕



〔専門家によるこころのケアの状況〕（複数回答）



「必要だと思ったことのある遺児」をより詳しく見ると、性別、年齢、被災住所、結婚の有無、親の記憶の有無、自宅の被害状況、就学状況、本人の年収による影響は認められなかったが、母親を亡くした人の方が父親を亡くした人より10ポイント以上高かった。震災後の保護者の内訳で見ると、父親が保護者の遺児の60%がこころのケアが必要だと思ったことがあり、母親が保護者の遺児と比べて20ポイントも高い結果となっている。また、サンプル数が少ないが、祖父母が保護者の場合は「必要だと思ったことがある」遺児は11.1%に止まる。遺児の健全な成長を図る観点から、特に父子世帯に対して情報提供や相談が必要ではないかと考えられる。

本調査では、こころのケア等が必要と思った理由については直接的には聞いていないが、「震災遺児であることが原因で困ったこと」を参照することによって、その原因を推測することができる。

項目別に見ると「親がいないことでいじめられた」「親に相談したいことがあったのにできなかった」など、親がいないことが原因と思われるものの率が高いほか、人数としては少ないが、経済的な問題を挙げた人のほとんどが「こころのケア等が必要だと思ったことがある」と答えている。自宅の被害状況による差違が認められないこと、「震災のことをあれこれ聞かれるのがいやだった」と答えた人には差違が認められなかったことから、原因は親を亡くしたことによるところが大きいと考えられる。

【こころのケアの必要性と亡くした親の関係】

亡くなった 家族	必要だと思ったことがある		必要だと思ったことはない		無回答		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
父親	17人	40.5%	25人	59.5%	-	-	42人
母親	13人	52.0%	11人	44.0%	1人	4.0%	25人
両親	1人	33.3%	2人	66.7%	-	-	3人

【こころのケアの必要性と保護者の関係】

震災後の 保護者	必要だと思ったことがある		必要だと思ったことはない		無回答		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
父親	12人	60.0%	8人	40.0%			20人
母親	17人	40.5%	25人	59.5%			42人
祖父母	1人	11.1%	7人	77.8%	1人	11.1%	9人
おじ	1人	50.0%	1人	50.0%			2人

【こころのケアの必要性と「困ったこと」との関係】

困ったこと	必要だと思ったことがある		必要だと思ったことはない		無回答		合計
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
親がいないことでいじめられた	5人	83.3%	1人	16.7%	-	-	6人
震災のことをあれこれ聞かれるのがいやだった	15人	50.0%	14人	46.7%	1人	3.3%	30人
同級生や同僚と疎外感があった	11人	61.1%	7人	38.9%			18人
親に相談したいことがあったのにできなかった	14人	70.0%	6人	30.0%			20人
なげやりになり、勉強する気になれなかった	5人	100.0%	-	-			5人
教育費不足が気になって勉強する気になれなかった	5人	100.0%	-	-			5人
経済的な問題で希望どおり進学できなかった	6人	85.7%	1人	14.3%			7人
希望の職業に就くことができなかった	3人	60.0%	2人	40.0%			5人
その他	5人	62.5%	3人	37.5%			8人
特になし	4人	19.0%	17人	81.0%			21人

(4) 治療と相談

実際に精神科の治療やカウンセリングを受けた人 14 人について細かく見ていくと、自宅の被害状況、本人のケガ等震災に直接関係のある項目との相関は見いだせなかった。

14 名のうち既婚者は 1 名のみで、ほとんどの人は未婚である。震災時の年齢を見ると、12 歳以下が 11 人で人数的には多いが、12 歳以下の遺児の数自体が多いため、出現率としては各年代層とも 2 割程度で大きな差はない。

〔治療・相談を受けた人の震災時の年齢〕

	全体人数	うち治療、相談を受けた人	受けた人の割合
～ 6 歳以下	24人	5人	20.8%
7 歳以上12歳以下	31人	6人	19.4%
13歳以上15歳以下	12人	2人	16.7%
16歳以上18歳未満	5人	1人	20.0%

震災後の保護者は父親が 4 人、母親が 10 人であった。母親が保護者の場合の方が、若干出現率が高い。親を覚えているかどうかは関係がなかった。

〔治療・相談を受けた人と保護者の関係〕

	全体人数	うち治療、相談を受けた人	受けた人の割合
父親	20人	4人	20.0%
母親	42人	10人	23.8%

項目別に見ると、「震災のことをあれこれ聞かれるのがいやだった」と答えた人が 64.3% であり、震災が原因の一つであることを示唆している。

〔治療・相談を受けた人と「困ったこと」との関係〕

困ったこと	治療、相談を受けた人 A	治療、相談を受けた人 に対する割合 A / 14	遺児全体の 回答状況 B	項目別人数に 対する割合 A / B
親がいないことでいじめられた	3人	21.4%	6人	50.0%
震災のことをあれこれ聞かれるのがいやだった	9人	64.3%	30人	30.0%
同級生や同僚と疎外感があった	5人	35.7%	18人	27.8%
親に相談したいことがあったのにできなかった	4人	28.6%	20人	20.0%
なげやりになり、勉強する気になれなかった	2人	14.3%	5人	40.0%
教育費不足が気になって勉強する気になれなかった	2人	14.3%	5人	40.0%
経済的な問題で希望どおり進学できなかった	4人	28.6%	7人	57.1%
希望の職業に就くことができなかった	2人	14.3%	5人	40.0%
その他(体の障害、親がいないこと、父親がいなくてつらい、心理的につらい)	4人	28.6%	8人	50.0%
特にない	2人	14.3%	21人	9.5%
無回答	-		2人	

(5) QOL指標を使った分析

今回の調査では、震災遺児の健康状態を測るため、健康関連QOL指標であるSF-8を用いた分析を試みた。SF-8は、8項目の質問で、回答者が自身の現在の健康状態をどう感じているかを8つの指標で測定するものであるが、国民の性、年齢、地域、都市規模等の分布と同じくなるようにサンプリングして行った全国調査から得られた、SF-8の平均値である国民標準値が設定されている。ある対象から得られたSF-8の結果を評価する際に、国民標準値を基準にして、それよりどの程度高いか低いかを検討することで、その対象の健康状態を評価することができる。

震災遺児については、震災の影響が身体面に現在も残っているとは考えにくいことから、ここでは精神的サマリースコア(MCS)を使って分析した。

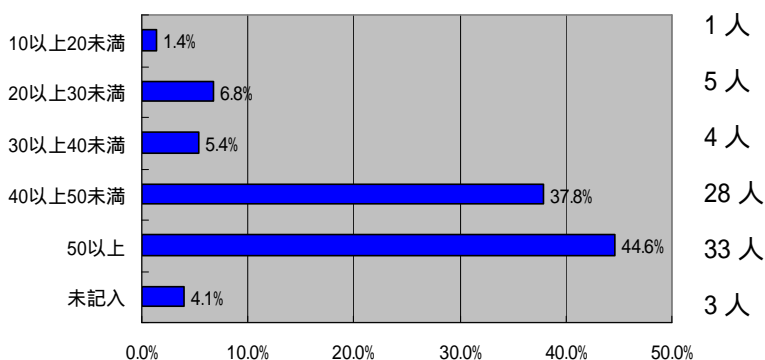
震災遺児の精神的健康状態

記入のあった71人のMCSの平均値は46.64で、国民標準値(50.09)より若干低い数値となっている。50未満の遺児は53.5%で、40未満と低いスコアの遺児が10人おられた。

自宅の被害状況や被災地、本人のケガの有無といった震災に関連する項目に対しては明確な関係性は認められず、震災の被害が直接的に現在の精神的健康状態に影響を及ぼしている証拠は得られなかった。

〔MCSスコアの分布〕

n=74



震災時の年齢との関係

震災時の年齢との関係を見ると、特に40未満の人は全員12歳以下であった。この時期に親を亡くしたことが中長期的な影響を与えているのではないかと考えられ小学校までの遺児に対するこころのケアの必要性を示唆していると考えられる。

〔震災時の年齢との関係〕

		MCSスコア						計
		10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上	未記入	
震災時の 年齢	～6歳以下		1	2	11	10		24
	7歳以上12歳以下	1	4	2	12	10	2	31
	13歳以上15歳以下				3	8	1	12
	16歳以上18歳以下				1	4		5
	空白				1	1		2
	計	1	5	4	28	33	3	74

保護者の続柄との関係

MCSスコアが40未満の人10人の保護者は、1人を除いてすべて女性である。父親が保護者の人のうち、スコアが40未満の人は5.0%であり、母親16.7%、祖母25.0%に比べて明らかに低い。50未満の人でも母親、祖母が保護者の人の方が低いスコアの人が多い。

上述のように、「専門家による「こころのケア」や癒し」を必要と思ったことがある」人の割合は、父親が保護者の場合の方が母親に比べて20ポイントも高いが、実際に治療や相談を受けた遺児については母親が保護者である遺児の割合が若干高くなり、16年が経過した現在も精神的な健康レベルが低い遺児の保護者のほとんどは女性である。

今回の調査はサンプル数も少なく、断定することはできないが、やはり子どもには両親が必要であり、母子世帯の遺児に対しては、長期的な精神面の影響について留意する必要があると考えられる。

〔保護者の続柄との関係〕

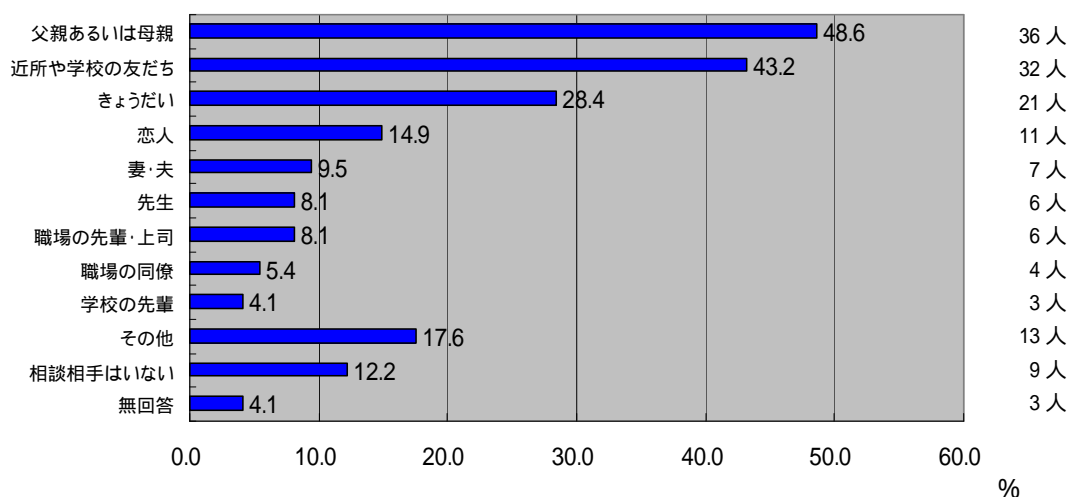
		MCSスコア						計	40未満の人の割合	50未満の人の割合
		10以上 20未満	20以上 30未満	30以上 40未満	40以上 50未満	50以上	未記入			
保護者の続柄	父親		1		6	12	1	20	5.0%	35.0%
	母親	1	3	3	17	16	2	42	16.7%	57.1%
	祖父				2	3		5	-	40.0%
	祖母			1	2	1		4	25.0%	75.0%
	おじ				1	1		2	-	50.0%
	無回答		1					1		
	計	1	5	4	28	33	3	74		

(6) 相談相手

悩みや心配事を相談できる人は、「父親あるいは母親」が36人48.6%と最も多いが、「近所や学校の友だち」32人43.2%など、必ずしも家族に限定されているわけではない。

〔相談相手〕（複数回答）

n=74

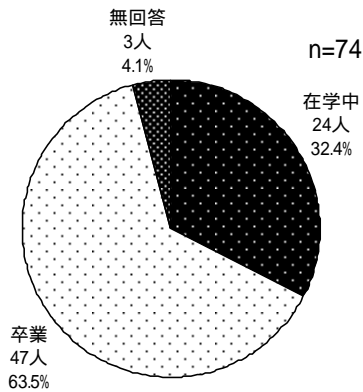


4 現在の生活

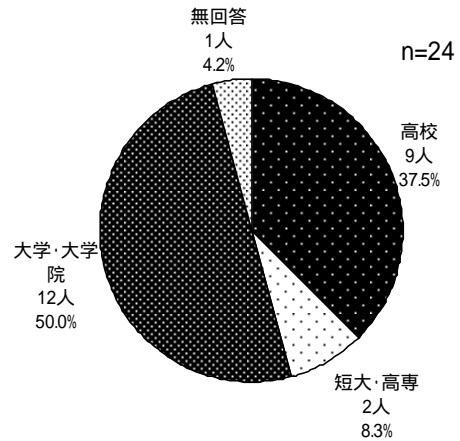
(1) 就学状況

24人 32.4%が在学中で、47人 63.5%が既卒である。在学生の学校の内訳は、大学・大学院 12人 50.0%、短大・高専 2人 8.3%、高校 9人 37.5%となっている。

〔現在の就学状況〕

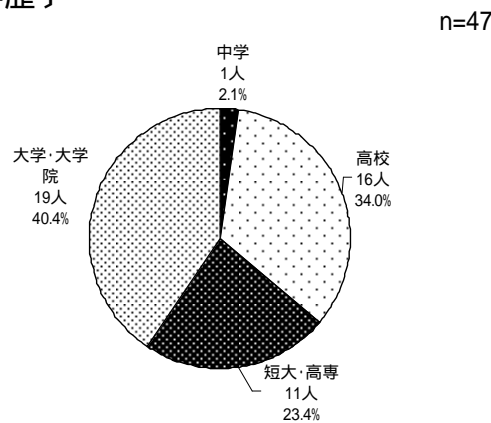


〔在学生の内訳〕



既卒者の最終学歴は、大学・大学院 19人 40.4%、短大・高専 11人 23.4%、高校 16人 34.0%、中学 1人 2.1%となっている。平成 21 年の学校基本調査によると、高校生の大学等への進学率は、男 52.3%、女 55.5%であり、今回の回答者の最終学歴は、大学・大学院、短大・高専あわせると 63.8%となっており、遺児に関しては一般的な学習機会を得ることができていると考えられる。

〔既卒者の最終学歴〕



(2) 就業状況

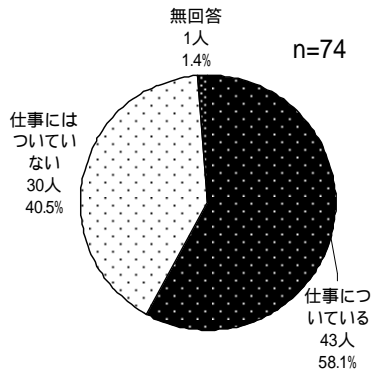
43人 58.1%の遺児が仕事に就いており、仕事についていない遺児は 30人 40.5%である。

仕事に就いていない遺児のうち、19人 63.3%は学生、3人 10.0%は専業主婦であり、求職中の人は 8人 26.7%である。学生、専業主婦を除いた人数 52人に対する割合は 15.4%で、平成 22 年 11 月の 15~24 歳の完全失業率 9.9% (季節調整値) と比較すると若干大きな数字となっている。

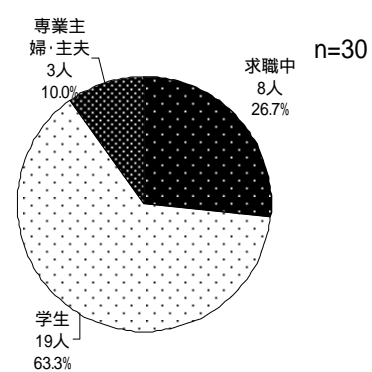
求職中の人を細かく見ていくと、全員が自宅全壊であり、「震災のことをあれこれ聞かれるのがいやだった」と答えているが、年齢や亡くした家族の種類、こころのケアの経験等の項目との明確な関係は見いだせなかった。サンプル数が少なく、遺児の

多くが就業していることを考えると、震災が遺児の就業状況に直接関係しているとは判断できない。

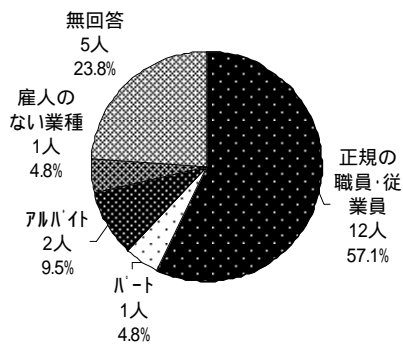
〔就業状況〕



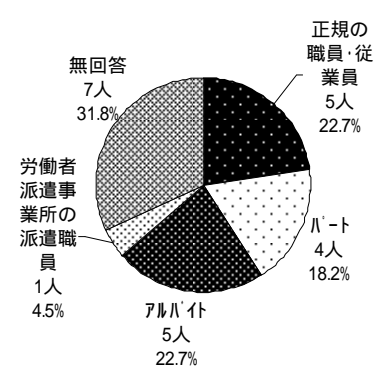
〔「仕事に就いていない人」の内訳〕



〔就業形態（男）〕



〔就業形態（女）〕

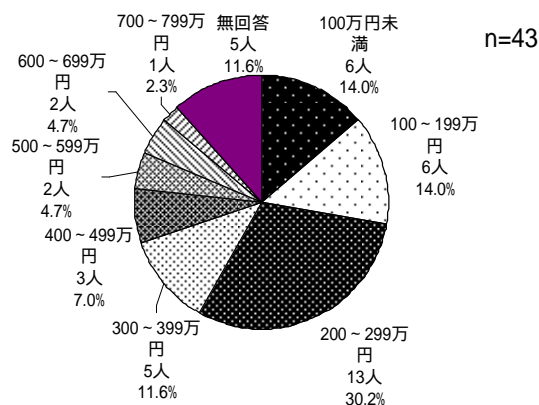


就業している遺児の年齢 男：25.8歳、女：25.8歳

(3) 収入状況

世帯年収で最も多い階層は200～299万円の13人30%である。

〔仕事に就いている遺児の世帯年収〕

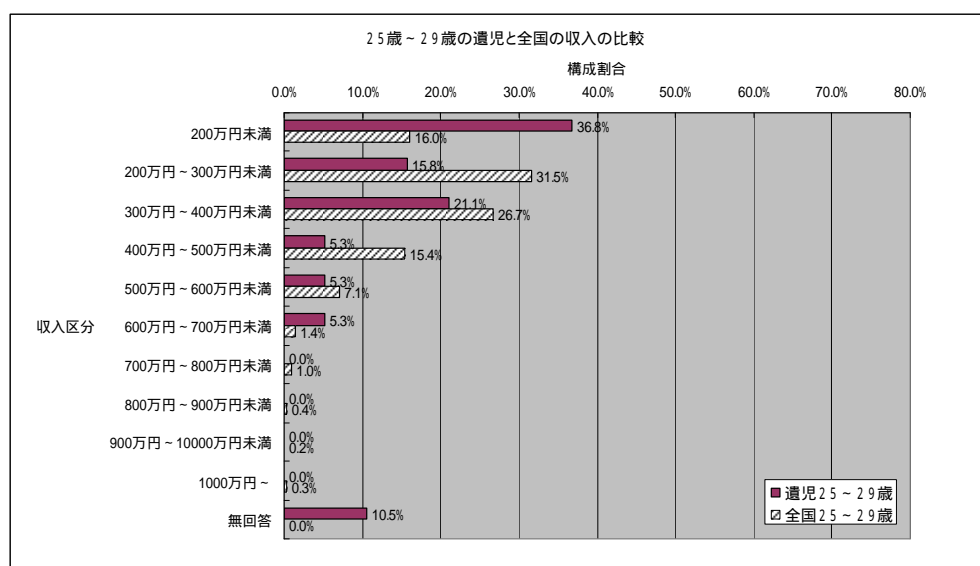
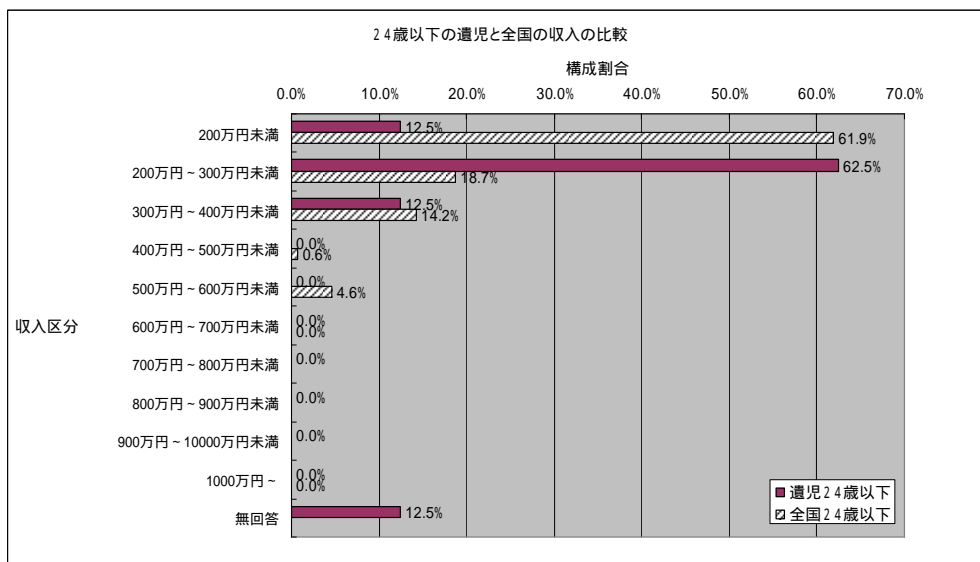


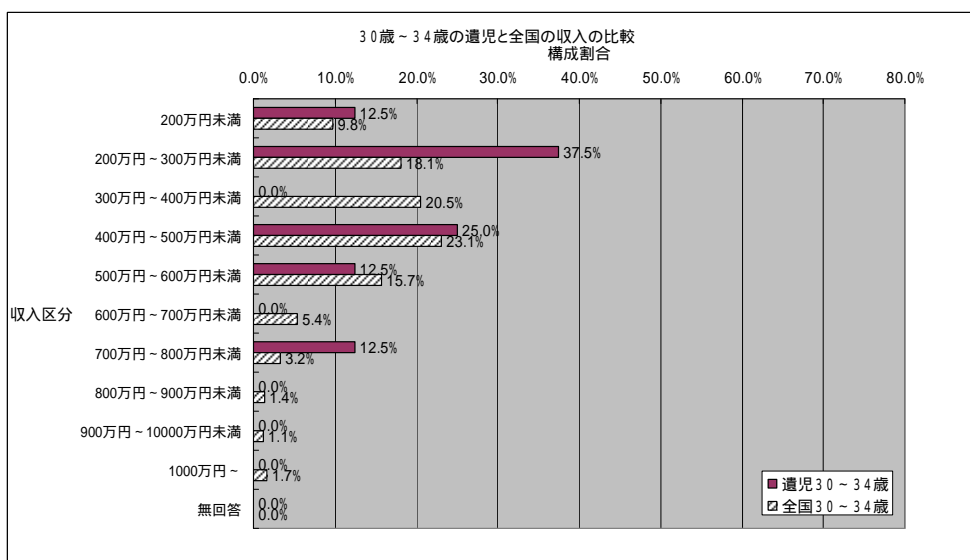
〔全国平均との比較（年収）〕

サンプル数が少ないが、仕事に就いている遺児のうち学生を除いた遺児の収入を全国の平均世帯収入と比較してみると、全体的に見て、震災遺児の年収が特別に低いとは断言できない。

年齢区分 遺児、全国の別	～ 2 4 歳		2 5 ～ 2 9 歳		3 0 ～ 3 4 歳			
	遺児	全国	遺児	全国	遺児	全国		
200万円未満	1	12.5%	7	36.8%	16.0%	1	12.5%	9.8%
200万円～300万円未満	5	62.5%	3	15.8%	31.5%	3	37.5%	18.1%
300万円～400万円未満	1	12.5%	4	21.1%	26.7%	-	-	20.5%
400万円～500万円未満	-	-	1	5.3%	15.4%	2	25.0%	23.1%
500万円～600万円未満	-	-	1	5.3%	7.1%	1	12.5%	15.7%
600万円～700万円未満	-	-	1	5.3%	1.4%	-	0.0%	5.4%
700万円～800万円未満	-	-	-	-	1.0%	1	12.5%	3.2%
800万円～900万円未満	-	-	-	-	0.4%	-	-	1.4%
900万円～1,000万円未満	-	-	-	-	0.2%	-	-	1.1%
1,000万円～1,250万円未満	-	-	-	-	0.3%	-	-	1.7%
無回答	1	12.5%	2	10.5%	0.0%	-	-	0.0%
合計	8	100%	19	100%	100%	8	100%	100%

全国出典：総務省 平成22年「家計消費状況調査」





5 震災遺児支援に関する評価

遺児本人については、支援関係の質問に対しては無回答あるいは「特になし」「分からない」との回答が多く、当時子どもでどのような支援を受けたかはっきり知らない人が多いものと推測される。支援関係については、保護者の回答の方が回答者数・記述量とも多く、そちらの結果の方が実態に近いものと考えられるので注意が必要である。

(1) 受けた支援の内容

「あなたは、兵庫県の遺児育英資金以外に、震災遺児に対するどのような支援を受けましたか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

震災遺児は、兵庫県教育委員会の遺児育英資金のほかにも奨学金等の資金援助を受けている人が多く（22人、30%）、あしなが育英会、わかば奨学金、日本学生支援機構などが挙げられている。また、あしなが育英会の行事に参加している人も17人（23%）と多くなっている。

回答内容	回答者数	割合
奨学金等	22人	30%
あしなが育英会のこころのケアなどの活動	17人	23%
旅行等への招待	4人	5%
特になし	13人	18%
分からない	7人	9%
無回答	20人	27%
計	74人	

(2) 役に立った支援

「阪神・淡路大震災に関して、あなたにとって、役に立ったと思う支援は何ですか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

各種奨学金が17人と最も多く、「遺児育英資金のおかげで高校まで進学できた」と、兵庫県の制度に対する評価の声があった。また、食料、衣類、風呂、住宅等をあげる

遺児も多く、子ども心に震災直後の苦労が記憶に強く残っていることがうかがえる。

回 答 内 容	回答者数	割 合
奨学金等経済的支援	17人	23%
被災直後の救援（食糧、物資等）	8人	11%
住宅支援	4人	5%
遺族同士の交流	4人	5%
あしなが育英会のこころのケアなどの活動	3人	4%
こころのケア	3人	4%
特になし	8人	11%
わからない	4人	5%
無回答	27人	36%
計	74人	

(3) 必要だった行政の支援

「あなたにとって、震災遺児であることが原因で、行政の支援がほしかったと思うことは何ですか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

学費支援が 13 人（18%）と最も多く、こころのケアをあげる人は 4 人（5%）であった。

回 答 内 容	回答者数	割 合
奨学金等学費支援	13人	18%
こころのケア	4人	5%
その他（生活資金、交流の場、住居、医療、就職支援）	5人	5%
特になし	13人	18%
分からない	4人	5%
無回答	37人	50%
計	74人	

6 将来の大災害で必要となる支援

「震災遺児の支援について、将来、大災害が発生した場合、何が必要だと思いますか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

19 人（26%）が「こころのケア」と答えている。これは、「必要だった行政の支援」の質問に対してこころのケアをあげた人が 4 人（5%）と少ないことと矛盾するようだが、実際にはあしなが育英会の行事に参加し、そこで同じ境遇の人たちとの交流を通じてこころのケアを受けた形になっていることから、結果的に行政の支援の必要性を感じなかった人が多かったのではないかと考えられる。

奨学金等による就学支援が 12 人（16%）、生活費などその他の経済的支援が 10 人（14%）で、あわせると経済的支援は 22 人（30%）となって最大となる。

回 答 内 容	回答者数	割 合
こころのケア	19人	26%
就学支援	12人	16%
その他経済的支援	10人	14%
救援物資	9人	12%
住居確保	6人	8%
迅速な救援	4人	5%
遺児との交流	2人	3%
就業支援	2人	3%
その他（生活支援、親の相談施設施設等）	7人	9%
分からない	4人	5%
無回答	29人	39%
計	74人	

アンケート調査（保護者調査）から判明した内容

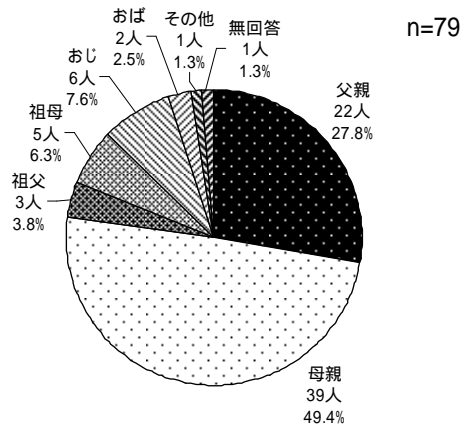
1 回答者の内訳

回答者の属性は次のとおりである。

(1) 遺児との続柄

父親が 22 人 27.8%、母親が 39 人 49.4% で、約 8 割が片方の親である。その他の保護者も全員遺児の親族となっている。

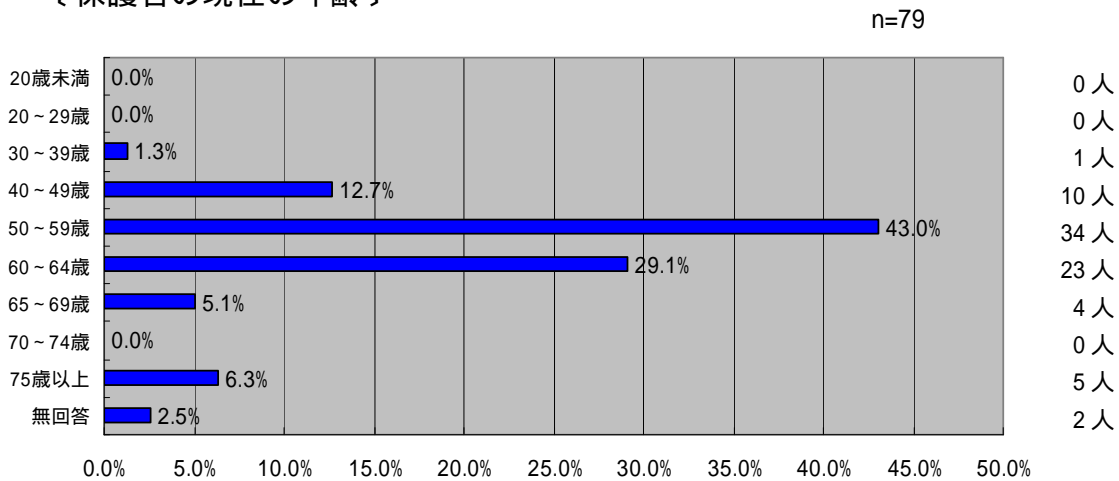
〔保護者の遺児との続柄〕



(2) 現在の年齢

保護者の多くが実父母であることから、年齢構成は 50～59 歳が 34 人 43.0%、60～64 歳が 23 人 29.1% など、壮年層が大部分を占める。

〔保護者の現在の年齢〕

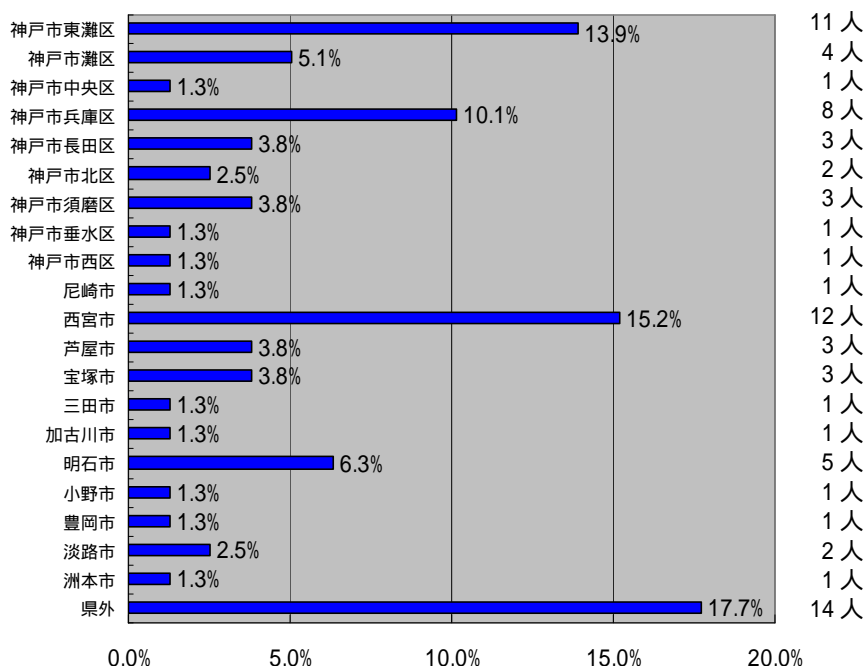


(3) 現在の住所地

14人 17.7%は県外の在住である。

〔住所地〕

n=79



県外内訳：長野県 1、三重県 2、滋賀県 2、大阪府 4、鳥取県 1、広島県 1、徳島県 1、福岡県 1、大分県 1

2 遺児の内訳

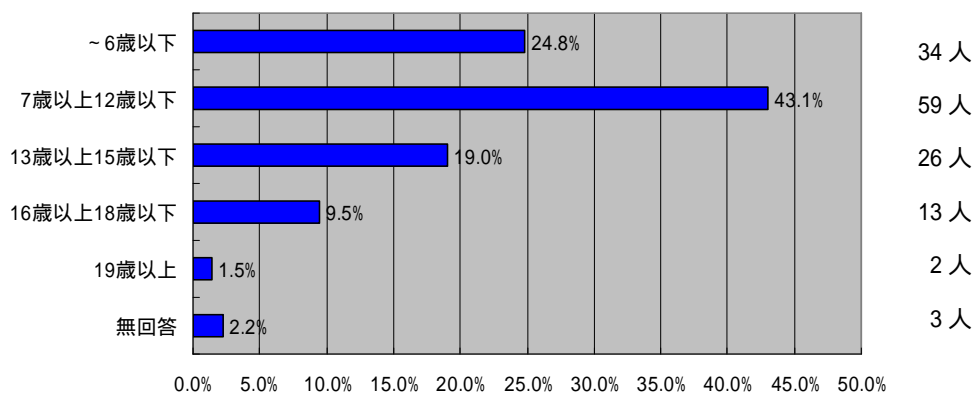
79人の保護者が養っている遺児は137人で、この人数は本人アンケート回答者数(74人)の約2倍で、遺児全体(419人)の32.7%を占めている。

(1) 震災時の遺児の年齢

6歳以下(概ね小学校就学未満)が34人24.8%、7歳以上12歳以下(小学生相当)59人43.1%などとなっている。19歳以上で遺児育英資金の対象外の遺児も2名含まれる。

〔震災時の遺児の年齢〕

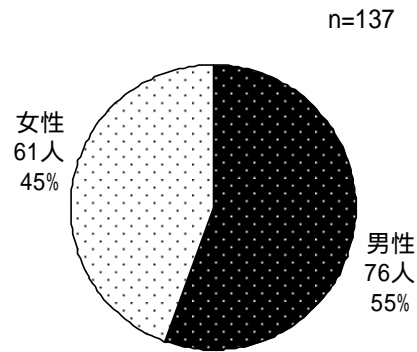
n=137



(2) 男女比

回答者の男女比はほぼ同数であった。

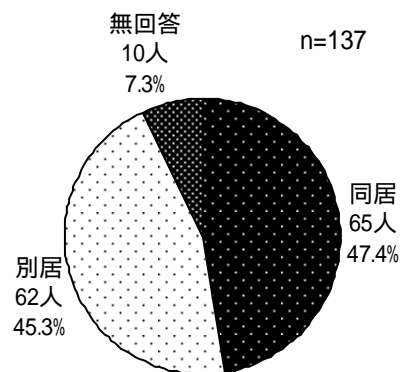
〔男女〕



(3) 同居・別居の別

保護者と同居している遺児はほぼ半数である。

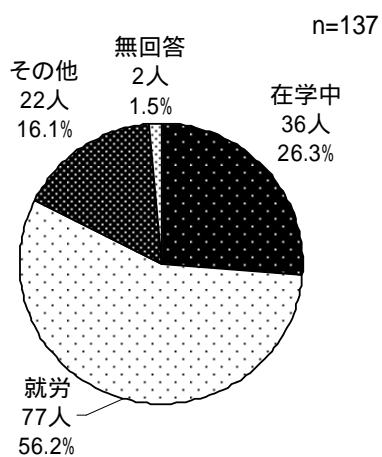
〔同居・別居の別〕



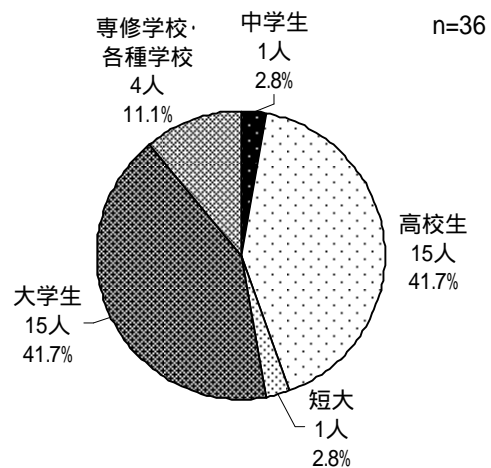
(4) 遺児の就学状況

36人26.3%が在学中で、77人56.2%が既卒である。在学生の学校の内訳は、大学・大学院15人41.7%、短大・高専1人2.8%、高校15人41.7%となっている。

〔現在の就学状況〕



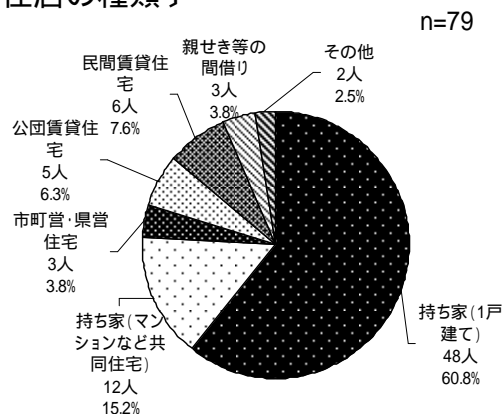
〔在学生の内訳〕



(5) 現在の住居の種類

持ち家（1戸建て）が48人60.8%などとなっている。

〔保護者の現在の住居の種類〕

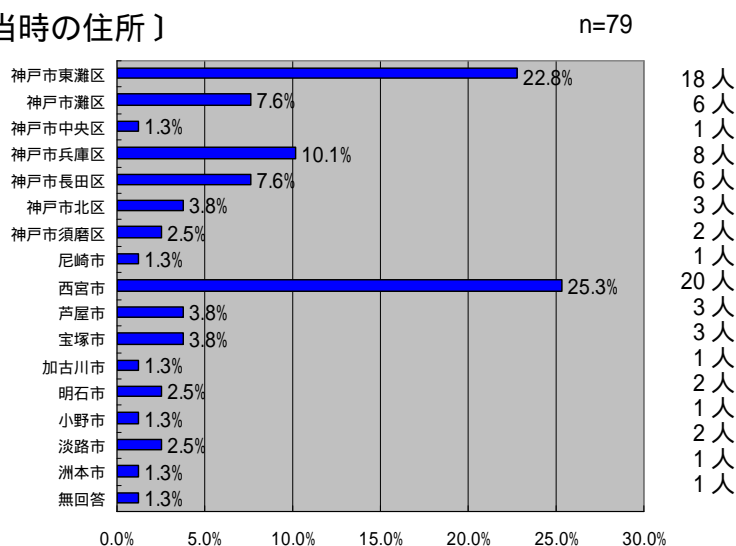


3 被災状況

(1) 震災当時の住所

神戸市東灘区 18人22.8%、西宮市 20人25.3%などとなっている。

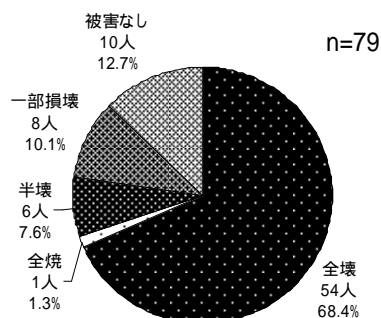
〔震災当時の住所〕



(2) 保護者の自宅の被害状況

保護者全体の自宅の被害状況は、全壊が54人68.4%を占めている。

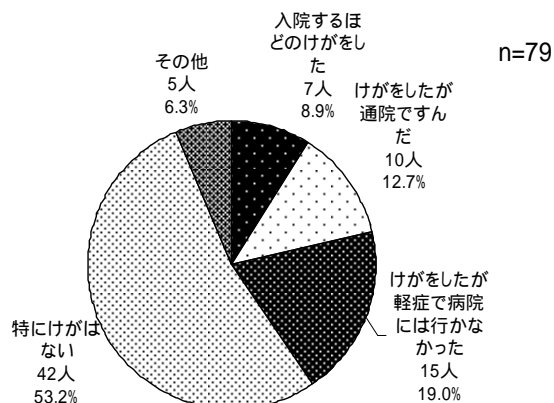
〔保護者の自宅の被害状況〕



(3) 保護者の負傷状況

「入院するほどのけがをした」人は7人 8.9%であった。

〔保護者の負傷の状況〕

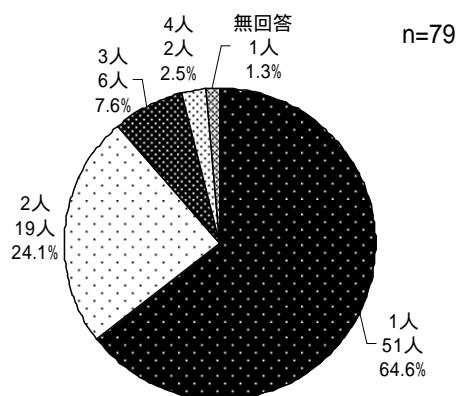


(4) 亡くなった家族

亡くなった家族の人数

複数死亡の方が 27 人で、34.2%を占めている。両親とも亡くした人は7人であった。

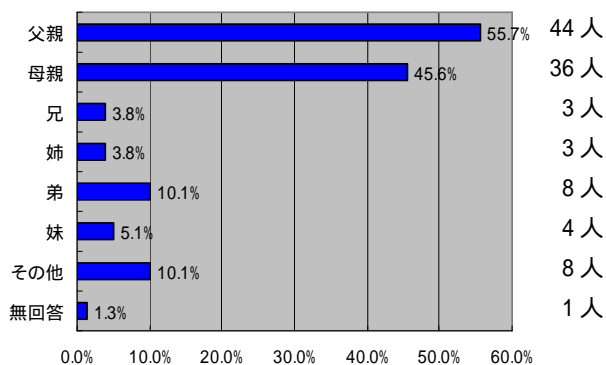
〔亡くなった家族の人数〕



亡くなった方の続柄

父親 44 人 55.7%、母親 36 人 45.6%などとなっている。

〔亡くなった方の続柄〕（複数回答） n=79

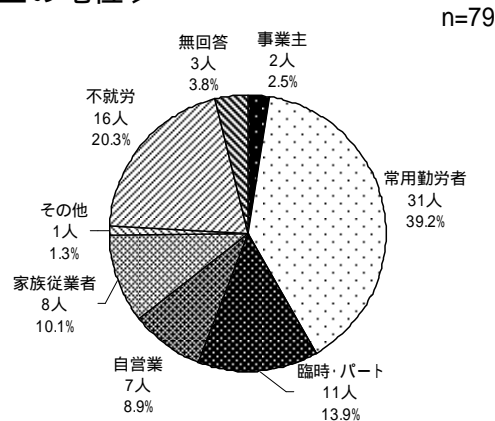


4 保護者の経済状況

(1) 震災前の就業上の地位

常勤雇用者が 31 人 39.2%、臨時・パート 11 人 13.9%などとなっており、就労していなかった人は 16 人 20.3%であった。

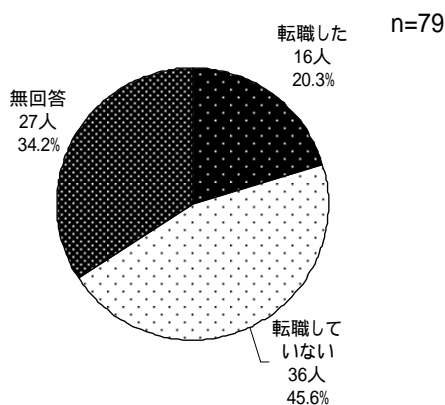
〔震災前の就業上の地位〕



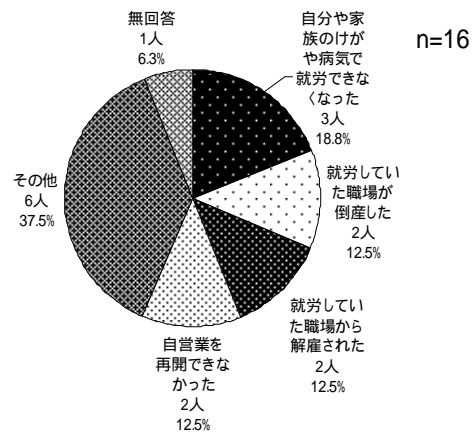
(2) 震災による保護者の就業状況への影響

16 人 20.3%の人が震災を契機に転職しており、その原因は、「自分や家族のけがや病気で就労できなくなった」3 人 18.8%、「就労していた職場が倒産した」2 人 12.5%などとなっている。

〔転職の有無〕



〔転職の理由〕



転職した人の自宅の被害状況を見ると、全壊・全焼で自宅を失った人が 11 人で、これらの方々は家族、自宅、職業をすべて失ったということであり、非常に厳しい状況であったことは想像に難くない。今回調査の回答者 79 人に対する割合は 13.9%で、このような境遇の方がかなりの高率で出現したということになる。

〔震災を機に転職した人の自宅の被害状況〕

全壊	全焼	半壊	一部損壊	被害なし
10	1	2	1	2

保護者全体について、就業上の地位を震災前と現在を比較すると、震災前に常勤雇用者であった31人のうち、現在も常勤雇用者である人は11人に止まる。一方、震災前には不労であった人16人の内訳は、母親13人、祖父1人、叔母1名、無回答1名であり、このうち、現在就労している9人は、全員が母親である。

〔震災前と現在の就業上の地位の関係〕

就業上の地位	震災前の地位	現在の就業上の地位							合計	
		事業主	常勤雇用者	臨時・パート	自営業	家族従業者	その他	不労		無回答
	事業主	1							1	2
	常勤雇用者	3	11	5	3		2	4	3	31
	臨時・パート		1	4				6		11
	自営業			2	2		1	2		7
	家族従業者	1	2	1	2	2				8
	その他						1			1
	不労	1	4	4				6	1	16
	無回答						1		2	3
	合計	6	18	16	7	2	5	18	7	79

(3) 保護者の世帯収入等

保護者の世帯収入の平均値は347万円で、平成18年度全国母子世帯等調査による平成17年の母子世帯の平均所得213万円、父子世帯の平均所得421万円と比較すると、特別に低いわけではない。しかしながら、わが国の全世帯の平均所得額547万円、児童のいる世帯の平均所得金額688万円(平成21年国民生活基礎調査)に比べるとかなり低くなっている。所得200万円未満の保護者が養育している遺児について見ると、10人がまだ就学中で、うち1人の保護者は生活保護を受けている。

中長期的な生活支援については他の母子家庭等世帯と同様、生活保護、児童扶養手当等の一般の福祉施策でカバーされているなかであって、遺児が自立できるまでの間、息長く支援を続ける遺児育英資金の存在意義は非常に大きいと考えられる。

〔保護者の年齢別の世帯収入〕

世帯収入	保護者の年齢	保護者の年齢						
		30～39歳	40～41歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	75歳～	無回答
100万円未満	父			1	1	1		
	母	1		2	1			
100～199万円	その他					1		
	父			3				1
	母			4	1	1		
200～299万円	その他						1	
	父		1	6	1			
	母				2		2	
300～399万円	その他							1
	父				1			
	母		1	1	2			
400～499万円	その他				4	1		
	父		1	3	1			
	母		2	3	2			
500～599万円	その他		1					
	父			2	1			
	母		3					
600万円以上	その他		1	2	1			
	父			2	1			
	母			2	1			
700万円以上	その他			1			2	
	父			2	1			
	母			1				
無回答	その他			1				
	父			2	1			
	母			1				
合計		1	10	35	24	4	5	2

未記入を除く。

〔年収 200 万円未満の保護者世帯における遺児の状況〕

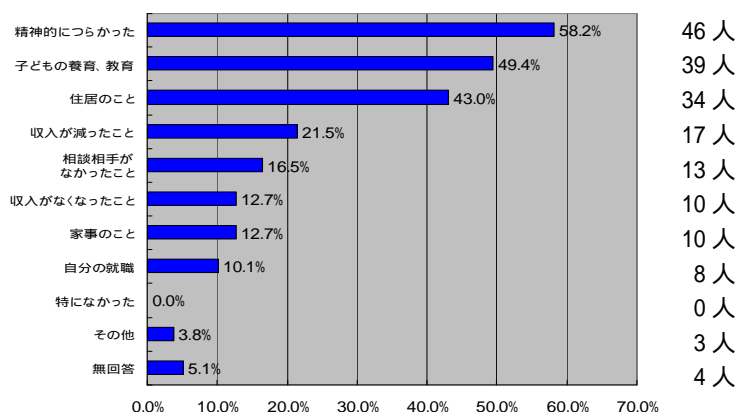
	就学中の遺児がない保護者	遺児が就学中の保護者	計
100万円未満	3人	5人	8人
100～199万円	6人	5人	11人

5 遺児の養育

(1) 震災直後に困ったこと

「遺児を養育するようになった当時、お困りになったことはありましたか。」という質問に対しては、「精神的につらかった」と答えた人が 46 人 58.2%と最も多く、「子どもの養育、教育」39 人 49.4%、「住居のこと」34 人 43.0%となっている。

〔遺児の教育で困ったこと〕（複数回答） n=79



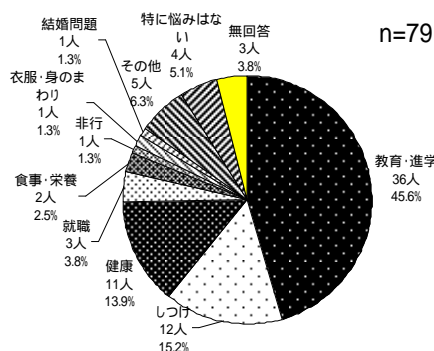
(2) 遺児の養育に関する悩み

遺児の養育に関する悩みについて聞いたところ、「教育・進学」が 36 人 45.6%と多く、「しつけ」12 人 15.2%、「健康」11 人 13.9%などとなっている。

平成 18 年度全国母子世帯等調査では、母子世帯・父子世帯、子どもの性別を問わず「教育・進学」が多く、この傾向は震災遺児家庭と同様である。構成割合を見ると、震災遺児家庭では「教育・進学」に関する悩みが 10 ポイント程度少なく、「健康」が多く、「就職」が若干少ない程度で、全国調査との間に大きな差は認められない。

なお、本設問では、遺児が成人している場合には、子育てに際して悩んだことを答えてもらっている。

〔遺児の養育に関する悩み〕



〔保護者が抱える子どもについての悩み〕

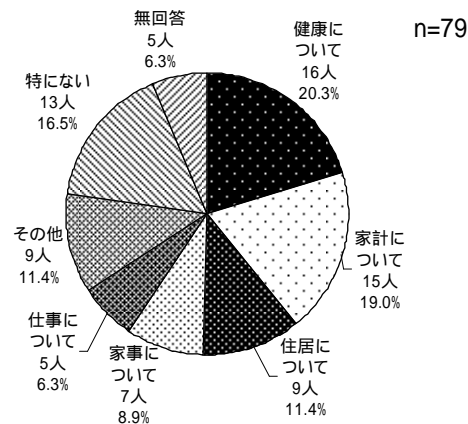
	今回調査	母子世帯等調査（母子世帯・男の子）
教育・進学	45.6%	55.8%

しつけ	15.2%	18.9%
健康	13.9%	5.3%
就職	3.8%	10.3%
食事・栄養	2.5%	2.3%
非行	1.3%	1.8%
結婚問題	1.3%	0.5%
衣服・身のまわり	1.3%	0.9%
その他	6.3%	4.2%
特に悩みはない	5.1%	-
無回答	3.8%	-

(3) 保護者本人の悩み

現在（遺児が成人している人については子育て期）保護者自身が困っていることについて聞いたところ、「健康」が最も多く16人20.3%、次が「家計」15人19.0%であった。一人で家族を支えていかなければならない保護者の立場を反映した結果となっている。

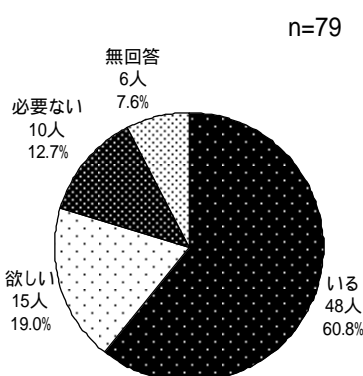
〔保護者本人の現在の悩み〕



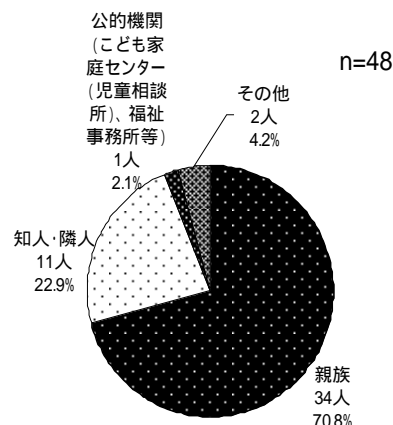
(4) 相談相手

相談相手について聞いたところ、「相談相手がいる」と答えた保護者は48人60.8%、「欲しい」と答えたのは15人19.0%で、「いる」と答えた人の相談相手は、34人70.8%が親族である。

〔相談相手の有無〕



〔相談相手〕



母子世帯等調査の結果と比較すると、相談相手の有無については、今回調査の方が、「相談相手が必要」と答えた人の割合が、母子世帯、父子世帯とも多くなっている。

相談相手の内訳については、母子世帯については母子世帯等調査と大きな違いはないが、父子世帯については、「親族」の割合が83.3%と高くなっており、外部の人に相談していない状況が見て取れる。

〔相談相手の有無（母子世帯等調査との比較）〕

	母子世帯		父子世帯	
	今回調査	母子世帯等調査	今回調査	母子世帯等調査
相談相手あり	72.2%	76.9%	60.0%	59.4%
相談相手が欲しい	19.4%	15.7%	30.0%	21.8%
必要ない	8.3%	7.4%	10.0%	18.8%

〔相談相手の内訳（母子世帯等調査との比較）〕

	母子世帯		父子世帯	
	今回調査	母子世帯等調査	今回調査	母子世帯等調査
親族	61.5%	66.1%	83.3%	67.5%
知人・隣人	38.5%	29.6%	8.3%	28.2%
公的機関	-	1.7%	-	0.9%
その他	-	2.5%	8.3%	3.4%

5 震災遺児支援に関する評価

(1) 受けた支援の内容

「あなたは、兵庫県の遺児育英資金以外に、震災遺児に対するどのような支援を受けましたか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

兵庫県教育委員会の遺児育英資金のほかにも奨学金等の資金援助を受けている人が多く（40人、51%）、あしなが育英会、わかば奨学金などが挙げられている。また、あしなが育英会の行事に参加したという人も16人（20%）と多くなっている。

回答内容	回答者数	割合
奨学金等	40人	51%
あしなが育英会のこころのケアなどの活動	16人	20%
その他（見舞金、コンサート招待、教材等）	5人	6%
特になし	15人	19%
無回答	15人	19%
計	79人	

(2) 役に立った支援

「震災遺児に関して、あなたにとって、役に立ったと思う支援は何ですか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

各種奨学金が40人（51%）と最も多く、県の育英資金、あしなが育英会をあげる人が多かった。「高校を無事卒業させられたので感謝しております。」「教育資金は私1人の力では無理でした。教育は子どもにとって財産にもなっています。」など、感謝の声が多かった。また、授業料免除がありがたかった、という声も複数あった。

また、あしなが育英会の活動をあげる人も10人（13%）おり、「精神面ではあしなが育英会の息の長いケアに大変助けられた。」「あしなが育英会の「心のケアプログラム」へ参加したことで、不安定な気持ちを少しでもやわらげることができた。」など、評価が高かった。

回答内容	回答者数	割合
奨学金等による就学支援	40人	51%

あしなが育英会のこころのケアなどの活動	10人	13%
同じ境遇の人との交流	3人	4%
旅行、コンサート等への招待	3人	4%
励まし	2人	3%
その他（助け合い、支え、行政の迅速な手続き等）	7人	9%
特になし	4人	51%
無回答	21人	27%
計	79人	

(3) 必要だった行政の支援

「震災遺児に関して困ったこと、行政の支援がほしかったことはありましたか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

経済的な支援が最も多く、13人（16%）がその必要性を挙げている。

次に、心のケアに関するものが8人（10%）と多く、「長期的な精神サポートを受けられる場がほしい」などの意見があった。また、「親の心のケアの場を提供してほしかった。」「親としてどうしたら良いかという窓口が欲しかった。」など、遺児を育てなければならなかった親に対する支援が必要だという意見が3人（4%）あった。

県教育委員会は、震災後、学校での心のケアに取り組むとともに、遺児育英資金等の支援情報を、学校を通じて遺児家庭に提供してきたが、「通っていた高校の先生方に色々な支援を教えて頂けてずいぶん助かりました。」という意見があり、学校を通じた支援情報の提供が一定の効果をあげたことが示されている。

また、父子家庭になった家庭の保護者からは、「仮設住宅の入居条件など、母子家庭と区別しないで支援してほしかった。」という意見が複数あった。当時、子どもが18歳未満の母子家庭は応急仮設住宅の入居順位が第1順位であったが、父子家庭には優先入居がなかったことを指しているものと思われる。遺児の安全・安心な生活環境を確保するという観点に立てば、一定の配慮が必要と考えられる。

回 答 内 容	回答者数	割 合
経済的支援	13人	16%
遺児のこころのケア	8人	10%
住居の確保	8人	10%
各種相談窓口	5人	6%
親（保護者）のこころのケア	3人	4%
その他（託児施設、雇用等）	8人	10%
どのような支援があるのかわからなかった	4人	5%
特になし	11人	14%
無回答	31人	39%
計	79人	

(4) 将来の大災害で必要となる支援

「震災遺児の支援について、将来、大災害が発生した場合、どんな支援が必要だと思いますか。」という設問に対し、自由記述で回答していただいた内容について、分類を行った結果（重複集計）が下の表である。

育英資金等就学支援が16人（20%）と最も多く、「（教育委員会の育英資金の）おかげで高校まで通うことができました。」「肉親を失っても頑張れば負担を心配しなくても、行ける安心感がプラスになると思います。希望があれば努力すると思います。」な

どの意見があった。

また、心のケアを挙げる人が16人(20%)と多く、「学校に通う間の長いところのケアもできればやってほしい」など、長期的なフォローの必要性を指摘するものが複数あった。

回 答 内 容	回答者数	割 合
奨学金等就学支援	16人	20%
その他経済的支援	16人	20%
遺児のこころのケア	14人	18%
住居の確保	8人	10%
親(保護者)のこころのケア	6人	8%
仲間・地域コミュニティづくり	6人	8%
状況に応じた適切な支援	4人	5%
直後の救援(水・食糧の配給等)	3人	4%
支援情報	3人	4%
託児施設	2人	3%
その他	23人	29%
無回答	29人	37%
計	79人	

アンケート調査から判明した課題

1 震災遺児の把握

震災で亡くなられた方の中には、被災地で就業している方や旅行者など、住所地が被災地外の方がおり、また、避難する際、親戚などを頼って被災地外に出る人もいた。

そのため、震災遺児を把握するには、死者の身元を確認し、所在を確認するとともに、幼稚園や保育所や学校に通う子供については、それぞれのルートで把握を図る必要がある。

また、震災遺児に対して義援金を支給する場合には、その申請者をたどる方法も考えられる。

2 就学支援の必要性

遺児は、片親あるいは両親をなくしており、経済的に就学が困難となる場合が多くなる。

そのため、遺児育英資金や奨学金など遺児や保護者が利用しやすいメニューを用意し、就学を続けていくための支援を行う必要がある。

3 こころのケアの必要性

震災遺児は、親を亡くしたことに加え、家や家族を亡くしている場合が多く、遺児としてのケアに加えて、被災者としてのケアも必要となる。特に小学校以下の子どもについては、中長期的に精神的な影響が残る場合もあるので、注意してフォローする必要がある。

また、保護者も家族や家を失い、場合によっては仕事も失って途方に暮れている場合もあるので、保護者に対する総合的な相談、こころのケアに関する情報も併せて提供することが必要となる。

4 民間団体等との連携

阪神・淡路大震災では、あしなが育英会が独自にローラー調査で遺児の把握を行い、メンバーによる遺児に対するこころのケア活動は、遺児世帯の評価が高く、特に遺児である育英会メンバーによる活動や長期に渡るフォローアップ活動など、行政では難しい対応も行っている。

これらの民間団体とは緊密に連携し、遺児世帯にとってよりよい対応ができるよう努力することが重要である。

5 父子家庭に対する支援

阪神・淡路大震災では、母子家庭は応急仮設住宅の入居優先順位が第1順位で、父子家庭は第4順位（一般被災者と同様）であったが、遺児に安全な住まいを確保する観点からは、父子世帯も同列に対応すべきである。

訪問調査の概要

1 目的

阪神・淡路大震災で親を失った方に対して、被災直後の状況、生活の変化など、各々の経験を聞くことにより、記録を残すとともに、将来の災害における生活再建など、災害対策に役立てる教訓を導き出すために行った。

2 主な質問項目

被害を受けたときのご家族の状況

就学状況や家族関係など現在に至るまでの生活状況

震災遺児への支援に関して、必要と思われること など

3 対象者数

アンケート調査対象者のうち、当時、主に県内の学校に通っていた方（341人）とその保護者（274人）に対して、訪問調査の同意を求める依頼文を送付し、遺児本人は7人、保護者は12人から、それぞれ意見を伺った。
（内訳）

(1) 男女内訳 (本人) 男性5人、女性2人

(保護者) 男性6人、女性6人

(2) 平均年齢 (本人) 22.4歳 (保護者) 58.8歳

(3) インタビュアー

井谷誠司（(財)神戸都市問題研究所主任研究員）

岡部育子（兵庫県復興支援課相談員）

松岡真知子（兵庫県復興支援課相談員）

高崎昌子（兵庫県復興支援課相談員）

武田泰子（兵庫県復興支援課相談員）

(4) インタビュー場所

兵庫県庁、神戸市役所、区役所、職場、自宅 など

(5) ボリューム

1訪問（逐語ベース）平均：52ページ、約34,000語

震災遺児（本人）ヒアリング状況

本人 - 1						
基本属性	性別	男	年齢（歳）	31	保護者との関係	子
被災状況	被災場所	神戸市東灘区本山中町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	夫婦が1階、3兄弟（本人当時15歳、妹14歳、弟7歳）が2階で就寝中に被災。 1階部分がつぶれ、父が死亡。				
進学・就労の状況	卒業が目標ではあったが、勉強にあまり熱が入らず、なんとなく奨学金をもらいながら通っていた。 進学、就職において震災遺児であることで困ったことはない。					
震災遺児への支援で必要なこと	とりあえず住むところが大事。次に食事。 仮設住宅は希望のところ当たらなかった。 父が亡くなったが、ドライアイス一つにしても公的な機関が有事の時に備え、考えられる手助けするしくみを作っておくべきである。 震災の経験をしゃべる（伝える）ことは、震災を経験して今残っている者の役目である。					

本人 - 2						
基本属性	性別	男	年齢（歳）	27	保護者との関係	子
被災状況	被災場所	西宮市鳴尾町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	父と3人の子供（当時小5、小2、幼稚園）が家屋の下敷き。 子供3人は救出できたが、父は梁の下敷きになり死亡。				
進学・就労の状況	大学卒業までは、あしなが育英会のヘルパーに参加していた。 現在は就職しているが、将来のことは考えていない。					
震災遺児への支援で必要なこと	ローラー調査で訪ねてきたあしなが育英会は、遺児にとって本当によかった。 同世代の遺児たちとも仲が良くなり、何でも言える環境だった。					

震災遺児（本人）ヒアリング状況

本人 - 3						
基本属性	性別	男	年齢（歳）	24	保護者との関係	子
被災状況	被災場所	西宮市鳴尾町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	父と3人の子供（当時小5、小2，幼稚園）が家屋の下敷き。子供3人は救出できたが、父は梁の下敷きになり死亡。				
進学・就労の状況	大学卒業後、就職活動をしているが、非常に厳しい。					
震災遺児への支援で必要なこと	ローラー調査で訪ねてきたあしなが育英会は、遺児にとって本当によかった。同世代の遺児たちとも仲が良くなり、何でも言える環境だった。					

本人 - 4						
基本属性	性別	女	年齢（歳）	24	保護者との関係	子
被災状況	被災場所	芦屋市茶屋町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	両親と本人（当時7歳）の3人がマンションの2階で被災。特に怪我なし。 避難所生活3か月ほどで父を病気で失う。				
進学・就労の状況	大学は、経済的に仕送りとかに頼れないので近くにした。 男親がいないと真面目に育つのかと一部偏見を持って見られた。当時、少し引け目を感じていた。					
震災遺児への支援で必要なこと	親がいないことで進学できない、あるいは将来が不安と思っている子どもに金銭面、精神面で支援してもらいたい。 各種奨学金にはかなり助かった。 避難所では、主に年頃の女性に対するプライバシー（着替えスペース、洗濯場など）にも考慮してもらいたい。					

震災遺児（本人）ヒアリング状況

本人 - 5						
基本属性	性別	男	年齢（歳）	19	保護者との関係	孫
被災状況	被災場所	神戸市灘区烏帽子町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	母方の祖母宅で被災。 母が死亡、本人と祖母が閉じ込められる。 父が精神的に不安定になり、父方の祖母が3歳の遺児を引き取る。				
進学・就労の状況	母親のことを聞かれた時は、本当のことを言うと空気を悪くすると思い、震災の話はしなかった。					
震災遺児への支援で必要なこと	レインボーハウスが心の支えとなった。 育ての親という感覚で大変世話になった。 同じ立場の友達が多く、何でも言えた。					

本人 - 6						
基本属性	性別	女	年齢（歳）	16	保護者との関係	孫
被災状況	被災場所	神戸市兵庫区水木通		家屋被害	全壊	
	家族の状況	2階建ての文化住宅で被災。 両親と3人家族であったが、母親は家屋の下敷きになり即死。 父親は、足腰など骨折し6ヶ月入院。 遺児は、父親に抱かれて無傷。				
進学・就労の状況	美術系の高校に進学し、現在高1年生。 学校生活としての悩みはあるが、震災遺児となったことで困ったことはない。					
震災遺児への支援で必要なこと	レインボーハウスに行くことに当初抵抗があったが、小学1年生から通うようになった。 勉強については、保護者が分からないことを兄姉のように教えてもらったりして大変お世話になった。					

震災遺児（本人）ヒアリング状況

本人 - 7						
基本属性	性別	男	年齢（歳）	16	保護者との関係	子
被災状況	被災場所	西宮市甲東園		家屋被害	全壊	
	家族の状況	母と子ども2人が1階で、父は2階で被災。 母と長女は死亡。 長男は頭部に傷を負ったが、母が覆い被さり無事。				
進学・就労の状況	小学校3年生から野球を始めて、高校でも軟式野球部に在席している。 進学については、今は全く考えていない。とにかく野球が出来れば良い。					
震災遺児への支援で必要なこと	レインボーハウスには、小学校までは何度か行き遊んだりし、楽しかったという印象。中学に入ってから部活が忙しく、ほとんど行っていない。 自身は「震災遺児」とよばれることに対しては、しっくりこない。					

震災遺児（保護者）ヒアリング状況

保護者 - 1						
基本属性	性別	男	年齢（歳）	63	本人との関係	父
被災状況	被災場所	神戸市灘区		家屋被害	全壊	
	家族の状況	母と2人の娘（高校生と中学生）が家屋の下敷き。 母が死亡。 父は仕事で外出中（六甲トンネル内で被災）。				
遺児の養育	当時、2人の娘は中学生と高校生。難しい年頃で父親1人で苦労した。 2人とも震災の影響からか集中力、持続力がない。 母親のことは一切語らない。 上の子は何も言わず逆らわないが、下の子は文句は言うし口答えする。 進路を決めるにも大変苦労した（やりたいことが二転三転した）。					
震災遺児への支援で必要なこと	対象が、遺児であれ、保護者であれ、気軽に相談に行けるような敷居の高くないところがあればよい。 こころのケアセンターは、最初は入りにくかった。 レインボーハウスは遺児にとってよかった。					

保護者 - 2						
基本属性	性別	女	年齢（歳）	64	本人との関係	母
被災状況	被災場所	明石市西新町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	母と2人の娘（中学生と小学生）が家具の下敷き。ガラス片で切り傷程度。 父は旅行中だったが、住宅再建中に疲労で死亡。				
遺児の養育	自宅兼店舗の再建、夫の入院代や葬儀代等で経済的に非常に困ったが、何としてでも2人の子に大学を出てもらいたいと各種奨学金の支援を受けながら乗り越えてきた。 震災後、明石市から神戸市兵庫区へ移ったが2人の子がいじめにあった。					
震災遺児への支援で必要なこと	医療費や学費などのお金は必要。 心に痛手を負われた方には精神的なカウンセラーや何らかの指導・支援が必要ではないか。					

震災遺児（保護者）ヒアリング状況

保護者 - 3						
基本属性	性別	男	年齢（歳）	62	本人との関係	伯父
被災状況	被災場所	神戸市東灘区		家屋被害	全壊	
	家族の状況	アパートが崩れ落ち、両親、末弟、父方の祖母が全壊した建物の下敷きになり、死亡 長男（中学生）二男（小学生）は軽いケガ				
遺児の養育	<p>特には問題がなかった。</p> <p>震災後すぐに豊岡の学校に転校したが、学校の先生、友人に恵まれたこともあり、子供たちは震災の影響もなく成長していった。</p> <p>小学生だった二男は親戚の家に来たということもあってか、何事にも最初は遠慮がちで、伯母は苦労した。</p>					
震災遺児への支援で必要なこと	<p>各種申請等の手続きにかなり時間がかかった。手続きは必要と思うが、災害時の場合、もう少し迅速にできないかと思う。</p> <p>銀行に関しても、名義人（両親）が亡くなっている場合でも、子供のために手続きを簡素化できないか。</p> <p>あしながの行事等いろいろ誘いはあったが、豊岡から神戸までというのは少し遠いため参加できなかった。災害で遠方に行った者のために、その地区で遺児たちが交流できる場が設けられるとよい。</p> <p>義援金、支援金、新聞社の支援金以外で、有志の物資等は大変ありがたかった。</p>					

保護者 - 4						
基本属性	性別	男	年齢（歳）	60	本人との関係	叔父
被災状況	被災場所	神戸市東灘区御影本通		家屋被害	全壊	
	家族の状況	両親と子供3人が家屋の下敷き。 両親、長女が死亡。				
遺児の養育	<p>2人の遺児は、当時、中学生と小学生で、父親の弟が2人を引き取る。</p> <p>もともと、実子が5人おり、2人を加えた7人の子供を大学まで行かせた。</p> <p>実子ではないことから、しつけには大変苦労した。</p>					
震災遺児への支援で必要なこと	<p>社会福祉協議会が遺児を支援する海外旅行を震災の翌年に行ったが、その体験が大変よかったのか、生まれ変わったように元気になった。</p> <p>奨学金に対しては感謝している。</p> <p>ただ、震災時の車両規制、生活水の確保に配慮してほしい。</p>					

震災遺児（保護者）ヒアリング状況

保護者 - 5						
基本属性	性別	男	年齢（歳）	58	本人との関係	父
被災状況	被災場所	西宮市南郷町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	父と2人の娘は自宅に居たが無事。 長男は新聞配達中だったが無事。 母は外出先の建物（全壊）で被災し死亡。				
遺児の養育	当時、3人の子供（長男、長女、二女）は高校生、中学生、小学生。 長男は大阪の実姉のところから学校に通わせた。 2人の娘は、難しい年頃でもあったが、父親の実家（八鹿）に転校する。 長女が不登校になったり苦労をしたが、進路を決めていく際、学校の先生の薦めで看護師の学校へ進学する。					
震災遺児への支援で必要なこと	天災時の電話の確保や水の確保、また、トイレなどの最低限のプライバシーだけは守れる対応策があればよい。 学費の支援については、あしなが育英会等の手続きがスムーズに出来たので、遺児、保護者にとってはよかった。					

保護者 - 6						
基本属性	性別	女	年齢（歳）	53	本人との関係	母
被災状況	被災場所	西宮市鳴尾町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	父と3人の子供（当時小5、小2、幼稚園）が家屋の下敷き。 子供3人は救出できたが、父は梁の下敷きになり死亡。				
遺児の養育	近くには父の両親がおり、母と3人の子供は1年ほど一緒に生活をする。 母が仕事に行っている間は、父方の祖母が家事全般をするようになるが、それぞれがストレスを抱えたことから、近くの文化住宅に引っ越す。 引っ越した後は、家に親がいないということもあり、長男が怒りっぽくなった。 保護者、子供3人は父親が亡くなったという悲しみを抑えていたのではないかと。 後に長女が18歳の時に自殺した。					
震災遺児への支援で必要なこと	あしなが育英会が、ローラー調査で遺児の把握調査にやってきて、それ以降、大変お世話になっている。 今は個人情報の規制が厳しくなってきているので、もう少し緩和するなどして、遺児になった子供が精神的にも救われるようにしてもらいたい。 あしなが育英会以外に、県の募集で旅行やゼミの誘いがあり、気晴らしになるので参加させたりしたが、下の娘は孤立しがちであった。 あしなが育英会は、1人にさせないというのがあるので、そういったノウハウが必要。 奨学金は、学校の紹介で若葉奨学金を受けることができた。					

震災遺児（保護者）ヒアリング状況

保護者 - 7						
基本属性	性別	男	年齢（歳）	55	本人との関係	父
被災状況	被災場所	西宮市屋敷町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	母と三男(生後6ヶ月)が家屋の倒壊、家具の下敷きにより圧死。				
遺児の養育	残された3人の子供は、長男：中学生、長女：小学生、二男：4歳。 長男は翌年に進学するが、震災があっても高校に通るとというのが目的だったため、達成感と脱力感から高校2年時に退学する。					
震災遺児への支援で必要なこと	当時の支援制度、見舞金、新聞社の義援金は受けているが、子供の世話等をしていると情報を得るのがかなり難しかった。 1ヶ月ぐらい毎日いろんな方面から、炊き出しに来てくれていたのが良かった。 災害等緊急時の休日は、行政の窓口を開けてほしい。					

保護者 - 8						
基本属性	性別	女	年齢（歳）	50	本人との関係	母
被災状況	被災場所	芦屋市津知町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	両親と子ども2人(当時小学1年生、3歳8か月)が賃貸住宅で被災。 父は死亡。母は頭に15針縫う傷、腰は圧迫骨折し2ヶ月間入院(湯村温泉)。 その間子供二人は、避難所にもなっていた父方の実家のキリスト教会の一室にて祖父母が養育。 その後1年半、そのまま、キリスト教会の一部を借りて生活。				
遺児の養育	今まで子供には、隠すことなく真実を伝える、現実を見据えるという姿勢で接してきた。 追悼式などには、子供は小さいなりに何か感じるがあると思って、意識的に出来る限り子供も連れて参加した。 兄は、教会住まいをしていたため、友達を連れてこられないなど窮屈な思いをしておりチック症状が出たりしていた。 妹は、当初は閉所、暗所恐怖症であったが、3年くらいたって小学校へ入る頃には良くなり、何回も海外でボランティア活動をするなど、今では積極的に出て行くようになった。					
震災遺児への支援で必要なこと	遺児育英資金や奨学金の支給などで経済的には助かった。 あしなが育英会やロータリークラブの集まりなどで同じような境遇の人が集い、励まし合ったり出来たのは力になり、支え合う集まり等は励みになる。 子供が小さかったので、レインボーハウスのような見てくれるところが必要。孤立しないように見守ってやる、相談するところ、集える場を持って、わかり合えるという場を作ることが必要。					

震災遺児（保護者）ヒアリング状況

保護者 - 9						
基本属性	性別	女	年齢（歳）	66	本人との関係	祖母（父方）
被災状況	被災場所	神戸市灘区烏帽子町		家屋被害	全壊	
	家族の状況	母方の祖母宅で被災。 母が死亡、本人と祖母が閉じ込められる。 父が精神的に不安定になり、父方の祖母が3歳の遺児を引き取る。				
遺児の養育	苦労はなかった。 遺児には勉強はできなくても、あいさつと靴を揃えることだけを教え、あとは朗らかに楽しく生活するよう心がけた。					
震災遺児への支援で必要なこと	レインボーハウスが遺児にとって心の支えとなったようだ。 育ての親という感覚で大変世話になった。 同じ立場の友達が多く、何でも言えたようだ。 必要なものを強いて言えば、金銭的な面であるが、実際は、神戸市、レインボーハウスや日本学生支援機構などから奨学金を受け、大変助かった。					

保護者 - 10						
基本属性	性別	女	年齢（歳）	62	本人との関係	祖母（母方）
被災状況	被災場所	神戸市兵庫区水木通		家屋被害	全壊	
	家族の状況	2階建ての文化住宅で被災。 両親と3人家族であったが、母親は家屋の下敷きになり即死。 父親は、足腰など骨折し6ヶ月入院。 遺児は、父親に抱かれて無傷。				
遺児の養育	突然、乳児を養育することになり、震災直後の乳児の産着、おむつ、ほ乳瓶、ミルク、風呂などに大変苦労した。 震災時、遺児は生後4か月で母親の死亡を知らないまま成長した。 母親のことは、あしなが育英会と相談し、小学3年生の時に告げたが、全く動揺する様子が見受けられなかった。					
震災遺児への支援で必要なこと	あしなが育英会が、ローラー調査で遺児の把握調査にやってきて、それ以降、大変世話になっている。 県教育委員会の遺児育英資金には大変助かっている。					

震災遺児（保護者）ヒアリング状況

保護者 - 1 1						
基本属性	性 別	男	年齢（歳）	4 8	本人との関係	父
被災状況	被災場所	西宮市甲東園		家屋被害	全壊	
	家族の状況	母と子ども 2 人が 1 階で、父は 2 階で被災。 母と長女は死亡。 長男は頭部に傷を負ったが、母が覆い被さり無事。				
遺児の養育	長男が中学校に上がるまでに 2 人で何かを残そうと、いろんな場所に赴いては写真を撮るなどした。 仕事から帰るのが遅いということもあり、保護者の母親(祖母)に任せっぱなしだった影響と高齢も重なり、心労から老人ホームに入れることになった。					
震災遺児への支援で必要なこと	直ぐに行政へ相談し、奨学金、義援金の支援は受けることができた。 報道の情報と行政の情報がリンクしていないこともあり、正しい情報を発信してもらいたい。					

保護者 - 1 2						
基本属性	性 別	女	年齢（歳）	6 6	本人との関係	祖母（母方）
被災状況	被災場所	芦屋市松ノ内町		家屋被害	半壊	
	家族の状況	亡くなった母親は、震災の前年の 94 年に離婚し一人息子を連れて実家の芦屋市松ノ内町に帰ってきた。 震災時は祖父母と母子で住んでおり、家は半壊となり母親も 2 階で家具の下敷きになったが無事だった。 その後小学校教員として勤めたが、激務のため 7 月に過労死し一人息子が孤児となった。				
遺児の養育	祖父は東京へ単身赴任しており、亡くなった娘の姉がしばらくしてから実家の一軒となりで歯科医を開業し 3 人で住むこととなった。養育は主に祖母が行った。 祖母も勤めに出ており、小学校時代は先生との関係がなかなかうまくいなくて苦労した。小学校 5 年生になったやっと良い先生に巡り会いうまくいくようになってきた。 一浪後今春公立大学の医学部に合格し入学することとなった。					
震災遺児への支援で必要なこと	昼間子供のケアをしてくれたら親は安心するので、制度を設けてくれたら良かった。 相談に行っても、とにかく行政の対応が冷たかった。 母親の労災認定を受けるのに教職員組合、学校、教育委員会等に掛け合ったが対応は冷たいものであった。					

兵庫県・神戸市による震災障害者・震災遺児に対する聞き取り調査
調査実施者（インタビューアー）のためのガイドライン

調査アドバイザー座長・関西学院大学

池埜 聡

1. 調査デザイン

帰納的かつ探索的な目的に基づく質的調査デザインを採用する。実際には、書面にて了承を得ている本人、遺族、家族に対する一対一の直接インタビューによって聞き取り調査を実施する。インタビューは、半構造面接のスタイルを踏襲する。あらかじめ定められた質問について回答を求めつつ、基本的には対象者の自由な回答が優先される。各質問項目への回答を聴取することが第一義の目的ではない。質問項目はいわばインタビューを深めていく道具として位置づける。質問に固執しすぎない、ある程度自由度の確保されたインタビューの実践が求められる。

半構造面接を方法として採用する理由は、震災障害者及び震災遺児とも、行政による長期にわたるフォローアップ調査は初めてのことであり、研究調査の蓄積がないことから、探索的な目的が主眼となるため、できるかぎり対象者の被災経験、日ごろの思い、これまでの人生経験について広く深く聞き取る必要があるためである。対象者の自由な語りを紡ぐ半構造的なインタビューが妥当と判断される。倫理的配慮を重視し、二次的な負の影響を与えないよう、両被災者の語りを記録にとどめ、今後の被災者支援への教訓に活かすべく、慎重な実施が求められる。

2. データ収集法：総論

了承を得ている震災障害者、震災遺児、ご遺族、ご家族とアポイントメントをとり、対象者のもっとも都合のいい時間と場所を設定する。もし場所について、自宅以外の場所を希望される場合、兵庫県・神戸市管轄の施設等を活用し、できるかぎり対象者の負担にならない配慮を行う。アポイントメントの取り方については、別途定める。

インタビューアーは、原則2名のチームによって実施される。あらかじめ、メインにインタビューを進める役割と補助の役割を決めておき、補完的な役割遂行をもって効果的にインタビューを実施する。補助のインタビューアーは、1) インタビュー内容を深めるために補完すべき質問項目がないかどうか、2) 対象者の心身の状態に変化はないかどうか、そして3) その他倫理的配慮で抜け落ちているところはないかどうか、などを確認し、インタビューを支える役割を担う。

インタビュー時間は、1回90分を目安にするが、厳密に定められるものではない。短縮、延長はケース・バイ・ケースで対応する。対象者の身体的・情緒的状态に気を配り、インタビューが対象者の心身に負の影響を与えないかどうか、最大限配慮しつつ、インタ

ビューアーの時間的制約も考慮し、インタビュー時間を決定する。

インタビューは、録音することを原則とする。録音機器は、調査チームよりICレコーダーが貸し出される。録音されたインタビュー記録は、逐語録化され、質的データとして分析対象となる。録音については、インタビュー冒頭において、対象者に理解をもとめ、同意を得ることが必須となる。ICレコーダーは管理する担当者をあらかじめ決めておき、紛失等がないよう、細心の注意を払って取り扱う。録音データは、所定のUSBメモリスティックにダウンロードし、バックアップをとる。個人のPC等に無断でダウンロードを行わない。ICレコーダーとUSBメモリスティックは、調査終了後、事務局に返却する。

インタビューの実施場所は、できるかぎり静寂とプライバシーが保たれるところが望ましい。飲食店などでのインタビューはできる限り避ける。どうしても飲食店などでインタビューを実施する必要がある場合、調査責任者に相談の上、決定すること。

半構造面接によるインタビューのため、1回のインタビューで基本的な質問項目についてカバーできないことも考えられる。インタビュー回数は特に定めない。必要であれば、2回以上のインタビュー実施も可能である。この件は、対象者に事前説明が必要であり、対象者の同意がなによりも優先される。

3. データ収集法（各論）

1) アポイントメントの取り方は、以下の段階を経ることを原則とするが、県復興支援課及び神戸市障害福祉課は震災障害者及び震災遺児の「訪問調査可能者リスト（仮）」を作成し、インタビューアー及び補助者に提供する。

- 補助者は、インタビューアーが訪問することができる日時を把握する。
- 連絡に当たっては、自己紹介（名前、所属、連絡先）をし、電話の目的、訪問する者の名前を告げる。その後、日時を調整し、場所については自宅に限らず、原則、対象者の希望の場所とする。
- 対象者から、その日の中で都合のいい日を聞き取り、週2～3人程度の訪問計画を立てる。
- 親子、兄弟、保護者と遺児など同居の家族等が同時に訪問を希望している場合、一度に済ませるのではなく、日時を変えるなどして個々にヒアリングを行うよう計画を立てる。
- 対象者に連絡するときは、早朝、深夜、休日等は避ける。
- 開始時間と所要時間を必ず確認する。

2) インタビューは、以下の段階を経ることを原則とする。

第一段階：導入

- 自己紹介・協力への感謝

- 簡潔な調査目的の説明
- インタビュー方法の説明
 - ✧ 時間的設定・回数の説明
 - ✧ 二人の役割
 - ✧ 自由な回答の要請
- 倫理的配慮の説明
- 録音の許可

第二段階：インタビューの実際

第三段階：終結

- 心身の変化、不調がないかどうかの確認
- 心身の不調がある場合、あるいは今後生じた場合の連絡先の確認
- 質問の受付
- 次回のアポイントメントについて確認（必要な場合のみ）
- お礼とあいさつ

3) 温かさ、尊重、思いやり、非審判的態度といった基本的態度は非常に重要である。事情聴取のような「情報ありき」にならないよう、配慮してほしい。そのうえで、探索的インタビューとして、「閉ざされた質問」と「開かれた質問」を使い分けながら、できるだけ対象者の自由な語りを聴きとっていく。5W1Hの質問、また「(そのとき)、どのように対処したのか(コーピング・クエスチョン)」も利用していく。さらに、対象者の状態を考慮しつつ、「どのように感じましたか?」「どんなお気持ちになりましたか?」といった感情を確かめることも課題としてインタビューに臨んでほしい。

4. 倫理的配慮

今回の聞き取り調査は、震災障害者、震災遺児ともに被災体験を想起していただきながら、深い洞察に触れる内容となる。そのため、倫理的配慮は特段注意しなければならない。基本的な配慮項目は以下にまとめられる。

- あらゆるプライバシーに関わる事項(名前、固有な名称、所属など)は秘密厳守によって、許可なしに公表されることはない。
- インタビューは分析のため許可を得た上で録音させていただくが、調査者以外には公表されない。
- 録音テープ・記録は厳重に保管され、調査者以外にはアクセスできない。
- 録音テープ・記録は分析が終わり次第、原則破棄される。ただし、アーカイブ(証

言記録)として保存する場合、別途相談の上、保存方法を検討する。

- インタビューの間、参加者の意志で中断・中止していただいても構わない。
- インタビューの間、インタビュー実施者の判断によって、中断・中止することもある(参加者の心身への配慮、その他)。
- インタビューの分析結果には、プライバシーに関わる事項や固有の名称などは一切公表されない。
- 希望に準じて、分析結果を郵送あるいは口頭で参加者に報告する。

対象者への尊重と配慮を第一の課題として倫理的配慮を重視する。服装、言葉遣い、挨拶、礼儀等について最大限の配慮を行う。

5. 緊急ケースへの対応

インタビュー中、あるいはインタビュー直後に対象者に心身の不調が確認された場合、すぐにインタビューを中止し、その対応を優先しなければならない。急激な変化の場合は、救急対応も含め、躊躇せず、対象者の安全を最優先すること。急激な変調ではないが、相談する場所を打診された場合は、以下の連絡先について対象者に情報開示すること。

(兵庫県)

兵庫県こころのケアセンター

(住所) 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1-3-2

(電話番号) 078-200-3018

兵庫県立身体障害者更生相談所

(住所) 〒651-2134 神戸市西区曙町 1070

(電話番号) 078-927-2727

(神戸市)

神戸市こころの健康センター

(住所) 〒652-0897 神戸市兵庫区駅南通 5 丁目 1-2-300

健康ライフプラザ 3 階

(電話番号) 078-672-6500

神戸市障害者更生相談所

(住所) 〒652-0802 神戸市兵庫区水木通 2-1-10

心身障害福祉センター内

(電話番号) 078-512-4453

(各市窓口)

別紙1のとおり

逆に、インタビューアー側に不調が生じたり、身の危険を感じるような状況を経験する場合、インタビューの中断・中止の判断をする。いかなる理由であれ、インタビューの中断、中止が生じた場合、その状況について、事務局に電話連絡を入れること。

6. フェースシート記入のお願い

インタビューアーは、インタビュー実施後、毎回インタビューを振り返って記録(メモ)を残してほしい。この記録は、インタビュー逐語録とは別のものである。別紙インタビュー・フェースシートの記載が主になる。インタビュー日時、インタビュー時間、インタビュー場所、対象者のID・年齢・性別、対象者の簡単な被災状況、インタビューの感想(インタビュー内容に対する感想とインタビュー方法に対する感想)といった項目について記載し、事務局に提出してほしい。提出方法は、別途定める(電子メールは使用しないこと)。個人名は記載されないが、念のため管理には細心の注意を払うこと。

この記録は、インタビューの基本情報になるだけでなく、インタビューの質問項目、方法を修正することにも役立ち、さらにインタビューアーの感想や思いを把握することで、質的データの質的確保や分析方法にも活かされる。

別紙2のとおり

7. その他

- アポイントメントの約束時間と場所についてあらかじめ詳細に把握しておき、遅刻等がないよう準備をする。もし緊急の事態でインタビュー実施が困難になる場合、ただちに事務局に連絡を入れる。
- インタビュー中、対象者から答えられない質問や要求が寄せられた場合、あくまでもインタビューアーのみの役割を担っていることを伝え、追って事務局あるいは適切な担当者から連絡を入れる旨、返答する。そのやりとりについて、インタビュー終了後、ただちに事務局に連絡を入れる。
- 食事、贈答品等のオファーが対象者から寄せられた場合、「規則として受け取れない」という旨を明確に伝え、辞退するようにする。
- ICレコーダーの使用法に熟知し、トラブルを避ける。できればバックアップ用の1台を加えた2台で臨むことが望ましい。
- インタビューアーの個人情報(電話・携帯アドレス等)は、開示しない。

8. 連絡先

緊急ケース、その他、本調査における連絡先は、以下の通りである。

(障害者)

課 名：兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課

担当者名：荻野

住 所：神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話番号：078-362-3192

課 名：神戸市保健福祉局障害福祉部障害福祉課

担当者名：木下

住 所：神戸市中央区 6-5-1

電話番号：078-322-6579

(遺 児)

課 名：兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課

担当者名：松原

住 所：神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話番号：078-362-4335

各市町障害福祉担当課一覧

	市町名	担当課名	電話番号	郵便番号	住所
1	姫路市	障害福祉課	079-221-2454	670-8501	姫路市安田4丁目1番地
2	尼崎市	障害福祉課	06-6489-6352	660-8501	尼崎市東七松町1丁目23番1号
3	明石市	障害福祉課	078-918-1344	673-8686	明石市中崎1丁目5番1号
4	西宮市	障害福祉課	0798-35-3767	662-8567	西宮市六湛寺町10番3号
5	洲本市	福祉課	0799-22-3332	656-0027	洲本市港2番26号
6	芦屋市	障害福祉課	0797-38-2043	659-8501	芦屋市精道町7番6号
7	伊丹市	障害福祉課	072-784-8032	664-0853	伊丹市千僧1-1
8	相生市	社会福祉課	0791-22-7167	678-8585	相生市旭1丁目1-3
9	豊岡市	社会福祉課	0796-24-7033	668-0045	豊岡市立野町12-12
10	加古川市	障がい者支援課	079-427-3626	675-8501	加古川市加古川町北在家2000
11	たつの市	地域福祉課	0791-64-3204	679-4192	たつの市龍野町富永1005番地1
12	赤穂市	社会福祉課	0791-43-6833	678-0292	赤穂市加里屋81
13	西脇市	福祉総務課	0795-22-3111(代)	677-8511	西脇市郷瀬町605
14	宝塚市	障害福祉課	0797-71-1141内線2541	665-8665	宝塚市東洋町1番1号
15	三木市	障害福祉課	0794-82-2000	673-0492	三木市上の丸町10番30号
16	高砂市	高年・障害福祉課	079-443-9027	676-8501	高砂市荒井町千鳥1-1-1
17	川西市	福祉推進室	072-740-1178	666-8501	川西市中央町12-1
18	小野市	社会福祉課	0794-63-1011	675-1380	小野市王子町806-1
19	三田市	障害福祉課	079-559-5075	669-1595	三田市三輪2丁目1番1号
20	加西市	社会福祉課	0790-42-8725	675-2395	加西市北条町横尾1000番地
21	篠山市	地域福祉課	079-552-7102	669-2397	篠山市北新町41番地
22	養父市	福祉課	079-662-3162	667-8651	養父市八鹿町八鹿1675番地
23	丹波市	生活支援課	0795-74-0222	669-4192	丹波市春日町黒井811番地
24	南あわじ市	福祉課	0799-44-3002	656-0192	南あわじ市広田広田1064番地
25	朝来市	社会福祉課	079-672-6123	669-5292	朝来市和田山町東谷213-1
26	淡路市	社会福祉課	0799-64-2510	656-2292	淡路市生穂新島8番地
27	宍粟市	介護福祉課	0790-63-3101	671-2593	宍粟市山崎町中広瀬133番地6
28	加東市	社会福祉課	0795-43-0409	673-1493	加東市社50
29	猪名川町	福祉課	072-766-8701	666-0292	川辺郡猪名川町上野字北畑11番地の1
30	多可町	健康福祉課	0795-32-5151	679-1114	多可郡多可町中区岸上281-51
31	稲美町	健康福祉課	079-492-9137	675-1115	加古郡稲美町国岡1-1
32	播磨町	福祉グループ	079-435-2361	675-0182	加古郡播磨町東本荘1丁目5-30
33	神河町	健康福祉課	0790-32-2421	679-2414	神崎郡神河町栗賀町630番地
34	市川町	健康福祉課	0790-26-1010	679-2392	神崎郡市川町西川辺165-3
35	福崎町	健康福祉課	0790-22-0560(代)	679-2280	神崎郡福崎町南田原3116-1
36	太子町	社会福祉課	079-277-1013	671-1592	揖保郡太子町鶴1369番地1
37	上郡町	健康福祉課	0791-52-1114	678-1292	赤穂郡上郡町大持278番地
38	佐用町	健康福祉課	0790-82-0661	679-5380	佐用郡佐用町佐用2611-1
39	香美町	福祉課	0796-36-1964	669-6592	美方郡香美町香住区香住870-1
40	新温泉町	福祉課	0796-82-5620	669-6792	美方郡新温泉町浜坂2673番地の1

